

平成26年12月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成26年12月 5日 開会
平成26年12月15日 閉会

飯 島 町 議 会

平成26年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年12月5日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 平成26年度飯島町一般会計補正予算（第5号 専決）

日程第 5 第 2号議案 飯島町特定地域型保育事業の設備及び運営の認可基準に関する条例

日程第 6 第 3号議案 飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

日程第 8 第 5号議案 飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 第 7号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第11 第 8号議案 飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 第 9号議案 飯島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 第10号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第14 第11号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第15 第12号議案 飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第16 第13号議案 平成26年度飯島町一般会計補正予算（第6号）

日程第17 第14号議案 平成26年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第18 第15号議案 平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第19 第16号議案 平成26年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第20 第17号議案 平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第21 第18号議案 平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第22 第19号議案 平成25年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第23 第20号議案 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について

日程第24 第21号議案 伊南行政組合の共同処理する事務の変更及び伊南行政組合規約の変更について

日程第25 第22号議案 伊南行政組合の財産処分について

（休憩・委員会審査）

日程第26 第13号議案 平成26年度飯島町一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（12名）

1番 北沢正文	2番 坂本紀子
3番 本多昇	4番 中村明美
5番 浜田稔	6番 久保島巖
7番 橋場みどり	8番 竹沢秀幸
9番 三浦寿美子	10番 折山誠
11番 堀内克美	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者														
飯島町長 高坂宗昭	<table border="0"> <tr> <td>副町長</td> <td>箕浦税夫</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>鎌倉清治</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>大久保富平</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>吉川秀幸</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>唐沢隆</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>紫芝守</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>湯沢範子</td> </tr> </table>	副町長	箕浦税夫	総務課長	鎌倉清治	住民税務課長	大久保富平	健康福祉課長	吉川秀幸	産業振興課長	唐沢隆	建設水道課長	紫芝守	会計管理者	湯沢範子
副町長	箕浦税夫														
総務課長	鎌倉清治														
住民税務課長	大久保富平														
健康福祉課長	吉川秀幸														
産業振興課長	唐沢隆														
建設水道課長	紫芝守														
会計管理者	湯沢範子														
飯島町教育委員会	<table border="0"> <tr> <td>教育長</td> <td>山田敏郎</td> </tr> <tr> <td>教育次長</td> <td>北原英利</td> </tr> </table>	教育長	山田敏郎	教育次長	北原英利										
教育長	山田敏郎														
教育次長	北原英利														

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮沢卓美
議会事務局書記	市村晶子

本会議開会

開 議
議 長

平成26年12月5日 午前9時10分

おはようございます。

町当局、並びに議員各位におかれましては大変ご苦労さまです。これから平成26年12月飯島町議会定例会を開会いたします。

議員各位におかれましては、会期中の本会議および委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いを申し上げます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町 長

おはようございます。12月議会定例会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成26年11月20日付飯島町告示第86号をもって平成26年12月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り心から厚くお礼を申し上げます。

さて今年も余すところ20日余りとなりました。この1年、議員並びに町民の皆様には町の行政運営に対しましてご理解ご協力を賜り、計画をいたしました各事務事業がほぼ順調に遂行されておりますことに対しまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。さてこの1年を振り返ってみますと、まず多くの尊い命が失われた東日本大震災からの復興もままならぬ中に、春を目前にした2月の大雪による各地での災害、8月には梅雨前線の停滞からの豪雨による日本各地で土砂災害が発生をし、特に広島市においては深夜とも重なり多くの死者が発生をしたところでございます。一方、県内においては7月には中央アルプスを隔てた南木曾町において死者を伴う土石流災害の発生、9月には同じく木曾の御嶽山が突然噴火をし、多くの死者とともに未だ行方のわからない方もいる中で、捜索活動も来春以降となっているところでございます。またつい先日の11月22日の夜には白馬村を震源とした最大震度6弱の長野県北部地震が発生をいたしました。死亡者の発生はなかったものの白馬村、小谷村等を中心に多くの住宅が全半壊をするなどの被害が発生をし、厳しい冬を前にし、2週間近く経った現在も200人以上の方々不自由な避難所生活を送られております。本年、幸いにも当町におきましては2月の大雪以来、大きな被害を伴う災害などの発生もなかったところでございますが、このように日本全体が異常気象とともに災害の年といわれる年でもございました。

さて一方、内閣府が発表をいたしました11月の月例経済報告によりますと、景気は個人消費などに弱さがみられるものの、緩やかな回復基調が続いているとして、政策的にはデフレ脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を実現し、また経済の好循環を確かなものとして地方にアベノミクス効果が広く行き渡るようにするための経済対策の取りまとめに向けた準備を進めるとしてありますが、雇用情勢においては着実に改善してきているものの、有効求人倍率の上昇にはまだ一服感が見られるとしております。先行き感につきましては当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策

の効果もあって緩やかに回復をしていくことが期待されるが、消費者マインドの低下や海外景気の下ぶれなど、日本の景気を下押しするリスクに留意をする必要があるというふう
にされております。このような中、安倍政権が最重要課題に掲げる地方再生の基本理念な
どを定めた「まち、ひと、しごと創生」、いわゆるまあ地方創生関連2法案が成立をいた
しました。この地方創生法においては人口減少対策や地方活性化に向けて可能な限りの支
援を期待をするものでありますが、一方、安倍首相は15年間苦しんだデフレから脱却す
るのは今しかないとして、法律で来年10月と定められておりました消費税率10%への
引き上げを、2017年の4月に延期をする方針を固め、アベノミクスを進めて隔々に景
気の風を届けることの考えを示す中で、重い決断をする以上、速やかに国民に信を問うと
して衆議院の解散選挙となり、現在選挙期間に入っておるところでございます。原子力発
電の問題、TPP、領土問題、少子高齢化対策、雇用対策や、円安による物価高問題等々、
課題山積となっておりますが、是非選挙後においては国民不在とはならない真に国民の福
利の向上となるような国会運営を行っていただくとともに、国益を第一に考えた国政に当
たってほしいと念願をするところでございます。

さて、飯島町の活性化に向けて期待をされております伊南バイパス工事も順調に進んで
おりまして、一昨年の本郷地籍から町道堂前線交差点までの供用に引き続いて、この町道
堂前線交差点から田切中央交差点までの間が開通となりました。11月22日のプレイベ
ント、11月29日の開通式に当たりましては多くの皆さんにご来場をいただき誠にあり
がとうございました。県道伊那生田飯田線とも連結をされた中、そこから眺望する両アル
プスの景観の美しさに、沿線における都市空間の形成や地域活性化施設など益々期待が高
まってまいりました。関係をされました多くの皆様に感謝を申し上げますとともに、伊南
バイパスにつきましては駒ヶ根市まで、また竜東線につきましては本郷の先線の開通を1
日も早く念願をしておるところであり、期待をしておるところでございます。一方、昨日
の夕方、田切地籍竜東線と町道の信号機の無い交差点で、出会い頭による重傷事故が発生
をいたしました。こうした道路が開通をいたしますと交通の形態、車の流れも変わってま
いります。事故防止のため今後とも警察、安協とも連携を密にして、啓発に努めて事故防
止に努めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件が11件、予算案
件7件、その他案件4件の計22件でございます。いずれも重要案件でありますので何と
ぞ慎重なご審議をいただきまして、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げまして
議会招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、3番 本多 昇議員、
4番 中村明美議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議
会運営委員長の報告を求めます。
久保島議会運営委員長。

議 会
運営委員長

それでは議会運営委員会の報告をさせていただきます。本日招集されました12月定例会につきまして、11月21日午前9時10分より町長、副町長、総務課長にご出席願ひ、議長、副議長立ち会いのもと議会運営委員会を開催し協議いたしました。最初に会期について申し上げます。今議会に上程される案件は22件であります。協議の結果、本日から12月15日までの11日間が適当であると決しました。

次に審議方法につきまして申し上げます。2号議案から5号議案は新設条例関連でありますので社会文教常任委員会に付託審査を願ひ、最終日に委員長報告の後、採決いたします。13号議案平成26年度一般会計補正予算は総括質疑の後、分割付託し、本日、常任委員会を開催していただき本日本会議において委員長報告の後採決いたします。なお1号議案、6号議案から12号議案、14号議案から22号議案は即決といたします。

請願・陳情につきましては6件ございましたが、慣例に則り2件を文書配布とし、4件を各常任委員会に付託いたします。議員各位におかれましては以上ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議 長

お諮りします。ただ今の委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月15日までの11日間、案件の審議方法は委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長

異議なしと認めます。従って会期は本日から12月15日までの11日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりとします。久保島委員長、自席へお戻りください。

議 長
事務局長

会期の日程については事務局長から申し上げます。
(会期日程説明)

議 長

日程第3 諸般の報告を行います。
議長から申し上げます。最初に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条および第92条の規定により所管の常任委員会に付託をします。
次に監査委員からお手元に配布のとおり、平成25年度定期監査の報告がされております。
次に例月出納検査の結果について報告します。9月から11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。
次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。
以上で諸般の報告を終わります。

議 長

日程第4 第1号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算(第5号)専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第1号議案平成26年度一般会計の補正予算(第5号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は11月21日に衆議院が解散となり、12月14日に投票が行われることとなりましたので、その必要な選挙執行費用につきまして補正予算を編

成し、地方自治法第179条の規定に基づき解散日と同日の11月21日付で専決処分をいたしましたので、今回の議会において報告をし承認を求めます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額に、歳入では全額県支出金を、歳出では人件費を中心に、それぞれ5,940,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,554,964,000円とするものがあります。細部につきましてはご質問によって担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第1号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算(第5号)専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第1号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第5 第2号議案飯島町特定地域型保育事業の設備及び運営の認可基準に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第2号議案飯島町特定地域型保育事業の設備及び運営の認可基準に関する条例について提案説明を申し上げます。本条例は子ども子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、及び子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、ちょっとややこしいまあ法律の名前でございますけれども、このそれぞれの法案が施行されて、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に従い参酌をして条例を定めることとされたために、条例の制定を行うものでございます。細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

教育次長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。なお先程、本案は社会文教委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番

浜田議員

それでは総括的な視点から質問を行います。まあこの制度によってですね様々な保育事業が今後展開するという可能性があるというふうに考えますけれども、まず第一点はそれによってこれまで従来町が行ってきた保育レベルとの質が維持されるのかどうかということがまず第一点。それから国の条例の中にはいくつかあの縛りがありまして、最低基準の条件とまだ抽象的な言葉では書いてありますけれども、明るくて衛生的な環境において云々ということがありますが、まあこれも含めてあのレベルの低下が起らないのかということとですね、それからもう1つは、例えば第3条の第2項、最低基準という

のは常に向上させなければいけないものだ。それから第5条の第3項、これも例えば家庭的保育事業についてはその保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない、まあこんな条項が定められています。で、この考え方はですね、例えばISOの9000ですとか14000ですとか、つまり前年踏襲型ではなくて必ず次年度には一步、二歩前進ということを経験して確認するというのが義務付けられているというのが基本的な考え方ではなかろうかと思えますけれども、そんなようなことも含めてですねちゃんとした実施の手立てを尽くすのかどうかということについてお尋ねいたします。

教育長

それにつきましてでありますけれども、質の保持につきましては従前国の基準以上に飯島町の保育事業は超えて、かなり手厚い政策を打ってまいりましたので、それに照らし合わせてですねこれからも進めてまいるわけではありますが、当然ながら質の向上保持については毎回チェックしていくということでもあります。現状につきましては既に国の基準を上回る施策を打っておりますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。なおあのチェックにつきましては、今後あの規則等でお示しします子ども子育て支援会議等でも十分情報を提供して、円滑な運営、それから質の向上には努めてまいるということでもありますので、前年踏襲型ではなく常にチェックしながらより良い保育を目指していくというそういう立場でありますのでご承知いただきたいと思えます。以上です。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第2号議案については社会文教委員会へ審査を付託します。

議長

日程第6 第3号議案飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第3号議案飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例もただ今2号議案で提案申し上げましたそれぞれの法律の施行に伴いまして、特にこの条例では特定教育、保育施設及び特定地域型の保育事業の運営に関する基準に従い、他は参酌をして条例を定めることとされたため条例の制定を行うものでございます。細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

教員次長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。なお先程、本案は社会文教委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑をされるようお願いをいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第3号議案については社会文教委員会へ審査を付託します。

議長

日程第7 第4号議案飯島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第4号議案飯島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

について提案説明を申し上げます。本条例につきましても第2号議案、第3号議案で提案申し上げましたように、それぞれの法律が施行されまして、これに伴い、特に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、これに従いまして、あるいはまたこれを参酌して条例を定めることとされたために条例の制定を行うものでございます。細部につきましては教育次長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

教育次長
議長

(補足説明)

これから質疑を行います。なお先程、本案は社会文教委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番
三浦議員

それは1つ質問をしたいと思います。現在飯島町では放課後児童クラブはあの長期の休暇以外は1ヶ所飯島でやっているわけですが、今後のそうした学年も6年生までということで、幅広い対象者となると思いますけれども、各学校ごとに放課後児童クラブ展開するというようなことも検討の中に入るかどうかお聞きをしたいと思います。

教育長

あの2校合わせてというお話でありますけれども、この放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブの創設当初の理念ではですね、2つの小学校の子どもたちの交流をするということがあのもうひとつの柱にあったように記憶していますし、その効果もですねあるというふうに私は判断しております。またですね、その人員の配置、いわゆる指導員のこと、それからあの例えば2校にまたがった場合の規模はまあ当然ながら七久保小学校は小さくなってしまいますので、いわゆる活動、ダイナミックな活動をする、あるいは交流をするといった面をそういうことを考えたときにはですね、やはり飯島小学校へ七久保小学校の子どもが集まって共にやっていくということの方がですね、より教育的なメリットがあるのではないかなというふうに思います。従いまして現状のように飯島小学校で学童クラブを開設していくというふうに考えてまいりますのでお願いします。

議長
2番
坂本議員

他にありませんか。

今のお話に関連なんですけど、もしあの今は現在はまあタクシー、大型タクシーで人数によっては通ってきているわけですが、人数が増えて1台のまあ輸送というか、それで賄いきれない場合はどのように考えていらっしゃいますか。

教育長

想定される内容がですね、どの程度という判断ですが、それにつきましてはあの現段階ではですね、七久保小学校の児童数も減少しているというようなことを考えた時にですね、その時点でどうなるかというふうに判断したいと思いますが、将来的な想定を見込んで来年度から2ヶ所にするというふうには考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長
4番
中村議員

はい他に。

総括的で伺いますけれども、この基準にあたって教育委員会としてあの親御さんとかですね働くお母さんたちにアンケートを取って、その要望に従ってこの基準が出来上がったのかということと、あの18条の中ではね、放課後の事業の時間帯につきまして休日以外

は1日につき3時間というふうにあるんですよね。休業日以外の日に放課後事業は3時間というふうにあるんですけども、あの例えば家庭訪問とかね、そういう特別な授業で午前中で終わったりした場合も3時間というふうになってしまいますと、働くお母さんたちにとっては不都合になるのではないのでしょうか、その辺のところも考慮してこのような結果が出ているのかどうか伺います。

教育長

保護者の意向調査といえますか、ということについてはですね、アンケートよりも懇談会という実質の多い懇談会ということをこれまで続けてまいりました。年に1回ではありますけれども保護者に集まっていたいですね、保護者の学童クラブに対するご意見を直接お聞きすると、そういう機会を設けて、その中でその声を反映しているというふうにご理解いただきたいというふうに思います。またあの特別日課で子ども達が早く、例えばあの授業が終わった場合の対応ですが、その時点から受け入れていると、これまで通り家庭訪問の折もですね早めに開設をしていたと、それは今後も継続して続けていくというふうに考えております。

議長

はい他にございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第4号議案については社会文教委員会へ審査を付託します。

議長

日程第8 第5号議案飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

それでは第5号議案飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。本条例は子ども子育て支援法の施行によりまして、飯島町での保育の実施は従来の保育が困難と認められる場合、これから子ども子育て支援法施行規則に規定する基準に基づき、保育の必要性が認定された場合に保育を実施する。こういったことに変更されます。このことに伴いまして飯島町町営保育園の保育の実施規定を改正するものでございます。細部につきましては教育次長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

教育次長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。なお先程、本案は社会文教委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番

浜田議員

従来よりも保育が受けやすくなるという説明でありましたけれども、例えば資料2の第3条第1項、一月において64時間以上の労働をすることというのは、新たに加わった規定であるように思います。で、これはですねあの従来の労働しているということに比べれば縛りはきつと思いますけれども、そういうあの先程の説明で矛盾がないのかどうかこれについてお尋ねします。

教育長

一月64時間以上と言いますとですね、単純に割りもどしますと一日4時間、すなわち午前中のパートの皆さんも救えるというふうに基準がむしろ緩和されたと、受け入れる条件が緩くなったというふうに私は受け止めておりますし、この4時間、今までなかったこと

ですので1日勤務でかなりあの規制が厳しかったわけでありましてけれども、午前中あるいはパートの皆さんも保育の必要があると認められる、その基準というふうにご理解いただければと思います。

議長
1番
北沢議員

他に。

1つ伺います。1つは条例の表し方でありまして、従来は条例本文に基準が表れておりまして、我々議会も関与する部分でございましたが、今回から規則ということで町長部局にこの部分を委任するところといった格好になるわけでございます。これについてはいわゆる今度の改正法によって国が示した一定の基準に基づいてこういう方法を取られたのか、条例本文から外して規則に移したと、この件について説明をお願いしたいのと、それと今回の規則で定める事項については、国が示した一定の基準以上の町独自の部分が项目的にあるのかどうか、その点について伺います。

教育次長

この条例の第2条、保育の実施基準ということで、今まではそれに従って条例で載せてありましたが、今回規則で、保育の必要性を認定する基準に関する規則ということで、これについてはあの条例で載せなくて規則で定めさせていただきました。これにつきましては他の事業体からの基準ということもございまして、あの民間の企業等からの基準もこの基準で規則でやっていくという部分もございまして、この規則でやることとなりますので、この規則を条例の中で謳わせていただいたというようなことをご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

教育長

あの国の基準よりも手厚いかどうかということについてはですね、その理念に基づいてより手厚いといえますか、受け入れやすい基準を設けたというふうにご理解いただければと思います。

議長

はい他にございせんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第5号議案については社会文教委員会へ審査を付託します。

議長

日程第9 第6号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第6号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は平成26年度人事院勧告に基づき、国家公務員に関する給与法の一部が改正されたことに伴いまして、地方公務員である特別職等につきましてもこの勧告に準じて、具体的には常勤特別職、議員の期末手当を改定するものでございます。この条例の改正後の条例につきましては公布の日から施行をして、本年12月から適用を行うというものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第6号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従って第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 第7号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第7号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成26年度の人事院勧告に基づき国家公務員に関する給与法の一部改正が行われたことに伴いまして、国に準じた改正を行うとするものでございます。今回の改正は大きく2つの項目からなり、1つには民間給与との格差等に基づく本年の給与に関わる改定と、それから給与制度の総合見直しによる改定となっております。背景を若干申し上げますと、まず民間給与との格差等に基づく本年の給与に関わる改定につきましては、本年の官民給与の格差を解消するため、若年層に重点を置きながら本年度の給料月額を平均0.3%、期末勤勉手当を0.15ヶ月分引き上げるとともに、自動車等の使用者の関わる通勤手当を必要距離に応じて100円から3,500円の幅で引き上げを行うものでございます。

次の給与制度の総合見直しの改定についてであります。民間賃金の低い地域における官民給与の実情を反映をさせ、50歳代後半層の公務員給与が民間給与を上回っていることを考慮して、給料表の水準を2%引き下げの中で、50歳代の後半層が多く在職する高位の号俸を最大で4%引き下げを行うというものでございます。実施時期でございますが、前段の給料表と通勤手当については本年4月から、期末勤勉手当については本年12月から、更にまた後段の給料表につきましては平成27年4月1日からそれぞれ見直しを行うとするものでございます。詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 竹沢議員 2点お伺いいたします。1つは労働組合との協議が整っているかということが1つ。2つ目の問題ですけれども、まあこれは考え方の問題であれなんですけれども、今も選挙で戦われておりますけれども、ある主張はですね国家公務員給与が一番高いと、ましてや地方公務員も給与が高いと、従って地方でもその民間企業の平均給与ですね、もっと下げなければいけないということを盛んに力説しておりますけれども、私はそうは思わないわけで、まあ全国である市町村合併が進みましてですね、1,900位のこの自治体になってしまいましたけれども、市町村によってはその町の役場っていうのがひとつの大きな事業

所で、中心的なあの役割を果たすわけで、雇用の関係もそうですし給与ベースのこともそうだと思います。まあ人勸でこれ総体的に下げられることでありますので、まあその人勸を尊重するという事は分かりますけれども、あのそうしたこの給与の地元のですね民間企業の平準化の問題についてはどう考えるか町長の所見があったらお伺いしたいと思います。以上2点。

町 長

当町の職員、特にまあ一般職でございますけれども、ずっと長い歴史の中で民間との格差等々いろいろあの足元の地元の企業との水準というものは、当然企業規模、経営形態によって違うわけでありましてけれども、一貫してほぼ人事院勧告を尊重しながら実施してきたという経過がございます。同時にまたあの長いこの歴史の中で、かつてまあ高度経済成長時代には民間が非常にあの上位を行き、公務員の給与というものが低く抑えられてきたという歴史もあるわけでございますが、その都度、人勸を尊重してということで職員には理解をしてもらってきた経過もございます。で、心情的にはまああの住民の皆さんいろいろあるんだろうというふうには思いますけれども、今回も経済政策全体がやはり賃上げの方向へ行って、この消費マインドを少しでも上げていきたいという国の政策もあるわけでございますし、それから人事院勧告以上にこの減額給与改定というのものも、まあ特別職議員の皆さん方にもご協力をいただいてやってきた経過もあるわけでございます。そうしたことを総合的に判断をして今回は人事院勧告通り水準を維持、批准させていただくという判断をさせていただきましたのでご理解をいただきたいというふうに思います。

総務課長

最初のお話の労働組合との関係でございますが、過日組合との話の中で了解をいただいております。

議 長
5番

他にありませんか。

浜田議員

総額についてお伺いしたいんですけども、例えば来年度を見た場合にですね、あのこの改定が行われなかった場合と行われた場合と、給与総額これがあの増加分でいくらか、それから減少分でいくらかというのが分かっていたらその数字をお示しいただきたいと思っております。

総務課長

平成26年4月1日に遡る分で、人事院勧告に基づく分ですと約8,000,000円増額になります。ただそれについてはまたあの後の補正予算の中でも改めて説明させていただきますが、増額分は8,000,000円程です。平成27年4月1日以降の分については、はっきり今、数字的に捉えておりませんが、今申し上げました額以上に減額になるというように思っております、減額2%引き下げになりますので。以上です。

給料表自体は8,000,000以上に減額になると思っておりますが、減給補償が平成30年の3月末までありますので、総額的には8,000,000円増額したものと横並びになってくるんじゃないかと考えております。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第7号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

従って第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第11 第8号議案飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第8号議案飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。先程の第6号議案で説明をいたしました、飯島町特別職の職員等の給与に関する条例、この一部改正と同様の内容であります。平成26年度の人事院勧告に基づきまして国家公務員に関する給与法の一部改正が行われたことに伴いまして、特別職と同様の内容で教育長の期末手当を改定をしようとするものでございまして、細部につきましてはご質問によって担当課長から説明させますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第8号議案飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

従って第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第12 第9号議案飯島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第9号議案飯島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。消防団員の任用に係る規定につきましては、消防組織法の規定及び消防庁が示しております条例・準則によって当町条例の整備を行っているところでございますが、副団長の任用に係る規定が法及び条例準則との差異があることから、団長は町長が任命し、副団長を含むその他の団員は団長が任命するように改めたいものでございます。また団員の確保のために当町の区域内の勤務者を団員として任用できるように任用資格を拡大し、併せて服務規律に係る関係条文の改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させます。よろ

しくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第9号議案飯島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従って第9号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13 第10号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を
議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第10号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして
提案理由の説明を申し上げます。次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代
育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が
制定されました。非常勤消防団員等の災害補償の基準を定める政令の一部が改正されたこ
とによりまして、消防団員等の損害補償に関わる児童扶養手当法の適用条項が変更されたた
め改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から
説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第10号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決
します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従って第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14 第11号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題としま
す。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第11号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説
明を申し上げます。現在、出産育児一時金の支給額は一時金 390,000 円と産科医療補償制
度掛金 30,000 円の合計 420,000 円となっています。この度平成21年に創設されました

産科医療補償制度の見直しが行われ、その費用が当初見込まれた額より少額であったため、実態に合わせて掛金 30,000 円を 16,000 円に減額するものであります。併せまして出産費用が増加していることから出産育児一時金の改正を行い、従来までの 390,000 円を 404,000 円とすることで、産科医療補償制度に加入している分娩機関で分娩する場合の出産育児一時金の加算後の総額を現在と同額の 420,000 円とするものでございます。この条例の施行期日は平成 27 年 1 月 1 日とし、1 月 1 日以降の出産について適用されます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明いたします。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長
2 番
坂本議員

これから質疑を行います。質疑はありますか。

単純なことをお伺いしたいんですけども、最初のあの保障制度の時は 30,000 円だったのが今度 16,000 円になったということなんですけども、その理由は何だったんでしょうか。

健康福祉課長

今回の補償制度の関係でございますけれども、当初平成 21 年当時ですけれども、年間 500 人から 800 人程度がお産をするときの重度の脳性麻痺、これが発症するという見積りをする中で掛金を設定したところ 30,000 円になったということでもあります。その後実際に年月を経過する中で現実では 500 人下の方の数字が結果として出てきているということで、今後の年間補償対象数の推計値、これについては 571 人を下方という形で下方修正をしているということでございます。補償水準は 24,000 円になるわけですけれども、これまでの掛金が多かったということで余りが 800 億程ございます。これらを換算いたしますと今後 16,000 円で 27 年度以降 10 年間いけるのではないかとということで、今回 16,000 円の提案をさせていただいているというところでございます。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 11 号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

従って第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第 15 第 12 号議案飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第 12 号議案飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。根拠となっております法律の名称が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等、及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改められたことによりまして、条例中、引用部分につきまして所定の改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、

ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第12号議案飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従って第12号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を10時50分とします。休憩。

午前10時33分 休憩
午前10時50分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。
日程第16 第13号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第13号議案平成26年度一般会計の補正予算(第6号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ82,635,000円を追加して、歳入歳出それぞれ4,637,599,000円とするものでございます。歳入の主な内容でございますが、住民税並びに固定資産税につきまして賦課の確定による収入増を補正計上をいたしました。次に財源不足分について臨時財政対策債13,000,000円の増額を計上させていただきました。主な歳出でございます、またその充当財源の内容でございますけれども、農村・漁村の活性化プロジェクト交付金事業といたしまして田切地区への道の駅機能を有した拠点施設の建設事業として、用地費及び設計費など約73,000,000円を計上をいたしました。この事業の財源といたしまして財政調整基金から28,000,000円、がんばる地域の交付金約22,000,000円、国庫補助金約5,000,000円を計上をいたしております。また今年の2月の大雪による農業用施設の被害に対する支援補助金につきまして、取りまとめた結果に基づきまして約40,000,000円減額をし、これに伴う県補助金、特別地方交付税の減額も併せて計上をいたしました。人件費につきましては職員の人事異動に伴う科目間の調整、並びに先程の人事院勧告に基づいた国に準じて実施をいたします給与等の改定に関わる増額補正を計上をいたしました。その他、ふるさと応援寄付金の増に対する歳入の増額と積立金の増額補正、福祉医療給付費、養護老人ホーム入所の措置費、障害児童通所等の支援給付金などの扶助費、更にまた緊急を要する施設のいくつかの補修費等を補正計上させていただきました。細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い

総務課長 (補足説明)
 住民税務課長 (補足説明)
 健康福祉課長 (補足説明)
 産業振興課長 (補足説明)
 建設水道課長 (補足説明)
 教育次長 (補足説明)
 議会事務局長 (補足説明)
 議長 これから質疑を行います。なお先程、本案は各常任委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。
 2番
 坂本議員 1階の庁舎の衝立の部分を取るということにまあして、あのまあもう補正に盛られているわけですが、そのあそこを取る、まあ見た感じはあれを取ることはすごく、住民の方たちとしては景観というか見た感じはいいんですが、冬場のその暖房費等の兼ね合いと、それから職員の方たち、まああのそういう取るということに決定したことのその話はされたんでしょうか。そこら辺のところはどうなんでしょうか。
 総務課長 これについてはまあ一般質問とかでも要望があったりしたことを受けまして、ある程度職員とも話、あのこれから細部については詰めるわけですが、とりあえずの撤去、それから寒いというお話ありましたけれど本当その通りだと思います。ですので風除室を設けること等を含めて今数字が出ているものです。細かい部分についてはこれからまだあの庁舎内での検討が必要になってくると思いますので、とりあえずの数字ということで出したものでございます。大まかな数字でその数字でありますのでお願いいたします。
 議長 はい、他にはありませんか。
 (なしの声)
 議長 これで質疑を終わります。
 事務局長 審査を付託するにあたり各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。
 (審査区分説明)
 議長 お諮りします。第13号議案の委員会審査区分については、ただ今事務局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議長 異議なしと認めます。従って第13号議案については、ただ今の審査区分により各常任委員会へ審査を付託し、本日、委員会審査終了後、討論・採決をすることとします。
 議長 日程第17 第14号議案平成26年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
 町長 それでは第14号議案平成26年度国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ28,029,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,033,127,000円とするものでございます。今回の補正は人件費の変更や、保険給付費のうち、一般被保険者の療養給付費の伸びが大き

いことにより国県の支出金、繰入金、総務費、保険給付費、保健事業費、及び予備費について補正するものであります。歳入では県支出金、国庫支出金をそれぞれ増額し、繰入金を減額するものであります。歳出では総務費を減額し、保険給付費、保健事業費をそれぞれ増額し、歳出が歳入に不足する額につきましては予備費充当するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉課長

(補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第14号議案平成26年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 第15号議案平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第15号議案平成26年度後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ70,000円を追加し、歳入歳出それぞれ123,309,000円とするものでございます。今回の補正は人事院勧告の実施に伴いまして人件費の調整を70,000円総務費でもって手立てをするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから私討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第15号議案平成26年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第15号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第19 第16号議案平成26年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第16号議案平成26年度介護保険特別会計の補正予算(第2号)につきまして提案説

明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出それぞれ 393,000 円を追加して、歳入歳出それぞれ総額を 1,093,420,000 円とするものでございます。この会計の補正につきましても、人事院勧告実施に伴います人件費を中心にいたしまして、歳入歳出それぞれ 393,000 円を追加するものでございます。よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 16 号議案平成 26 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 20 第 17 号議案平成 26 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

続いて第 17 号議案平成 26 年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては歳入歳出額を 2,400,000 円増額し、総額で 418,084,000 円とするものでございます。この会計の補正につきましても人事院勧告の実施とともに、移動脱水車の修繕と記載システムアップの委託料の増額を行いたい、それに伴って必要な財源を予備費で調整をさせていただくという内容でございます。詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

建設水道課長

(補足説明)

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか

2 番

坂本議員

脱水車の修繕で 6,200,000 出しているわけですけれども、だいぶ老朽化をしている中でまあ修繕しながら使うんですが、これで修繕して今後どの位持つというふうな形で 6,200,000 出したんでしょうか。

建設水道課長

あのこちらでお願いをしました分につきましては、主なものが消耗品系のものでございます。今回それを換えるということでございますので、担当の方では今回換えていただければ後、今あの細かい消耗品は換えなくてはいけませんが、10 年位は大きな主要部分については当然持つだろうとそんなことで上げさせていただいておりますのでよろしく願います。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第17号議案平成26年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第17号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21 第18号議案平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 続いて18号議案平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては財源の組み換えによりまして総額の281,809,000円の変更はございません。歳出のみでございまして、人勸に伴う人件費の減額と、それから田切の南部地区の伊南バイパス並びに竜頭線関連工事、これの委託料と光熱水費を一部増額をさせていただいて、必要なものを財源、予備費調整ということでお願いをいたします。詳細につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第18号議案平成26年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第18号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第22 第19号議案上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第19号議案上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。平成27年4月1日から上伊那広域の消防が広域化することに伴いまして、上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約を変更する必要があります。地方自治法の規定により関係市町村と協議するため、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか

5番

浜田議員 先般のあのバイパスの開通式の時に上伊那広域消防という記載のある消防車がパレード

に参加していたというふうに記憶しておりますけれども、そういう事実があったのかどうか確認させていただきたいと思います。

建設水道課長 担当課としてお答えをさせていただきたいと思いますが、今議員のご指摘の名称につきましてにはちょっと私共も確認をしてございませんので、改めて写真等あればと思いますが、今の現在ではちょっとそのあったかどうかという確認ちょっと出来ませんのでお答えしたいと思います。

総務課長 あのパレードに参加した時に、多分あの消防車両等が参加したのではないかと思います。それにあの上伊那消防広域化の新しい名称になっていたということの確認でよろしいわけですか？ それはあの協議会の了承を得て予算化、負担金今年当然払っている部分がございますが、平成27年4月1日に発足に間に合わせるように順次、今年度の負担金等を活用して更新を、更新というか名称を変更していつているということです。以上です。

5番
浜田議員 この件はまだ議会議決を経て無い組織がですね、公の場にそういう名称で出ていくというのはいかなものかというふうに思いますけれども、主催者の町長としてはどのようにお考えでしょうか。

町長 あの確かに順次まあ準備段階の名称としてまあ進んでおるということは私も承知しておるわけでございますけれども、たまたまあのこれは南署からの消防車、先導車になったかと思っておりますけれども、あったかと思っております。そのことはまあ一応、私なりに受け止めてまた今後の対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

議長 他にございませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第19号議案上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第19議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23 第20号議案上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第20号議案上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。平成27年4月1日から上伊那地域の消防が広域化することに伴い、前日の3月31日をもって伊那消防組合が解散いたします。これに伴いまして伊那消防組合を脱退させること、及びこれに伴う規約の変更につきまして共同設置する地方公共団体と協議するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。細部につきましてはご質問によりまし

て担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第20号議案上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第20議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第24 第21号議案伊南行政組合の共同処理する事務の変更及び伊南行政組合規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第21号議案伊南行政組合の共同処理する事務の変更及び伊南行政組合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。伊南行政組合が共同処理する事務のうち消防に関する事務と、特別養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務につきまして、平成27年3月31日をもって廃止することとし、それに伴い組合の規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づきまして、関係市町村で協議するため議会の議決をお願いするものでございます。まず、消防に関する事務につきましてですが、上伊那における消防広域化の協議が整いまして平成27年4月1日から上伊那広域消防本部が発足する運びとなっております。これによりまして平成27年3月31日をもって伊南行政組合は共同処理をする事務から消防に関する事務を廃止し、伊那消防組合は解散となります。広域化後の消防事務につきましては先程の議案の内容のとおり、上伊那広域連合が行うこととなります。

もう1点、特別養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務につきましてですが、特別養護老人ホーム千寿園を平成9年3月31日に社会福祉法人上伊那福祉協会へ移管して以来、当該事務を行っておらず、また今後も行う計画がないために今回共同する事務から廃止をするものでございます。細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民税務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第21号議案伊南行政組合の共同処理する事務の変更及び伊南行政組合規約の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第21議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25 第22号議案伊南行政組合の財産処分についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます

副町長 第22号議案伊南行政組合の財産処分について提案理由の説明を申し上げます。伊南行政組合の共同処理する事務を変更することに伴い、財産処分を行うにあたりまして地方自治法の規定に基づきまして、関係市町村で協議するため議会の議決をお願いするものでございます。消防事務に関わる財産に関しましては広域化の協議の結果、不動産については無償貸与、動産については無償譲渡とすることを原則としておりますが、ただし動産のうち債務残高を有するもの、いわゆるまあ起債をまだ償還中であるというものにつきましては、その償還が完了するまでは無償貸与、償還が完了した動産から順次無償譲渡するというように協議が整いました。これに基づきまして上伊那広域連合に無償譲渡するものとして車両を含む物品関係を定めまして、無償貸与するものとしては土地及び建物、それと起債償還中の物品を定めて財産処分するものでございます。なお無償貸与する物品につきましては起債の償還が完了した時点で無償譲渡するものいたします。細部につきましては担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

住民税務課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第22号議案伊南行政組合の財産処分についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第22議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで昼食のため休憩いたします。再開時刻を午後3時15分といたします。休憩。

午後 0時15分 休憩

午後 3時15分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

日程第26 第13号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。本案については各常任委員会に審査を付託し、ただ今お手元へ配布のとおり、各委員長より委員会審査報告書が提出されております。

ここで議事進行についてお諮りします。本案の審議については各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。これから各委員長から審査報告を求めます。
はじめに北沢総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会の審査報告を申し上げます。本日の本会議において付託されました第13号議案平成26年度一般会計補正予算(第6号)について、本日午後1時20分から委員会を開催し、関係各課の課長、室長、係長、専門官出席を得て審査した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので報告をいたします。なお審査の過程で出されました主な意見について申し上げます。審査を通じ内容の理解ができた、適切な予算であると判断する。拠点施設については事業経営の根拠となっている情報を示して理解が進むように努力してほしい。役場庁舎1階事務室を改造する件については、住民に対する姿勢としてスピード感のある対応であると評価する。以上であります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。
続いて、竹沢社会文教委員長。

社会文教
委員長

本日当委員会に付託されました第13号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算(第6号)分割付託につきまして、関係職員の説明を求め慎重に審査いたしました結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定しましたのでここに報告いたします。主に出された質疑の中で、飯島小学校水道漏水の原因は何かと。給水管の老朽化である。福祉医療費町単独補助で高校生が増えた理由は何か。受診件数が増えたなどです。以上社会文教委員会の審査報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。
以上で本案に対する委員長報告及び質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

5番
浜田議員

この補正予算を認定すべきという立場から討論いたします。各項目を審査いたしましたところ大変あの慎重に検討されておりまして、これは採択すべきものというふうに判断いたしました。ただ、しかしながら幾つかあの意見を付け加えておきたいと思えます。その1つは社会保障・税の番号制の導入に伴って、今後かなりの予算が必要になるのではないかとこのように予測されるふうに感じられます。ここではまだそれ程の金額ではございませんけれども、これについては可及的速やかにですね全体像を明らかにして、町の今後の財政運営にどのような影響を与えるのかということを明らかにしていただきたいということが1つであります。それから委員長報告の中にありましたけれども、田切の拠点施設こ

れについては、やはり禍根を残さぬよう、事業、とりわけ経営計画についての裏付けのある資料を多くの町民、もちろん議員も含めてですけれども共有して適切な事業になるように取り組んでいただきたいと、この2点を申し上げて賛成といたします。

議長 反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長 他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第13号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。本案に対する各委員長の報告はそれぞれ可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従って第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、これで散会とします。ご苦勞様でした。

午後 3時22分 散会

平成26年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年12月8日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

久保島 巖 議員

竹沢 秀幸 議員

坂本 紀子 議員

橋場みどり 議員

北沢 正文 議員

中村 明美 議員

○出席議員（12名）

1番 北沢正文	2番 坂本紀子
3番 本多昇	4番 中村明美
5番 浜田稔	6番 久保島巖
7番 橋場みどり	8番 竹沢秀幸
9番 三浦寿美子	10番 折山誠
11番 堀内克美	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者														
飯島町長 高坂宗昭	<table border="0"> <tr> <td>副町長</td> <td>箕浦税夫</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>鎌倉清治</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>大久保富平</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>吉川秀幸</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>唐沢隆</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>紫芝守</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>湯沢範子</td> </tr> </table>	副町長	箕浦税夫	総務課長	鎌倉清治	住民税務課長	大久保富平	健康福祉課長	吉川秀幸	産業振興課長	唐沢隆	建設水道課長	紫芝守	会計管理者	湯沢範子
副町長	箕浦税夫														
総務課長	鎌倉清治														
住民税務課長	大久保富平														
健康福祉課長	吉川秀幸														
産業振興課長	唐沢隆														
建設水道課長	紫芝守														
会計管理者	湯沢範子														
飯島町教育委員会	<table border="0"> <tr> <td>教育長</td> <td>山田敏郎</td> </tr> <tr> <td>教育次長</td> <td>北原英利</td> </tr> </table>	教育長	山田敏郎	教育次長	北原英利										
教育長	山田敏郎														
教育次長	北原英利														

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮沢卓美
議会事務局書記	市村晶子

本会議再開

開 議
議 長

平成26年12月8日 午前9時10分

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

飯島町議会を代表して議長から一言お見舞いを申し上げます。去る9月27日に発生した御嶽山の噴火により犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。また負傷された皆様、被災地の皆様には心からお見舞いを申し上げます。困難な状況の中を懸命な捜索・救助活動にあられた関係者の皆様に心より敬意を表するとともに、来春に予定されている捜索活動の一刻も早い再開を願って止みません。また11月22日には長野県北部を襲った地震により負傷された方々、家屋等の被害を受けられた皆様、被災地域の皆様に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 これから一般質問を行います。

通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨に則り明確に質問するようお願いをいたします。

6番 久保島 巖 議員

6番

久保島議員

それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいります。私は今回大きく2つについて質問いたします。1点目は「田切の里道の駅」に関しまして、2点目は「ふるさとの愛～いいねいいじま～」に関しましてのことでございます。まず「田切の里道の駅」の件なんです、本議会の初日に補正予算が計上されまして用地取得が承認されて、議決されたところでございます。衆議院が解散しまして認可の関係とかそれから予算の関係、年明けにズレ込んでいくんだろうと思っておりますが、その関係で不確定な部分、不透明な部分多々あるかと思いますが、今のところどんな見通しなのか、関係省庁の感触並びにですね町長の感ずるところ、その辺をまずお聞かせいただきたい。で、道の駅として認可された場合ですね、費用負担その辺の区分につきまして確認のために、対象になるものならないもの、その辺も含めてですねお答えをいただきたい。またおよその概算の予算計画どのように考えていらっしゃるのかその辺も含めてお答えをお願いします。

町 長

おはようございます。それでは今議会一般質問最初の質問者であります久保島議員の質問にお答えをしております。まず最初に「田切の里道の駅」、この計画は堅実にということで、まずこの田切道の駅の可能性、それから実現した場合のそれぞれの事業に対する負担割合、事業計画といったような内容でございます。細部につきましてはまたあの課長の方から補足をさせていただきますけれども、最初にちょっとお断りをさせていただきたいと思っておりますけれども、今あの質問者もそれから我々もあの現在のところこの施設を称して「田切の里道の駅」というふうに呼んでおりますが、まだこれはあの正式に機関決定あるいはあの公示決定をした名称ではございません。これからあの拠点となる地方創生の意味も含めてですね、拠点となる名前にふさわしいひとつインパクトのある名前を、今後い

ろんな場面で協議をして国の認可を得るようにしてまいりたいということでございますので、今後あのこうした名称が随所に出てまいりますけれども、あくまでもまだ仮称の段階であるということの前提でひとつ、いちいちあの仮称ということは申し上げてまいりませんけれども、そんなご理解をひとついただきたいというふうに思っております。

この田切地区におけます道の駅機能を持った拠点施設の整備につきましては、伊南地域の中央に位置するというようなこと、ということからまあ隣接である駒ヶ根市とそれから中川村にも合意をいただきまして、道の駅機能である駐車場あるいはトイレ、休憩施設の部分を長野県に整備をしていただくよう町といたしましては10月に要望書を正式に提出をして、今いろいろと検討をいただいております。大変あのいろんな状況の中で厳しい状況の中ではございましたけれども、その後長野県におきましても概ねまあ理解をいただいております。それから一方ではまた国の次のあの道の駅の第2ステージというような政策も打ち出されてまいりました。そうした考え方の下にご支援をいただきながら、考え方としては27年度新年度予算の建設に向けて予算化を検討していただいておりますという状況でございます。まあ前向きにこれは実現できるという確信のもとに現在進めさせていただいております。まだまだこれからあのいろんな部分をクリアしていきなきゃならん問題がございますけれども、それは今後またより詳細なひとつ建設計画の中で解決してまいりたいというふうに思っております。それから認可された場合のこの負担割合の問題でございますが、当然これはあの地元負担、いわゆるあの田切を中心とした地域の皆さんの負担というものは一切ございません。ただあの用地費、それから建物工事関係、それから駐車場整備等すべて国、県、町の三者で負担をしていくということになりますけれども、まあ制度に乗っかるもの、そうでないものいろいろあるわけでございますけれども、まああの道の駅の機能とそれから拠点施設の機能を合わせた全体の事業費割合としましては、現在の見通しでは国が31%、県が26%、町が43%というふうな計画で一応まあ計画をしておるわけでございますが、この国の31%これにつきましてはあのいわゆる拠点施設の部分のこの農山村の活性化交付金という事業が中心になってまいりますので、この補助制度に乗っかってやっていく部分、それから県につきましては道の駅そのものの機能に対する県の設置工事業費分というものが主でございます。それから町は先ほどの拠点施設と、それから一部用地負担の問題がこれに入ってまいりまして43%というふうなことでございますけれども、ただあの現在国土交通省が進めております今申し上げた新たなこの道の駅の第2ステージへの取り組みということの中で、国は積極的に支援方策が打ち出されてまいりました。言ってみればまあ地方創生拠点の形成の中で捉えていくという国の考え方があるわけでございまして、全国で約30箇所これをモデル地区に指定して、この先駆的な道の駅としてまあ「田切の里道の駅」を町としましては是非この30箇所に入れていただくような今努力をして、モデル箇所に選定をいただきたいということで今強力に要望を進めております。いわゆる地方創生のフロントランナーというような位置付けでもって、そういたしますとあの各省庁が連携して一般的なこの事業の補助割合とは別にですね、この創生活活性化交付金等の支援策が講じられてこの活用が可能となってまいりますので、大変大きなメリットがあるというふうに考えております。それからあの現在のところこの用地の造成予定箇所については、進めております国道153号のあの工事に合わせて大変まあ国のお力添えをいただいて、その理由付けの中で用地整備をいただい

て、これからもきちんとした外壁、用壁等の工事も含めてですね直轄で直接お願いできるというような見通しの中で現在大変ありがたいというふうに思っております。従いますとあの町の負担も当然のことながら相当減ってくるということが期待をされるわけでございますので、全力でお願いしてまいりたいということ。それから先程お話のようにあのこれがどういう形ではっきりしてくるのかということでございますが、いろいろあの国の状況もございますので、正式にこの内容とそれからモデルに決定できるかどうかというようなことの結果は1月以降という形で今お聞きしておりますので、その頃公表されるというふうに今期待しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

久保島議員

はい、ありがとうございました。私はですねあの田切の皆さんの想い、それからまあ地域振興という点でもですね大変理解をするところでございます。田切地区の皆さんのですねこの熱き想いに水を注したりですねするつもりは決してありません。何よりも失敗させてはならん、この想い一点でございます。住民の皆さんにですね、もし万が一自主運営ということになっていって資金が足りないよってということで皆からまた集めてやらなきゃいけないようなことになってくると、これは負担が大きくなってくるといって、まあ借金やらですね禍根を残さないようにしていっていただきたいと。そこで私はあえて悪者になってですね、いじわるになって、計画の堅実性ということについてお尋ねをしてまいりたい。と申しまして私はまあコンサルタントでも何でもないので、適切なご指摘ができるかどうか不安でございますけれども、私も過去何店かの店を閉めざるを得なかったという苦い経験がございます。借金を返済していかなきゃならんという苦しい時代も味わっております。そんな中で私の経験を生かしてお話をさせていただきたい。議会の全員協議会に示された事業計画書は「田切の里道の駅」実施検討プロジェクトチームですか、の作成したものということでございまして、町としては関与していないということでございましたけれども、当然町としても相当額の資金を出していくということになると思います。当然綿密なチェックが必要だと。勿論今後の計画には参画していくべきだというふうに思います。私も過去にですね県、国に対して事業計画書を提出しヒアリングを受けたという経験がございます。その時はどうしても希望的観測になってしまうんですね。で県や国は最後はあんたたちの責任ですよというスタンスで最後の最後まで面倒みてくれるということはありません。計画を策定する段階ではですね売上を確保したいためにどうしても通行量とか商圈とか人口動態とか、良い方良い方に乗せしていってしまうというのが人情です。私もそうでした。そこで第三者的にですねクールな見方、判断力が必要になってくる。ここが行政の力とノウハウの発揮するところだと思うんですね。計画全体を見ますと私はコンセプトには正しいと思っております。全国の成功した道の駅の例を参考にしておるということで、非常によくできているなというふうに思います。欲を言えばまあもう少し遊歩道とかですね公園とか遊園地とかそれが必要だったかもしれないですけども、それはまあスペース的にちょっと無理だろうと思います。農産物の直売所ですが1日150人で客単価1,000円となっています。財団法人活性化センターで道の駅を拠点とした地域活性化調査報告書っていうのが出ておりますが、24年度ですけども。それによればですね客単価は直売所で886円、レストランが600円、その他のショップまあお土産とかそういうもんですねそれが750円、となっています。となるとこの1,000円はちょっと高く見積り過ぎじゃないでしょうか。また同センターはですね採算ベースは昼間、ひるまで

すね、朝7時から夜7時までこれが昼間と言っているんですが、その通行量が12,000台というふうに言っています。あの地点はどうでしょうか。ちょっと厳しいんじゃないかなと。平成22年度の道路交通センサス、これ5年ごとにやっているんですが、飯島停車場線、要するにあの広小路ですね、から飯島・駒ヶ根境で昼間7,474台でございませう。ちなみにその5年前平成17年はと言いますと8,065台、5年間で7%減少しちゃっているんですね。それでこれが工事にかかる平成27年には12,000台通るかなあと、ちょっと私は疑問だなと無理だなというふうに思うんですね。広域農道があり国道の旧道もあるという中でちょっと無理がある。まああの僅かな期待としては竜東線への流れ込みが多分生じてくるだろうからと思いますが、そうはないだろうと。一方でですね活性化センターの方式によると年間利用者の計算ですけれども休日115日を平均乗車2人で計算して2%が利用する。2%というのちょっと多いかもしれませんね、100台のうち2台です。それから平日250日ですがそこは平均乗車1.5人で1%が利用するとしますとですね、7,500台が通過すると利用者数は62,625人ということになります。で、「田切の里道の駅」の計画では年間110,000人となっているんですが、これを達成するためには通行量が13,173台いるということですね。これは飯田市の座光寺の付近とほぼ同等と、もしくはちょっと上ということなんですね。となるとですねちょっとそれほど通るかなという心配もございませう。また別の機関、流通研究所というところでレポートを出してございませう、昼間12時間の交通量が10,000台あれば駐車場は100台必要と、敷地は1ヘクタール必要、要するに10,000平方メートルですね必要とされていませう。ところがですね田切の場合は6,600平方メートルで70台なんですね。そうするとちょっとやっぱり規模としても小さいかなと。で流通研究所はですね売上目標が300,000,000円というのが1つの目途だと、それによって地域振興もしくは農家の皆さんが潤ってくるということを言っていますけれども、売上目標は全体でですね田切の場合は116,000,000、30年度になっても160,000,000ということ、300,000,000にはちょっと遠く届かないと。ということになると効率は悪いよと。七久保の花の里道の駅も未だにですね年間6,830,000円の委託料という形で助成金を出している。当初3年間と決めていたはずなんですね。町長は3年ぐらいいは田切の里も出さなきゃならないだろうと言っていました、この3年間で終わるのかどうか、必ずですね黒字になってもらわんと困る。助成金は3年で終わるというふうな見通しが立たんと困る。それにはですね私は駐車場はちょっと狭いので通行量や建物の見込みがちょっと大きくなっていると。従って採算ベースに合わせてですね多少小規模な施設にするということが必要じゃないかと。町は計画に対してですね積極的に関与して適正な規模にすべきだというふうに思いますが町長のお考えはいかがでしょう。

町 長

この施設の規模等につきましてまあいろいろあのデータをお示しをいただいた上で、まあご心配の向もあるわけございませう、ご提案をいただいておりますけれども、あの全員協議会等で一定のまあ今までの分析したデータに基づいて経営計画等の資料を地元から考えられたものをいろいろとまあ協議して、提出をさせていただいて説明してまいったわけございませう、あの当然今後まあ正式な認可という形になりますと本申請の中で厳しいまあ規模の問題、それから交通量の流れの問題等々厳しいチェックの中で最終的にヒアリングを受けて全体の建設計画が決定されるという形になってまいります

で、あのそう大きく数字が動くということはあまりありえないかもしれませんが、これはあの国や県の見え方、あるいはまたコンサルタント等も入っておりますので最終的な確認の中で確たるものを決定していかなくちゃならないというふうに思っております。おっしゃる通りだというふうに思います。失敗は許されないという前提でやってまいりたいと思います。それであの規模の問題でございますけれども、これはあの今もお話ございましたように、道の駅機能という部分につきましてはあの通行台数だとかそれからあの駐車場の問題等でひとつの一定の枠があるわけでございます、あまり大き過ぎてもいけないし、小さ過ぎてもいけない。その枠の中でやっぱり考えていかなくちゃならない。これがあの公示をされる道の駅の機能の容量という形になりますので、その線に沿っていくということでございます、従ってあの駐車場はあるいはあの交通量これはあの休憩施設との距離により必要なまあ台数を駐車場の台数を確保しなくちゃならないということで、まあ最低70台ということで今やっておりますが、出来れば多い方がいいわけでございますけれども、これはあの全体計画の中で用地にやっぱりあの制約がございますので、今のところこういう形でいきたいということでございます。それからトイレ等につきましては特別あの規模との制約はございませんけれども、やはりこれはあの当然立ち寄る人の台数を見通した上で計画していかなくちゃならないということでございます。それから休憩施設等につきましてはいわゆる1つの通過交通者に対する情報施設の提供というものがこの道の駅の大きな役割の1つになってまいりますので、それを提供する場所という形でございますけれども、いろんな面でこの今の国道の本線、それから竜東線ですね、それから町道との連結といったああいう交通の位置関係でその動線というものをよく見ながら、規模とそれから内容を検討していくということでございますので、今後実施計画の中で更に詰めてまいりたい。それからもう1つこれはあの拠点施設の方でございますけれども、これはやはりあのこれからの、まあ台数12,000台ちょっと厳しいんじゃないかというような指摘も今あるでございますが、また一方ではあの考え方としてはニアの駅がまあ今後予定されていくと、それへの153の縦貫する動線的な役割が非常に重要性を増してくるだろうと、これはあのこの伊南の近隣だけでなくですね、上伊那全体あるいは諏訪、松本地区まである程度、まあ高速道路の問題もありますけれども、特に上伊那郡内では交通量は増す要素に加わってくるというようなこともございますので、今あの確たる台数がこれだというわけにはいきませんが、そういうまあグレードの増していく要素もあるということも含めた中で今後さらに計画していかなくちゃならないということでございますが、地元のまあプロジェクトチームもさんざまあ練りに練って、それからやる限りはいろんなこの地域住民やドライバーの要望、それからそれが地域活性化やこの地域の活性化につながるような、あるいは近隣のこの農産物はじめ販売促進につながるようなことを是非やりたいと、いくべきだという考え方の下に、最初より少しあの面積は減らしてまいりましたが、約1,000平方メートル規模でまあ建設していきたいというこの結集があるわけでございます、その思いはやはりあの叶えていくべきだと、そこに経営計画の健全性というものを重ね合わせていかなくちゃならないことだと思っておりますので、今のところちょっと若干あの今後増減あるかもしれませんが、決して今の段階で慎重にやってきた規模の中では過大な施設規模ではないというふうに判断をいたしております。

久保島議員

3年間の助成金については町長いかがですか。

町 長

まああの現在ギリギリ最初から黒字というわけには当然いかないと思います。従ってあのまだ実施計画、予算編成でやっております来年の途中に着工をして、28年度開業というような形でいきますとまあ28年度、まあ27年度28年度29年度3年間位のどうしても行政支援は必要だろうというふうに思っております。まあその額をどうするかもう最終的な綿密な1つの経営計画を立てましてですね、最初から補助ありきでなくて、ひとつのこの最初支援する1つの考え方をどこへ置くかということの中で額等を決定して、これはあの建設経費に対する町の負担補助の部分とは別の問題でありますけれども、十分話し合いの中で方向を出してまいりたいというふうに思いますが、いずれ何らかの支援をしていきたいというふうに思っております。

久保島議員

はい、決める3年間の決定をですね決めるわけではなくて流動的というお話でございました。町長の方はですね1,000平方メートルの規模でということを決して過剰なものではないというふうにおっしゃっておられますけれども、私がいろいろ調査するとですね駐車場の約10%位が建物として適切だろうというふうに話も出てまいります。そうするとですねまあおおよそ計算するとだいたい1,000平方メートルなんですよ。で、そこからいくと田切の里はですねまあ660平方メートル位に納めた方がバランス的にはいいのかなというふうにも思いますけれども、流通研究所のですね300,000,000円売り上げるための施設としてですね物販は300平方メートル、で飲食は150平方メートルは必要だよというふうに言っていますね。ところがですね物販は300平方メートルなんです加工所が110平方メートル、それから農民レストランの方がですね350ということでございます、これはやっぱりレストラン部門・飲食部門が大きいなというふうに思うんですね。で私の感覚としては蕎麦店を中心にして、でその中で地元メニューを対応していくっていうことにした方がですね効率がいいんじゃないかなというふうに思っています。厨房もですね金が掛かるんです。だからそれも一つにできるということもありますので、費用負担もですね少なくて済むというふうに感じます。で、拠点施設のことにしましてですねその厨房機器とかそういう機器に対してもあのあれがなかったんですが、多分その辺も町の負担になってくるとするとですねこの辺は少し抑える必要があると。それから物販スペースもですねあの1,000平方メートル規模で300ですので、それに対してはちょっと大きいかなと。大きいとですね商品を品揃えするという、それから売れないと当然在庫が増えていくわけですから不良在庫の倉庫と化してしまうということで、ほこりをかぶった商品が並んでいるということになってくるととても魅力がでない。小さくてもですね回転のいい、いつも新鮮なものを提供しているっていうことになると、お客さまの方も納得してご購入いただけるということになりますので、あまり広過ぎない方がいいと。それから足湯の話が出てまいりまして私もちょっとアレしたんですが足湯はどうかなと。温泉地区じゃないのであそこで靴を脱いで足湯に浸かっていく人がいるかなと。これ申し使わなくなって空っぽになっているとみっともないので、まあ危険だからやめた方がいいなど。いろいろ細かいことを申し上げておりますけれども、加工所もですね当初からそこに110平方メートル設けるんじゃないで、必要最小限にしてですね、何て言うんですかねその蜂の巣みたいにだんだんにこう大きくしていけばいいじゃないですか。最初はこう小さくてもいいから必要ならば業績が良ければ増築していく、確かにそれは効率的な面では悪いかもしれませんが、安全ということはその方がいいだろうと。税金を当然使

っていくわけですので、町民の皆さんが皆納得できるような投資の仕方っていうものをしないと、大丈夫かという声を私も何人かから聞いております。道の駅もですね町長おっしゃる通り1,000平方メートルの規模の施設ということで、ある程度の規模がないと魅力がないということをおっしゃってありますが、それよりも身の丈に合った規模にするということの方を優先すべきじゃないかと思いますが、もう一度町長その辺の規模のことについての、大体多少の増減はあるかもしれないがというお返事でしたがもう一度お聞かせいただきたいと思います。

町長

まあこれはあの規模の問題については今、久保島議員のご心配の向もいろいろあると思います。まあ議論の分かれるところで、どなたがどういうふうについていうことでそれぞれのご意見があるかと思ひまして、私自身もここが何坪がいいんだという確認もなかなか判断できませんけれども、いずれにしてもこれはあの公な、できたらモデルに入るようなひとつの道の駅のこの開通に合わせたものでとにかく発信していきたいと、そのスタートを切りたいという思いは同じでございますので、これまではまあ地元の皆さんのプロジェクトは、まあ一部はコンサルも入っておりますけれども、それと同時にあのやはり国県の指定もいただかなければならないし、ましてやモデルに加わると入れてもらうということになると、今ぼこんとこれから白紙で申請というわけにはまいりませんので、従来からも国県にまあ内々の下協議というものを重ねてきて、かなり修正が加わってきておることは事実であります。そうしたことをいろんな重ね合わせて、まああのできるところからだんだんに増やしていけばいいじゃないかと今のお話ありますけれども、やはりあのこうした公認される道の駅ということになりますと、ひとつの拠点づくりとしての機能はどうしてもこれはインパクトの問題もありますので、スタートにあたって整えていきたいという思いがあるわけでございます。それからまたいろいろまあ足湯の問題もありましたけれども、必要に応じてエネルギーの問題も入れたりというようなことで、ひと味違うこの今度の施設にしたいというそのことが国や県に受け入れられるという要素にもなっていますので、そうしたことを総合的に判断をして今の内容と規模とでいうことで、とりあえずまあ申請段階ということでございますので、議論はいろいろあるかと思ひますけれどもご意見、若干の修正は出てくるかと思ひます。

久保島議員

はいそうしますと、この計画に対して町側としてもですね積極的に関与していくということでもよろしいのでしょうか。

町長

当然これはあの町は補助残に対する負担の責務を負うわけでございますので、町が事業主体という形になります建設に対しては、経営についてはまたそれぞれの地域の法人を設立するというようなことで今構想で進んでおりますけれども、事業主体としての責任、それから運営についてはチェック機能をやはり町も果たしていかなきゃならないことだろうと思ひます。

久保島議員

はい、是非ともですね絶対に失敗させてはならないという思いで進めていきたいと。私の方もですねあの議会としてもそういうスタンスでいると皆さん思ひますので、よろしくご検討いただきたいというふうに思ひます。

2番目にまいります。11月1日なんですけれども、あいにくの雨でしたけれどもまあそれが幸いしてですね文化館の大ホールはむせ返るような熱気に包まれました。大ホールにですね次から次へと押し寄せてくる老若男女、我々もですねつい見るに見かねてですね

席の方に飛び上がって行って、こっちが空いているぞー、こっちへまわせー、とかと言ってですね客席誘導に走り回りました。まずは大成功と言っていいでしょう。私もですね9月定例会の折に簡単な和踊りバージョンを作ったらどうですかと、そうしないと普及がちょっとという話もしました。で急きょ和踊りバージョンが作られて、強行日程で練習が行われてですね、本番では序章、終章を子どもたちとママさんコーラスが登場してですね、で音頭っていうんですかねその部分になったら上手の方から和服と桜祭りのピンクの法被を着た踊りグループの皆さんと、議員の女性の皆さんも参加していただいたんですが女子職員の皆さんと出てきて、で橋さんの青い着物、で、ステージの下にはリズム体操の黒いTシャツだかトレーナーのお姉さん方ということで、絵的にもですね非常に良かったし迫力もあったと、皆感動をしたというふうに思います。しかしですね新聞にちっちゃい写真がちょこっと載ってですね、記事もほとんどどうですかね10センチ近くあるかないか位のもので、1紙だけでですね、テレビでちょっとニュースで取り上げられたとかCEKのあれもなかったような気がしますし、他の新聞各紙もそんなに取り上げてくれなかったし、ちょっと寂しいなど、せっかく盛り上がったのにと。あそこの会場に来れたのは500人位ですねまあ約。まあ町外の人もしらっしゃったので正確にはどうとも言えませんが、まあざっとすると約町民9,000人の人は見ていないわけですね。でこれをお知らせする必要があると、せっかく良い機会だったんじゃないのかなというふうに思うんですね。前回の一般質問の時にお披露目を契機に普及に努めていくんだというお話がございました。このことも含めてですね今後どういうふうに普及活動をしていくのかということについてお尋ねしたいと思います。

町 長

2つ目のご質問でございます今度政策をいたしました「まちおこしソング&ダンス」に関しての今後の普及のご質問でございます。まちおこしソングとダンスにつきましては平成25年度から町の事業計画の中で取り組みをしまして、本年3月に歌である「ふるさとの愛〜いいねいいじま〜」が完成をし、それから先月11月1日に橋幸夫さんをお招きしてお披露目イベントを開催をいたしました。大変にまあ多くの住民の皆さん方にご協力をいただきまして無事にお披露目イベントが終わることができました。携わった関係の面さん方に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。今お話のように今後はまさにこの当初の計画通り多くの町民の皆さん方に愛されて、それからまた学校行事や公民館や耕地、自治会、あるいは町のイベントである福祉大会やお祭りや様々なイベント、それから出前講座等で広く住民の皆さんにこの歌と踊りをひとつ歌ったり踊ったりしていただいて普及していきたいというふうに考えております。一部今あの当日のPR等についてのご指摘がございましたけれども、あのテレビや新聞でも以前からこのことについてはあのプレ報道みたいな形で捉えていただいてまいりましたので、そのことは多くの町民の皆さんや地域の皆さん知っていただくんではないかということと、それから当日はあの産業祭りとまあ併せて計画をしておりました。雨天の中でございましたのでこのイベントだけはまあ文化館、結果的にはこれはあの照明灯やなんかが非常に効果的であのイメージが良かったのではないかなというふうに思いますけれども、結果として分離開催というような形になってしまいましたので、報道でもいろいろとあの産業祭りは多くの記事を割いて頂いて報道されておまして、その中にもこれ一部入っておったわけでございますけれども、ちょっとその辺が一枚岩の報道とPRには不足しておったのかなあというふう

なことですが、その分を今後の普及に全力で傾注をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

久保島議員
総務課長

具体的にどんな感じになるのでしょうか。総務課長、計画をお願いいたします。

あのただ今町長が申し上げたのが大綱であります。まあ今後というか今までもイベント前に耕地・自治会、それから区、公民館、学校等にCDを配布いたしました。それからあの終わった後ですがDVDこれも区、耕地・自治会、公民館等に配布、公共的なところに配布しております。でこれについてもそこでそれぞれ是非普及していただくようお願いしながらやってきております。またあの出前講座、まあ終了した後でイベントが終わった後でありますけれど、あの出前講座ということで事業所等から複数依頼がありましてそこにも行ってありますし、まあこれをあのまた続けていきたいなというふうに考えておりますし、またあの地域の中でもあの覚えたいというような話もありますので、今後そこら辺を中心にしながら普及をしていきたいというふうに考えております。

久保島議員

CDとDVDを配って普及いただくようお願いをするという誠に消極的な姿勢です。もっと積極的に定期的にイベントを打つとか、皆さん来てくださいねという催し物をやるとか、していかなきゃ他人任せでその普及するわけがないじゃないですか。普及するって言ったんですから真剣に普及するための活動をやってもらわなければ困りますよ。そのための元気づくり支援金でしょう。元気が全然出ないそれじゃあ。お金を出してもいいからCDが欲しいっていう人もいます。それからDVDも欲しいっていう方もいます。これは多分その契約の関係っていうんですかねその著作権の関係なんですかそういうことで売ることができないということになっているんですが、もうちょっといくらか金を出せばそれが可能になるんですかね。それともCD何枚か作ってこちらでドンと買い込まないと駄目なんじゃないですかね。その辺はご検討されたことがありますか。その辺が足かせになって普及出来ないとすれば何のための元気づくり支援金だ、何のための町おこしソングだということになると思うんです。多少出費は出るかもしれないけれどもCDも売れる、そうすればまた橋さんもねあの自分のコンサートやディナーショーの時に歌ってくれるかもしれない。今はそれもできないわけでしょ。その辺のことで是非ですもう一度普及のためにアクションを起こしてですね、どうやったら普及するかっていうネックをちょっと解消するためには、その辺の著作権の関係、契約の関係を見直し検討してみる必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょう。

総務課長

今お話がありましたように著作権の関係はつきり言ってございます。ですので、今の形が精一杯かなと思いますけれど、まあ今後予算とかそこら辺も必要になってくると思います。ただそこら辺を含めて今後の普及も努めていきたいなあと思いますが、あのCDを増やすこと、それからDVDをこちらで作ること、これはあの可能だと思います。ただそれをお金に換えるっていうことは基本的にできません。ですのでまああの町の予算的な問題もありますけれど、そこら辺も改めて検討させていただきたいと思います。

久保島議員

そうするとCDはそのどうしても無料で配るっていうことになってくるというもんですが、増やすことはできるということですので希望者があれば分けていただけるということでしょうか。

総務課長

その通りです。

久保島議員

それではですねまあ予算の関係もあるんでしょうから無尽蔵というわけにはいかないで

しょうけれども、踊りに興味のある方で是非CD欲しいよという方にはお申し込みを受け付けていただいて、CDを配布していただきたいというふうに思います。教育長にお伺いします。お披露目にですね、それからまあ福祉大会の折にも飯中の3年2組の皆さんがヒップホップ調のダンスですか、を踊っていただいてですね、会場は拍手喝采、非常に盛り上がりました。まあ短期間でマスターしてくれたっていうことにも、それからまたちょうどこの恥ずかしがる時期じゃないですか、人前でやるのはちょっと嫌だよというような時期なのにまあよく皆でやってくれたなと思って感動しました。序章、終章のコーラス、子どもたちのやつもよかったですよね。澄んだ歌声でまああのすがすがしさを感じたと。それで飯島の情景が浮かんでくるというふうな感じもしました。今後ですねこの子ども達にもですね「ふるさとの愛～いいねいいじま～」をずっと受け継いでいってもらいたい、歌って踊っていってもらいたいというふうに私は思うんですね。で子ども達は毎日忙しくてまあカリキュラムも大変ですね総合学習のところでしかできなかったというふうに思うんですが、子ども達がやればですね大人も当然引き込まれてきますし興味も持ちます。で子どもがやると大人も見に来るということもありますので、現場として今後どのようにこれを引き継いで普及させていきたいのか、まあその辺もお気持ちをお聞かせいただきたいというふうに思います。私はですね是非とも力一杯やっていただきたいと思うんですが教育長いかがでしょうか。

教育長

私もあの「ふるさとの愛～いいねいいじま～」の製作の初期の段階から関わっておりますので、とりわけですね今年の1月の終わりに吹奏楽部の子ども達を中心とした合唱班を編成して、であの2月の大雪の後ですねビクターの音楽スタジオへ子ども達を連れて序章、終章の収録をしたという経過もありますし、また今お話の3年2組が総合学習の時間で取り上げてくれたと、あの先日議員の皆さんのお手元に届いた来年度のカレンダー、あそのダンスのですね、振り付けの始終が全ての子ども達があその写真に写っておりますので、踊り方のまあ良い記録にもなるのではないかとこのように思う視点からですね私もこの歌と「ふるさとの愛～いいねいいじま～」にはまあ特別な思いと感情を持っておりますが、まあそんなわけであのそういう立場からあの学校でもですねいろいろな機会に取り組んでいただきたいと、ただしあの強制的にならないようには配慮していきたいと思っておりますが、あの良い教材だというふうに私は認識しております。あの中学校のですね体育のカリキュラムの中に、今改訂後の内容の中にダンスという項目があります。表現活動ということなんですが、そのダンスですねできたら地元のこうした経過のある、また先輩も取り組んだ内容でありますので、体育の教科の中に表現活動の中に取り組んでいただきたいと。それからもう1つはですね発表の折に七小、飯小の小学生も、もちろんあの中学生も交えてお披露目の際の合唱団を編成いたしました。そこにはあの飯島町の女性コーラスの皆さんも加わっていただいて、子どもから大人までの序章、終章を歌う合唱班を編成いたしました。そこに参加した子ども達が歌って良かったと、それからあの女性コーラスの皆さんもですねこうした機会にあの子ども達と交流ができて大変良かったというふうに評価をいただいております。まああの女性コーラスの皆さんの発表の機会に子ども達も参加する、あるいはですねいろいろな機会にクラスの歌として取り上げてもらうなどいろいろな取り上げ方があろうかと思っております。基本的にはふるさと飯島を育つ自分たちの環境の中をですねもう一度振り返る良い教材ではないかなというふうに思っておりますので、冒頭申

上げましたように強制にはならないように、子ども達の実態に合わせて現場で取り組んでいただけるよう働きかけていきたいというふうに考えております。以上です。

久保島議員

はい、あのおっしゃる通りですね子ども達にこのふるさとを思い出してもらおうという意味でもですね、是非普及できたらいいなというふうに思います。ダンスっていう話がありましたんですけど、例えばあの運動会とかそういう時は無理でしょうかね。その辺、教育長どうでしょうか。

教育長

これもあの学校の現場とですね意見調整を図りながら、私としてはですねあの表現活動の1つとして取り上げていただければという希望は持っていますが、ただですねそれぞれのまあ具体的に言いますと七久保には地元の音頭があって、あそここの場面ではですね地域のみなさんと一体となって、むしろそちらの面で心を通わせるという趣旨もあります。あの飯島小学校ではかつての飯島音頭を主体とした復活させたいというそういう思いで数年前から行っていますが、ただ学年として取り上げることは可能かもしれませんが、現場の実情とそれからあの教材感といいますか取り上げる教師のですね、どういうふうにそれを扱っていくか、ただ発表するとか皆に見ていただくという視点ではこの持っている意味がですね薄らいでしまうので、願いを込めて踊るにはどういうふうにするのかとか、いろんな教育的な視点で考えることに価値があるのではないかなというふうに思っておりますから、学校とすり合わせてですね現場の意見を尊重しながら私としては強制的にならないように普及を図っていききたいとそんな考えでおります。

久保島議員

終わります。

議 長

8番 竹沢秀幸 議員。

8番

竹沢議員

それでは早速でありますけれども通告に基づき具体的な質問に入っております。まず第1に、出産し退院したお母さんと赤ちゃんで身体的機能回復不安、あるいは育児不安などで保健指導が必要な方につきまして医療機関や助産所を利用した場合につきまして費用の2分の1を補助をしたかどうかという提案。また母乳相談、育児相談などにつきまして全ての飯島町でお子さんを産んだお母さんに対しまして補助券3枚を交付してやったらどうかということについて提案であります。これまでに飯島町が推進してきたところの子育て支援策の更なる充実を図るというための提案でもあります。安心して赤ちゃんを産み育てる制度を創設いたしまして、消滅市町村にならないように人口増加を図るための政策としても必要かなというふうに思うわけであります。こうしたあの制度の必要性でありますけれども、赤ちゃんを産み育てるお母さんが晩婚による出産あるいは初めての出産などで、産後ですね身体的機能の回復の不安ですとか、あるいは育児の不安などを抱える産婦と新生児を対象にいたしまして、医療機関や助産所を利用した場合にその費用を補助するものでございまして、近隣でもこうした制度を創設してやっているとところがございます。具体的には7日間入院して2分の1の利用補助金を補助している市町村がございます。またあのこの制度の違う側面から考えますとまあ対象者は少ないと思っておりますけれども、飯島町でもじいちゃん、ばあちゃんのいない家庭もあるわけでありまして、こういう家庭での子育てを支えるという仕組みも含めての制度の創設を提案するわけであります。育児不安を解消し安心して育児できる環境づくりのため飯島町でも産後ケアの費用助成を創設すべきで

ありますけれどもいかがでしょうか。

また医療機関や助産所を利用して母乳相談、育児相談などを受ける飯島町にお住まいのお母さん全員にですね、出産届の際に補助券を3枚程交付してですね、出産後の不安解消のための産婦を支援したらどうかというこの提案でございます。ある市では今年の6月からこの制度を始めておまして、これに4ヶ月間で30人程の方が、これは1枚1,500円補助しておりますけれども、3枚ということで大変あの好評を博しておるといふように先日も担当の教育委員会とこども室ですか、子ども課の方からお伺いしたところでございます。そこで飯島町でも前段の入院に関わる制度の創設とですね、合わせて通院による利用する母乳相談や育児相談をするお母さんのための支援、出産届の際に補助券3枚を補助してですねやるような制度を創設したらどうかということを提案申し上げるわけでありませう。

もう1つ、通告でも申し上げてありますけれども現在制度化されております妊婦検診ですけれども、これもあの国の制度でだんだんと幅広く対象になってきておるわけでございますけれども、現状の中で妊婦検診の15、16、17回目、すなわち40週から42週の間ですけれども、ここがあの有償部分になっておりますので、この部分についても補助対象にしてということ併せて提案申し上げるわけでありませう。まあちょうど同僚議員から高坂町政の今までの取り組みについての総括の質問もあるようでございますけれども、平成27年度に向けて高坂宗昭町長3期目のまあ総仕上げのですね子育て支援の拡充政策として提案を申し上げますけれども、この制度の新たな創設とですね現状制度の拡充については是非予算化を要望するわけでありませうけれどもいかがでしょうか。

町 長

それでは竹沢議員からはまず出産や育児に対する様々な補助制度の導入等の提案をいただいたわけでございますが、お話にございましたようにこの昨今の子育て事情、これにつきましては大変まあ核家族化の問題それから出産年齢の二極化、あるいは経験不足や情報の過多による育児不安の増大、更に子どもの虐待など大変大きくまあ様変わりをしてきておる実態があるわけございまして、町ではこれらのことに対して対応すべくここ数年に亘って母子保健事業や子育て支援の事業の拡大充実というものを図ってきたところでございます。子育て支援につきましては平成27年度におきましても引き続き町の重要政策事項として更なる充実を図ってまいりたいと考えております。特にこの妊娠期あるいは出産・子育て期が安心安全に過ごせれるような切れ目のない子育て支援の事業や、仕組みの構築は喫緊の課題だといふふうに私も考えておるところございまして、このことから母乳相談、今お話にございましたけれども、母乳相談や育児相談それから妊婦検診の費用の補助等のご提案につきましては、かねてからまあ一部実施をしてきた部分もございまして検討してきた経過もございませうが、いずれにしてもまあ安心して子どもを授かって出産を控えて子育て期を生き生きと過ごすための方策といたしまして、大変有意義であるといふふうに考えられますとともに、子育ての中の方等からも大変要望が多いといふふうに捉えておるところでございます。従いまして現在の策定中の実施計画あるいは新年度予算編成に向けてですね、この内容的には竹沢議員のご提案そのものずばりといふわけにはいかないかもせませうけれども、そのこととは別にして現在実施に向けて様々なメニューの中で前向きに検討しておるところございませうのでご理解をいただきたいといふふうに思ひませう。

竹沢議員

はい、ただ今答弁をいただきました。具体的に実施計画また予算の中で検討していくということでありますので、近隣の実施例等含めて詳細申し上げましたけれども、これらも是非咀嚼していただいて飯島町のお母さん方の要望にですね沿える形での是非制度の創設、更には現状制度の拡充について取り組んでいただきまして、是非あの他の市町村に誇れる子育て支援政策を是非継続的に取り組んでいただきたいことを要望します。

続いて2つ目の質問に入ります。台風18号が到来いたしまして飯島町では被害がなかったわけで良かったわけでありますけれども、10月の6日月曜日は町内両小学校と中学校の登校時間を、小学校は午後0時30分、中学校は午後0時40分といたしまして、まあこれはあの教育委員会の賢明な措置であったと評価いたします。飯島中学校へ徒歩で通学している中学1年生の女子の孫で私おるんですけれども、午後0時20分頃自宅へ戻ってまいりました。「どうしたのか」と尋ねますとですね、「日影坂の通学路に猿が出没いたしまして怖いので帰った」とこういう話でございまして、あの0時40分までには中学校へ行かなければなりませんでしたので車で中学校まで孫を送ったわけでありまして、さてそこであの徒歩による通学についての考え方でありますけれども、私もあの当時、自宅から飯島中学まで通学いたしましたので経験がありますけれども、例えばですね雨や雪の降る日、また風の強い日、寒い日、暑い日などまあ気象条件が違う中をですね毎日通学するわけでありまして、そうした自然の変化の中でその自然の変化を享受し、また季節折々の風景も感じながら、学校と自宅を往復する間にですねいろんな物事を考えたりですねして頭を鍛えたり、また体を鍛えたりするという徒歩による通学の効果があるのではないかとこのように思うわけでありまして、まあ現在あの電車通学もあるところでありますけれども、とりあえず教育長として徒歩通学についてどういうふうにお考えかお尋ねいたします。

教育長

あの、猿が出没した時の徒歩通学についてでの対応でありますけれども、猿や熊の出没の情報があるごとに注意を呼び掛けて対処法方をですね確認して対応してきました。あの町内の通学路で付近で出没した折にはですね電子メールで保護者へも通知しましたし、職員にも現地付近のパトロールを行ってきました。猿、熊以外、動物以外ですね交通安全・防犯におきましても児童・生徒の安全を脅かすものは数多くありますので、それぞれの状況に応じて対応してきております。そこでですね差し迫った脅威とか、あるいは著しい危険が想定される場合以外はですね、引き続き注意を促しながら現状のまま徒歩通学を継続したいというふうに考えております。あの先程議員のお孫さんの適切な判断だというふうには私は今受け止めたわけでありますけれども、このようにですね、むしろその危険に迫った時にどのような対応をするのか、でそういう教育の方を優先すべき、まず優先していくことが大事ではないかなというふうに考えております。繰り返しますけれども、徒歩通学の意義はあの別の公共交通機関で来てしまう以上のものがあるというふうに思っておりますので、現状のまま徒歩通学でというふうに考えています。

竹沢議員

はい、さてそこでですね、猿があつた過去にもそうですね通学路に出没した場合ということで、町民の皆さんからもそういうことについてのご意見もあると思いますし、またPTAなどからもそうしたことについての要望があるのではないかとこのように思うところであります。それで長野県下であつた今年には特にですねその熊の出没も多くてですね、まあ今日、衆議院選挙についてもですね投票所を安全に受け入れるようにという対策をとっている市町村もございまして、まあそんなやからでございまして、教育委員会とし

ての県下です。この熊や猿を含めたこの通学に対する危害防止を対策を行っているような市町村があるかどうか、お調べになったことがあるかどうか。それからですね町民の皆さんから具体的な提案でいただいております。あの日影坂の通学路ですけど、透明のビニールを使ったあのハウスみたいなね、そういうので囲ってやるのはどうかという、コスト的にはそんなに掛からないと思うんですけども、そういう方法はどうかという提案もいただいております。従いましてあの今教育長の答弁ありましたように、徒歩通学の手法についてはよろしいわけですけども、まあ今後において事故が起きてもしねこれは困る問題ですので、是非、教育委員会としてもいろんな角度から検討していただいております。ハード面なね施設も含めて是非あの今後検討していただきたいと思うわけですけども教育長の見解を求めます。

教育長

最初の質問でありますあの他市町村のですね、こういう動物危害に対する調査を行ったかということにつきましては、私どもの方から全県に働きかけて調査をしたことはございません。県からですねそういう事故情報あるいは安全確保に対する通達に基づいて対応をしているところであります。それからあの通学路の一部をビニールでまあ確保するというようなまあそういうご意見もいただいております。あれはあってもいいわけですけども、それでもって万全であるかどうかということとはまた別の問題でありますし、冒頭先程のお答えしましたように、むしろそういう遭遇した時にどういうふうに対応できるかという能力を育てることをまず優先したいというふうに考えております。それからですねただ平日にですね学校のある登校した後にですねそういう野生動物、危害を加える野生動物が出没したという情報が出た時にはですね、集団下校等に対応しておりますし、一部ですね、あの鈴といいますかそういう動物除けのものを貸与したらどうかというようなこともちょっと検討したところもありますので、それにつきましては今後考えてまいりたいと思います。

竹沢議員

それではまあ今後においてあのいろんな危害防止対策、検討していただいております。3番目の質問項目に入ります。学校給食のオール米飯給食化をすることによりましてですね、子育て支援また人口増の一環として給食費無料化を目指したらどうかということを提案させていただくわけでありまして。飯島町は文字通り飯の島と書くように米の美味しい町であります。ところで平成26年度の米価でございますけれども、大変下落をいたしましたわけでありまして上伊那農協概算払いでは昨年1キロ 200円、60キロ当たり 12,000円だったものが1キロ 170円、60キロ 10,200円に下落をいたしました。また戸別所得補償制度でありますけれども、12月15日に支払われる予定になっておりますけれども、米の直接支払い交付金は10アール当たり昨年 15,000円であったものが 7,500円と半額になったわけでありまして、これは60キロに換算すると約 750円減額となるわけでありましてダブルパンチであります。トータルで60キロ当たり 2,550円の減額となるわけでありまして。東北地域では概算払い額が既に 10,000円を切るという地域も今年発生しておるわけでありまして。一方、米の生産コストでありますけれども、まあ60キロ当たりまあ 15,000円位というふうに言われておるわけでありまして、飯島町など平野部でない中山間地域におきましてはコスト低減といってもなかなか難しい課題でありまして、小規模の農家もそうですけれども、町内における担い手法人の土地利用型の法人、あるいは土地利用型の農家の皆さんにおかれましてはその打撃の額は相当なものになるわけでありまして。さて、我が国の米の民間在庫

でありますけれども、今年6月末で2,220,000トンであります。過剰米の倉庫保管で60キロ当たり保管料ですけれども月40円から70円掛かっております。そこで米生産団体や卸などをつくる米穀安定供給確保支援機構がですね国が資金援助をいたしまして200,000トン米を来年の11月まで保管して、事実上の隔離政策をとることによりまして市場における過剰感を改善して価格浮揚を狙うという対策をとるということ、去る11月20日に西川農林水産大臣が表明したところでございます。また米価の下落に対しまして日本農業新聞の報道などによりまして、今回の米価下落に対して60キロ2,100円位の価格補償も検討したらどうかということでございますが、これは現在選挙戦もある最中ございまして実現するかどうかは不透明な状況にあるわけであります。こうした状況を踏まえ私も先般出席をいたしました、全国の農政運動をリードしてきました、また米価闘争を一早く取り組んできましたこの上伊那農協、伊南農協を含めてですが、この11月25日の日に上伊那農政集会が急きょ開催をされまして、米価下落それからTPP、農業改革に関する特別決議などが採択されまして、更には米の消費拡大の記念講演もあったところであります。さてそこでまず第1に飯島町はこの間、米の消費拡大にどう取り組んできたのかについてお尋ねをいたします。

町 長

次のご質問は町のこの米の美味しい町として浸透させて、例えばまあ学校給食の米飯給食のオール化、あるいは給食費無料化への方向をとというようなご提案をいただいたわけでございますが、その中でまず米の消費拡大に対する町の取り組みについてということでございます。前段、お話申し上げましたように今年度は自然災害の秋に向けて無かったこの好天続きが豊作を呼び、その結果として逆に米価の下落を見たというようなことで何ともこれ皮肉な関係にあるわけでございますけれども、今、国の方はこれに対応する1つの措置をいろいろ講じられて、あの報道されておる、今お話のとおりでございますが、何とか抜本的なひとつの方向を出してほしいなというふうには思っておりますけれども、まあそれはそれとして、この米の消費拡大ということにつきましては、これまでも長野県やJA、それから町内でもその他の生産団体や消費団体、関係する団体と連携をして進めてまいりました。同時にまた新たにこの昨年からは始まった米俵マラソンへの支援や各種イベント等を通じて消費拡大を行っておるということでございます。今年5月に発足をいたしました飯島町民の皆さんの有志で構成をする「飯島町ミヤマシジミを守る会」と、それとこれに協力する生産団体田切農産は多様な生物が生息できる環境づくりに配慮した「生き物マーク米」として今年度「ミヤマシジミ米」というブランド化に取り組んでまいりました。米の品種はコシヒカリというまあ従来の品種でございますけれども、これはあのこのシジミの幼虫の餌になるコマツナギという、これはあのマメ科の土手にある雑草でございますけれども、この餌である野草を土手から刈り取らないようにまあ残してもらおうと、そのことをまあ進めていくというようなことや、それから農薬を県の基準の2分の1以下、あるいは肥料を有機質由来のものにするなどしてミヤマシジミができるだけ多く生息できる環境づくりに配慮した、そのことが安全な農産物としても町長の認定も受けて、今年度からは1つの取り組みとしてふるさと納税の記念品、お礼として10月から全国への発送や、それから三鷹のアンテナショップにも提供販売をさせていただいておるという状況でございます。でこのミヤマシジミ米の取り組みは、町の営農センターが今まで進めてまいりました自然共生栽培米の問題点であった販路拡大の対策のひとつでもございまして、米消費の拡大に

も当然つながるといふ願いを込めて今後も生産の推進や他の生き物マーク米等の取り組みを積極的に行って支援をしてまいりたいというふうに思っております。こんなことを含めながら従来からもこの給食についてのことにつきましては後ご質問があらうかと思っておりますけれども、生産者それから町の団体であります食生活改善のグループがございますので、そこへのまあ米の消費の拡大のお願いをしてございますし、それから町内にはあの米を原料とする企業、食品工業が味噌や酢のことがございます。こうした企業に対しても米の消費拡大、まあ加工米を含めてということになりますけれども、今まででも要請してまいりました。こうした連携を基にして更に町の米、それから更には伊那谷の伊那米の消費拡大につながっていくような取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

竹沢議員

はい、ただ今町としての米消費拡大の取り組みの状況について、ミヤマシジミ米等々含めまして答弁があったところであります。さてそこで成長期の子どもにつきましては米飯給食は極めて重要であるということをごさいます、食育の一環としてもですね飯島米による学校給食の完全米飯給食とすべきであるということをご提案するわけであります。現在、飯島町では月曜日、火曜日、金曜日は米飯給食、それから水曜日から木曜日に麺類かパンの給食となっております、週に4回米飯給食ということで取り組んでおります。長野県では556校のうち、週4日米飯給食校が157校で27.6%であります私の調査によりますと、で次にですね、完全の米飯給食をやっておるのが長野県でまだ少ないですけれども小学校で7校、中学校で4校ございます。これはまあ今後徐々に増えていくのではないかなというふうに思うところであります。それから国の方ですけれども、国の方からは教育委員会等につきましては努力目標を含めて週4日米飯給食ということが指導されております、という県教委のお答えでございました。先日、松本大学の水野先生という方の講演を聞く機会がございまして、皆さんご案内のこの度J1昇格いたしました松本山雅の選手の方の栄養指導等をなさっている先生の講演がございました。であのまあ当たり前のことですがジュニア期のスポーツ選手などにつきましてはですね、ご飯との関係で強くしっかりとした体を作るにはご飯を食べることが大事ですよということ、また5つの5大栄養素というのがあるわけでありまして、主食のご飯に絡めてですね、美味しいおかずをうまく複合した5大栄養素を保持することが大切であるということをご強調しておりました。また1970年代以降ですね、我が国の国民の皆さんの米の消費量が減ったためにですね、糖尿病などの患者が着実に増えてきているということも指摘をしておりました。また和食が先般ユネスコの無形文化財に登録されまして、米の消費拡大いよいよまあ取り組んでいかなきゃならないわけで、講師の先生も上伊那におかれまして是非小・中学校で給食週5日完全米飯給食をやってほしいということをおっしゃったところであります。そういうわけで現状飯島町の取り組みについては冒頭申し上げたとおりでありますけれども、週4日米飯給食実施中でありまして、まああと一歩というところでございますが、あの他の市町村はともかく飯島町はその美味しいお米でまあまちづくりを進めてきておりますし、この歴史もある町でもあります。そういう意味で他の市町村より先じてですね、一歩前へ出て飯島町として米飯給食を完全にやるということを取り組む課題として提案いたしますがいかがでしょうか。

教育長

学校給食を提供する立場からお答えをしたいというふうに思っておりますけれども、ま

ああの今の子ども達は多様な嗜好を持っておりますので、それぞれの実態に合わせて、基本的にはですね偏りがなく安全で安心な給食を提供していることを心掛けているつもりであります。まあ併せて食育の意義も十分踏まえて運営に努力をしているところでもあります。あのこの後、完全米飯について実務を担当するセンター長から内容についてお答えをしたいというふうに思っておりますけれども、成長期の子ども達の米飯の有用性、有効性につきましてではですね、一重に学校給食だけでは限界があると。むしろ今現在、家庭ではですね朝食にパンを食べているという家庭が多くなってきているという実態もありますので、あの成長期に合わせた米飯の米の有用性っていうのは、むしろ家庭教育においてですね積極的に今の若い親の皆さんでは米飯を進んで積極的に取り組んでいただくという方向も大事ではないかなというふうに私としては思っております。完全米飯に移行するかどうかについて運営の責任者でありますセンター長よりお答えをいたします。

教育次長

学校給食センターの立場でお答えをしたいと思います。ただ今教育長が申したように給食センターでは多様な子どもたちの嗜好に対応できるよう内容を工夫し、残食が少なくなるよう常に心掛けておるところでございます。これはあの現在行っている米飯やパン・麺という3種の主食に添える副食がバリエーション豊かになり子ども達の給食の楽しみが広がる意味でもあります。このことは給食献立委員会における委員の声でもあり、いろいろな給食を楽しみにしている子ども達の実態を反映したものでもあります。従いまして当面は現在のような週4日米飯を基本とした献立の編成を続けていきたいという考えであります。今後とも給食献立委員会を中心に学校をはじめ児童生徒や保護者の意見など十分受け止め、時代に合わせた内容を工夫していきたいと思っております。なお飯島町で生産された飯島米につきましては、以前一般質問でお答えしましたように、現在は継続的に一定量を確保することは困難な状況で、まあ100%飯島産というわけにはいきませんのでご理解をいただきたいと思っております。いずれにしても運営の基本につきましては、子ども達の食に関する興味や関心を失わないよう運営に努めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

竹沢議員

はい、それぞれ答弁ありました。あの冒頭の教育長の答弁にあったようにですね、今家庭では確か朝にね、パン食が増えてきておるわけ。だから逆に学校の側の方でね、お昼はもう米飯にしてしまうというふうにやる手法も考え方ありますので、あの相対的にね、お考えになった方がいいんじゃないかと思っておりますので是非今後検討課題としていただきたいと思っております。さて次に学校給食費、費用の問題ですけれども、まあ子育て支援の有効な政策として飯島町が学校給食費の無料化、その費用についてですね財政的に支援を行うということを提案したいと思うんですが、町長にまずお伺いいたしますが、長野県の77市町村の中で学校給食費を無料化している自治体がありますけれどもご承知でしょうか。

町長
竹沢議員

木曽の王滝村が実施無料、完全無料ということだというふうに理解しております。

ただ今答弁ありましたとおり長野県77市町村でございますけれども、御嶽山の噴火の被害がありました王滝村が平成22年の2学期から実施をしております。これは何故そうしておるかということですが、人口の少ない村でありますけれども、村長さんの行政施策の重点課題として子育て支援強化を行うということで、その一環として行っておるといふふうに教育委員会の方が答弁しておりました。まあ飯島に比べますと児童生徒の数が少ないものですからどうかということがありますが、そうしたことを先んじてやっ

ていらっしやるその姿勢について私は高く評価をしております。王滝ではですね平成26年度小学生が21名、中学生が17名でございます、この無料化に関わる予算が3,200,000程、村で負担をしておるということでもあります。先般もNHKなんかで報道があったと思いますけれども、あの王滝村では御嶽山の噴火被害もありましたけれども、まあそういう中で村を元気にしなきゃいかんということで、村民の皆さんや子ども達も含めて将来の村のあり方について議論をしたようでありまして、まあその中でもあの「我が村は学校給食が無料であるので」ということで、人口を増やすために他所から呼んで来るということを一つの目玉として訴えていきたいというようなことをNHKで報道しておりました。今回の同僚議員からまた人口対策の問題についても質問があるところでございますけれども、学校給食無料化というのはですね人口増に繋がる一つの有効な手段だというふうに考えますので、町長並びに教育長のそれぞれの見解を求めます。

町長

学校軽食、これに対する給食費のまあ無料化という問題でございます、確かにまあ無料化にすれば親の負担軽減に繋がります、まあ結果的には間接的には子育て支援の一環ということで効果はある程度はあるのではないかなというふうに思いますけれども、現在あの町が、町といいますか保護者の皆さんが負担をしておる学校給食費として徴収する額が、飯島町の場合は約47,000,000円あるわけでありまして、まあこれはあの全部を完全無料化というような形になりますと、そのまま国の補助外でございますので町の一般財源の負担ということになります。なかなかそういうことを考えますと簡単なわけにはいかないなあというふうに思っておるわけでございます、まああのこの子育て支援につきましてはあのただ無料化を棒をどんどんいろんな面で広げていくということだけでなくでですね、いろんなあの先程からも質問あります子育て支援に対するいろんな施策を総合的に加味して、それでまあ、バラマキというイメージでなくて重点的にやっぱりあの施策を講じていくことが必要ではないかと、財源にも当然限りがあるわけでございますので、そんなわけであのまあこの47,000,000、半分にすれば23,000,000余り、4分の1だと12,000,000～13,000,000、まあ王滝村の3,000,000円、過疎債適用で対応できる考え方とは大きく違いがあるわけでございますので、この辺のところもまあ総合的に判断しながら子育て支援というものを考えていかなきゃいかん、こういうことでございますのでひとつ当面これをすぐ前向きにというお答えは出来ませんが、また教育委員会の考え方もこうした無料化することに対しての考え方もいろいろあるかと思っておりますので、お答えをさせていただきますけれども、町、私の立場からは今そういうことでお答えしたいと思います。

教育長

給食費の完全無料化についての財政面、財政の立場から町長から答弁がありましたけれども、私はちょっと別の視点からお答えをしたいというふうに思っております。かなり難しい問題であるというふうに思っております。あの学校給食のいわゆる法的根拠はですね、学校給食法によって運営しているわけでありまして、その学校給食法の理念の中の、まあ目標と置き換えてもよろしいかと思っておりますけれども、まあ食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることを子ども達が理解をするということがあります。従って給食の日など行事を提供するわけでありまして、あの多くの人が関わって給食をいただいているんだということを子ども達に十分理解すると。あのかつて私以上の世代の皆さんは覚えておられるでしょうかと思いますが、あの給食をですね家の保護者が学校へ集まって作っていただきました。で、残さないで食べるという気持ちがそこから醸成されたと

いうふうに思っておりますし、その後、給食費をですね自分達が親からもらって学校へ担任のところへ払って、そして給食をいただきました。当時あの覚えておられる方もおられると思いますけれども、あの鼻につく脱脂粉乳をですね無理して我慢して飲みましたし、何時まで経っても噛み切れないクジラ肉をですね最後まで頑張って食べた。それは親からもらっている給食費を払っているんだという意識がですね心のどこかに働いていたかというふうに思っております。まあその後PTAが代行して集金をし、まあ時代の流れとともに口座振込という形態になったわけでありまして。子ども達はですねそういうふうにも実際にお金を扱わない世界で給食を食べているという背景が今はあります。私はあの子どもに対する親の最大であっての責務はですね子どもの安全を確保すること、安心を守ること、それと同時に食事を与えること、まあ直接的であれ間接的であれ親の責務としてまああの食事を与えることをまあそれが責務であるというふうに思っております。まあそのために現在の親はですねまあ働いているわけで、まあ圧倒的な多くの親はですね決して自分の趣味のためだとか、スマホや携帯の支払いのために働いているわけではなくて、まあ良識を持った圧倒的な親は子どものために働いているわけでありまして。まあこのようなまっとうな考えで子どもを育てる、働くのだという自覚とですね責任を持つ果たす親が多い社会ほど健全な地域であり豊かな地域である、よりに健全に発展するのではないかなというふうに私はそういう考えを持っております。まああしかながらあの当然ですがあの経済的に非常に困窮している、あるいは事情によってどうしても支払えない家庭についてはですね準要保護、要保護の支援制度でフォローしていくわけでありまして、まああの私はこうまあ全国にはそれぞれ事情によってまあ無料化している実施している自治体はあるということは承知はしておりますけれども、単純に子どもの支援施策として給食費を無料化するというのは、先程申し上げましたように、まあ今の若い親といいますかまあ子育ての自覚を持っていただくと同時にですね、支払いが間接的になればなるほど子ども達は給食に対する感謝といいますか、ありがたさというものが薄れてきているように思います。そのひとつの背景に残量が多い、まああの健康状態にもよるとは思います、給食をですねむやみに食缶に返してしまう子どもがですねゼロではない、まあそういう健康状態はあるかもしれませんけれども、そういう背景を考えたときにやはり保護者のまあ社会的な自立を促す意味でも、あるいは健全な地域社会を発展する意味からでも是非その部分については保護者の責任と自覚を持って払っていただきたい。そんなふうには私は財政の面じゃない面からそんなように考えておりますのでご理解いただきたいというふうに思います。

竹沢議員

はい、それぞれご答弁いただきました。今回初めてこうしたことを提言したわけございまして、まあ1つは、我が町は名前の通りお米の美味しい町でありますので、更に米の消費拡大を図っていく1つの方策として、まあ1つは米飯給食の完全、それから給食費の無料化ということで申し上げました。あのいずれにしても大きな課題でもありますので財政面の問題もございまして。また子育て支援の幅広い政策の中の一助にもなるかと思っておりますので、今回の提案はひとつ1つの提案として受け止めていただいて、今後いろんな場面ですね将来展望も持って検討していただくようお願いして最後の質問に入ります。

町のホームページですけれども、これはまたあの後程違う角度からホームページの英語版の提案もあるところではございますが、私はあのキッズコーナー、いわゆる子ども向けのコーナーを設けるべきであるということの提案でございます。まあホームページはあの町

内の子どもに限らず全国からアクセスしているいろいろな方が見るわけでありまして、まあ子どもの方がですね飯島町を知るということはまあ極めて大事な情報収集の手段だと考えるわけでありまして。町長もご案内かと思えますけれども、友好姉妹都市の斑鳩町のホームページには「キッズいかるが」というのがあります。ご覧になったかどうか分かりませんが、で具体的に飯島町としてどうしたらいいかということで4つほど提案させていただきます。まず1つは、飯島町ってどんな町だかということが分かるような記事ですね。それから役場はどんなことをしているのかっていうような記事。それから飯島町も過去にあの昔話の本を出したことがありますけれども、これらも参考にしての昔話を紹介する。それからもう1つですが、前段の久保島議員の質問答弁にもありましたけれども、飯島町の宝探しという部分で掲載をしたらどうかということであります。宝探しの中ではこの度、飯島中学校3年2組が作成をいたしました町おこしカレンダー、この中に12箇所の風景の切り絵がございます。これがあの子どもたちが見た飯島町の宝、その美しさというものをコントラストも鮮やかにですね再現された素晴らしい作品だというふうに私は思います。そこには先程久保島議員からも紹介ありましたように、まちおこしソングですね、ダンスの振り付けと歌と紹介されて全ての生徒が載っておりました。そういうことで「～いいねいいじま～」の普及計画につきましては先程答弁があったところでございますけれども、この12箇所の風景の切り絵はですね飯島町の素晴らしさを大変表現しておるもんで素晴らしいというふうに思います。この部分もですね是非この飯島町のホームページのキッズコーナーを設けて、そこへ是非載せていただくといいのではないかなというふうに思うわけでありまして提案するわけでありまして。またあの先日気が付いたことでありますけれども、飯島中学校の中学1年のテストのですね社会科のテストの問題を見たところですね、例えば飯島町の平成25年度の決算総額はいくらであるかという問題。あるいは飯島町のイメージキャラクターの名前は何かであるかというような問題が出ておりました。というふうに現在我が町の教育委員会ですね、生徒に対する教育の一環としてそうした我が町のいろんなことをですね問題に取り上げていただいていることについても高く評価するところであります。まあそうしたことを含めてですね是非この難しいことではないと思えますので、その気があればすぐ出来ることでありますので、町のホームページですね子ども向けのキッズコーナーを是非設けていただきたいと思います。町長の見解を求めます。

町 長

町のホームページにキッズコーナーということで現在町にそのアレがないので、やっぱり全国に発信する意味もあって具体的に導入したらどうかというご提案でございます。お話もございましたけれども子ども向けのホームページにつきましては、その利用する対象者が子どもが町内なのか町外なのか、またどの位の年齢なのか、それからどのような場面で使うのか等々、利用をする子どもの対象想定をしながら必要な場合のホームページの内容を様々な角度から検討していく必要があるというふうに思っております。やはりあの町内の子どもの町の行政のあり様を子ども、分かりやすく町のホームページとはまた違う意味合いで浸透していくことも大切かと思えますし、それからやはり全国的に発信することも大事だというふうに思っておりますが、いずれにいたしましてもあの27年度、来年度町のホームページの更新計画、リニューアルの年度になっておりまして、今いろいろと準備を進めております。先程あのご提案のありました4項目等も含めてですね、あのまちづくりセンターいいじまのまあ観光面とのタイアップも今現在やって放映されておりますけ

れども、いろんな面であの今ご提案のこともこのリニューアルの協議に含めて、それから教育委員会の考え方も聞きながら、また所管の中で検討してより良いホームページができるようにということで現在計画しておりますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

教育長

今あの町のことについて扱う副読本として小学校3年生以上の子供達に「私たちのいいじま」という副読本を渡しています。あの若干データが年月が経ちますから古い場面がありますので、その都度今度は28年度に改訂をする予定でありますけれども、最新のデータを載せますが、まああの飯島町の子供達が飯島町のことを知ってもらう最初のツールとしては「私たちのいいじま」があります。それからあの先程中学生があ訪問したらという、まあ中学生以上になりますればまああの大人のホームページもある程度理解できると思いますが、ただですねあの大人用の文言をそのままひらがなを附けて子供達に提供するのとはとても内容が伴わないもんですから、工夫しなくてはならないと思いますが、現在あの陣屋だより、あるいはあの陣屋のホームページを開いて歴史的な側面もやっておりますので、分かりやすくするにはどういふものかというふうなこと、あの検討してみたいというふうに思っております。

竹沢議員

終わります。

議長

ここで休憩といたします。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時51分 休憩

午前11時10分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

2番 坂本紀子 議員

2番

坂本議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。米を中心とした農産物の生産地飯島をもっと県内外に売り出すための長期ビジョンに沿った中での政策立案を早急に行う必要があると思うが、町長はどのように考えているのかを大きなテーマとして様々の角度から質問をいたします。現在、政府はTPP環太平洋連携協定参加の交渉中ではありますが、合意はできていない状況です。11月13日の農業新聞にTPPに関するアメリカ農務省の報告書が載っておりました。それによると2025年までに関税が完全撤廃された場合、参加12カ国の農産物の貿易高は総額1ドル116円とすると約986,000,000,000円増えるとあります。その内訳はアメリカの輸出高が約33%で130,000,000,000円増える。日本は1.4%で輸出高9,630,000,000円増えるということです。安倍政権が2020年までに食品輸出額を1兆円に倍増すると言っておりますが、全く違ってくるということになります。またこの約986,000,000,000円のうちの70%の670,000,000,000円は日本が輸入という形で背負い込むことになると思っております。つまり輸出と輸入と相殺すると結局輸出よりも輸入高の方が高く、約660,000,000,000円輸入する羽目になるということです。輸入品目は牛肉、羊肉、鶏肉、加工食品、飼料、酪農製品です。日本の農務省の試算結果とは異なり、農業生産者へのダメージは国が言っているより大きくなるということが予想され、これからますます厳しい状況になると思っております。町は昭和61年に営農センターを発足させ

4地区に営農組合を設立し、その後平成17年までにそれぞれに担い手法人を作りました。地域複合営農の取り組み、水田を基盤とした花とキノコと果物、野菜の里づくりをしてきました。水稻では農地を集積し大型機械の共同利用によるコストダウン、土地利用型作物で収益性を高める努力をしてきております。農業生産地としての精神的な取り組みは大いに評価しておりますが、そこから先の販路の拡大や飯島産の知名度を上げる取り組みには力が入っておりません。以前から町民の方からこの点を指摘されており、今回一般質問をすることにいたしました。10月17日から始めた三鷹の試験的なアンテナショップは金曜、土曜日の開店でまずまずの売り上げが出ております。この3階建てのビルの持ち主が町出身者ということで、固定資産税を町が支払う契約で借り受けております。私も改装のお手伝いに行き現場のリサーチをしました。井の頭線三鷹台の駅から歩いて2分と立地も良く、駅の周りに中型の東急ストア、蕎麦店、パン屋があり、周辺は閑静な住宅地が広がっております。地元出身者で都内在住の方はもう少し商店のあるところが良いのではという意見もありますが、ふるさと大使の数人の方からは立地は良いのではないかというお話でした。今までの数回の売上金額、商品の内容などから私はこの場所でもっと力を入れるべきと思うがどうか。また開店してから2ヶ月過ぎた週末だけお店を開けるというスタイルができてはいますけれども、もう少し開店日を増やすことや販売員の現地雇用など今後の計画はどのようにしていくのかお尋ねしたいと思います。

町 長

それでは坂本議員からは、米を中心とした農産物の生産飯島、もっと県内外に広めて長期ビジョンに沿った中での政策を展開したらどうかというご提案をいただいた訳でございますが、まあ前段いろいろTPPの問題等もございましたが、まずこの三鷹台に開設しておりますアンテナショップについての今後の考え方のご質問でございます。三鷹市のアンテナショップにつきましては農産物等の販売を通じて三鷹市を中心とした都市住民に飯島町をもっともっと知っていただくと、そして交流も深めていただきたいと、そして飯島ファンを作るということをまあ目的に10月17日にプレオープンをして以来、三鷹市を中心とした多くの皆さん方にご利用活用をいただいて、大変あのお客様の方からは好評をいただいておりますというのが今の受け止め方でございます。でこれはまああのリサーチ期間ということでございまして現在まあ試行期間として、当初は12月19、20日これをもってまあ全10回の試験的な営業を行った上で、また次はどう考えていくかというまあ課題になってきておるわけでございます。そしてまあ4月から平日を含めて本格実施を検討して併せて検討しておりましたけれども、このプレオープン、リサーチ期間が終了するに当たってまあ町の出身の建物の所有者である方からも非常にあの飯島ファンも次第に増えてきたし、それから飯島町の農産物もいろいろとあの自然的なこの農産物というようなことの中で高い評価をいただいて徐々に浸透してきておると、まあいろんな面で効果も見えてきているんで1月から3月までを空白期間として閉鎖してしまうとお客様が離れてしまって、勿体ないというようなご意見を強くいただいております。是非引き続いて継続して開設したらどうかというようなご提案もいただいております。そこでまああの今までこの設置者主体であります、まちづくりセンターいいじまの職員を中心に行っていた販売形態を変えてですね、この1月から3月の間につきましても店舗所有者を中心にしてこの方を中心にして、隔週でまあ職員やボランティアが協力する体制の中で継続していったらというふうに考えております。でまあ4月以降の本格実施につきましても今後詳細を検討してま

いますけれども、平日オープンは勿論のこと、基本的には販売員を現地雇用するというようなことの中で経費をこう節減といいますか、できるだけ経費を掛からないような方法でできないかというようなことを検討した上で、本格実施に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

坂本議員

はい、ただ今まあ1月から3月は店舗所有者を中心にして継続していきたいというお考えで、それとまた現地雇用など今後やっていきたいというお話でありました。この店舗はですね現在ですね開所する際にも利用できるものは利用して内装費を抑えてオープンしております。まちづくりセンターいいじまと産業振興課の職員が開店当日早朝販売するまあ野菜、花、加工品を持って行き、ホテルに泊まりながら出勤をして販売をしております。売れ残った商品は全部持ち帰ってくるという手間と時間が掛かっております。暖くなる前にはですね、このあまりあの投資はしておりませんので水回りや冷蔵庫の大きさなどをもう一度考える必要があると私は思います。現在あの1階だけを改装しており、2階、3階は手付かずのままですが、そこにはあの台所やお風呂も付いております。今後ですねもう少し投資をしまして手直しをすればまあこの宿泊もこの2階、3階でできるわけです。そういう点で設備投資における基本的なスタンスと販売員を、まああの先程現地雇用するということでしたが、1月から3月はまあ、店舗の所有者を中心にしてやるということで、この販売員を現地雇用する具体的なあの取り組みの考えはどのように進めていくかその点をお尋ねしたいと思います。

町 長

今申し上げましたようにあのこれまでリサーチ、試行期間ということで現在まで進めてまいりました。あの非常にまあ限られたぎりぎりの施設の中でオープンをしてきたということで、それだけにまあ担当する職員の知恵を絞りながら使えるものは使ってというようなことの中でやってまいりまして、まあ結局あの最少限1階のみの若干の改装、備品導入というようなことで行っておりまして、実際にはあの支障があることは十分聞いて承知をしております。ガスの引き込みの給湯の問題や空調設備等今後どうしてもやはり続けていくとすれば施設もしていかなきゃならんというふうに思っております。で今申し上げましたようにあの都度出張、職員が出張というようなことになると旅費、宿泊その他経費もかさんでまいりますので、販売員は現地採用でお願いしていきたいということを前提にして、まあ場合によってはあの定期的なイベントやこの集中した対応する部分については、当然こっちらからも職員がPRを兼ねて出向くということもございまして、今後ともまあ宿泊の問題等も含めて最小限の整備は今後もしていく必要があるんだろうということですが、主たる販売のことについては現地採用ということを今後原則的に考えてまいりたいと思っております。

坂本議員

はい、あのただ今販売員は現地採用ということでしたけれども、その販売員の方なんですけれども、まあこのプレオープンに当たりですね飯島出身者の都内在住の方たちが多くそちらの方に見えているようでございます。であの現地雇用におきましてはやはりあのまあどういう形でやっていくか分からない、今のお話ではもうちょっと具体的なお話が聞きたかったんですが、その点ですねその飯島出身者でまあ例えばあちらで大学通っていらっしゃる方とか、あのもっと進めて本当にあの自分のお店としてやっていきたいというその強い、まあ八百屋としてやっていきたいという気持ちのある方もいらっしゃると思います。ので、そのやっぱり安全・安心も任せるという点ではまあ町内出身とか長野県出身者とい

う点も非常に良いかと思しますので、その点あの雇用する場合はそのまあ飯島町のことをよく分かっていただける方と、距離が遠いというので金銭的なあのお金を取り扱うのでそういう点も注意が必要かと思いますが、その点は町長はどのように考えていらっしゃいますか。

町 長

まあこれはあの現地でお願いしていききたいという前提は、あのお世話をいただいたまあ建物所有者、まあ小林さんでございますけれども、あの今までそうしたお店の飲食の事業もやってきて非常にあの地域に明るく、また人脈もあるというようなことだろうと思しますので、一応まあ小林さんを中心にご相談をしながら、基本的にはまあ小林さん中心にということになるのかなというふうに思っておりますけれども、これにまああの小林さんの思いの中で補助員を付けてというような体制になろうかと思っておりますけれども、その辺についてはあの今後まあ検討というかお話し合いの中でというふうに思っております。

坂本議員

はい、是非ですねこのあのアンテナショップという形でできたんですけれども、これを継続的にですね積極的な取り組みをしていただきたいと思っております。あの12月6日ですね信毎の記事によりますと地方自治体が特産品の販売とかPRのために都内に開設しているアンテナショップは、現在4月時点で都道府県で39店舗、市区町村で13店舗という52店舗あるということが載っておりました。そのうち半数の28店が2013年には100,000,000円以上の売り上げがあったということが記事に載っており、まあ出店場所はですね銀座、日本橋、有楽町駅周辺で郷土料理やレストラン併設も多いとありまして、あのそういう点ではまああの繁華街にあるわけです。まあ長野県内の出店では大町市が立川に、塩尻市が渋谷区に、富士見町が多摩市、木島平村が調布市ということで、まああの飯島町のこの出店場所というのはまあ閑静な住宅地ですけれども、私はあの非常に良いと思しますので、三鷹台を足掛かりにしてしっかりと飯島産の農産物にPRと小売りでの販売の突破口にさせていただきたいと思っております。

3つ目の質問であります。先程も言いましたように町が農産物の生産性を高める努力や収益性を高める努力をしてきたということは大いに評価するところであります。しかしあの販売においては多くはJA頼みであったわけですが、JA上伊那の現状と今後の方向を飯島支所で伺いました。現在のJA上伊那米13,000トンの売り先は商社経由で全国展開のお弁当さんやおにぎり屋さんに行く行っております。米としては関西のスーパーで売られております。また生活クラブでも長野県米として売られております。それとともに県内の取り扱いマイパール長野で1,700トンを取り扱っております。今後のJAは売り先においてはこのルートを確認したいし、量もこの量を確保していく方向であるということです。しかし値段においては今年は概算で9月末60キロが10,200円ということで、先程同僚議員からもお話がありましたように、昨年よりも今後安く全農との総体の中では上積みされるという見込みではあります。まあ年々安くなっていくのではないかとこのお話が返ってきました。で今年は夏は天候が悪かったわけですが、米に関してはそれが返って良くて、胴割れといった乾燥し過ぎの米が少なく安定したA級品になっているということです。味の安定には刈り取る時期と植える時期との注意が必要であるというお話でした。大量の販売はJA頼みにするとしても、価格においては商社経由はますます下がっていくのではないかと考えられます。また消費者の手元にはJA上伊那米というネーミングではなくブレンドされている現状が見えてきております。私はもっと多面的な販売方

法があってもよいと思うわけで、4法人や町や個人生産者が出資し販路拡大と作物の企画をするためのチームをつくっていくべきだと思うのですがいかがでしょうか。三鷹台のアンテナショップの生産物の企画、または今後、田切道の駅の農産物の企画も含め重要な政策であると考えます。企画営業のチームを作る点、町長はどのように考えておられますでしょうか。

町 長

まあこの三鷹のアンテナショップに対する供給ももちろんそうでございますし、これから今あるあの花の里の道の駅の供給体制、それから更に今後計画してまいります田切の新たな拠点施設、全部含めてそうでございます。それからまたあのいろんな友好提携、鳥羽や斑鳩やその他のまあ千葉もでございますし、横浜の橘学園の関係もあります。これらをあのいかにあのまあ農産物も含めて飯島を売って発信して飯島ファン作りをしていくかということに繋がるわけでありますが、やはりその生産者、それからその生産量供給体制ですね、それからあのできるだけまあ四季折々にこの均等化した生産物の提供ができるということ、まあこれはあの冬場を控えたこの当町近辺ではなかなか大変なところがあるわけがありますけれども、こうしたことを総体的にやっぱり関係の皆さん方ときちんと位置付けした上でやっていく必要があるというふうに思っております。そんなことであの今までもいろいろとまあ営農センターや営農組合等々の組織ともお話し合いをしてきておりますけれども、あの今、出資を仰いでというようなお話がございましたけれども、こうしたあの別なまた出資組合みたいなものを作るのではなくて、そうした関係者もう一辺あの今度の新しい施設もあることでございますので、更にまあ整備をしてひとつの共同連携体制というものをプロジェクト的に立ち上げて作っていく必要があるだろうというふうに今考えております。そんなことであの既にいろいろと準備態勢に入っておりますけれども、そういう対応の中で今後まあ取り組んでまいりたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

坂本議員

はい、まあ私は出資をして作ったらどうかという提案をしましたけれども、まあ出資をしないで現在ある営農センター、それからそれらを整備した中でプロジェクトチームを作っていきたいというお話でした。またこのお話はあの再度詳しいことは後の方で聞きたいかと思いますが、4番目の質問であります。前回の質問で、むら夢楽塾がマンネリ化しているのではないかと私は言いましたけれども、生産者の方の中にはですね、あの既にあの自分で作った作物を自分で売るということを考えてインターネットないし、自分で販路をあの作って取り組みをしていらっしゃる方がおられます。まあ米もそうですし花の部分においても、それからまたキノコの部分においてもそうです。でまあこういった販売における課題をテーマにしてこの、むら夢楽塾という中でですね交流し、販路拡大の方法や実践報告会のような企画も必要と私は思っております。今後こういったテーマでの企画をしていただきたいと思いますが、その点どのように考えておられますでしょうか。

産業振興課長

むら夢楽塾でこういった販路の拡大の企画も必要というご質問でございます。むら夢楽塾につきましては来年の2月の7日に開催を予定しております。この開催内容につきましては毎年あのイベント終了後反省会をもちまして、実行委員の皆さんのご意見を聞きながら、その開催年度の実行委員会の中で検討して決定してきている状況でございます。まあ内容的にはあの講演会が主だった時期もありますけれども、最近はパネルディスカッション等、皆さんが参加できるような内容で開催してきております。今年もあの今月20日に

実行委員会が開催される予定ですので、その中でご提案のありました内容も含めまして内容を検討してまいりたいと思います。

坂本議員

はい、まああの来年のイベントに間に合うということなので、是非ですねこのパネルディスカッションという中で、何て言うのかなあ、あのやっという方たちとこう意見を合わせるということもそうですけれども、なにかこの方向性っていうか、いろんなやり方をやっというのでその方向性っていうのをお互いがあのこう見出せるような実のあるものにしていただきたいですし、あのたくさんの人同士でパネルディスカッションという形態もいいとは思いますが、あの小さな本当に顔を突き合わせたようなチームというか、そういう形式の中でやっという方が多い会になると思いますので、やり方の方法などを研究していただき是非あのこの販売におけるノウハウの交流ということに取り組んでいただきたいと思います。

次に5つ目の質問に移りたいと思います。今年もあいにくの天候の中でしたけれども、11月9日に第2回米俵マラソンが行われました。これはですね元気づくり支援金の補助をいただき、PRや米俵の製作にも力を入れられインパクトのある取り組みとなりました。JA上伊那の方からは出場者への米の提供も協力いただき、また米俵作り、それから交通整理、出場者やスタッフへの炊き出し、テナントでの出店など多くの皆様のご協力で何とか成功することができました。加わったスタッフの一人としてお礼を申し上げたいと思います。来年の開催に当たり様々の問題を解決していかなければならないと思っていますが、出場者や農業生産者やJA上伊那の方々からは非常に好評をいただきました。1つポイントとしてはですね、あの雨が降ったのでこの走っていただいた方がお昼を食べまして、あの体が冷えきっていたのであのだんどん帰られてしまって、あの結局ですねこの出店されている方たちが、いろいろ食べ物関係の方たちがいたんですけども、残念ながらあんまりちょっと売上の方に繋がらなかったのはあの非常にちょっと残念なところです。あの近隣ではですねこのこういうマラソンとかウォーキングをやった場合にその宿泊の割引券とか、日帰り温泉があるところはその割引券もあのこの参加者に出しているところがあります。でこのような形でですねあのまあ2回目ということなんですけれども、このイベントをですね広げて、まあ参加者の方々に飯島で泊まっていたり、また観光に繋がったりですね、それからまたご家族でいらっという方々もおりますので、農産物の販売に繋がったりできる取り組みが必要と思うわけなんですけれども、町としては今後このイベントとどのように関わっていくのかということをお尋ねしたいと思います。

町長

11月9日に開催されました第2回目のこの米俵マラソン。お話がありましたようにこれはあの、いいちゃんまちづくり連絡協議会とそれから実行委員会中心に住民の皆さん方が中心となって、実行委員会のアイディアの中で実施をされて、ちょうどまああのあいにくの雨で大変だったわけでございますけれども、約400名のランナーの皆さんご参加いただいて、それから相当数のまあ町内からのボランティア、協力者の下にこの大会ができたということでございます。で、俵とともにお米の町のPRも大変できて貢献していただいたのではないかとこのふうにあります。ありがとうございます。まあ年々こうしてあの継続していただくこと期待をするわけでありまして、それから米や俵をこうしたあの米文化、俵文化というようなものの位置付けの中でも町を知っていただいて、今お話のように観光や農業振興に繋がっていくことができれば一番ありがたいというふうにお

ります。結果的にあの天候の具合が非常に大きく80%以上左右されただけではないかと、非常にインパクト面で残念だったわけですがこれはまあ致し方ないことでありますが、それに付けてもまあ様々な想定の中で対応いただいたということで高く評価を申し上げたいというふうに思います。これがあの、まあこれから回を重ねるごとに注目度も増していくと思いますけれども、やはりそれはあの住民の皆さんの発想と知恵の中から生まれたというこの原点が大事だというふうに思っておるわけでごさいますので、そこにまあ町は元気づくりの支援金のサポートをしながら、そして皆さん方のアイディアを受け止めながらできるだけ支援をさせていただいたということでございまして、まあ今後あのまた反省会も委員会の中でされると思います、もうされたわけでしょうか。これからあの集約してですね、これはまあ今あの具体的にそれじゃ宿泊、まあグレードこうずっと上がってきて宿泊も参加も増えて多くなってくるというようなことについては、ひとつこれはまた観光投資というような面に繋がればいいのではないかとこのように思いますけれども、まあ現物支給をどういうふうにするかということはまあ別にいたしましても、できるだけまた、まだもう1年間元気づくり支援金の期間もございまして、いろいろ組み合わせの中で是非ひとつこの息切れしないようにひとつやっていくことが必要だろうというふうに思っておりますので、なかなかこれは大変だと思います。俵の作成の問題から始まって、数が増えれば増える程またその辺も大変だと思いますが、まあできるだけ息切れしないように、ひとつ町も極力支援体制を整えてまいりたいと考えております。

坂本議員

はい、まあ今回400名ということで、前はもう100名いかなかったと思うんですけど、何か凄く増えてしまったので、あの確かに俵を作るという現実の問題ではあの非常に製作者を探すのが大変だったということもありました。それとですねあのまあ反省会はそのそれぞれのグループの中でされて、それを今度持ち寄って全体の反省会はまだちょっとできていないんですが、1つはですねあの警備の点でやはりあの走る道路の、まあ警察署の方に届出をしていったわけですが、あの実際あの片側通行にしてということだったんですが、もうあの途中の段階で片側通行だけではとても危険なので全面通行止めにしてそこでやった方がいいというまあ現場の警察署の方の指示で全面通行止めにしてしまいました。ということもありましてあのやはりあのこのマラソンをするということは、その交通事情の問題とカルートの問題が非常にあの大切だということと、それを飯島町だけではなく周辺の市町村の方たちにはかなり前から周知しないと、まあ交通渋滞またあの安協の方たちがそれぞれあの、とか職員の方達も出てですねあの裏道なんか全部あの張り付いていただいたわけですが、それでさえもあの非常に個人的にというかその方たちに苦情がいたりとか、あの遠い方たちは裏道も分からないのでどういうふうに行ったらいいのかっていうことも聞かれたということで、あの反省は凄くあるわけです。であの是非ですねあのまあ来年1年がもう1年元気づくり支援金が出るわけですが、あの町の方で協力していただきたいことはそのPRの点とその安全の面でのルートをどういうふうに行ったらいいのかっていうのがね、やはり主催者サイドと詰めていただいて、今度は153のバイパスも出来たことでしてそこには歩道もついておりましてあの景観も良いところでごさいますので、その走るルートをやっぱり安全を確認しながら多くの方たちには迷惑をかけないで走れるような形をとっていただきたいと思うので、是非そういう部分でご協力をいただきたいと思いますがその点はいかがでしょう。

町 長

まあこの俵マラソンへの将来に向けての支援体制の問題でございますけれども、今申し上げたようにあのできるだけ行政の立場としてもまあひとつ発信という意味でお手伝いをするというので考えておりますが、とにかくあの今お話のございましたようにマラソン、駅伝というものは非常にこの一般の道路を走るということで、その交通規制とそれから1つのその警備の問題が大変大きな課題になっておるわけでもこの市町村も大変苦労しております。もうあの伊那で開催されます県下の春の高校駅伝、それから県下縦断信毎の駅伝等もそうでございますが、終わったもう次の段階から翌年のその対応をしていかなきゃならないというようなことで聞いておまして、そこが一番大変なんだということでございます。警察・安協も限られた人材でございますので、どうぞご自由にお使いくださいというわけにはまいりません。それを全面通行止めにしてやるのか一方交通でやるのか、車両と平走してやるのかということは非常にあの事故がありますとこれは大問題になるということで、確かにそういう点が厳しいわけでございますけれども、ただ一方ではこうしたあのマラソン、駅伝に対する国民的世論も非常にあの盛り上がってきておることは事実でございますので、まあ警察当局もできるだけのご協力をいただいておりますということかと思っております。であのその辺につきましてはまたあの行政とまあ駒ヶ根警察署、安協とも町もパイプ役になってお願いをしてまいりたいと思っておりますけれども、来年に向けてどういうコースになるのか歩道でいけるのかどうかということも含めて、またできるだけ早く計画を提示いただいて、それに対してまあご協力ができる部分はしてまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

次に6番目の斑鳩町は文化の町ということで、鳥羽市は観光と海の町ですけれども、通年通してどちらも暖かいところなので、私はあの寒暖の差がある飯島の野菜、米、花はそういった町にとっては魅力的だと思っているわけでございます。今後はもっと積極的にこの姉妹都市、それからまあ災害に関しての都市ということで、共にあの交流していく中で積極的にこの野菜、米、花などを売り込む必要があると思っておりますが、その具体的な企画はあるのでしょうか。その点、課長お答えいただければと思います。

産業振興課長

斑鳩町、鳥羽市との積極的な交流をということでございますが、それぞれあの斑鳩町、鳥羽市におきましても交流事業を実施しておりますところでもあります。まあ斑鳩町につきましてはあの提携ももう10数年になりますので、それぞれイベントごとに出店しているところでございます。昨日も7日の日に斑鳩の産業祭りがございまして町も出店したところでもあります。まあ以前はあのリンゴや野菜等をお持ちして販売したところでもありますけれども、斑鳩もかなりあの野菜の栽培が盛んでございまして、なかなか売れないという状況がありました。で現在はまあリンゴ中心の販売ということで行っているところでございます。まあそういったあの飯島町のリンゴのファンもできまして、町内のリンゴ園にリンゴ狩りに来ていただいたりしている交流ができてきているところでもあります。鳥羽につきましてはあの10月の14日の日ですけれども鳥羽マルシェというのがオープンしました。こちらはあの農水産物の直売とあとレストランということで併設されておまして、まあ約700平方メートル位の建物でございますけれども、ちょうどまああの鳥羽市の駅前に設置しておまして非常に観光客の皆さんも多く訪れております。こちらはあのコンセプトとしましてはやはりあの地の物、地域で採れた水産物、農産物を販売しながら、それをまあ生産者の所得に繋げていくというコンセプトで販売しているところでもあります。まあそうい

ったことであの主にはあの地の物な訳ですけれども、たまたまあ交流都市ということで企画店を当初から企画していただきまして、まあ飯島町はちょうどリンゴの季節でございましたのでリンゴの販売をしていただきました。まああの珍しいこともありましてまあすぐ完売というようなこともありました。まあそんなことであの今後はまああのマルシェの運営が組合を作ってやっているということでもありますので、こちらまああのしっかりした供給体制が必要ということでJAの方の供給をしながら、今後も企画店の方に新店を出店をしていきたいというふうに考えています。またあのリンゴ以外のものにつきましても通年的にあの供給スケジュールを両方で調整しまして、年間を通じて企画店をしていただくということと今調整を進めているところでもあります。またあの鳥羽といいますと牡蠣が非常にあの養殖が盛んでございまして、その牡蠣殻をまあ是非あの町としても有効活用したいということで、先般、営農センターで研修を行ってまいりました。まあいろいろあの課題はありますけれども、やはりあの海で採れた牡蠣、これはまあ山の栄養によってできるわけですが、それをまた長野の方で施しまして海で採れたものを循環していくというような考えの中で、この牡蠣殻を使った農産物等の栽培も研究していきたいというふうに考えています。まあそんなことで斑鳩、鳥羽におきましても今後も交流を続けていきたいというふうに考えております。

坂本議員

先程あの今あのみあ斑鳩町の状況と鳥羽市の状況をお聞きしましたが、まあどちらもリンゴが主体であって、今後他の生産物というふうな形で商品を持って行くという話でした。で町はあの今現在あのシンビジュームとかランの生産者もありますので、是非そういった花、あとあの切り花、花卉ですね、切り花もありますので、そういうものも良いかと思えますので、それらも共に積極的に働きかけをしていただきたいと思います。牡蠣殻に関してはですね私はあの牡蠣殻を使っております畑に入れておまして、まあそれは買ってやっておりますので、あの有機農業関係者は牡蠣殻を使うっていうのは定番化しておりますので、是非あのそういう方たちにも働き掛けをして、あのまああちらのものも使うということもできますので、あのそういう点をPRしていただいてお互いの交流ができるようにやっていただきたいと思います。

次に7番目のふるさと納税の点です。現在あのふるさと納税のお礼として10,000円以上の方たちにお礼をするということになりましたら、納税者が10倍になったということを知っております。お礼を農産物や加工品だけに限らず、先程言いましたあのみあ宿泊割引券ですね、町内施設を加えて是非あの飯島町に来ていただいて農産物を買っていただいたり、またあの生産現場の見学をしていただいたり、まあこういうのはあの中川でもやっておりますけれども、まあ蕎麦打ち体験、今あの非常に蕎麦打ちの方たちが元気にあちこちでやっておりますが、蕎麦打ち体験をするなど観光体験や、またこれを使ってですね定住促進の方向に繋げることもできます。この政策を発展的に観光と農産物販路拡大や定住促進に繋げることも必要だと思えますが、そこら辺の考えはどのようなものをお持ちでしょうか。

町長

このふるさと納税に対するまあお礼の品といいますかお返しについて、発足当初からまあいろいろあの知恵を出しながら取り組んでまいりました。であの金額によってもいろいろランクがあるわけでありまして、主にはまあ飯島町のこの特産品、農産物、畜産物ということでまあやっておるわけでございます、だんだんあのこうした飯島ファンが

増えてまいりまして大変好評でございます。特にまあお米の問題いやリンゴなんかもすでに品が底を突いてお断りをしてお許しをいただいておりますけれども、まあそうしたことも含めて新年度じゃあどうするかということでまたいろいろと今、事務当局の担当の方も知恵をめぐらしてできるだけの要望に応えていきたいということでございます。そんなわけであの今後ともより充実をして、一人でも多く飯島のふるさと納税にご協力いただくように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

まあこれを担当しているのは総務課になるわけですが、まあ総務課としては本来もっと大きな企画というかあの戦略的なことを考える部署でありまして、これの発送手続きとか何かを総務課がやっていると非常にあの先のことを考えている時間がなくなってしましますが、これはあの増えていった場合もあの総務課担当でやるということになるのでしょうか。そこら辺はいかがでしょうか。

町長

まあこれはあの所管は今、まちづくり推進室とそれからそれぞれのあの所管課、特に産業振興の部分もでございますので連携取ってやっておるところでございますが、確かにあの今職員1人これは臨時職員ですか配置をして担当しておりますけれども大変でございます。あのうれしい悲鳴とって言いますか。であの本来まあこのまちづくり推進室、ひとつの町の企画的な要素を持っております。最近のこの多様ないろいろな取り組みが必要が生じておりますので今、組織のちょっと再編的なことを今整理して考えております。従ってこの部分についてどういう位置付けにするかということにはちょっとまだ結論が出せる段階ではございませんけれども、総合的に判断をしてみたいというふうに思っております。

坂本議員

あのまあ今、あの組織のことを考えているということでございました。まあ私が提案しました具体的な宿泊券とか生産物現場の見学とか蕎麦打ち体験というまあ新しいメニューですね、物ではないですけども体験メニューとかそういうことも必要かと思えます。駒ヶ根市ではこの宿泊割引券というのを出して、まあ駒ヶ根市の場合はホテルやそういう施設が多いので実際に駒ヶ根に来られて宿泊されている方たちもいるようでございますので、新しいメニューも取り揃えた中であのこの政策を発展的な形で行っていただきたいと思います。

最後のところでもう一度あのお答えいただきたいと思っておりますけれども、まあこうやって様々なあの細かい提案をしてきましたが、どれもですねあの担当課だけでは発展的に考えていくには対応できない内容となっておりますが、あの3番目に質問しましたあの企業営業チームを作ったという提案をしましたが、まあその点に関して予算をとってということではなく、現在の中で営農組合それからJA上伊那そういう中でそれらの生産企画の方に力を入れていくというお答えでありましたが、販路拡大の長期ビジョンということはJA上伊那だけに頼っていつかはじり貧になっていくという可能性は非常に大きいと思えます。政府の農業政策が手厚い方向にいかねければ高齢化してきている農業生産者はやっていけないでしょうし、若者も農業に未来を見いだせないと思えます。農業者の所得を少しでも増やすためには販売企画をするということに町としても早急にあの取り組んでやっていただきたいと思いますと思えますが、再度町長の答弁を求めたいと思えますがいかがでしょうか。もう少し具体的な内容をお答えいただければと思います。

町長

まああの飯島町は最も基本的な農業立町でございまして産業の基本でございまして、あの古くからこうした歴史の中で農業生産、農業振興を図ってきておるわけでございますが、

大きい意味ではこれはあのJAとの当然連携の中で出荷体制はやっていく必要があるわけでありましてけれども、これからはまあ一味違うこの自社ブランドといいますか、町のブランドを米にしる野菜にしる果物にしる取り組んでいくというようなことを考えますと、やっぱりそこには自分なりきの独自の販路を持つ必要が、販路も自己ブランドで持つ必要があるだろうというふうに思います。従って先程関係の皆さん方の一堂に会したこのプロジェクト的な考え方を持ってそのことを推進していくというふうに申し上げましたけれども、今後そうした面を重点的にひとつ、JAとも当然連携をしていかなきゃならん部分もございましてけれども、それぞれの1つの考え方の中で強力に進めていく必要があるというふうに考えております。

坂本議員

終わりです。

議長

ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。

午前11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 橋場みどり 議員

7番

橋場議員

通告に従いまして質問いたします。最初の質問です。今年6月定例会一般質問でふるさと大使をホームページに載せてはどうかという質問に対して、実施するという答弁だったのでその後どうなったのでしょうか。お聞きいたします。

町長

それでは橋場議員最初の質問でございます。ふるさと大使の中で、お願いしておるふるさと大使を町のホームページに掲載をするということで申し上げてまいりました。その準備として全員の皆さんの顔写真を含めてホームページに掲載したいということで当たってまいりました。ところがあの同じようなまあ写真やいろんな経歴等も含めて、同じようなあの皆さん方ご承諾をいただくということが今出来ておりません。ちょっと足並みがまあ揃わないという状況がございまして実は困っておるわけでございますが、今後どういうふうにするかということをもう一辺再検討したいということの中でご理解をいただきたいというふうに思っております。

橋場議員

あのホームページにその写真や経歴を乗せることがその理解されないというのはちょっと分からないんですけども、他のあの市町村のホームページを見ますとあのきちんと載っているわけですね。であの見る時にもその町だとか市だとかのホームページを見る時に、やはりあの私の場合ですが何を見るかという、ふるさと大使がどんな方が載っているのかなというところをまず見ます。そこに大体芸能人ですとか著名人の方が載っておられるわけですけども、そういう方たちを見るとああじゃあこの町のイベントなり、じゃああるいは講演にじゃあその方たちが関わってきているんだろうなということで、またその町のイベントなりそういう催し物のところを見たりとか、じゃあそのそういうことがあるならばじゃあ子どもの支援はどうだとか、そういうところまであの発展して見ていくわけですね。ですからそういうところには是非ふるさと大使のお名前と顔写真を載せるっていうこ

とは、とてもあのふるさと大使に対しても非常にあの効果のあることだと思いますので、ちょっと理解できないんですけどもあの早急にホームページに載せていただくような方策をしていただきたいなと思いますのでお願いいたします。それから今年最近ですかね、テレビ東京の方であのスペシャル番組の企画で「住みたい所に住んでみた」という番組で、芸能人が家族を連れ、海ですとか山へ行き、夢の移住生活を体験する番組に密着するという収録が飯島町でも行われたようです。でこの取材もあの職員の人脈から飯島町の方にお話がきてこれが実現したように聞いておりますけれども、その芸能人に、つまみ枝豆さん、奥さんの江口ともみさんが来て蕎麦の会や七姫会、リンゴ農家などの交流、そういうところの部分で収録放映されました。であのその後なんですけれども、つまみ枝豆さん、それから奥さんの江口ともみさんのブログにですな飯島町のことが即載ったわけです。これはもう本当に最大のPRになるかと思しますので、あの今後もこういう企画などには積極的にあのアピールして参加していただいて、あの何をしているのか分からないなというようなふるさと大使もいらっしゃいます中で、あのこういうご夫妻のようなあの大使が大切かと思しますので、ふるさと大使の見直しもこの機に乗じまして見直しもさせていただいてもいいのではないかと思いますのでこれもお願いしたいと思っております。

次の質問です。町のホームページに英語版を載せてほしいということです。県やあの市・町のホームページを見ますと他言語生活ガイド、観光情報、市・町のホームページを4カ国語、または英語に翻訳されています。飯島町にも外国籍住民がいるわけでありまして、外国籍のお客様も来られるわけですが、安心して暮らせる町、また飯島町を知ってもらいPRしてもらえるためにも不可欠なものと思っております。せめてホームページにはですな観光情報ですとか、どんな町ですとか、先程午前中のあの同僚議員からもありましたけれども、キッズコーナーのアップですとかそういうのを是非載せていただけたらいいなと思っております。実際にあの外国の方からも飯島町にはどんなイベントがあるのかとか、あの子どもたちにはどんなことをしているのかというような問い合わせなどもありますので、是非あのまず英語版から作っていただけたらと思っておりますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

町 長

次のご質問は町の観光振興に関して、これもまたホームページで英語版をまあ是非というお話でございましてご提案でございます。ご覧いただいておりますように、あの町のホームページは主に町内在住の方向けのくらしの情報やこの行政情報、それから町外の方向けの町の紹介やPR情報、この2つから大きくまあ構成をしておるという考え方でございまして、で、いずれも現在のホームページはこの町内在住の方への情報がボリューム的には多くなっておるということかと思っております。一方でまあここ最近、定住促進を目的とした町外の方への情報の求めてくる機会も大変多くなって声も聞いてまいりました。他の市町村を見ても町在住の町民以外の方に向けた情報が大変増えてきておるというふうにも思っておりますし、それから災害に関するまあ情報というようなものも多く求められるようになってきておると。従ってあのホームページを含めた自治体の各自自治体の情報源というのは、大変あの最近が多岐にわたったり、それからその密度と申しますか重さが増えてきておるということは、おっしゃる通りだというふうになん年々変わってきております。先程竹沢議員のご質問にも申し上げましたけれども、いずれにしてもあの平成27年度来年度がこのホームページの大々的なリニューアルを検討しておりますので、この中で今後まあ外

国人の方、英語版ということでございますけれども、含めて検討をさせていただいてより良いホームページのあり方について今後充実して検討してまいりたいというふうに思っております。

橋場議員

検討されるということですが、また検討していく中であのまた出揃わなくて間に合わないというようなことがないように、その折には是非間に合わせていただいて早急にアップしていただきたいと思います。

次の質問ですが、これも似たような質問になりますけれども、町のパンフレットを4カ国語表示にしてはどうかということです。総務産業委員会は10月に茂木町へ視察研修をしました。そこで飯島町ふるさと大使の斎藤彰様のご紹介の内山芳朗様と懇談をいたしました。内山様からは長いホテル業界の経験の中から観光に向けての助言をお聞きしました。その中でパンフレットは日本語だけではだめだ、最初は英語だけでもよいから直した方がよいとの助言です。まあこれはその通りだと思いますし、あの町でも考えておられることだと思うんですが、あの外国籍住民も母国の親戚、友人に飯島町を紹介するにも自分で撮った写真に自分なりの理解であるコメントをつけてあの紹介するというようなことしかありません。また建物の紹介ですとか謂れを知ること興味の対象ですので、是非こういうところも英語にさせていただいて、それらをあの母国語というかそれぞれの国の友達なり、あるいは親戚などに送っていただくことができればまたこれも観光に繋がっていくのではないかなと思っておりますので、まず英語版から、将来に向けてはポルトガル語、中国語、韓国語も準備していただいたらどうかということで提案するものです。いかがでしょうか。

町長

今度はあの町のパンフレットについて、やはりあの外国対応ということで4カ国語、今英語、中国語その他まあ提案をいただきましたけれども、現在あの町が酒布して活用しております観光パンフレットは外国語表示はございませんけれども、2011年版の町政要覧には英語の表示をさせていただいておるという事実が現在ございます。で、この町の観光パンフレットにつきましては概ねまあ今まで2年から2年半位で改訂版を出していくという形で、町単独のものもございますし、それからまた上伊那広域連合、長野県全体といったような捉え方の中でも併せてまあ政策をしておるところでございます、いろんな内容内容によって一部外国語でも紹介をされておるということでございます。であの今だんだんというようなお話ございましたけれども、一気にこれをあの4カ国語を掲載してというわけにはなかなかまいらないと、果たしてそうしたあのインパクトがどこまでこう必要なのどうかっていう問題もございますので、今後検討してまいりたいと思っておりますけれども、いずれにしてもまた近くパンフレットの改訂ということも計画をしておりますので、これからはグローバルの1つの考え方の中で、必要に応じて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

橋場議員

あの今のお答えの中で必要かというようなことがございましたけれども、これはちょっと意外でございます。これからあの益々ですねあのグローバル化が進んでいく中で、いま必要かというのは非常にあのちょっと悲しいお答えだなと思うんですが、あのこの後の質問にも引掛かってきますのであれなんですけれども、もうあの町にはいろんな道具が観光に向けての道具、あるいは交通事情とかが揃ってきておる中で、そういうものが遅れていくということは、ちょっとあの町の観光を発展させていくためですか、あるい

は町の活性化ということに対してちょっと遅れをとるような気がしておりますけれどもその辺はいかがでしょうか。

町 長

まああの4カ国語を同時にこの掲載してというようなイメージで今捉えて申し上げましたので、果たしてそれがあの一度に必要なのかどうかというような意味で申し上げたわけでございます。まあ当然あの英語等が1つの最優先の取り組みの課題だろうというふうに思いますけれども、そうかと言ってまあ他の国からの方はそれは全然分からないじゃないかというような問題もございますので、全体的にまあ整理して検討をしたいと、そういうことで申し上げております。

橋場議員

全体的に整備してということですので是非あの将来に向けて作っていただくようお願いをしたいと思います。次に外国人観光客誘致について取り組みのお考えをお聞きたいします。町の活性化をするためにはこの観光という部分で非常に遅れているような気がいたします。観光庁の調べでは平成26年4月から6月期の訪日外国人1人当たりの旅行支出は143,942円、前年同期に比べまして5.7%の増、それから訪日外国人の旅行消費額は487,400,000,000円、前年同期に比べ32.6%の増加をしております。そして国籍別に見ますと中国、台湾、韓国、それからアメリカ、香港という順になっております。今4カ国語の中にもこれらは入って含まれているわけです。で毎年あの外国からの観光客も増えているわけです。更に二度、三度と日本に来ている外国人は、次は地方の自然に触れたいということを希望しております。これからは本当に地方にチャンスが来る時代だと思います。11月にはフェラス市よりルイス・ギヨモンさん、またパキスタン駐日大使のファルク・アーミル大使閣下も来町されました。このアーミル大使も昨年の12月にですね副町長と関係者である大使館に赴きまして、飯島町に来ていただくようにというお約束の中で今回実現したわけです。それでこれ来ていただきましてあの今パキスタンの方には入ることができませんので、何か出来る支援ということで大使にもご協力をお願いしたいということで、実はあのチェーンソーの替え刃のチェーンを持っていただくということをお願いしました。これはなかなか危険物だということでこちらから送ることはできませんでした。それに対しまして大使はあの税関に対して添え状を書いていただきまして、これをあのムルブン村に届けることができるようになりました。こういうことでもあの大使それからパキスタン、支援をするに当たって大使とのこういうパイプが出来ていくということは、出来ないこともこちらから支援が出来るという、これは大変ありがたいことだなと思います。会員もこういう資金を得るために汗をかきヤケドをし、一緒懸命にあのイベントで肉を焼いて売っておりますので、この会員の気持ちも届いたかなと思っております。それからフェラス市のギヨモンさん、ルイス・ギヨモンさんもあの来られた折に非常に子どもとの交流を希望されておりました。で、アーミル大使にしてもそうですが、あの飯島町は非常にあの皆さん温かい人柄であり、あのリトルパキスタンだというふうに大変好感を持っていただきまして、今後もあの交流をしたいということを希望されております。そういうことを考えますと、あのフェラス市との姉妹提携をしている中でも交流が難しいというようなことも言うておられましたけれども、こちらで交流を望んでも言葉の問題ですとか、取り次いでくれる方がいないというようなこともありまして、なかなか進んでこなかったこともこういう今回のようなことをきっかけに交流が進んでいくということは、本当にあの飯島町にとっても何らかの形であの交流が進めば、飯島町においていただくこうとい

う機会も増えるわけですし、子ども達にとってもこれからのあの国際社会に繋がっていく中で、生の言葉であるとかそれから人柄であるとか、交流の中でいろんな勉強ができるわけですので、こういう機会ができたことは本当に感謝するわけですが、それから飯島町観光協会の町の中の1つの道具としましても、2つのアルプスが見えるまち・南信州飯島町がもたらす自然の恵みを生かしたまちづくりが、ふるさとオンリーワンの町第5号に認定されたりですとか、ふるさとの愛〜いいねいいじま〜のソング&ダンスもできました。俵マラソンも大きなイベントになりつつあります。東京三鷹にアンテナショップもできました。30年にはバイパスも通り、スマートインターもできる、リニアも来ますということで交通の便も更に良くなるわけです。交通の便が良くなるということは本当に観光客が来やすくなるということですので、町長これだけ観光客誘致の道具であるとか条件が揃ってきております。日本人観光客はもとより外国人観光客を呼び込むべきであると思います。更にあの唐沢課長の方に内山芳朗さんより飯島町外国人客誘致スペシャルプランというものが送られてきております。それによりますと東南アジアの人々は現段階では各地方、各地を数回旅行しており、ニューディスティネーションを探す時期にきていると言っています。つまり企画・開発を目指し地域の紹介をしていくツアープランを作って呼び込んでいくというものだと思います。飯島町が国際色豊かな楽しいまちづくりになるピッタリのものだと思っております。また内山さんの熱意あふれるスペシャルプランの下、応援を惜しまないということも言われておりますので、機が熟しているのではないかと思いますので、この熱い後押しがある中、この機を逃さずに取り組んでいくべきだと思っておりますけれども町長のお考えはどうでしょうか。いかがなんでしょうかお聞きします。

町 長

飯島町の観光資源をもっともっとまあ内外、特に外国の方にPRをして誘致を図ったということをございまして、大変あのおっしゃることは素晴らしいその通りだというふうに思います。ただまあ今までのこの観光の価値観というものが、国内的にも国際的にもまあいろんな考え方があったんだろうというふうに思いますけれども、この飯島町の置かれておる観光資源、観光状態というものが、ややもすると今まではこの大観光地の施設があるとか、あるいはまあこのスキー場であるとかゴルフ場であるとかいったようなものの中にまあ連携をしておったというものが非常に多いわけでありましてけれども、残念ながら飯島町はそうしたあのグレードのものがあまりないというようなことで、あまり外国の皆さん方の観光客としての訪れていただく機会は非常に少なかったということをございまして。ただあの今もお話ございましたように、何人かの方が見えて、その印象を語っていただいたところでは非常にあの素晴らしいこの日本のスイスのようだといったようなことも感動して言っていただいておりますし、この素晴らしい両アルプスの自然環境、それからおもてなしのこの心の問題、それから美味しいまあ農産物をはじめとするいろんなお米や果物や野菜やといったようなこと。このことがあの滞在型観光というこれからの、まあ日本人もそうだというふうに思いますけれども、1つのニーズの方向性が違ってくるんではないかというふうに私も思っておるわけをございまして、是非あの決してお金の掛かった大観光地的な施設を整えるばかりがこの受け入れの観光資源ではないというふうには思っております。一例あの今お話にもございましたように、ふるさと大使の斎藤彰さんのご紹介でもって、このシンガポール、まあ内山さんを介してホテル経営の関係に関しての方も何回も来ていただいておりますけれども、非常にあの気に入っていただいて、外国人誘客スペ

シャルというプランを具体的に持ち込んでいただいております。これはあのシンガポールばかりではなくて、東南アジア特に香港だとかシンガポールだとか、それからベトナム辺りにあの東南アジア一帯の一つの非常にインパクトがある有力者でもございますので、期待をして今後その辺からひとつ受け入れの構築が出来たらというふうに思っておりますし、それからまあブラジル、姉妹都市やっておるわけでございますけれども、時間との関係がございましてなかなか、ただこの間あの市長さんのメッセージを持ってきていただきまして、非常にあの感動しておりますし、何とかまあこれから子ども達も含めてパイプ作りができないものかとまた真剣に考えてまいりたいというふうに思っております。それからパキスタンの問題も先日、ちょっと私あのお目にかかれなくて残念だったわけでございますが、来ていただいて、大使さんが直接まあこの地方の一町へ来ていただくということはあまり例がないくらいの感激をしておるわけでございますけれども、これらもひとつ足掛かりにして、私も一辺またあのお礼を兼ねて東京の大使館へ行ってお話したいと思っておりますけれども、あれやこれやこういうようなことをひとつ重ねながらグローバル化、それから特にあの外国人を誘致していくという作戦はこれはあのインバウンド観光と申しまして、特にあの阿部知事就任してから長野県は、現在もそうでございますけれども、この外国人の誘客によってひとつ観光立県を更にレベルアップしていくんだという強い熱意もありますし、それからまた上伊那広域連合もまあ白鳥連合長を中心にして、この伊那谷のこれからのいろんな観光要素というものを取り入れた1つの拠点的なエリアとして伊那谷を売っていこうと、そうするには当然の事ながら各市町村が連携をしていろいろあの取り組んでいかなきゃならんということにもなっておりますので、まあ方向としてはそういうことが見えてまいりましたので、いろんなさっきのパンフレットの問題、ホームページの問題、ということをまあ国内の皆さんにも是非来ていただきたいと同時に、外へ目を向けられるような施策を講じていきたいというふうに考えておりますので、またご協力を是非いただきたいというふうに思っております。

橋場議員

あの昔のように大きな建物があつたりとか、大きなホテルがあつたりとかいうような観光地は今あまり望まれておりませんし、飯島町のような町がかえっていいのではないかなというふうに思っております。今それからあのグローバルなあの企画というものがあの求められておりますので、国境を越えた地球規模の視野と、また草の根の地域の視点で捉えたような観光地を目指していくというのが、これからの目指される観光だと思いますので、是非あの足並みをまあ広域と揃えていくということも大事でしょうけれども、飯島町は飯島町としてどうやっていくのかなというちょっとその辺のところもお聞きしたいのですがお願いします。

町長

まあこれはあの飯島町だけで今の飯島町の、これはあの環境そのものは大変素晴らしいわけでありましてけれども、それだけをもって町独自の観光キャンペーンなるものを張ってみてもおのずから限界があるというふうに感じております。やはりこれはあの滞在型、ずっとこう巡回をしながらいろんなところを巡って、やっぱりその観光の1つのエリアとしての満足感を得ていただくということがどうしても重要であるというようなことで、どうしてもこれは特にあの他の産業連携いろいろありますけれども、観光の部分についてはどうしてもこれは広域連携がやはり必要だというふうに思っておりますので、あの無論単独でセールスポイントをやっていくことは大切でございますけれども、そうしたことが積み

重なって広域連携の中でやっていくことが非常に効果的であろうというふうに思っておりますので、そのようにご理解をひとつお願いして、町は町でひとつのまた対応もさせていただきたいというふうに思っております。

橋場議員

あの広域でやるというのはあの私も賛成ですし、このニューディスタネーションというのをやっていくということはあの広域でないといけないと思います。辰野、それから箕輪ですとか伊那市それから駒ヶ根、宮田、中川、それらのそれぞれの良いところをあのチョイスしながらツアー計画をしていくということで成り立っていくと思いますので、これは広域でなければできないことだと思いますけれども、その中でも飯島町で、じゃあ特色をどう出していったらいいのかなということもありますので、今いろんなあの町おこしダンスが出来たりですとか、佻マラソンが出来たりというその道具がいろいろ取り揃わってきたわけですから、それらを活かしてどう普及させていくか、それからどう使って賑やかにしていくのか、どう使って楽しい飯島町を作っていくのかという辺りで、あの皆さんの力を結集したいところだと思いますけれども、その辺をあの是非遅れることのないようにあの作っていただきたいなと思います。これが間に合わなかった、あれが間に合わなかったというようなことがないような緻密な検討を是非していただきたいなと思いますのでお願いして終わりにいたします。

議長

1番 北沢正文 議員

1番

北沢議員

それでは一般質問を行います。今回はですね、今年度何人かの講師の先生にお目にかかる機会を得ました。その中で共通する教えとして地域資源の活用とこういったことが出てまいったわけでございます。要するに地域の宝を磨くと、それを活用していくということでございます。このことから今回はこれをテーマとして具体的な事項を例題にして質問を進めてまいりたいというふうに考えております。具体的な事項として通告してございます与田切川流域の地域資源として有効活用を通告してあります。質問要旨に従い順次行いたいと思います。まず与田切川流域の地域資源としての有効活用の基本をどのように考えているかについて伺います。ご承知いただきますように伊那谷は何本かの急峻な河川が自然の猛威を振るって、安全安心面では負の遺産ともなってきました。その半面、地域が分断されたことによる独特の文化や自然の恩恵も数知れずあります。特に与田切川は古くは飯島区、七久保区、本郷区を潤す水の取水をめぐる争いが起こるなど地域分断の象徴のようなイメージでございました。谷は深く近隣の太田切川流域や松川流域のような地域の有効活用はなかなか進まない状況にあったと思います。しかし昨今でございますね、南駒山腹の国有林への町有地の売却後、その国有地への国の治山それから県の事業による治山事業、それから36災害に大きな爪痕を残したわけでございますけれども、その復旧に伴います国の事業、それから直接的には天竜川上流河川事務所による国直轄の治水・砂防事業が長年に亘って行っていただいた結果、通常時の与田切川流域は今や地域資源としての魅力がいっぱいであると考えるところであります。この流域はまだまだ天竜川まで下流に向けて整備を国にお願いしているところであり、整備後の背後地の有効活用はまあ今後ますます大きな地域資源としての魅力があるわけでございますが、この流域の地域資源としての有効活用の基本をどのようにお考えになっているかまず伺いをしたいと思います。

町 長

す。

それでは北沢議員の質問にお答えしてまいります。まず与田切川流域の地域資源としての活用について、この有効利用に対する基本的な構え方でございます。この与田切川、町には中田切川もあるわけでございますけれども、どちらも、特にあの与田切川につきましては昔からこの地域に根差した、特にあの学校の校歌には与田切川は我らの川というふうになっておりますし、それから町の町民憲章、町歌、あるいはまた今度の町おこしソングにもこの与田切というものは非常にあの母なる川として位置付けられておるかけがえのない川であるというふうに認識をいたしております。で、この与田切川に係る計画につきましては平成2年度に、少し前になりますけれども、策定をいたしました与田切川の与田切リバーサイド計画というものがございました。これを基にいたしまして21世紀の与田切ふるさとの森と川整備計画というものを平成21年3月に策定をして今日に至っております。大変まあ国からも側面的なご支援をいただいてこの計画ができておるわけでございますが、この計画は国道153号の与田切橋から上流の坊主平地籍までを計画区域といたしまして、町で生まれ育った人たちだけの故郷でなくて、町外から移り住まれた方々や都市住民の方にとっても第2の故郷となるような、与田切川の流路工及びその後背地である河畔林について親しみの持てる森と川の環境整備と利用と、それから住民協働の手法で進めていきたいということに位置付けてあるわけございまして、様々な事業がこれまで展開をされてまいりました。この考え方はあの出来上がった施設なんかを町民の皆さんに提供するという考え方でなくて、町民の皆さんが整備の過程を共にしながら楽しみながら行うということに大変意義があるわけございまして、長期間の活動、維持可能な行動を行っていく1つの目標として模範的な取り組みをして国の方からも高い評価をいただいております。現在この計画に基づきまして管理地の番号を割り振られた各地域を利用して、いろんな団体が独自の活動を展開をさせていただいておりますと同時に、連絡調整のための与田切ネットワークを組織をして交流を深めているところでございます。このようなことから与田切川流域を親しみの持てる森と川としての貴重な地域資源として位置付けて、国、県、町、それから地域の住民の皆さんと共に協働で作上げていくということを基本といたしまして、現在有効利用を図ってまいります。まだまだ道半ばという段階でございますけれども、今後とも引き続いて対応を取り組んでいきたいと思っております。

北沢議員

今基本的な考え方についてお伺いしたわけでございます。与田切リバーサイド計画、それから与田切森と川の整備計画、まあこんな内容でその内容を現在進めているという内容でございました。与田切リバーサイド計画についてはですね、153までではなくて天竜川までの広い範囲を捉えて計画がなされているというふうに承知をいたしておりますが、今後まあ153から天竜川までの部分、そういった部分についてもまだ未整備地区があるわけございまして、そういったものが整備されていくことによって更にその全体像、こういったものが出てくるわけでございますので、そういった部分にもこの内容が広がっていくかと思っております。今行っている方法は非常に住民協働で有効な方法だと考えるところでございますが、次にお伺いする内容でございますけれども、民有地に対する里山地としての整備や協力要請をして背後地の有効活用をどう進めるか。こういうことですが、せっかくの自然を有効に機能させ原風景との調和をとれるような有効活用が必要と考えている

ところでありますが、このリバーサイド計画等におけるその背後地の、先程言いますと河畔林のまあ利用の問題があるわけですが、もう少し広い範囲を与田切の流域と捉えて、そういった民有林やなんかの整備そういったものについてもある程度総合的に手を入れていく必要があるのではないかというふうに考えるところですが、そういったものが原風景との調和がとれたような整備の仕方を行っていただいで有効活用が図られると、こういったことが必要だというふうに考えるところでもあります。既にまあ公民館が行ってありました蛍の観察会、こういったようなことも行われているわけですが、この民間、民有地の活用こういった部分についてはいかがでしょうか。

町 長

まあ与田切川本線を中心にしてその背後地、いわゆるまあ民有林かなりあるわけですが、これもまあ利活用について更なる展開というようなご提案でございます。今申し上げましたようにこの21世紀の与田切のふるさとの森と川構想、計画を策定して今順次取り組んでおられるわけでございます。基本的にはあの一番最初、北沢議員の言われましたようなリバーサイド計画にほぼ沿った形で展開しておるのではないかなと。ただあのまだ国道から下が工事の砂防事業が進んでおりますので全然まだ手がついておりませんが、非常にあの国道より上にも勝るとも劣らぬような場所もあるわけでございますので、これはあの国の考え方も全体的にはあの中田切川も含めて同じような構想で進めていくというようなことになっておりますので、それぞれ国のご協力を得て進めていきたいと思いますが、それぞれあの当時は暴れ与田切、暴れ中田切というようなことで非常にあの水防対策に災害対策に苦慮した時代があったわけで、まあ今もこれはあの100パーセント大丈夫っていうわけにもいきませんが、まあ土石流災害等の危険は常にはらんでおるといふようなこともございますけれども、だいぶ整備をされてきてその安心感の上に立ってまあ背後地を利用して活用していくという考え方でございます。で現在あの工法的には床固工というあの本線の中へ帯を入れるわけの工事が進んでおりますけれども、与田切川で申しますと右岸側を21区画、それから左岸側で19区画、この番地を附しましてですね、そしてそれぞれ住民の皆さん方、分担して管理をして共に楽しみながらドングリやモミジの植栽等を行って独自に活動をいただいでおるといふこと。それから毎年あの議員の皆さんもご参加いただいでおるといふことですが、春、夏、秋、それぞれのあの植栽ボランティア作業もまあその1つというような形になりますし、それから現在あの参加して管理しておる団体19団体でございますけれども、この与田切ネットワークというものを結成しておまして、年に1回、会員の相互の活動報告等を兼ねたイベントも開催をして親睦を深めておるといふようなこと。ただあの実際のところ坊主平地籍以外の民有地は大変急峻なところが多いわけでありまして、まだあの治山やあのなんか施さないといけないというような、いわゆるまあ里山整備が思うように進まないところも現実の問題としてあるわけでございますので、そうしたことは引き続いてお願いしてまいりますけれども、一方あの国道の153から下も現在あの砂防事業、床固帯工が順次入って、将来的には天竜川までお願いしていきたいということが進んでおりますので、こちらでまた町としましてもそれぞれの皆さんの活動にサポートできることがあればひとつ進んで支援をして、一体となってこの与田切川の整備促進ということに併せて背後地利用の活性化というものを図ってきたいというふうに考えております。

北沢議員

かつてはですね、まあ与田切川の流域においてカブトムシが非常に捕れるところがあっ

たなどして、夏にはお子さんを連れてお父さん方が朝早くから与田切川に集うと、こんなような地域もありましたし、学校の授業で秘密の基地を作ってそういった河畔林の部分で活動したような例もあったわけでございます。まああの流路溝の整備によりましてそういった部分が少し失われていくことは、これは安全の面と比較してやむを得ないことでもありますけれども、是非あの残ったところをですね、もし民有地としての所有者がおりましたらそういった方々のご協力も得ながら、なるべく背後地の有効活用をしていくと、こういった方向において町の施策としてそういったものを取り上げていく必要があるのではないかと、まあそういったものを残すとか、そういった今管理をされているようないろんな木の植栽を行うとか、そういったことが必要であるというふうに考えるところであります。是非そういったことで与田切川流域がこのうまく有効活用ができるような、そういう主導を町としても行っていただきたいというふうに考えるところであります。まああのリバーサイド計画そのものが下の方までいきますと、まああの私考えるに、例えば今153のバイパスが通った横の辺りは非常にあの断層が大きくありまして、まあかつてあの国交省の天竜川上流河川事務所の課長さん辺りに言わせると、いわゆる地層の非常に勉強になるような所だと、こんなようなお話もいただいた時期がございます。まあいろんな活用の方法が考えられると思いますので、積極的に今行っていることにプラスαをして魅力のある流域の開発、まあしかも自然との調和がとれたものが行われると、こういったことについて是非前向きに行っていただきたいというふうにこの部分ではまとめさせていただきたいと思っております。

次に、流域資源でございます与田切公園についてお伺いをしてまいりたいと思っております。私は公園の活性化を図り都市公園として町民の憩いの場、あるいは町外から訪れてくれる人との交流の起点としてもっと活性化を図るべきと考えております。その観点から何点かお伺いをいたしておきたいと思っております。最初にですね与田切公園、オープンをして久しいわけでございますけれども、今年のシーズンにはどんな利用状況であったのかお伺いをしたいと思います。課長でいいですか。

産業振興課長

与田切公園の今年の利用状況ということでございますけれども、テニスコートを除きまして、テント、釜戸、プール、屋外ステージもありますけれども、前年度の実績を下回っております。特にテントにつきましては前年比75%、釜戸につきましては80%、それからプールについては前年比50%ということで、通常まあ6,000人以上お越しいただけるわけですが、3,000人弱ということで止まってしまいました。ご質問の中でもありましたように与田切公園につきましては設置後既に30年近く経つわけですが、だんだんまあ下降傾向だったわけですが、平成21年からは上向き始めまして前年をまあ上回っているような実績で推移してきたところであります。まあ今年はその8月に入ってからの天候不順ということでまあ残念なシーズンになってしまいましたけれども、来年以降またあの多くの方にご利用いただけるように誘客に努力をしてまいりたいと考えております。

北沢議員

まああのこれは今説明のありましたとおり、天候に左右される部分もありますのでやむを得ない部分もあるわけでございますけれども、どうもあの平均してですね上向きの部分もあったとしても、長い目でみると施設そのものが老朽化をしてくれておりまして、その効率というのは下がっていているのではないかとこのように考えるところであります。従

って次の質問でございますけれども、町外から公園を訪れてくれた人に飯島町の紹介や、再び訪れてくれるためのアンケート、それから公園を使った農業や産業との連携による交流の促進、交流施設の有効活用、こういったことを行うべきだというふうに考えておりますが、まああのせっかく飯島においでいただいておりますとそういった中で特にあのこの地域資源の中で、越百の水もあるわけでございます、これについては本当にヒット商品だと思うわけでございますけれども、単なるをあそこを自然として自然の非常にいい水が出ると、それをただで汲ませてくれるよ、ということだけではその発展性がないわけでありますので、それを何とか地域に結び付けていく、こういった努力が必要であるというふうに考えるところでありますし、自然の中でオートキャンプ場を利用していただいた皆さんが再びそこをリピーターとして訪れてくれると、そのためにはどんなことができるのかと、まあそういったことについて例えばアンケートの方式でありますとか、今の世でいきますとまあいろんなこのネットでお返しをいただくとか、そういったようなことによりましてその更に魅力を増すというようなことはそんなにお金の掛かることではないというふうに考えるところでありますが、そういったようなことが実際に行われているのかどうかお伺いいたします。

産業振興課長

ご質問はアンケート等の調査によりまして交流の促進をとということでございますけれども、公園につきましてはあの取り置きはありますけれども積極的に配布をしているということはありません。まああのせっかく飯島町に来ていただいておりますので、まあ町の特産品ですとかあるいは体験的な観光情報提供、そういったものをする必要があるということを感じております。またアンケートでございますけれども、あの町外者のアンケートにつきましては主にはあのテントをご利用いただく宿泊の関係になってくるかと思っておりますけれども、現在は行っておりません。パンフレットなどによる情報提供ですとか、あるいはリピーターとして来ていただくようにアンケートの実施、そういったものをまた利用者の皆様の希望に合わせて行ってまいりたいと思っております。

北沢議員

行うということでありますのでいいわけでございますけれども、あの例えば農業との連携でいきますとですね、あの与田切公園は非常に広葉樹が桜を中心とした広葉樹が多いわけでありまして、まああの秋の管理はあの広葉樹の葉を片付けるのが非常に大きな労力を要しているわけでございます。まあちょっとあのダイオキシンやなんかの関係がありますので何とも言えないところでありますが、例えばですねサツマイモという農産物がございますが、その秋にですねいわゆるその落ち葉を焚くことによって、例えばサツマイモを使って焼き芋会をやるとかですね、これはひとつの農業との連携になるわけでございますが、まあそういうようないわゆる農業との交流ですかね、まあそういったようなものだとか、そういったことを活用して何とかその飯島町の売り込みを図る、まあそういったことが必要であるというふうに考えておるところでありまして、まあそういったようなアイデアを企画するとかですね、農業との関連を行うとか、産業との連携を行うとか、交流の促進、こういったものを行っていくそういう企画を行う部署というのはどここの部署になるわけでしょうか。例えばあのまあ今指定管理者ということで、管理はまちづくりセンターにお願いしているところでありますけれども、まあそういった部分までまちづくりセンターにその委託をしているのかどうか、その内容についてお伺いいたします。

町 長

まあこれはあの1つの観光施設を対応してのまあ与田切公園であるとか、またいろんな

あの産業との結びつきという部分がありますので、現在は総体的には産業振興課の所管というふうにやっております。今課長のお答えした内容も含めてそういうことでよろしいかと思えます。それからあの先程、まあこれからあの物を作って販売していく戦略的な部分につきましてもまあプロジェクトということの中で、これもまあ当然産業との結びつきということになります。同時にあの今ちょうど所管しております商工観光係、あるいは農政係も含めてですけれども、あのまちづくりセンターいいじまとの連携、それからこれはあの指定管理という直接のまあ繋がりもあるわけでありまして、それと同じくそこで事務所管をしております観光協会というのもそこでございます。それからいろんなあのグッズやそうしたのも全体としてはあの産業振興課が主体で現場的にはそういうことでありますが、もっと大きく言えばやっぱりこれは町の企画性というものが求められるんだろうというふうに思っておりますので、まあ定住促進の施策もこれからいろいろとあの考えていかなきゃなりませんので、先程もちよっと触れましたけれども、総体的にそこらをひと整理して新しい組織をどうするかということの中でまた更に検討していきたいというふうに思っております。現在のところは今はそういうことで産業振興課各係連携の中でやっておるということでございます。

北沢議員

前向きに取り組んでいくという内容でございますのでよろしいわけでございますが、どうもあのいわゆる今の現有施設を使ってこれを管理をしていただいて、そのまあ与田切公園などは非常に良好ないわゆる管理が行われておりまして、非常にいつ訪れても綺麗な状況になっているわけでございます。まあそういった部分ではよろしいわけでございますけれども、そういった部分をもう少し発展をさせて資源としての有効活用を図っていくと、こういったことに少し欠けているのではないかという気がいたしましたのでお伺いしたわけでございます。

次にですね、現在の公園及び公園周りの管理についてお伺いをいたしたいと思えます。1つはですね、与田切公園の魅力は親水公園であります。与田切川の河川と一体となって形成される景観というのは何とも言いがたいまあ魅力を感じるわけでございますけれども、これも砂防・治水の結果生まれた親しみの持てる魅力ある公園ということでございます。そのことからすると与田切川も一体となった魅力を見失うことができません。現在の公園の前の河川の内容は、このところあの大きなあれがないもんですから非常にあの土砂が堆積したり樹木が茂ったりして雑然としているわけでございますけれども、公園との一体的な魅力を表すためにも、そういった部分のいわゆる流路溝内の整備、こういったことは行うことができないのでしょうか、お伺いします。

建設水道課長

あの河川敷内の手入れが必要ではないかというご質問でございます。与田切川の河川内につきましては床固工事、こちらから経過しまして20年という歳月が経過しております。アカシアあるいはヤナギ、その他の自然発生しました実生木、こちらの方がご指摘の通り茂っているというそんな状況となっております。砂防林的な考え方をしますとこれらの木が河川内に生えておると言いますと、不安定な動いてしまう土砂がこう動かないようにするという効果、あるいは水が出たときに水量を弱めたり、護岸の浸食を防止するというようなそんな効果が期待できるという効果がございますが、一方その実際に土石流等が発生した場合には流木が橋脚に絡みまして、流れをせき止めて災害となる可能性ということがございます。また河川の、先程ご指摘のありました景観的な部分もあるかと思えます。

ということで町ではそのこちらの河川の管理、県伊那建設事務所の方で行っておるということで、こちらの方へ要望を行っておるという状況でございます。伊那建設事務所では町の要望を受けて12月上旬から国道153号与田切公橋ここから上の区域で伐採作業を実施をしていただくということとなっております。県の方予算の都合もでございますのですぐに全部というわけにはまいらないかと思いますが、今後も引き続きまして町として伊那建設事務所の方へ要望活動を行っていききたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

北沢議員

既に所管課の方でもそういったことを感じて県との協議が行われていると、県もそういった事業について理解をいただいているということでもあります。まああの水に親しむ、まあこういったことがひとつは河川のまあいろんな護りだとか、そういったことについて人々の意識が高まっているいろんな理解が進むとこういうことがあるわけでございます、与田切公園はその親水性を培うには非常に良い環境であるというふうに考えるところでありますので、是非あのそういった河川内の部分の整備をいただいて、与田切川と与田切公園が一体となった魅力ある地域に整備を鋭意促進をお願いしたいところであります。あのまあ1つこれは余談でございますけれども、昨年町の方では材木のあのチップ機を購入したわけですね。例えばあの今のオートキャンプ場から西側の部分にまあ管理道があって、その部分に先程言いました各住民との協働の中で区画が整備されているいろんなことが行われているわけですが、まあそこを走りますとですね夏なんかは砂ぼこりが1台車が走っちゃうと大変でございますが、まあ今言ったような整備の中で出た材を使ってですね、あの町のチップ機を使ってあそこにあのチップを撒いていただくとですね非常に有効活用ができるんじゃないかというふうにご提案申し上げておきますが、そうすることによってほこりも立たなくなるし、また健康のためにですね舗装の上を歩くよりはそのチップの上を歩いた方がよっぽど足のためには良いわけでもありますので、非常に魅力的なこの散策コースができるんじゃないかと考えるところでありますので、まあいろんな意味においてアイデアを出していただきながら、そういったものを有効活用、今ある機材資源を有効活用しながらそういった整備に取り組んでいただければ非常に効果が上がるんじゃないかというふうに考えるところであります。

次の質問に移りますが、まああの砂防・治山・治水こういったことが行われた結果、与田切川というのは普段の河川の状況は非常に安全という状況になってまいったわけでございますけれども、安全とはいえ現在の与田切川流域のアカマツの林があるわけでございますけれども、これは私の聞いたところによりますと大正12年の大洪水がありまして、その折にいわゆるアカマツが流れたと。そのあと生え揃ったものが現在のアカマツ林であるというようなお話を、確かめたことはないわけでございますけれども聞いたことがございます。また近年では私の知る限りでは2度の大きな土石流が河川を下っているわけでございます。地域に人が集えば集うほど河川情報や、また最近では動物との遭遇ということも非常に大きな課題になっているわけでございますけれども、そういったことが考えられるわけでございますが、防災無線などの緊急連絡周知の方法をどのように考えているかお伺いをしたいと思います。私の考えでは防災無線等の緊急情報を伝える設備が必要ではないかというふうに考えるところでありますがいかがでしょう。

総務課長

与田切公園に防災無線等の緊急放送等の設備という話でございます。あの現在の与田切

公園のまあ防災的な放送等、防災無線の聞こえる状況ですが、現在あの山久と豊岡地籍に設定をしてございますこの防災無線がまあ聞くことができるという状況ですが、あの夏場のまあプールの放送がある時期、それから公園内のまあ子ども達が多くてまあ若干の歓声が聞こえたりする時期には聞き取りにくいということで、今もお話のあったような状況ではないかと思えます。あの一番最善な良い方法、またあの公園の管理している方たちとも状況をお聞きしながら、ちょっと防災無線の柱を立ててあそこに1基立てるとするのはちょっと予算的にも無理かなと思えますけれど、個別受信機を設置しながらそれをあの場内の放送に流せる方法ができればというようなことで、若干あの専門的な業者にも現在聞いている状況でございます。ですのでまああのどんな時に聞こえないかということも含めて公園の管理している皆さんとも相談しながらまたあの、一番良い方法まあなるべく安い方法も検討しながら、状況によってそういうことも考えていきたいなというふうに思います。

北沢議員

これはあの例えばですね私が言っているのは与田切流域に亘る話でありまして、例えば坊主平、それからまあもっと言えばそのダムの上にも非常にあの良い場所があるわけですよ。でそういったところに人知れずまあ静かなところで遊びたいというような、自然に触れたいとそういうような方々が入っている可能性もありますし、下流域に向かってはまあ運動公園からずっと下が、本郷運動場から下があるわけでございます、まああの河川というのは河川に沿って音が非常に流れますので、普通の平よりは非常に広い範囲をカバーできるわけでございますけれども、是非そういった設備が必要ではないかというふうに考えるところでありますので、早急にこれは整備していただく必要があるんじゃないかと考えるところであります。あの実は私の体験でございまして、2回目の土石流の時に私、天竜川に入っております、土石流が目の前を飛んで行くところを見たわけでございます。それも中州で見たわけでございます、この時に自分たちが助かったのはその前に防災無線で、上で水道の水が濁ってしまったので取水を止めますという放送があったわけでございます。この時には山にももの凄く雨が降りまして土石流が発生したわけでございますけれども、天竜川の地域は雨がパラパラ降っただけという状況の中で、山の状況と天竜川の状況は全く違っていたわけでございますけれども、そういった中で土石流が発生したという内容でございます。あの時には確か何人かお亡くなりになったケースでございましたけれども、まあそういったことがありまして、まああの非常に普段は安全でございますけれども、有事の際には非常に危険を伴うということも併せ持った面があるわけでございますので、是非この緊急連絡周知の方法については、まああの防災無線の屋外放送だけではなくて、今幅広い見地から検討されるということでありましたが、早急にそういった体制ができることをお願いしておきたいと思えます。

続いてもう1つの点でございますけれども、あの東側に芝の広場があるわけでございます。交流施設の前でございますけれども、この広場の南隅にあります休憩所、これについては屋根が現在ないわけでございますけれども、まあ公園に来た皆さんが急な雨に遭うことや、またあの下が石でございます大理石の石で非常に綺麗でございますけれども、冬の時期にはそれらが凍って足元が滑りやすくなる、こういったことがあるそうですが、簡単な屋根で良いとは思いますがこういったものを設置してそういった利便性を高めると、こういったような投資はいかがでしょうか。

産業振興課長

休憩施設に簡単な屋根の設置をということでございますが、まあ先程来あのご指摘をい

ただいておりますようにまあアイデアを出して有効活用をということでございますので、来シーズンまでには設置ができるように研究してまいりたいと思います。また先程あのチップperを敷いたらどうかというようなアイデアもいただきました。こちらもあの河川の砂防林を伐採するというのでありますので、そちらを有効活用してチップperによる公園内の敷いていく事業も実施していきたいと考えております。

北沢議員

少しあの具体的な項目について触れさせていただきました。まああの今ある宝をちょっと手を入れることによって磨いて、更に魅力のあるものにしていくとこういった観点からお伺いしたわけでございますので、是非いろんなアイデアを出す中でもっともっと魅力が増す公園になる、こういったことを願ってこの部分については終わりたいと思いますが、まあこの公園の整備、手を入れること等についていろいろ言ってきたわけでございますけれども、まあ最後にお聞きするのはあの公園への行き方でございますね、アプローチの問題です。歩いて公園に安全に行ける環境の整備、まあこういったことが公園に親しみを持っていただく、こういったことの1つの大きな要素かというふうに考えるところでありますが、公園へ向けての歩道整備、まあこれはあのまあ通常行けば道路に歩道を付けるということにもなるわけでございますけれども、まあ例えばの話、町の中からのアプローチでいけば文化館の西側の道路の延長線上にまあ歩道をずっと公園までつけてしまうとかですね、道路と切り離して考えると、まあいわゆるどんな方法でもいいわけでございますけれども、いわゆる公園へのアプローチについてどういうふうに考えるか。まああのただ総合的に考えますとやはり与田切のあの農道の橋に歩道が付くことがまあ絶対的には必要でございますので、まあ道路に付随しての歩道を付けていただくのがいいかと思うんですが、その点の見通しについてお伺いをいたしたいと思っております。

町長

まああの与田切公園の施設に関してまあ個々にいろいろとご提案をいただいてまいりましたけれども、できるだけ努めてまいりたいというふうに思いますが、やっぱりあの財政的な問題もございましてなかなか一挙にというわけにはいきませんがご理解いただいて、それで特にあの中施設の問題もですけれども、そこへ行くそのまあ公園ですから、まあ車の人もおるかと思いますが、かなり歩行者もあると。同時にあの先程も出ておりましたけれども、中学校へ通う通学路の問題と特に七久保地区の子ども達の問題も併せてあるわけでございまして、何とかしたいということで県ともいろいろ協議をいたしました。またあの全容がはっきりいたしませんので、具体的にお示しできないわけでありまして、いずれにしても今あの実施計画の中で捉えて、できれば来年から着手していくという事業に、この広域農道全線に亘っての歩道化の問題があるわけでありまして、今の考え方でいきますとこれはあの岩間までずっと出来ておるわけでありまして、そこから七久保の柏木交差点まで、これにあのまあ長寿命化、いわゆるあの広域農道も出来てから相当年数が経過しております、通っていただくと分かりますけれども、どうしてもあの下層路盤もだいぶこう老朽化してあの舗装のオーバーレイだけでは解決できない部分も出てまいりました。下層から入れ直さにならんというようなこと。それから歩道の問題、それからその他照明等の問題もいろいろあると思っております。これはあのご承知のように農林水産省の担当で出来た道でございまして広域農道でございます。まあ全体の線形を一挙に橋を架けて真っすぐというわけできませんけれども、そうした個々の課題に対してまあ大体7年計画位で来年度から調査に着手して設計に入っていくというようなことで、これは

基本的には県営事業でやっていただくようになります。全体では800,000,000円位のまあ事業費になろうかというふうに思うわけでございますが、そこにあの与田切公園に橋を架けて、それから公園あの与田切の橋の長寿命化・耐震改造もして、それから歩道を全線に亘って付けていくと、それから最終的に舗装路面の改修もやってということでもちょっと長期的な考え方になりますけれども、そのことによってあの歩行者は少なくとも安心して公園に入れることができますし、また先程の通学路の問題も確保できていくんじゃないかというふうに思っておりますので、大変あの大きなお金のいる話になりますけれども、町はそのうちの約25%位負担していくというまあ土地改良事業の一環になるわけでありまして、そんなことで進めてまいりたいというふうに考えております。また全貌はひとつ議会の方へお示しをして、予算付け等につきましてはまたご協力をいただきたいというふうに思っております。

北沢議員

はい、いろいろお伺いしてまいりましたが、最後に非常にあの大きな事業費を伴う内容のご説明をいただきました。先程から出ておりますように通学路の問題については、非常にあのいろんな課題を含んでおりますので、まああの道が歩道が付いて通学路としても活用したり、また前々から話の出ています千人塚からのいわゆる与田切公園付近へのアプローチの問題もルートとしてはありますし、七久保の道の駅そういったものを絡めた広い範囲で行動ができる、そのいわゆる1つの起点となるのが歩道でございます。大変な事業費が掛かるわけでございまして一長一短にはいかないわけでございますけれども、通学路等については喫緊の課題になっておりますので、是非計画を早めに進めていただくようお願いをして質問を終わりたいと思います。

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を午後3時5分といたします。休憩。

午後 2時45分 休憩

午後 3時 5分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

4番 中村明美 議員

4番

中村議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。今回は大きく4点の質問をしてみたいです。1番目、危険な生活道路、通学路の環境整備にスピードをもって対応すべきでは。先程歩道の件で答弁がありましたけれども、重複する部分もありますがよろしくお願いたします。11月29日、国道153伊南バイパス並びに主要地方道伊那・生田飯田線、町道追引・南田切幹1号線が開通となりました。2018年には駒ヶ根まで開通する見込みであり、災害時など町民をはじめ多くの命を守る動脈として期待でき、将来の飯島町にとって頼れる道路の誕生になると感じます。しかし一方、町民の生活道路の安心安全な環境は不十分であり、住民からは歩道の安全面で不安の声が聞かれます。先月、住民懇談会で子育て中のお母さんからこんなご意見がありました。町は子育てしやすい町と言っているが安全な通学路環境でない。これでは本当の意味で子育てしやすいと言えないのでは。車の交通量が多く歩道のない道路を通学している子ども達を親として心配でならない、と

今後、我が子が学校に進んでこの危険な道路を通学するのかなと思うと大変心配だと言われていました。また通学路の街灯が少なく日が短くなった時間帯では心配。もっと外灯なり防犯灯を増やしてほしい、と現状での大変不安な思いを語られました。飯島町は第5次総合計画交通安全対策の推進の中で、幹線通学路を中心に計画的に歩道の整備を進めるとあり、国の補助金制度など活用し整備をしていますが進み方が遅いと実感いたします。勿論予算が伴うことは重々承知しています。危険から子ども達を守る歩道の設置を予算を理由に先延ばしすることは極力避けていきたいものです。町は先程も町長の答弁にありましたが、広域農道七久保の柏木交差点から北へ飯島サークルK先の歩道までの歩道設置に向け、測量を行っています。広域農道は道路幅にゆとりがなく歩行者は車と接触しないよう大変緊張感を持って歩かなければなりません。朝の交通量は多い中、通学路にしている生徒さんがいるという状況を、早急に歩道を付け安全な通学路にすべきです。また外灯、防犯灯は各自治会、耕地対応ですが、手続きについて耕地未加入の世帯や子育て世代には知られていないことがあります。通学路の防犯灯の数や位置は適切か各地域で確認対応しているのでしょうか。安全な通学路でなければ子育て世代の定住で問題視されているとのことです。今後の町の通学路歩道設置計画と通学路の防犯灯、外灯の設置状況は適切と判断しているのか伺います。

町 長

それでは中村議員から、危険な生活道路、特にまあ通学路の環境整備にスピード感をもってやれということの中で、今後のまあ歩道環境、防犯灯それから歩道等に整備に関してのご質問でございます。お話がまあございましたようにこの危険な箇所や早急な対策が必要な場合には、現地を確認してあるいはまた地元から区なり耕地なり自治会なり、それからPTAもございます。いろいろな要望を総合してまあ一気というわけにはまいりませんので優先度の高いところからということと実施をしてきておるところでございます。あの外灯、まあ防犯灯でございますけれども、これはあの子ども達ばかりではなくてお年寄りや夜間の照明ということで大変重要でございます、全町的にLEDを導入して今やっておりますが、このまだ未設置の場所についてはこれはあの基本的には町も確認をさせていただいて、そしてとにかくあの地元の実状の分かる地元の希望するところはほぼまあその要望に沿った形で、一部あの補助事業という形になりますけれども、これまでも設置をしてきた経過がございます、今年度もまあ平均しますと年間10件程毎年毎年まあ増強してきておるといってございますので、まあ制度がまだなかなかよく分からないというようなこともございますかどうか、あの年度末、年度始め総代さん会長さん等には通じてそのことをお願いしてございますので、また共々にその普及活動といいますかPRをお願いできたらというふうに思います。それから歩道の問題もそうでございます。特にあのPTAの方からは危機感を持ってのご心配の向の要望もいただいておりますので、応えてできるだけいくように努力をしております。あの部分的なまあ改修的な部分については、これはあの予算の枠の中でまあ必要に応じて対応してまいりますけれども、特にまああの幹線的にというようなことの中では、学校周辺の上ノ原幹線、ようやくまあひとつの方向がああいうふうに出まして対応させていただきました。それで今後の計画でありますけれども、やはりあの一番は先程来出ております中学校、まあ一部地域の通学環境もあるわけでございますけれども、広域農道の歩道かと思えます。で何とかしたいということの中でいろいろとあのこれまで県との折衝をやってまいりました。これはあの町道管理という位置

付けでありますけれども、出来ておる道路はこれはあの基本的には農水省、県でいきますと農政部の所管になる部分でございますので、建設事務所とどうのこうのというわけにはなかなかまいりません。従ってあのいわゆる農地整備課という部署になるわけでありまして、これでまあひとつ長寿命化とそれから耐震化の問題を併せて、この歩道の懸案課題についても解決して欲しいという組み合わせの中でやってまいりまして、大体あの方向付けはご理解をいただいて基礎調査に入る段階になってまいりました。まあ一部は来年度からあの予算充当というような形で、まだ全貌を議会の皆さん方、所管の委員会等にもまだお話をしてない段階でございますけれども、まあ年が明けましたら新年度の予算対応、県の予算対応も出てまいりますので、ほぼ全容をお示しをして約7年間位のまあ長期の事業になります。これは一気になかなか県もできませんので。それにまあ町が負担を一部しなきゃならんというようなことも出てまいります。で、年度間でどういうこの工区、手法の中でやっていくかっていうこともまだ決まっておりませんが、まあ舗装面の改良でありますとか下層路盤、それから与田切橋の耐震というような問題もありますが、まあいずれにもどちらもこれ全部緊急対策的な部分がありますけれども、できたらあの歩道を優先、それから与田切橋も歩道橋を架けるという前提がありますので組み合わせの中で、それを優先していただくような形、それからあと最終的に路面整備というような形になろうかと思っておりますけれども、いずれ方向が出次第またご説明申し上げて事業の促進を図ってまいりたいというふうに思っております。それからその他のまあ歩道等の計画につきましてはまた要望に沿って部分的な整備も必要かと思っておりますが、きちんとした歩道もあるでしょうし、それからあの横断歩道の問題も実は中にはあるわけでございますので、これもなかなかあのいたる所に横断歩道っていうわけには交通安全上、法律上の問題がありまして出来ませんけれども、また要望をおつなぎする形で公安委員会の理解を得て推進してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

中村議員

防犯灯の面ではほぼ耕地や自治会からの要望でまあ満たされていると思うというような答弁でありました。この辺がちょっとどの程度要望が出ていたのかということが心配なんです。あのずっとここにまあ飯島に住み慣れている人の感覚と都会から飯島に住み慣れた方の感覚というのは、あのかなり違ってますね、あのそういう町側から来た人にとってみますと、飯島は本当に外灯が少なく暗いということを聞くんですね。ですからあのまだまだあの耕地・自治会から聞き取ったとはいうものの、まだ子育て世代やまたは新たに定住された人の声がどこまでこう反映されているのかというところが、その辺が見えていないので是非あのそういうところはですねもう一度確認をしてほしいというふうに思います。それとあの町長はあの歩道というのは今農水省の、県で農水省の関係というふうに言われましたけれども、国の歩道？ 通学路の歩道みたいな交付金とか予算とかそういうものが以前あったと思うんですけども、そういうものを使うということはできないでしょうか、お聞きします。

町長

あのここ2年位前だったかと思っておりますけれども、これはあの所管、国交省、国土交通省になりますが、全国の歩道調査をいたしました。であの非常に危険箇所が多いということで多くのいろんな要望があつて解決していかなくやならんという課題は提起をされたわけですが、なかなか国が全額そのこと責任を持つわけにはまいりません。でその所管するのはいわゆる国・県道、町道、町道の場合は補助事業みたいな形になるわけですが、

国交省所管のこの歩道についての調査でありましたけれども、町はあの学校等を通じてあの広域農道も当然入って調査対象になっておるわけでありまして、あの各町村の部分的に箇所付けの中で報告はされておられませんけれども、マクロ的に大体町村でどの位の率でまだ未整備だという統計数字の中に入っておりますが、それであの今後、社会資本整備だとかいろいろあの国交省の補助を受けてやっていくわけでありまして、根本的にその作って維持しておる過程が国交省と農水省では根本的な部分が違うわけでありまして、それは国交省の考え方もありますけれども、具体的な整備は農水の方で縦割りをお願いしてほしいという形になって、当然のことながら農水の方はそれを受けていくという形で、今あのですと北の方へ向かってこの広域農道、各市町村とも部分的にやっておりますけれども、大体皆そういう形でございます。ただあの町としては事業ができればよろしいわけで、ただあの農水の方の負担率の方が格段に有利だもんですからそういう形でやっていきたいというふうに思っております。国の方は大体国交省の方は5割位の率であります、こちらは25%が1つの基本原則でございますので、そんなことをご理解いただきたいと思えます。

中村議員

はい、分かりました。それでですねまあ町長が先程何を優先していくかをこれから決めていくということでした。まあ優先度っていうのは大変あの重要で、あのその中でもですねあの一番優先していかなければならないのはこの命ですね。であの通学路となっている以上はまあ広域農道に歩道設置をし、危険な状況を改善することはあの子どもの命を守る上での大人の責任であるというふうに考えます。歩道整備は住民要望の声がありますので、是非ですねスピード感ある整備が求められていると思います。またあの道路はどの世代も必要不可欠なものであり、従って道路整備費での債務負担というのはね次世代に掛かることもあり得ると判断いたします。従って国・県の補助金を頼ってばかりで危険状況を継続していくことは、住民の安全を二の次に考えているように思えてなりません。勿論危険から身を守る手段が既にとられていて、そのようにあるのであれば別ですけども、もしそのように出来ないのであれば優先した歩道設置が求められます。また広域農道の場合は歩道の設置は道路幅が狭く危険度の高い、まず私は橋からですね行っていくべきだというふうに思います。何故かと言いますとあそこを歩いてみて本当にあの身をこう端に寄せなければ車と接触してしまうような箇所ですね、であの他の場所というのはちょっと逃げるところもあります。ですのであの一番危険に思われる橋の歩道の設置からまず進めていくべきだと思います。まああの費用の有無に囚われ過ぎずにですね、危険度の高い箇所はスピードを持って進めていくよう再検討を提案いたしますけれども、あのまず橋を先に考えていくようなそのような考え方は町長今後の中でどうでしょうか。

町長

まああの安全な交通、歩道の確保という意味からは全体の歩道をやっぱり全体事業計画の中で優先してほしいなというふうに。まあその中でもあの与田切が一番大事だと、優先だというお話でその通りだというふうに思いますが、その橋を歩道に付けるについては下部工から今度はあの耐震改造というものを、これも大きい予算を掛けてやらなきゃならん。同時並行というわけにはいきませんがその橋脚がしっかりして、それから歩道という形になるかと思っておりますので、その辺の年度間の配分がどうなるか分かりませんが、当然あの他に歩道が出来ても橋が危なくてはどうにもなりませんので、今後の調整の中で検討させていただきたいと思えます。

中村議員

私が思うのは橋と一緒にね橋梁を使うんじゃないで、歩道は歩道だけのその橋というんですかね、そういうものでまず付けていくというそういう考え方は無理なんでしょうか。

町 長

あの今の考え方ではやはりあの別立ての並行してというような考え方があるやに聞いています。ただあのそこだけ作っておいて後で下部の耐震をとというのはなかなか工法的にも難しい面があるかと思しますので、ちょっとはっきりしたお答えできませんけれども、与田切の歩道をまあ優先的に考えるべきだということは私も同じ思いでございますので検討させていただきたいというふうに思っております。

中村議員

教育現場ではですね、今そのまあ広域農道を通学路としているわけですが、あの子ども達の安全、交通安全に対する安全指導をね、まあ学校全体としては入学時に各耕地や自治会、担当の職員などが行ったり、安協の協力を得て自転車の安全な乗り方などを教育しているのは承知しております。それ以外にね、季節に応じたその指導はどうなっているのでしょうか。またあの例えば雨の日とか日照時間の短い時期とかですね、雪道などそういう通学路や帰宅の安全指導は徹底されているのか教育長に伺います。

教育長

大体あの3校もですね、いわゆる安全教育の中の一分野として交通安全は当然ながらあの取り組んでいるわけでありまして。それぞれの学校からの報告、大体共通しているところがありますので代表して飯島小学校の実例をちょっとお話をしますと、今あのご指摘のように新年度スタートの時、それから長期休業明け、例えば夏休み、それからもうじきありますよね年末年始の休業明けの時には集団登校、それから集団登校に関わる職員の街頭指導があります。それから年3回まあ耕地あるいは自治会の児童会等で通学路の危険箇所についてもう一度自分たちで確認をし合うということをやっております。それからあの今ご指摘の季節に応じた、例えば雪道あるいは凍結する時には当然ですね子ども達に対しては、例えば凍結道路では気をつけて歩行するように、車は交差点では急に凍結した交差点では急に止まれない場合もあるというようなことは、具体的にそれぞれ発達段階あるいは学年に応じた指導はやっております。それからあの季節に合わせて耕地、自治会の担当職員によって季節ごと危険箇所の確認をしたり、あるいはですね学校便りを通じて季節ごとの登下校に対する安全指導を行っているという報告がありますので、そのように学校は安全教育に基づいた指導を行っているということでご理解いただければと思います。

中村議員

指導を行っているということでございます。この1—2月ですね大雪の時あの凄い雪だったわけですが、その中を近所皆で雪かきをしたりしたわけですが、まあ子どもさんの服装とかね、特に靴なんですけれども、見ますと運動靴であってあのまあ雪に合ったこれが防寒具なのかなという細かいことなんですけれどもね、あのそれを果たして学校も指導しろとかというふうに教育長言われるかもしれないですけども、是非まあそんなところもねあの今後の中に指導して行ってほしいというふうに思います。またあの歩道の件に戻りますが、歩道があれば絶対安全ということとは言えません。子ども達への交通安全指導の徹底は重要です。特に危険と思われる通学路の子ども達には車から判断されやすいような工夫をして、歩道が設置されるまでの期間ですね、特にあの広域農道が今そうですけれども、他にも危険なところはあると思います。どうかそういう時には運転手から自分が分かるようなそういう工夫をするような指導もして、無事故で登下校ができるようにしてほしいと思います。また保護者から子ども達への交通マナーの指導も訴えて、学校生活が良い思い出になるよう取り組むことが重要ではないでしょうか。冬の時期、広

域農道を通学というね生徒さんの安全面を心配しますが、教育委員会はといいますか学校側はそのお子さんに対してね、どのような指導をしているのか、またあの私は個人的に思うのですが、安全面を考えてこれから雪が降ったりスリップして事故も予想されます。あの電車通学にするというようなことは難しいのですか、その辺いかがでしょうか。

教育長

交通安全つまり安全に対することについてはですね、学校がやるべきこと、家庭がやるべきこと、両方でやるべきことというふうに明確に分けた方が分かりやすいというふうに思います。あの学校でやるべきことはですねやはり総体的、総論的、あるいは原則的なことになってしまいがちですが、家庭でやるべきことはですね、それぞれの家庭が我が子がどの道を通ってどういうふうに行くか、それはまさしく家庭でですねその季節に合わせた服装あるいは用具をやって具体的にやるのが家庭でやるべきことだと思います。ただ家庭でやるべきことも当然ながら学校で注意喚起をすることは当然であります、やはりそれぞれの役割をそれぞれが果たしてやっていくことが大事ではないかなというふうに思っております。降雪時にですね電車通学はどうかっていうこと、あの以前似たような質問があったと思いますけれども、あの電車通学を全否定しているわけではありません。それぞれの事情によって、あるいは健康状態によってはあの電車通学を認めている、それは学校と家庭との相談によってですねあの電車通学を認めている。現実には田切あるいは本郷からも電車を利用している生徒もおりますので、それは個々のケースによりますが、やはり天気の良い時には、あるいは状況がそれほどない時にはやはり歩いて徒歩で通学が望ましいというふうに思っております。あの2月の大雪の時にあの七久保で電車通学でしている子ども達があの本郷駅で停車して対応に迫られたことがあって、まあそういうような特別の場合にはですね、学校から家庭に応援を求めて対応すると、まあそういう突発的なことで安全教育に含めるかどうかは別としてもですね、常に子どもの安全を守るっていう基本は教育委員会としてもそういう立場に立っているということをご理解いただけるかと思えます。

中村議員

是非ともまだ歩道が出来るのは7年計画というふうにあります、ちょっともっとスピードアップをしてですね対応していただきたいんですけども、これはまたあの次回質問していくといたしまして、次の質問に移ります。ふたつのアルプスが見える絶景ポイントを数多くPRし、集客活動の一環にすべきでは、について質問いたします。飯島のキャッチフレーズ「信州いいじま・ふたつのアルプスが見えるまち」が全国に浸透するよう、町内の各所で見えるアルプス風景の絶景ポイントを集めホームページなどに載せ、町内を歩くことで自然を堪能していただけるようPRしていくことが必要だと思います。先程も申しましたが、伊南バイパスは田切中央交差点まで開通。4年後の駒ヶ根市開通に伴い、駒ヶ根と中川の時間が一気に短縮されます。当町を通過点の町にしないためには今知恵を働かせる時と感じます。そこで集客面の1つ考えてみます。キャッチフレーズ、先程も申しましたが「信州いいじま・ふたつのアルプスが見えるまち」を大いにPRし、町長の思いである飯島ファンを増やす取り組みに力を入れていきましょう。七久保の道の駅、また計画されている田切の道の駅から見るアルプスは素晴らしいです。しかし町内には他にも多く素晴らしいふたつのアルプスの風景が数多くあります。例えば七久保の高遠原や上通り、また飯島の岩間などの高いところから赤石山脈の仙丈ヶ岳や赤石岳など南アルプスの展望が開け、東の日曾利からは天竜川を挟んだ中央アルプスのパノラマが四季折々に、また朝

日、夕日を浴びた感動的風景や、本一集会所付近はふたつのアルプスの絶景ポイントに思えます。他にも感動を覚える箇所がいたるところにあると思います。担当課が四季折々絶景ポイントを探求するのもよいでしょうが、私は町民から日頃思っている絶景ポイントを載せてもらい、また広くは町に訪れた方からも感動の写真紹介があったら更に良いと思います。また自分の家からのアルプスは最高と思っている人もいるでしょう。そこで町ホームページにふたつのアルプス絶景ポイント紹介ページをアップしてほしいと思います。先程来の質問の中で来年27年のホームページのリニューアルもあるというふうに伺っておりますので、是非この件を前向きに取り組んでほしいと思います。町民の中には家の庭で見てくださるかね、庭のお花と一緒にアルプスを見ながら楽しんでくださるか、アルプスの見える庭で子どもさんを伸び伸び遊ばせてください、など、招待メッセージも寄せていただくこともいいと思います。町民とのコミュニケーションが生まれたら町に親しみを覚えてもらえ最高だと思います。せっかく我が町からの山々の展望を楽しみ来てくださる方々に、町内各所で楽しめるアルプスの風景を見ていただきたいものです。町民ともふれあい、心と体をリフレッシュしてもらえよう企画を考えます。町長は常々あいさつの中でふたつのアルプスと言われます。その割にホームページの紹介が大変乏しい。町内集客を取り組む一環としてもホームページに信州いいじま・ふたつのアルプス絶景ポイント紹介ページを企画することを提案いたしますが、取り組めるか伺います。

町 長

次のご質問は、このふたつのアルプスの見える絶景ポイントをいろんな機会、ホームページをはじめPRをして、集客活動の一環にしていくべきだというご提案をいただきました。お話にもございました、また先程のご質問にもございましたけれども、町を訪れていただく多くの方々から、大変山が綺麗ですねと異口同音に言われます。日本のスイスのようだというふうにも言っていただく方もおまして、町にとりましてはこれは最大のセールスポイントであり、観光資源だという位置付けはその通りだというふうに思います。で、キャッチフレーズとしては「ふたつのアルプスの見えるまち」ということで、いろんな場面でこの言葉を使っておりますが、まあ私自身はこの飯島町全体がひとつのアルプス公園の町だと、公園だというふうに、あの絶景ポイントばかりでなくて、折々それぞれの場面から見たこのポイントはそれは個性があって本当にアルプス公園だなというイメージを強くしております。まあそんなこともあってあの従来から、例えばまあフォトコンテストに対する必ずあの山のバックが入るアングルで捉えたコンテストが多いわけでありまして。それからこれを飯田線の沿線に絡めてですね、例えば荒田のあの地籍や、それから田切の中田切のあの地籍や、本郷の地籍やということで、あのこれもアルプスを背景にしたひとつの絶景ポイントとして多くのまあファンが来て写真に収めたりしております。従ってあのホームページで更にそのことを強調してということと全く同感でございます。是非ひとつあのホームページの折にはそういうことをひとつの、あまりお金の掛かる話ではないと思いますので、積極的に取り組んでいく必要があるということで、また担当共々とひとつ対応してまいります。ところであの11月の7日にふるさと大使の津田令子さんに来ていただきまして、これはあの観光協会の主催した講演だったわけでございますが、出席をいただいたかどうかですが、あのいわゆる津田さんが取材しておるこの旅行新聞の取材としてオンリーワン観光キャンペーンというのがあるわけでありまして、日本の全国のこの観光地を発掘発信するひとつの取り組みがあるわけでございます。これはNPO法人という

ことで、町ではこれはあのNPO法人ふるさとオンリーワンということであの観光協会が中心に取り組んでいただいて、町とも手を携えてやって、ふたつのアルプスの見えるまち南信州この飯島町がもたらす自然の恵みを生かした町づくりが認定をいただいたということで、正式な認定書をいただいております。こうなりますとあの全国の旅行者、それから世界にも一部発信していくということのいろんな場面でインターネット始めホームページで掲載をされてまいりますので、大変ありがたい認定をいただいたなあということで、これもあの町民の皆さん方のひとつの取り組み提案が実を結んだということで感謝をしておるわけでございます。従ってまあそういうことを弾みにしながらですね、今お話があったまた観光ポイントを強調して、今後ともより一層この町の1つのお金の掛かる施設型の観光でなくてですね、こういうあの自然環境を売り物にした観光キャンペーンがこれからの時代の取り組みではないかとテーマではないかというふうに考えております。

中村議員

私はそのフォトコンテストとか写真愛好者を集客する目的だけではなくてね、素晴らしい景色を見にきてくださいとの思いが伝わるような企画にこれから打って出ることを申し上げたいと思います。町のホームページも見ました。例えばですねひとつここで申し上げますけれども、「飯島町は南アルプスと中央アルプスのふたつのアルプスが見えるまちとして自然環境に恵まれ、四季折々の姿を見ることができます。そんな姿を写真に収めてみませんか。町内にあるフォトスポットを順次掲載しますのでご参考にしていただければ幸いです」、とありました。ああやっているのだなあというふうに思いました。それで写真を見ます。順次掲載というふうにあるんですけどもね、町長ご覧になったか春の風景のままですね今。それでですねあの辞書で順次というのを改めて見てみました。そうすると順序を追ってだんだんというふうにあります。春ですから夏が終わり秋が終わり今冬ですよ、そうすると順次というふうに考えますと来年の春ということになるのでしょうか。そうだとしたら観光スポットを紹介するにはあまりにも不親切ではないでしょうか。どのように理解したらよいかちょっと私分からないのでその点をお伺いします。

総務課長

すいません。あの写真を掲載しているというのは私知っておりましたけれど、順次という言葉をちょっと見てなかったもんですから、あのなるべく更新できるようにしたいと考えますのでよろしくお願いたします。

中村議員

ふたつのアルプスの見えるまち、この程度の情報公開でどうなるのでしょうか。来てくださった方が雑誌に載せる、ホームページに載せる、大変嬉しいことです。最終的には飯島町のホームページに皆さんアクセスするんじゃないですか。それを見た時に、なんだとどこにふたつのアルプスよ、ということでは、飯島の取り組みというか熱意というかあまりにも他人任せ。是非この辺を、この点を是非改革してほしいと思います。我が町から見るふたつのアルプスは宅急便でお届けできません。飯島に足を運んで心からですね堪能していただける風景ですよ、それぞれの皆さんの。我が町は森林とふたつのアルプスに抱かれた自然豊かな癒しの空間であることを、自信を持ってPRし、通過点の町でなくしていきたいというふうに考えます。町民の方から、ふたつのアルプスのPRが乏し過ぎる。町を歩いて素晴らしい景色を紹介していくべきじゃないのかい、というふうに提言もいただいております。いたるところで町の紹介に使うキャッチフレーズですよ。ふたつのアルプスが見える。その場の語り口にすることで終わらせたくないです。まずキャッチフレーズである「信州いいじま・ふたつのアルプスが見えるまち」に来て風景を堪能してもら

ことから、町内を歩き町民と触れ合い、町内産物の味も堪能してもらい飯島ファンと繋げる取り組みを考えます。これからの時代は観光場所を楽しむほかにその土地の人と触れ合い、町の良さや歴史を知り、イベント参加を通し、人間関係を深め喜びを感じるといった観光を兼ねて地域と触れ合い楽しむ時代に向かっていると感じます。観光も様々変わりつつあるように思います。町長もこの辺は先程述べられていました。精神的問題から起こる社会現象を見ても改善には自然豊かな地方にその役割があるように思えてなりません。我が町がその先駆者役となって捉えてですね、いこうではありませんか。あなたのもう一つのふるさといいじまにと、町民の力をいただきそしてキャッチフレーズPRを行い、おもてなしの心に徹底して取り組むことで、ひいては町を永住の地として選択して来る人もあると思います。そうすると定住者増につながります。単なる観光の町で収益をとか、この地を町民だけの住処としての考えではなく、広く多くの人たちも楽しめる町としていくことが大事ではないでしょうか。このようなことを展望し提案内容を次年度の取り組みとすることを強く求めます。町長のお考えを伺います。

町長 あの前を聞いていく上での思いは同じだと思います、町も私も職員も。ご質問いただいております中村議員も同じだと思いますが、ただそのいわゆるまあ艶出しとか色出しとか、その辺の手法がちよっと未熟なのかどうか分かりませんが、今言われたことについてはあれでしょうか、ちよっと議長さん確認をしたいんですが、この四季折々に順次ということはその季節季節に合った、そのリアルタイムの画面だとするべきだということなんですか？

中村議員 それを私も分かりませんので先程課長にお聞きしたところでございます。あ、議長いいですか。私が思うのはあの町がそのホームページに載せている趣旨がよく理解できないんですけれども、当然あのホームページはこれからあのリニューアルするということですので、その中で新たに考えてほしいということです。私は常にいい場面も載せていけばいいし、これから今提案している内容で進めてもらうことを要望しているだけでございます。

町長 まああのちよっとアレなんです、タイミングよくその四季折々にリアルタイムで今飯島町のふたつのアルプスの醸し出す景色がこういう状態であると、お出掛けくださいと、こういうイメージに繋がってほしいとそういうことなんです。今ご指摘いただいておりますのはどういうことですか、その画面を見て？ これではというそのご指摘をいただいた内容のものは？

中村議員 私はホームページを見まして、順次掲載しますというふうにホームページにありましたので、今の景色を私は当然として、あのまだ冬といってもなんですけれども、秋から冬に変わる風景とかそういうものに移り変わっているのかなあと期待を持って見たんですが、春の桜の季節だったと。では町の捉え方として順次とは、あのホームページを見る方というふうにお知らせしているのかなということが分からなかったのでお聞きしました。いいでしょうか。

町長 あの前次ということでよろしいかと思っておりますけれども、それはあのタイムリーな1つの順序でいくべきだということで掲載していくということでございます。

議長 町長はつきり答えてください。

中村議員 ちよっと町長もよく分かっていないようでしたが、私のあの今した質問をその前の質問に町長がちよっと戻って再質問したのでちよっとあのなんですけれども、時間があ

るので私の思いは汲んでいただいたということに理解をいたしまして次の質問に移ります。

国の農業災害補償制度「園芸施設共済補償」拡大での対応を迅速に、について質問いたします。農林水産省は11月26日、本年2月の大雪被害を踏まえ、園芸施設共済事業において補償を拡充する見直しを行うこととしました。その趣旨は園芸施設共済加入農家から現在の共済金は施設を再建するための補償としては不十分との声が出されたことで、このような状況を鑑み自然災害等により被災した施設を再建し、速やかに農業経営の継続が図られるよう園芸施設共済の補償を拡充するということです。補償内容を申し上げます。耐用年数の延長はパイプハウスについては5年を10年延長、補償価格の引き上げでは耐用年数経過後の補償価格を再建築価格の20%から50%に引き上げ、その他現在撤去費用の対象となっていないパイプハウスを撤去費用の対象に追加することや、農家選択による補償の追加がされることとなります。被害を受け共済補償を受けられなかった農家の方々の中では、今回の対象になると大変喜ばれるのではないのでしょうか。国の補償改革により対象者が出てくるのではないかと思います。その時は対象農家さんに喜んでもらえるよう迅速な対応を行ってほしいのですが、町はこの情報をどの程度つかんでいるのか、またこうなった時には迅速な対応ができるのかどうか現状を伺います。

町長

3番目のご質問でございます。現在、国が進めております農業災害の補償制度、特にあの園芸施設の共済制度でございますけれども、これがあの先の大雪等の関係もございまして、大幅にまあ見直して改善をしていくということで方向が打ち出されました。11月に国が一応決定したという形でございまして、これはあの残念ながら今年2月に発生した農家の救済措置ではないということで、今後の対応という形になります。従ってまだあの制度が出来たばかりでございまして、細かい詳細なあの周知、通知等は来ておりませんけれども、特に今あの耐用年数の5年から10年への問題、それから再建築費の20%から50%に引き上げる問題、おっしゃるとおりでございまして、耐用年数後でもまあ75%位は補償されるということで、大体そういう枠組みになろうかと思ひまして、これまでもその境目辺りでおった農家がかんりの救済措置が拡大出来るんじゃないかというふうに期待しておりますし、またやはりこの加入を促進していかないと絵に描いた餅だけになってしまうということでございまして、今後また関係の皆さん方と協議をしながら浸透を図ってですね、少しでもいざという時の備えにさせていただくような形で迅速に進めてまいりたいというふうに思っておりますのでご了解いただきたいと思ひます。

中村議員

はい、あの本当に自然災害が最近多くなっておりますので、農家さんはあの不安がですねあの大きいというふうに思ひます。是非この共済制度が拡充されたことをですね、あの町民の皆様これからしっかりと説明の時間をとっていくように求めます。最後の質問、4番目の質問でございます。町長3期目就任、余すところ1年を切り公約の現評価は、ということで質問いたします。平成23年11月、町長3期目に就任してから任期も余すところ1年を切りました。町長は1期目で種を蒔き、2期目で水をやり、3期目で実を結ばせたい、と3期目では実が結ぶところまで見届けたいとの高坂町長の意気込みが町民の心に残っております。私はまあ保健医療の面での支援事業の充実に努めてきたこと、また先頃の伊南バイパスの開通など大きな幹線道路の整備や新設に力を入れてきたこと、他に先駆け教育施設の耐震整備では未来の人材を守ることに徹し、また自然エネルギー活用に積極的に取り組んだことは自然活用と自然環境を守ることに繋がったと感じます。しかし一

方、多くの町民要望である医療の確保や中型スーパーなど商業施設誘致などは進んでいません。第5次総合計画で町の将来像「人とみどり輝くふれあいのまち」と掲げ、8つの分野別の基本施策と4つの重点プロジェクトを設定し、重点的かつ戦略的に取り組むとしてきました。公約の中で実が結んだものは何だと確信しているのか、現時点での課題と任期中に課題にどう取り組んでいくつもりであるのか伺いたいと思います。勇気、挑戦、感動を現実町民が実感できるためには、これから町長の勇気と挑戦で、町民に勇気と挑戦の波動を起こし、各事業に活力を生み、町民と共に感動をつかめるような行動を期待しますが、その点も含め町長の意気込みを伺います。

町 長

それでは最後のご質問であります、まあ私の任期も余すところ1年を切ったということの中で、現時点で私の公約等に対する評価、また任期満了までの課題についての見解を問われたわけでございます。まあ私自身からこの段階であるの評価をするのもいがかかと思えますけれども、若干あの触れて少しあと2分ということではありますがオーバーするかもしれませんが、させていただきますが、まああの第3期目この3年間経過をしたわけでございます。11年位に亘りましてまあ様々な課題を掲げながらも、議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力、それから職員の支えによって各事務事業がこれまで進めてこられたということに対しまして、心から感謝を申し上げておる次第でございますが、さてまあそれぞれの掲げた公約につきましては、集大成として今現在の第5次総合計画、それからあと1年残しております前期の基本計画に掲げてあります大きな柱、それからこれを支えるまあ支柱、等々が私の公約の全てであるというふうに申し上げてよろしいかと思えますが、詳細に亘っての内容はまあ時間的に到底無理でございますので、いくつかまあ触れて申し上げたいと思いますが、特にあの新たな時代への生活基盤と災害に強い循環型の安全安心のまちづくりということが掲げてあるわけございまして、これはあのハード、ソフトまあいろいろあるわけでございますが、今お話にございましたように、長年に亘って進めておりますこの先月11月29日にも開通いたしました伊南バイパスや竜東線、それからそれに係る町道のアクセス、開通式を行いまして、大きくまあ国県道を含めた幹線道路網の整備は進んだということではありますが、また一方ではこれらに伴うこの要注意的な要素も加わってきておるということになるかと思えます。でまあそれらの開通に伴って今後の道の駅や拠点施設の建設もまあ大体方向性も見えて、まあそれぞれお答えしておるとおりでございますけれども、いずれにしてもこれは単なる通過交通であってはならないというふうに考えておりました、地域沿線はじめ町の活性化にも繋がる礎となるものだろうというふうに考えたいと思います。それからまた安心安全という面で防災面で非常にあのその必要が問われておるわけのこの時代でございます。防災計画の見直し、策定といったようなこと。それから有利な国の制度を使つての防災無線はじめ、ソフト・ハード両面での事業に取り組んでまいりました。また更にあの循環型のまちづくりということが大きな今これからの課題でありまして、ごみの減量化の問題や資源化にまあ努めながら、自然エネルギー施策について自然再生エネルギーへの住民普及の問題、あるいは小水力発電を中心とした協議会も既に設立に向けてまあ事業化に向けて今取り組んでいただいております。というようなことの中で、芽出しができてつあるんではないかというふうに思っておりますし、それからその一方でふれあいとまあ絆を広げるまちづくりということについても掲げておるわけございまして、これは各地区の地域づくり委員会へのまあ育成支援というよ

うな問題、それから各地域には地域づくり支援員という専門の職員を配置をいたしまして、特に本年は町の協働のまちづくり推進事業の交付金事業補助金も活用した、住民の皆様による地域づくりが活発に行われておるといふことで、大変ありがたいなといふふうに思っております。それから健康で安心して暮らせるまちづくりにおきましては、地域医療体制の確立、先程もお話ございましたがまだまだあの不十分でございます。医者確保の問題もあるわけでございますけれども、まあそれを何とかしてまあひとつ実現を図っていくということの中で、医学生を対象にした奨学資金や開業資金というようなものも制度的には設けて、受け皿として創設をしたといふようなこと。それからまた保健予防関連事業につきましては、できるだけ病気になる前にそのことをきちんと対応して、町民の皆さん方の健康を図ってといふようなことで、これも住民協働、細部に亘ってのいろんな様々な施策の中で健康増進の施策が講じられてくることができたといふふうに思っております。それからまた子育て支援に係る施策といたしましては、保育料の第3子の軽減の措置の問題、福祉医療の高校生までの延長の問題、母子保健事業では3ヶ月検診の折のハッピーバースフラワー事業や不育症を含めた不妊治療費の助成、等々の細かい部分ではありますけれども制度的充実を図ってきたといふようなこと。それから産業振興面、非常にあの厳しい状況にあるわけでございますけれども、国の新たな農業政策への連携をする中での対応の問題、それから特に商工業ではリーマンショック以来、非常にあの民間この経済活動が冷え込んでしましまして6年以上経つわけでございますけれども、なかなかまだこの本格的な地方の経済、潤っておりませんので、そうしたことについては商店の問題もあるわけでございます。今後の大きなひとつの課題かなといふふうに思っております。ただ1つあの雇用の創出という面でも考えていかなければならないわけございまして、かねてから計画を進めてまいりました柏木地籍の企業の導入につきましてもほぼ目途が付いて今、造成事業に着工をいたしましたので、これらが完成しますと相当量の雇用確保も期待できるということで進めてまいりたいといふふうに思っております。特にまあ総括しますと、あの全国急速な少子高齢化時代に突入をいたしました。当然人口減といふような状況に今あるわけございまして、今後当町でも当然まあ人口減少、若者減少の危機は避けられない状況といふふうになっておりますけれども、ただこのことはあの小手先だけで解決できるという問題ではございません。そしてまあ端に産業・経済・福祉・教育に留まらずにですね、この振り返った長い飯島町の歴史や風土、習慣、そうした気質、それから社会環境も振り返る中で抜本的に飯島独自の考え方で打破していかないことには解決できないんじゃないかといふふうに思っております。きめ細かい部分で対応していく必要があるんだろうといふふうに思っております。で特にあのこのことと関連して国が新たに打ち出してまいりました地方創生、いわゆるまち・ひと・しごと法案に基づくこの受け止めとして、国の施策を待つのではなくてですね、住民の知恵と汗を結集してこの消滅可能性のあるとまで言われております町がそうした自治体にならないような、どういう歯止めをかけていくということが最大の課題だといふふうに思っております。まあそんなわけでもう1年残っておるわけでございますけれども、基本的には現在の第5次総合計画の中の、特に短期的には後期基本計画もう最終年に入りますので、これを迎えるにあたりましてぎりぎりどこまで実現できるかがカギになります。なかなか100%まではいかないといふような面もございまして、残り1年間の中ではありますけれども、精一杯実現できるように努力をさ

せていただくということを申し上げて、若干長くなりましたけれども所感を申し上げたい
と思います。ありがとうございました。

中村議員

終わります。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。本日の会議を閉じ、これをもって散会とします。ご
苦勞様でした。

午後 4時 3分 散会

平成26年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年12月9日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

折山 誠 議員

三浦寿美子 議員

本多 昇 議員

堀内克美 議員

浜田 稔 議員

○出席議員（12名）

1番 北沢正文	2番 坂本紀子
3番 本多昇	4番 中村明美
5番 浜田稔	6番 久保島巖
7番 橋場みどり	8番 竹沢秀幸
9番 三浦寿美子	10番 折山誠
11番 堀内克美	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者														
飯島町長 高坂宗昭	<table border="0"> <tr> <td>副町長</td> <td>箕浦税夫</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>鎌倉清治</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>大久保富平</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>吉川秀幸</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>唐沢隆</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>紫芝守</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>湯沢範子</td> </tr> </table>	副町長	箕浦税夫	総務課長	鎌倉清治	住民税務課長	大久保富平	健康福祉課長	吉川秀幸	産業振興課長	唐沢隆	建設水道課長	紫芝守	会計管理者	湯沢範子
副町長	箕浦税夫														
総務課長	鎌倉清治														
住民税務課長	大久保富平														
健康福祉課長	吉川秀幸														
産業振興課長	唐沢隆														
建設水道課長	紫芝守														
会計管理者	湯沢範子														
飯島町教育委員会	<table border="0"> <tr> <td>教育長</td> <td>山田敏郎</td> </tr> <tr> <td>教育次長</td> <td>北原英利</td> </tr> </table>	教育長	山田敏郎	教育次長	北原英利										
教育長	山田敏郎														
教育次長	北原英利														

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮沢卓美
議会事務局書記	市村晶子

本会議再開

開 議 議 長	平成26年12月9日 午前9時10分 おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 10番 折山 誠 議員
10番 折山議員	通告順に質問を進めてまいります。項目1、今年の除雪体制は豪雪を想定して強化されているか、そういうことで伺ってまいります。質問要旨、先の一般質問で私が提言をし、町長が検討されると答弁された除雪に関わる対策、これは降雪期を前にどのように進んでいらっしゃるか状況をお伺いいたします。私は1年前の12月定例会、この場で局地的なゲリラ豪雪が考えられるということを申し上げまして、町の除雪対応強化を求めております。結果、心配した通りの大雪に見舞われまして、住宅地の中には数日間通行不能状態が続き、また老人介護施設の交通が長時間不能になるなど、急病など緊急時の対応を憂慮した状況、そういったことをご報告を申し上げました。そこでこの3月の一般質問ではそうした経験、また住民の皆様の声を町長にお伝えいたしまして、町の今後の対応の方向性について一定のご答弁をいただいております。私が除雪対策について伺うのは今回で3度目になります。これまでの2度のご答弁、こういったものを踏まえて今年対応どんなふうに構築されているのか状況をお答えいただきたいと思います。
町 長	それでは折山議員の質問にお答えをしてまいります。まず今年の除雪体制、豪雪を想定して強化されているかということについてでございます。あの2月の豪雪から早10ヶ月が経ちまして、その教訓にたって今年度の除雪期を前にして、現在までに業者をはじめ関係の皆さんと再三にわたりまして除雪会議等を重ねて現在まで除雪体制を整えてきたところでございます。そこで今年3月議会で議員より提案がございました除雪に関わる対策についてでございますが、いくつかの点についてご報告をさせていただきたいと思います。まず1つに、建設業者の皆さんがこの所有をしておる除雪機の維持管理支援についてで前にご質問がございました。この中でまあ重機の車検料、あるいは定期点検代、それから保険料などの経費のまあ全額を町が直接契約に盛り込むということはなかなか難しいわけがありますけれども、除雪契約の中では除雪機種に応じて機械管理費を設けて契約に入れてございます。それからまた1つの支援としてあの県におきましては、これは伊那建設事務所になるわけでございますけれども、これまで対象と指定のしていなかった比較的あの小型のドーザー、これは役場にあるドーザーと同じような規模の機種になるわけでございますが、これの除雪費用経費に対する支援として1台 300,000 円位の維持経費を直接支援する措置が講じられました今年度から。まあこれを受けて町内の建設業者の中には何台か新規にまあ購入をしたい、あるいはしたというふうにもお聞きしておりますので、これらのこと。それからまた今年からあの伊那建設事務所の方でございますけれども、町とも協議

をして路線別に主要の国県道、これにつきましてあの飯島町は中川村と、それから駒ヶ根市は宮田村と、それぞれあの連携協定の除雪体制を整えまして、一貫した契約の中で路線除雪を行うということになりましたので、まあこれらのことを合わせますとかなりあの昨年よりこの機動力が増強されるのではないかとというふうに期待しておるもので、でその推移を見守っていきたいというふうに思っております。

それから更にあの個人所有の重機を調査をして、耕地や自治会を超えた活用への支援についてでございますけれども、まずあの重機の調査がナンバーの付いている機械で除雪作業が可能なホイールローダーにつきまして調査をいたしました。結果はあの6人の方が6台、その確認ができて、体制がとれるというような調査の結果をいただいております。そこでまあ耕地、自治会を超えた活用への支援でございますが、全ての重機所有者が除雪作業にご協力いただけるというふうには限りませんが、既にあのそれぞれの耕地や自治会では今年度の除雪体制が組み込まれておるといふふうにも思っておりますので、まあ一方では他の耕地、自治会まではとても除雪をする余力もないというようなことも事実でございます。従ってあのこれらを総合しましてまあすぐというわけにはいきませんが、やはりあのこれはあの広域的に耕地あるいは自治会を超えたこの除雪体制というものをやはり構築をしていく必要があると、ちょっと今年の中でそこまでの手続きが間に合いませんけれども、これはあの今後、地域づくり委員会などの組織の中でまた十分検討をしていただくように、町としましても提案をしながら体制づくりを今後していくということでございますが、今冬、今年の冬についてはとりあえずまあこんなような形の中でしてまいりたいと。

それからあの経費の関わる部分でございますけれども、ご承知のようにあの除雪の協力費のまあ増額というようなことの中で、10月に補正を実施してさせていただいたというようなこともございますし、それからまたあの極力この状況を見ながら的確に早期にスピード感をもってこの除雪に対しての費用助成と支援というものも、この冬の中の、終わってからということだけでなくでですね、中途でもまた地元とお話し合いをしながら速やかに対応できるような体制もとってまいりたいというふうに思っております。

それからもう1つ質問のございましたあの町民や業者の職員の皆さん、これのまあ重機のオペレーターの皆さんへのまあ講習会の参加費用の支援ができないかというようなこともご質問ございましたけれども、まずあの業者の職員への支援でございますけれども、これはあの本来、会社が本来の業務の中でオペレーターを育成して免許を取ってやっておる業務でございますので、この除雪に関してあの重ねてこの講習会等への免許取得等への支援というものは町は考えておりません。業者とも話をして、それはまあ必要ないというような結論になっておりますので、そのようにいたしますけれども、ただあの自治会や組織、耕地の中での除雪経費もさっき申し上げましたけれども、これらの協力費についてはまたそれぞれの地域へ必要があれば今後速やかに対応していきたいと、こんなことで現在進めておりますので、なかなかあの今後高齢化等も進んでまいりまして、除雪対応、きめ細かい部分で大変あの地元では苦慮されると思っておりますけれども、連携をとりながらひとつ折山議員のご提案いただきました内容につきましても、今後継続的に縷々検討しながら万全を期してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

折山議員

ちょっと私、怪我で耳が今、左耳が聞こえませんが、ちょっと姿勢がちょっとあの不自然になるかと思いますがお許しをいただきたいと思います。今のご答弁いただきまして、あのかなり幹線道路、主要な部分については除雪力、強化しているのかなというふうに感じました。あの町民の皆様も安心されることと思います。またあの生活道路の部分についてはまた暫時ということなのですが、あの私こういうふうにあります。幹線町道は町が主導的に行って、生活道路は自治会など住民協働を軸に行う、こういったことについてはあの町長と認識はあの一致しておるわけでございます。もっと言うと、一致しておりました。ところがあの今回の豪雪の後ですね、やっぱりあの3月以降、皆様とこう折に触れてその話が出た時に感じますのは、先程町長言われましたとおり、そういった協働作業はもう近い将来限界に来るのかなというふうな気がします。それはですね町長申されたとおり、私の近隣見回しても高齢化がかなり進んでおりまして、若い人がいても町の内外へ勤めている方がほとんど、それで残っている方がまあ高齢者で除雪力になるというようなことの中で、年々自治会内の除雪力というのはもう低下していくことが事実であります。頼りになるのは退職直後でまあ体の無理のきく、ちょうど我々団塊の世代の年代なんです、その皆さんもあと数年で多分あの環境での肉体労働はちょっとなかなか大変になってくるのかなというふうに感じます。それからあのいろいろな人と話をしている中で、小規模個人農業、これがあの国の政策の中でもだいぶ絞られてきて、補助を出さないといったようなことがありますので、それがだんだん衰退しているわけですね。そうしますと自治会等の除雪機械の中核になっているのはパワーショベルみたいなああいうものではなくて、多分、生活道路は各自治会の中の小規模農家の皆さんの所有するトラクターだというふうに理解しています。そのトラクターが年々減少してきております。それからまたあのそれを使って耕作している方も、まあ温かい時期のあの畑の耕作、水田はできるんですが、スリップの予想される危険な除雪へもって公道へ乗り出すことをためらう方が増えてきております。つまりオペレーターがこれ不足していく、機械も不足していく、こういった状況がどんどん今積み上がっているかと思えます。私自身も前申し上げましたけれど近隣のまあ除雪、ボランティアで行っているわけなんです、やっぱりあの体力的にこう限界を、時間的な限界を感じるようになりました。で、私が団塊の世代の一番下の方なんです、リタイアをせざるを得なくなった時には自分の敷地から車を公道に乗り出すことも結構苦勞なのかなあというふうに今考えております。そういったことの中で私にはあの自治会未加入の住民の皆さん、あるいは自治会は加入しているんですけど戸数が少なくてちょっと自分たちだけでは生活道路の除雪ができない、そういった皆さんから生活道路も含めていずれ町の方へお願いしなきゃならない時期が来るんだよという声が寄せられております。そこであの先程の話にちょっと戻ってしまうかもしれませんが、町長、体力を伴う住民協働の力っていうのは、その低下している現象というのは顕著でございます。行政の力を必要とする除雪エリアというのは年々確実に拡大していく、こういった危機感はお持ちでしょうか。お伺いしたいと思います。

町長

あの今私も触れましたけれども、おっしゃる通りだというふうに私も思います。まああのここ短期的に1～2年でっていうその切羽詰まった状態とはちょっと違っていて、中長期的にはまあ高齢化、まあ体力、機械力、機動力の問題は当然あの落ちていくんだろうというふうな思っていて危機感をもっていかなければならないと。そうかと言って全部それがあ

の丸々町が背負い込むというのも、これはあの限界でとてもできるものではございませんので、まあその辺のところをこれ各市町村同じ悩みだとは思いますが、しっかりこれからあの地域づくりという面も含めてですね、その手法というものを対応を作っていく必要やいかんだろうというふうに思いますので、もう少し時間をかけてこれをやっていく必要があるということと、反面あの今年辺りのあの各自治会や耕地からの申請の出ていますトラクター、あるいはあの耕耘機等に付けるあのアタッチメントを含めた改造費用に対する補助申請が昨年よりうんと沢山出てきておまして、今その政策対応をしておりますけれども、これはまたあのありがたいことだなと思っておりますけれども、かなりまあ地元の皆さん方はそれぞれに考えていただいて、そうした対応をしていただいているということなんだろうというふうに思って感謝しておりますけれども、お話のとおりだと思いますので共々まあいろいろとまたこれから中長期的には考えていきたいと、危機感を持って考えていきたいと思っております。

折山議員

あの私の耕地の中でもやっぱりそういう調査ありました。あの回覧で回ってきました。ただ私は何も申請もしてないんですが、そういう方も多いのかなというふうに思います。つまり自分の体の動くうちはまあ、できるだけ地域のお役に立てればいいかなというふうには思っておるんですが、ただいつかは限界がくるのかな、それはまあ前もって検討しておかなきゃならないということで、町長の今あのご答弁の通りなんです。今、急にここですごうこうではなくて、ちょっと時間の都合で申し上げて次の項目へ移りますが、世帯の体力戦に頼ってまああの生活道路をやってきた従来の住民協働型から、いずれは各地区、自治会等への除雪機械の何らかの形の配備、これは町が買って置くという意味ばかりではなくて、個人の持っているトラクターやなんかをひとつ指定をして、保険から何からでその自治会内で対応できるような機械力の整備、それからそれを運転するオペレーター要員の確保、こういったものを今策定中の後期計画、少し頭出しをして、もう数年のうちにはそういったことをしなければならぬ時期が来るのは同じ共通認識でございますので、ちょっとそこを課題として頭出しをして、みんなで知恵を絞る時にきているんじゃないかなというふうに思います。ご答弁を伺いたいんですが、それだけちょっと申し上げて、是非、後期計画の中では除雪の機械力、各自治会への何らかの配備構築、オペレーターの確保、こういったものをちょっと頭出しをしていただくことを求めまして、次の質問の項目へ移ってまいります。

質問項目2、昨日もあの同僚議員の方から質問出ておりますが、三鷹の町アンテナショップ、このショップのコンセプトは明確になっているのかどうか、この点について伺います。これはあの先の議会と住民の皆さんとのまちづくり懇談会、この折に私の所属していた分散会の出席者の方から出た声でございまして、この方の申すには、協力したいんだけど農産物集荷の方針などこれを明確にすべきではないのか、利益を上げていきたいのか、PRに重点を置いているのか、ショップのコンセプトを明確にして協力者などに要請すべきではないか、こういった声が出ました。でそういった関わりの中で運営が円滑に行われているのかどうかちょっと心配をしているよ、という声があったわけです。あの懇談会全体の時間の制約の中で、その内容をもう少し具体的に掘り下げるということではできませんでしたが、私の受け止めは農産物提供、こういった協力要請を受けた方が、これまでのまあ町なりまちづくりセンターなりとの関わりの中で、ちょっとあのショップの運営を

危惧しているんだらうなあというふうに受け止めましたので、質問要旨2-1、ショップ運営の現状について伺います。昨日のご答弁と重複する部分も含めてお答えください。

町長

次のご質問、この三鷹市に今プレオープンしておりますアンテナショップのまあ将来的なコンセプト、この明確になっているかということに関して、現状でございます。昨日の坂本議員のご質問にもお答えして重複しますが、細部はまた担当の方から申し上げた方がよろしいかとは思いますが、一応あの最初でございますので私の方からひと通り申し上げておきたいと思いますが、昨年、失礼しました今年の10月の17日にプレオープンいたしまして以来、計6回で12日間営業してまいりました。来客数は1日平均すると約130名、1日の売上高は約110,000円、お客さんの単価1人当たりいたしますと約800円とこういう状況になっております。まあ販売に携わった職員の感想では金曜日と土曜日という不規則な営業ではありますけれども、三鷹市を中心とした住民の皆さんにも徐々に浸透をして、毎週楽しみに来店いただくお客様も多くなってきて、ひとつの飯島ファンが確実に増えているのを実感しておるといって聞いております。またあの直接施設をお世話いただいております小林さんからも同じような声を届けていただいております。オープン時期も秋でありましたので品数もリンゴや野菜など多くを大変確保できたということございまして、それからまた町内企業や個人農家の加工品等も販売をしております、こちらの方も概ね好評をいただいておりますとこういう現状でございます。担当課長の方で補足があったら申し上げたいと思います。

産業振興課長

それではあの若干補足をさせていただきたいと思っております。既にあの先週までで8回を実施しております。延べ人数で約2,000人程来店されまして、売上の方は約1,800,000程になっております。先程町長申し上げましたように単価はまあ800円を若干超える程度、まあ850円位ですけども、という状況であります。あのまあリサーチ販売ということでもありますので、どういったものが売れるか、それからお客さまがどのような志向があるか、そういったところを調査しながら販売しているところであります。まああの住宅街ということもありまして晴れの日たくさん売れますけれども、雨の日なかなか自転車等で来ていただけないということで、まあ晴れの日半分程度になるという状況であります。またあのもう6時以降夕方はあんまり売れないというような傾向も出てきております。まああの金曜日に野菜や果物が豊富ということでもありますので、地元の方は主に金曜日をめがけて来ていただけるということで、土曜日は若干あの販売が落ちるといって、それからまあ日曜日あたりは郊外に車で買い物に出掛けるという傾向がありまして、どうもあの土日の販売はあまりこれからは望めないのではないかというような調査結果になっております。

折山議員

あの心配される運営は順調にしているというふうにお伺いをいたしました。質問要旨2-2、商品提供など協力者にはその都度明確にショップ運営方針等を伝え理解を得られているかどうか。続いて質問要旨2-3、町の活性化にどう繋げていくか、今後の展望、これについて伺いたいと思っております。私はあのアンテナショップを単なる特産品の紹介の場だけでなく、ショップを通じて生産者と消費者との交流、顔の見える農産物や加工品の紹介、人と人とを繋ぐことで都市との交流を活発化して農業や観光産業への振興と発展、こういったものに繋げていくべきだというふうに考えます。そこでまず協力者への協力要請を行う時にその都度運営方針、集荷の方向、こういったものをきちんと伝えて理解をもら

町 長

いながら協力を得ているのかどうか。ショップ運営による活性化の展望はどうか。こういったようなことをお伺いしたいと思います。

あの申し上げるまでもなく、これはあのショップをして販売はいいんですけれども、できるだけまあ切れ目なくその農産物が販売所に持ち込まれる、そして販売に繋がるということが何よりも大切でございまして、そういう意味であのこのそれぞれの農産品やなんかの提供者、それから栽培者、協力者の存在がどうしても必要だ、大切であることはもう勿論でございます。まあそこら辺についてのご協力体制に理解をいただいておりますかということでございますが、あの一応町の考え方としまして前にもお話申し上げていますように、この業務、いわゆるショップの運命につきましては、現場的にはまちづくりセンターいいじまがまあ窓口を担っておるといって、これがあの行政窓口は産業振興課になりますけれども、連携をとってそれぞれの関係の皆さん方とまあご協力をいただいてやっております。で最初からあのこの企画が発生、取り組んだ段階では、あの具体的にはオブザーバーとして1つの組織であります田切農産にお願いして仕入れ等を行ってまいりました経過がございます。ただあの品数の確保の問題でありますとか、それから他の地区の農家の皆さん方もこれはまあ町を挙げてひとつ取り組んでいくというひとつの考え方でございますので、現在はあの町内全域の各農家等の皆さん方にもお声掛けをいたしまして、このアンテナショップの意義をお伝えしながら出荷にご協力いただいて、今は田切農産のみならず全町的にご協力いただいて提供をいただいておりますということでございます。でやはりあの個々のという対応だけでなく、昨日もあの申し上げましたけれども、やはりそうしたあのまとまり、組織の中で提供いただくということが大切ではないかと、それでそこに情報交換しながらより良いまた方法をアイデアというものを生み出していくことも大切だというようなことも考えまして、この組織のプロジェクト的な組織を作って今後対応していきたいと、いうことをまあ昨日坂本議員の質問にもお答えした通りでございますので、今後はそんな形で進めてまいりたいというふうに思っております。

それからあのもう1つ将来的なまあどう活性化に繋げていくこの展望でございますけれども、この基本のコンセプトというのは信州いいじま産、この1つのブランド力を更に磨きをかけましてですね、それぞれの四季折々の旬で美味しい農産物や加工品の販売を通じて、三鷹市を中心にした都市住民に飯島町を知っていただくということを第一にスタートいたしまして、今後まあ本格実施の際にはこのふたつのアルプスの懐に抱かれた素晴らしいこの自然豊かなものをひとつのセールスポイントと合わせてやりながら、歴史や伝統やそれからいろんなイベントや交流体験というものに結び付けて企画をしていきたいと、そして結果的にまあ飯島ファンづくりをして、それぞれの都市との交流というものに繋げ、それから更にはあの自治体間の交流までいただければいいかなというふうには思っておりますので、これはまあ少し時間をかけながらということでございますが、そうしたことへのまあ足掛かりということにまあ位置付けてまいりたいということと同時に、やはりあの今人口減少問題大きく取り沙汰されておりますし、それから今度の新しい創生戦略の中にも東京一極集中から地方への人口移動というようなこともございます。いろいろあのこちらとしても受け入れ態勢を整えながら、そうした足掛かりの場となるように、それからまた町の定住促進に確実にその目に見えた形で繋がるようにまでいけばいいかなあというふうなことでございまして、そういう意味でまあいろんな面も考えましてこの三鷹のアンテナ

ナショッブはこれからの町の1つの活力に対する投資であるというふうな位置付けで考えてまいりたいというように思っております。以上でございます。

折山議員

そうですね。あのちょっと心配するのが、先程あの運営がうまくいっているかどうかというお尋ねをした時に、何人来ていくらの売上があって、というところへどうしても走ってしまいますし、あのまちづくりセンターそのものは1つ独立した企業ですので、行けば必ずそこに益を求めるということが出てこようかと思えます。またその必要があるかと思えます。従いまして町がしっかり関わる中で、先程申し上げました、あのいくら儲かるのかということではなくて、いかにこれを将来の活力に繋げていくか、まあ先程町長のお言葉をお借りすれば、先行投資だというようなことでしっかりご認識を持っていただいて、目先の儲けをあまり重視するのではなくて、まあ運搬位は町で負担してでも、向こうにこういった特産があることをしっかり広めて、いずれは生産者と消費者との結び付きを深めて、また飯島へ興味を持っていただくというような良い循環に入っていくことを求めまして次の項目へ入ります。

質問項目3、不用な公共用地の処分、これをどういうふうに考えていくかという内容でございます。質問要旨でございますが、道路建設・改良、こういったことに伴いましてまあいろんなあの場面があるかと思えますが、不用となった公共用地が行政財産から普通財産に移ってきた、そういった場合の処分の考え方を伺います。これもあの住民の声でございます。道路などの行政財産が道路の付け替えなどによりその目的を終えて機能的には個人の敷地としての活用が好ましい、そういった町有地があって、その場所の個人が払い下げの申し出をしたんですが、価格面で折り合いがつかなかったということがあったようでありまして。草刈り等の管理はその方が行っているようであります。そういった事情を踏まえ安価に払い下げることが町にとってもいいんじゃないのかという声が、その当事者ではない事情を知る他の方から寄せられました。まずお伺いします。そういったような土地、町内にあるんでしょうかどうでしょうか。

町長

公共用地のこの特に残地処分といったようなことに関連してのご質問かと思えます。まあこれはあの道路建設に限らず様々な事業で、その関連の中で生じたまあ町では不用となる土地、一方ではあの地先ではそれぞれの方が必要としたいというようなことの中で、有効活用をどう考えるということかと思えますが、あの道の建設なんかもそうでございますけれども、不用となった土地はそのまま町が抱えておってもなかなかこれは利用目的かありませんし、整理した方がいいというような形の中で今までやってまいりました。なかなかできないところもありますけれども、あることは事実でございますので、ただ基本的にはこれはあの適正な価格で当事者の方と随意契約の中で処分していくというのが基本的な考え方でございます。

折山議員

まああの町民の行政財産としての役割を終えて、その規模や形状などから他の活用ができない土地が町内にどの位あるか、ということは所管課では現状を把握していると思えます。いつか何かに活用できる可能性のある土地を除いて、草刈り等管理だけを地元任せしているような土地、これについては地続きの個人に買い取ってもらうような取り組みがやはりもうちょっと必要なのかなというふうに思いますし、そこからまあ個人の所有に移った段階で固定資産税が町へ入ってくるわけですね、そうするとそこから収入が町は個人に草刈りだけの負担を強いているものが、今度は収入の場所と変わるわけですね。そういう

ことを考えていきますと、今町長の方からは適正な価格というふうな、で個人との随意契約の中であのお譲りをしていくという話がありましたが、その適正価格がいかほどといったら近傍類似価格ではなくて、これから先持っていれば草刈りをお願いするだけ、払い下げてしまえばそこから固定資産税が生まれてくる、町民益の増進ということを考えれば適正価格はかなり安価であってもいいのかなというふうに考えます。そこら辺は適正価格、町長はどのようなご認識でいらっしゃるでしょうか。

町長 あ処分の方法についてはあの今申し上げた、また折山議員の提案された内容でよろしいかと思えます。そういう方向でまあいきたいと思っておりますし、それからその場合のやっぱり適正価格、これはまあひとつの公有財産でございますので、あまりこの無茶なことはできないし、そうかって今言ったようなお話の内容もでございますので、適正価格はあくまでも適正価格、その適正というのは、今までもそうでございますがある程度弾力的に考えてまいりました。従ってあの今後あまり無茶はできませんけれども、弾力的に状況に応じて判断して考えさせていただきたいとこのように考えております。

折山議員 はい、それでは事例の中で町長もご存じのないようなケースがもしあったとすれば、もう1回ちょっと対象の土地が、そういうような事例があればもう一度再考いただければというふうに思いますので、適正価格をちょっと弾力をもってというお話ですので、大きく弾力をもつていただいて、是非まあ固定資産税が増加するように取り組まれることを求めて最後の質問に入っております。

質問事項4、町内山林の今後のあり方を伺います。過日の林務委員の皆様と議会の懇談会の折に、町は山林を今後どういう方向でどういうふうにしていこうとしているのか、方向性に対する考え方を問われました。町有林の境界補修や資源管理を任されている林務委員さん、その皆さんの現場活動を通して町内山林の未来を危惧している、そういったことが伺われまして、私はその見識に感銘を受けたところでありますし、またそういうふうに考えてくださっている林務委員さんの集合体に敬意を表するものでございます。私も昨年9月定例会の一般質問で、荒廃の進む民有林の対策をどう考えるのか町長にお伺いをいたしました。改めて伺います。質問要旨、町有林管理の方向性と手の入らない民有林への行政関与、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

町長 ご質問の町内のまあ山林の今後のあり方に関連をしまして、町有林の方向性それからなかなかこの手の入らない民有林への行政関与ということでございます。まずこの町有林につきましてはあの基本的には飯島町森林整備計画、それから飯島町の森林経営計画に沿って現在管理運営をしておるということでございます。中でもあのヒノキ林につきましては育成・保育から、伐採期を迎えておりまして平成24年度より制度に基づいて搬出間伐を鋭意行っております。2年間、最近の2年間の売却、売り払い収入約10,000,000円というような貴重な町の財源収入と今なっております。今後も引き続きまあ事業を実施しておりまして、4ヘクタールで約280立方メートルの材を今後搬出する予定でございます。その中でも池ノ平地籍の町民の森の周辺につきましては、他のヒノキ林の模範となるような今後も重点的に整備をしてみたいというふうに考えております。それからその他に林道や作業道、この接していない町有林もかなりあるわけでございますが、これらにつきましてはあの県の奥地の保安林保全緊急対策事業というのがございまして、これを活用して森林の機能の向上に努めてまいりたいというふうに思います。

それから一方、民有林でございますけれども、これにつきましてはあのご承知のように数年前から長野県の森林税、森林づくり県民税、これが導入をされまして、現在この財源を活用して整備を進めております。平成25年度までに町内各地の山林を集約化しまして、約300ヘクタールこの整備をしてまいりました。今年度現在新たに田切地籍で山林84ヘクタールを集約化して整備を行っております。まあこうしたあの制度を活用いたしまして、今後も手の入らない民有林整備について有利なまあ補助制度を活用して、なかなかこの手が入らない民有林というものを少しでも整備をしていきたいというふうに思っております。

それからもう1つ、あのバイオマスの件でございます。この活用についてもまあ検討をしていきたいということでございまして、これはあの木質燃料という形になるわけでございますけれども、現在あの自然再生可能エネルギー政策がまあいろいろ進められておるわけでございますけれども、町内にもそうした水力や太陽光、いろいろまあ施策を講じておりますけれども、このバイオマスにつきましても、1つの取り組みとしてこれを前向きにあの取り組んでいく協議会団体が今、産声をあげておりますし、それから薪の会という、あのストーブに薪を使うというまあこれは全体で20名位の組織でおるようでございますけれども、これらの方がその活用を是非推進していきたいというようなこともございまして、これらの組織とまあ連携をしてですね、それから町はできるだけその、なかなかあの個々には森林のどこがどういうふうにとということが分かりませんので、町も中に入ってできるだけあの支援して関与していくような形で、関係の組織の皆さん方ともこれから構築してまいりたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

折山議員

そうですね、あの林務委員さんの発言の本当の真意は、その荒れていくまあ山に危機感を持つのと同時に、今、町長言われましたみたいに、町有林の伐期にきている財産を新たな植栽をせずに、これ皆伐してしまうと山は荒れてまたその新植にももの凄いお金が掛かるわけでありまして、新たな植栽をせずに財産としてこう処分をしながら、また山を守っていかうということにどんな方向でやればいかなっていうことを苦慮されているかなというふうにちょっとあの感じました。でまあ年数が経てば経つ程あの手の入った立派なあのヒノキというのは、それに倍する価値がまた附加されていくものでありまして、そのためにはやはりあのいわゆる枝をきちっと落としていくなり、まあ適正な本数管理というのが常に伴うわけでありまして、費用もそれ相応に掛かっていくのかなというふうに思っています。私はあの山林の生産の場としての活動っていうのは、まあ10,000,000の売上があったということを思いますが、町や個人、所有者で行うべきであるというふうにはそれはそのように思います。ですが二酸化炭素吸収のための健全な森林育成でありますとか、水源涵養こういったものための環境保全、これはもうひとつの自治体の責務を超えるものであるように思います。国の責任として対策して国の費用で事業すべきもう時代ではないのかなというふうに思います。主に都市の生活、生産活動で放出されている二酸化炭素でございます。天然のダム湖である森林から流れ出す水の恩恵は、下流域の都市住民が多く享受しているものであります。木材の価格低迷が長期に亘りまして、稼げる場所としての魅力が今日程失われている山林からは、国も自治体も個人もその撤退という姿勢が顕著であります。残された自然環境保全という国全体の責務であるべき負担を今後とも町がしていくことには、当町で言えば少子高齢化に悩むこの町を財政的に疲弊をさせ弱体化に拍車をか

けていくものだというふうに思われます。そこで町はあらゆる機会とコネクションを通じて、そういった声を県や国へ発言する力を強めていくそういう時期ではないかというふうに思います。できれば交付税の中へ森林面積に応じて二酸化炭素吸収交付税、どんな名目でも結構ですが、そういったもので財政的に国が町へ補助をするという姿勢ではなくて、本来国がもうやるべき環境事業なんだよという視点の中での森林環境整備、こういったことを訴えていくときではないかなというふうに考えます。まあ是非、町長にもあの上京される折、あの県知事さんと面談される折が多いわけですので、そういった町のもうお金を掛けて山林へ投資をしていく力がなくなっている、またそこではもうそれに応じた見合った収入が期待できないという状況をよくご理解をいただく中で、負担は等しく国で行っていったというそういった取り組みに努めていただきたいと思いますがお考えをお伺いしたいと思います。

町 長

あのとても大切なことだというふうに私も思います。これはあの山林の果たす多面的な役割というものは農地も全く同じでございまして、この素晴らしい自然環境をなす要素でございますし、それからこの二酸化炭素のおっしゃった問題、それから特にあの森林に介在する中小河川、沢等につきましてはこれはあの災害防備の最たるまあひとつの防波堤であろうというふうに山林の果たす役割は思っております、特に砂防なんか。それであの施設的にはかなり国県は積極的に予算を投入しておりますけれども、特にあの県におきましてはこの森林税というものは、これはあの街中に住む、都会に住む人も、農山村に住む人も並べてまあ 500 円から 1,000 円をいただいて、同じその資金を山林に投入して再生を図っていくというひとつの表れではあるわけですが、林野庁等も含めて施設面ではかなりあの治山、防災については投入するわけですが、肝心の山の面的な保全というものは非常にちょっと手薄だなというふうに私も感じております。従ってあの交付税でちょっとその単位費用が入っておるかどうか、ちょっと今も総務課長とあれしてみても、多分ないはずだと思いますので、そうした1つの措置。それからあの団地造林化をしていくような場合には、当然これは補助事業として国費・県費が入るわけでありましてけれども、もう少し全面的な、まあ森林税はほとんどの県が今導入をされてまいりましたのでそれでよろしいかと思っておりますけれども、もう少し国家的な考え方としてやっぱりこ入れをしていく必要があると。これは前々から申し上げてあの全国町村会の要望事項なんかにも必ず農山村の1つの要望事項として入るわけでありまして、引き続き、私もあの県の林業公社の理事の役員の1人でもございますので、声を強くしてまた努力してまいりたいというふうに思っております。

折山議員

まああの国の林野行政の組織を見ると、営林署っていう組織がどんどん併合されて、現場で山で働く皆さんの数なんかもう皆無になっていく。国自体がまあ山というものを生産の場からこう見捨てて来たという、もう手を入れなくていい人工林なんてありませんので、そういった考え方がちょっと進んできたということ振り返りますと、今はあの二酸化炭素税、あの自動車の排出規制だとかそういった方向ばかりの力を入れているわけなんです、出てきたものを自然の力の中で吸収していくというところへも税を投入していかなければならない時代だと思いますので、おっしゃったとおり是非そのお取り組みの強化を求めまして私の一般質問を終わります。

議 長 　　ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。
(質問席 演台交換)

議 長 　　再開します。
9番 三浦寿美子 議員

9番
三浦議員 　　それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に介護保険改正で町の事業はどう変わるのかということについて質問をいたします。現在、町の介護保険事業計画の策定が来年4月の実施に向けて進められていると思います。来年度の予算編成も始まっている時期であり、事業計画の大枠は出来ているものと判断をして質問をするものです。今回の見直しで介護保険料の改定はあるのか。どのように変わるのかお聞きいたします。

町 長 　　三浦議員からはまず、介護保険改正が計画されております。町の事業はどう変わるのかということで、具体的な制度改正の内容、それから計画の見直しによって保険料の改定はあるのかないのかということでございます。現在、介護保険制度の改正を受けまして平成27年度から平成29年度を対象期間、3年間になりますが、飯島町第6期の介護保険事業計画を策定中でございます。計画の中では介護保険の介護サービス給付費の見込み量の推計をいたしまして、それに必要な第1号被保険者の保険料を算出をするという手順になるわけでございますが、いわゆる国が示すこの低所得者への負担軽減ができるように試算を極力しております。それからまた当町においては、平成27年度から本格稼働するサービス、それから特別養護老人ホームの増床という現実がございます。これに伴うものそれから全体的なサービス給付費のまあ増加が見込まれておりますので、これらを背景にいたしまして精査をして、65歳以上の第1号被保険者の保険料の改正を行わなければならないというふうに今現在対応しておるところでございます。具体的な金額につきましてはまだ現在国で検討中の介護報酬、これがまだ定まっておりませんのでその報酬の内容を勘案しながら、今現在当町の高齢社会等懇話会の中で検討の上で議論を重ねて決定をしてまいりたいと、こういうことでございますのでよろしくお願いいたします。

三浦議員 　　今、大枠をお聞きしたわけですが、もう少し詳しいことが分かれば内容的なことをお聞かせいただきたいんですが。

健康福祉課長 　　現在、高齢社会等懇話会の中で3回程審議をしているところでございます。先程町長が申し上げましたように、国の介護報酬の改定等が具体的になっておりませんので、細かいところまではまだ詰めてないのが現状でございますけれども、大枠の中で介護保険料は上げざるを得ないというのが現状でございます。で、その上げる幅でございますけれども、今後の認定者数の増加及び町内の介護施設等のかんりの施設整備の関係等がございますので、上げていくわけですが、その見積りもですね細かく積み上げてみますとですね、10%まではいかないと思いますけれども、5%前後位になるのかなというように考えているところでありますが、詳細についてはまだ決定していないのが現状でありまして、大よそそんなようなイメージでございます。

三浦議員 　　ただ今お聞きしたのは、まあ5%位は上がるだろうと。まだ確定、確かにそうですね、あの介護報酬など様々な条件がありますので、これから積み上げていくのだと思いますけれども、あの配慮的には先程もあの低所得者には配慮をというふうに言われましたけれども、負担の軽減とかそういうことは国の方でもう示されているように思うんですが、

健康福祉課長 それはどうなっているのでしょうか。

健康福祉課長 国の法律の改正、省令等の改正等がございまして、国の基準というものが示されてございます。従来までの基準よりも低所得者にその基準の割合を下げる傾向、高所得者にその割合が上がる状況でございます。従いましてあの介護保険の料金の改定を行ったとしてもですね、低所得者に対しては逆に下がっていく可能性もあるということで、その方針につきましては国の基準がその率が改正されているということで、そういう現象が出てきます。

三浦議員 まあ低所得者に配慮してまあ率が軽減されていくというふうに今お聞きしたわけですが、でも、現在あの国では段階が9段階でしょうか、で飯島町は11段階になってますかな、でしたっけね。あのそういう中では区分というのは今後どうなっていくのでしょうか。

健康福祉課長 第5期の介護保険事業計画の中で従来までの介護の区分を6から11に幅を広げたという状況でございます。それで今回の第6期の事業計画の中で、ちょうどあの11区分の中にその国の示す給付区分入ってまいりますので、給付区分を尊重しつつ現行の11区分で引き続き行っていきたいというように考えています。

三浦議員 あの飯島町は早くから段階の区分を細くしていただいて、かなり配慮もされてきたと思いますけれども、これから4月の改定があって実際に、現在はあの第1段階、第2段階の方の保険料というのは年額が26,890円だというふうに認識しております。今の社会状況の中から私はあの決してあの軽い保険料ではないというふうに認識をしております。4月から今年の4月から消費税が3%増税がありました。介護や通院が必要であったりとか、また家族や本人が施設入所などをしていればとても厳しい生活実態が想像できます。元気で暮らしていてもやりくりしても余裕がある暮らしには程遠い状況があります。年金が減り、医療保険・介護保険料が天引きされて、消費税が上がったので義理もできない、そんなことがあのあちこちで聞かれるようになっております。低所得者に配慮した保険料にはなるとは思いますが、年金の削減や消費税増税の影響などで決して負担が軽くなったというわけではないと思いますし、先程もお話をお聞きしますと、現在よりも5%前後、まあ配慮をしたといえども上がるのではないかなあというふうに思っております。そういう中でまあそういう状況があるということを確認をしていただきたいということ、保険あって介護なしというふうにならないように、住民に寄り添った対応を是非今後してほしいというふうに思っております。暮らしに対する相談とか支援の窓口の充実、またそのための対応策が私は今後必要になってくると思いますが、その点についての所見をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 各種相談に関しましては、あの包括支援センターの中で陣容を整えて十分対応してまいりたいというふうに思っておりますし、介護保険料の関係につきましても介護保険料自体は税と同様、前年所得をベースにしておりますので、その当年度になって変わるという状況もありますので、いろんな納付制約等いろんな方法もありますので、そういったことも使いながら、その人あるいはその家族に添った対応をそれぞれしてまいりたいというふうに思うっております。

三浦議員 心強い答弁をいただきましたので是非住民に寄り添った対応をお願いしたいと思います。次に要支援1・2の訪問介護事業、通所介護事業などの町が主体となる事業については、この後どのように提供をされていくのかお聞きをしたいと思います。

町 長 まああのご案内のように、今回の介護保険の制度改正の中では介護認定者のまあ要支援

1と2、この方の通所介護、まあデイサービス等でございますけれども、それと訪問介護、これはヘルパー訪問の部分でございます。これがついてはあの介護給付費の対象から町が主体となる事業に変わると。まあいろいろ議論があったところでございますけれども、まあ結果的に法律上そうなったということでご理解いただいてというふうに思います。ただ国ではこれはあの平成27年度、新たな年度から29年度、3年間のうちにこの事業展開をしてくださいというまあ考え方でございまして、従って飯島町といたしましてはぎりぎり27年度、28年度は現行制度でいきたいというふうに今考えております。従ってあの当町では平成29年、3年目のぎりぎりの4月に開始に向けた、ということで事業所等、情報交換や連携を図りながら、サービスの落ちることのないような形の中で極力円滑な運営ができますように考えてまいりたいというふうに思っております。

三浦議員

平成27年から28年は現行の通りということは、今、要支援1・2の方はデイサービス、各事業所に通ったり、訪問ヘルプ受けているわけですが、そのサービスは今と全く変わらないで28年までいけるというふうに認識をしてよろしいのでしょうか。

健康福祉課長

お見込みのとおりでございます。

三浦議員

まああの介護保険も改定をされてまあその措置期間というか、2年間があるということで、少し安心はするものですが、まあその先がまだあるというふうに思うわけです。それであのまあ介護保険変わりますと、あの利用者の一人ひとりのあのサービスをどうするかということについては、直接判断するのは市町村になると思いますが、その点は今介護保険の要支援1・2の方のサービスの判断というのは、4月からは町がするということになるのでしょうか。それともそのまま今の現状が27年、28年と引き継がれていくのでしょうか。

健康福祉課長

現在と同様の対応が28年度まで続くという認識でよろしいかと思います。

三浦議員

それでは29年から飯島町が町の住民の方の介護サービスをどうするかということについては、決めていくというふうに理解をしてよろしいですか。

健康福祉課長

その通りでございます。

三浦議員

分かりました。あのまあこれから先のことで、まあ2年先ということになっていくと、だんだんまあいいかといって安心をして2年間が過ぎてしまうということも私は心配しています。あのまあ要介護の判定を受けるのは被保険者の権利であって、また自治体が申請を妨げることは法令違反だということや、また行政が本人の同意なくサービスを打ち切るとは、状態の悪化を引き起こして給付費を引き上げる結果になると、そういうことを厚生労働大臣が認めておりますので、まああの今はそのまま移行するというのでそういうことはないというふうに思いますけれども、これから先の2年後ですね、まあ新たな町が判断をしてサービスを提供しなければならなくなった時に、こういうことをあの是非認識をしていただいで続けていっていただきたいなというふうに思います。であの国の制度は専門的な専門職を配置したサービスとボランティアさんによる多様なサービスに分かれていきます。であのまあ今までも町の方針としては、先程も町長があこのサービスを低下させないようにあの後退させないようにというふうに言っておられましたけれども、要支援1・2の人のあの介護度を上げないための取り組みが今までも、飯島町では本当に力を入れて行われてきたというふうに私は認識しております。でそれはあの各事務所の介護保険制度の中での認定をされている専門職の方たちの、そういうスタッフに支え

られているという背景があるというふうに思っております。町があこの主体となってもそのレベルを落とすということは、サービスが低下していくということに繋がるというふうに私認識をしております、是非そういうことがあってはならないという立場でこれから進めていっていただきたいと。で、まあこれからも是非あこの専門職の関わる訪問介護事業や通所介護事業をするということで、今後の計画の中にそうしたことを明記していただきたいというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

町 長

まあ今回のあこの移行措置は町としましてまあぎりぎりまでひとつ今の態勢で取り組んでいくということで、これはあの上伊那広域連合全体としてもまあそういうような、揃った感じの歩調の中でいってほしいなというふうに思っております。当然またこの福祉の面全般については次期後期計画の中できちんと位置付けていく必要があると、制度は制度として、現実には現実の給付の状況を見ながら判断ということでお願いしたいと思っております。

三浦議員

ただ今あこの町長の答弁ありましたが、まああこの2年間の経過措置後はやはり町としての対応が重要になってきます。であこの先程も申しましたが、経過措置後があこのそのまま国の制度に乗っかっていってしまいますと、飯島町の介護のレベルは私は後退させることになりかねないと心配をしております。今まであこの見直す度に、まあ介護保険制度が国の制度が見直される度、そしてまた町の介護保険制度、私はあこの後退をしてきたというふうにあこの認識をしております。それはもうあこの飯島町の、国の法律ですから飯島町でどうするこうするというのが、実際には法律で決まってくるのでできなくなってしまいます。しかしあこの長い経過の中では実施をしている中でいろんな問題が起きてきて、そのことの声が国へ上がっていくことで、国の方で少し改めるというようなこともありました。ということであこの来年度の介護保険事業計画には、是非将来に亘って現在の介護の質を維持すること、そして飯島町の介護はどうあるべきかという、国の制度が変わってもやっぱり町の住民の皆さんの暮らしを、介護を守っていくという立場でどうあるべきかということ、私はあこの明確に示していくべきだというふうに考えておりますが、その点についてお聞きをします。

町 長

まあこの介護保険制度は、言ってみればこれは福祉の皆での支え合い制度でございますので、当然これはあこの法律の根拠に準拠してやっていかなきゃならないことは当然でございますけれども、その中にもまあ知恵を出しながら福祉の後退に繋がらないような形で、町の選択肢の中で精一杯努力をしていくということかと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

三浦議員

是非あこのまあ足りないところ、あこの国の制度が変わってもやはり必要な部分は町として対応していくというようなことも含めた対応を今後ともしていただきたいというふうに思います。まあそういうことも含めて制度の改正による変化、2年間の間、まあ経過を生かしていくような、そういう形が取れないかなというふうに私は思っています。今までも、あこの先程申しましたが、今度の新たな制度になった時にこういう問題が起こるんだとか、っていうことがあこのまあ新しい改定の制度から比較しながら、今の現状のままを2年間続けるわけですから、比較をしながら、こういうところが問題になるんじゃないかというようなことは、現場の働いている皆さんや関係者の皆さんにはだんだん把握ができることですので、是非早い時点でそういう聞き取りや関係者のそうした意見、様々なそういう実態を把握をしていただいて、まああこの国に対してあこの要望を要請をやって

いただきたいというふうに思うわけです。まあ黙っていれば結局犠牲になるのは住民の皆さんですので、やはりあの問題のあるところは法律そのものを改めてもらうしかないということもありますので、是非あの2年間という貴重な期間ですので、その間に早め早めにそういうことを吸い上げて、国に対して問題点や課題を把握した中で改善について要望したりすることをしていただきたいというふうに思っておりますがいかがでしょうか。

町 長

まあ今回のあの制度移行につきましては、一応2年間というこの期間がございますので、それによって変化を生じる部分については関係事業者等とも十分協議をしながら、課題を浮き彫りにしてできるだけの対応をしていきたいというふうに思っております。また国に対する要望につきましては、これはあの介護の問題ばかりではございません。福祉全般の、なかなかこれはあの給付費等が右肩上がりですと伸びていくという現実、厳しい現実があるわけですが、できるだけ福祉の後退がないような施策を講じてもらうように、これはあの一飯島だけの問題ではございませんので、関係地方6団体並べてそのことを今取り組んでおると思っておりますので、共々に声を高くしてお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

三浦議員

心強い答弁をいただきましたので是非そういう立場でこれから来年の4月、介護保険制度2年間というその経過措置の中で対応をしていただきたいというふうに思います。介護保険からまあこれから移行していく事業の町の負担というのはどのようになっていくのか、その辺の負担についてお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

次期の介護保険事業計画でございますけれども、平成29年度の介護予防給付費の見込み額、これはあの訪問介護給付費で約4,500,000円、それから通所介護給付費で約19,000,000円、合計で約23,000,000円余りを移行対象の給付費とみているところでございます。新たな総合事業の事業費につきましては国の算定基準によりまして、事業費の上限額を前年度の事業費と75歳以上の高齢者の伸び率を加味して算出されるということになっておりますので、その範囲を超えない範囲内で事業を実施することということになります。当町の場合ですと平成29年度、先程来お話がありますように、この4月から事業開始を予定しておりますので、現段階での地域支援事業の総額をですと現行の事業も合わせて合計額として51,000,000円余りというように見積もっているところでございます。

三浦議員

平成29年度から総体で51,000,000円というふうに今お聞きしたわけですが、先程もあの上限があるとか、いろいろ国の制約があるみたいですが、実際にそれでもう十分なのかというのは少し疑問ですけれども、まあそういう形で是非、住民の立場に立った今後の介護事業を展開していただきたいと思っておりますし、そのための介護保険事業計画を是非しっかり立てて対応していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。引きこもり支援について質問をいたします。平成21年度から国は引きこもりに特化した専門的な1次相談窓口の機能を持つ引きこもり地域支援センターを、都道府県、政令指定都市に設置をして運営をする、引きこもり対策推進事業を創設をいたしました。当然、長野県も支援センターを設置していますが、飯島町としての対策、支援体制はどのようになっているのか気になっているところです。ある時訪ねたお宅でお留守のようでしたので帰ろうとしましたら、高校生位の青年が出てきてくれました。少し会話を交わしたんですけども、家から出ることに抵抗があり、出掛ける時も一人で出掛けていくというふうに言っておりました。その時私は、引きこもりなのだというふうに直

感をいたしました。また私の知人に数十年の間、引きこもっていた人がおります。早い時期に何らかの支援があれば違う人生があったんだろうなとつくづく思うこの頃です。不登校、引きこもり者に支援の手を差し伸べることは、その人の人生にとっても社会にとっても必要なことと感じております。そこで今回の質問をしようと思ったわけです。町内の不登校や引きこもりの実態はどうなのか。関係する所管のそれぞれにお聞きをしたいと思っております。

教育長

あの町内の不登校、引きこもりの実態についてのご質問でありますけれども、あの大変メンタルでですね、あの心理的にも影響の大きい事柄ですので、詳細な数値、性別、あるいは年齢別にお答えすること、ちょっと控えたい部分もありますのでご承知いただきたいというふうに思います。あの学校教育に関わってですね公式的にあの不登校の数として、県など関係機関に報告すべき事案、今までもお答えしてきましたけれども、30日以上欠席とされている児童をまあ一応不登校というふうに見なすわけではありますが、まあそれに当てはまる児童・生徒、3校それぞれ数名在籍しております。中にはあの今年度の前半で既に30日以上超えた児童・生徒もいますが、その後の関係者の支援によりまして改善が見られて、現在では欠席が減少しているという子どももおりますのでご承知いただきたいと思っております。なおあの事務教育を終えた15歳以上の青少年についてはですね、特にあの高校へ進学した場合については、現在では高校とも緊密な連絡をとっておりまして、その後の動向を掴んでおりますけれども、卒業生についてはおよその数はあの掴んでおりますけれども、一般社会人については健康福祉課が担当となっておりますので、その実態については関係課でお答えをいたしますのでお願いします。

健康福祉課長

町内の引きこもりに係る実態でございます。個別の相談があった時に対応しているのが実態でございます。調査等は行っておりませんので、具体的な人数として明らかになっていないのが現状でございます。ただあの厚生労働省の資料によりますと、引きこもりの状態の方がいる世帯の割合というものが出ておりまして、全国平均で0.56%の世帯ということになっております。これらからしますと当町が平均的な自治体ということに仮定いたしますと、約20世帯ということになりますが、実態は明確になっていないのが現状でございます。

三浦議員

よく分かりました。あの私の知っているそういう方もやはりあの長いことあのまあ引きこもっていたわけですがけれども、あのそうした時に家族がどうしたらいいかということは凄く大切なことだというふうに思っております。であの先程も言いましたけれども、国の制度として相談センターができたり、またあの一番相談の多いのは各市町村の保健の窓口、保健師さんに相談するのが全国的に見ると一番多いというふうに出ておりますが、あのやっぱり相談のし易い窓口をいかに設置するかということだと思います。それとあの直接相談に来るといのはなかなかないそうです。であの電話が一番多くて電話での相談があるんですけども、それぞれの置かれている立場というのはあの電話では把握できない部分がかかなり多いので、あのだんだん電話で接しながら長い期間を経て直接まあお会いする、家庭は嫌だそうです自宅へ来るのは。なのでどこか別のそういうところで面談をしながら、長い期間をかけて解決しなければならないっていう事例の方がどうも多い。短時間で解消するというのはとてもあの少ないようですので、あの窓口の設置とそのどこに相談にいったらよいかということ、あの広く住民の皆さんに知っていただく。やはりあの先程もあ

のプライバシーの問題があるというふうに教育長言っておられましたけれども、ですのであの家に居る、この家に居るというような情報の把握の仕方はとてもあの逆効果に私もなると思っております。ですのであの安心して、周りからもそんな目で見られないで相談のできる体制というものがあの必要なんじゃないかなというふうに、あのいろんなあの引きこもりの様子を、相談の様子を見るとあのそんなことも思いましたので、であの、専門家があのちゃんと配置されて県にもいますので、あのそこに繋がるような対応を町としては、あの相談があった時にするような体制づくりっていうのはこれからすごく大事かなというふうに思います。先程の社会人の皆さんのそうした方の把握っていうのは難しいと、なかなかできていないというふうにお聞きしましたし、相談が直接あのそういう人たちからくるといふことも、あのどこに相談していいとか、まあ家族や本人の方もどこに相談していいかということが分からなければなかなかできませんし、そういうこともありますので是非そういう窓口を早い時期に、国の方針もありますので町としても住民の皆さんに分かるようにしていただきたいなというふうに思います。であの先程もあの、まあ教育長の方からはあの今までの対応をしてきた経過、あのお聞きしておりますが、あの町の何件かは相談があるというふうにあの言っておりましたけれども、どのような支援をなされているのかお聞きをしたいと思っております。分かりますか。

教育長

あのご承知の方もおられるかと思っておりますけれども、いわゆる社会的にあの適応できにくい児童・生徒、それからあの青少年、青年ですね、義務教育あるいは高校教育を終えた該当者ですね支援体制について、まず教育委員会の方からお答えして、引き続いて青少年、青年についてはどうなのかということをお答えしたいと思っておりますが、あの冒頭、議員の方からお話がありましたようにですね、なかなかこの社会的に適応しにくい該当者の家庭の皆さんはですね、なかなかそれを公表することにはばかる、あるいはですねその相談をしたいんだけど、なかなかそこを世間体といいますかまあ社会的なことではなかなか、施設があつてにくいということよりもですね、むしろその家庭の中でのこうしにくさっていうことが作用されていますので、開設してあるいはこういう機関がありますということをお話をしてもですね、なかなかあの出向いていただいたり、あるいは電話相談、そういう事実があるということをお聞きしたいというふうに思います。あの学校ではですね、あの名称はそれぞれありますけれども、適応に関する委員会とか、あるいは生徒指導委員会というような、あるいはその不適応の児童・生徒に対する組織的に関わる機関を設けて、事案ごとに誰がどのように関わっていったらいいのか、誰がカギとなって主になって当該の子どもに関わっていくのかというようなことを協議する機関があります。学校によっては教頭が専門的に特定の子どもに関わる、あるいは校長が家庭を支援する、あるいはですね町としては町体の横に教育相談室がありまして、そこにあの教育相談員を配置しております。それから教育委員会の事務局の中には義務教育前の就学前の子ども達、まあ乳幼児あるいは家庭を含めたですね家庭相談員という窓口を開設しております。まあご承知の方もおられるかと思っておりますので、是非この機会にご理解いただいて、あのこういう機関があるということをお聞きいただければというふうに思います。いずれにしてもあのそれぞれの個々のケースに応じて、あるいは態様に依拠して、発達に応じて適切な対応ができるように、その機関を通じて教育委員会としては行っております。青年については担当の方からお答えいたしますのでお願いします。

健康福祉課長 長野県の中ではですね、上伊那地域っていうのは従前より市町村で個別支援を行っているという地域であるといわれております。引きこもりに関しましてご家族や民生児童委員の皆さん、地域の皆様などから寄せられました情報につきまして、保健師、あるいは地域福祉の担当者が面接相談、あるいは電話相談、場合によっては訪問支援を行っているところでございます。平成21年度から25年度までの5年間、この間に寄せられた相談につきましてその件数でございますけれども、来所の相談は42件、電話相談につきましては18件、保健師が訪問した件数34件というようになっております。またそれぞれの状況によりまして県で行っている引きこもり支援、またデイケアや家族教室への紹介、あるいは医師による相談、医療受診なども勧めているところでございます。これらに加えましてこの8月に移転開所をいたしました「地域活動支援センターやすらぎ」がございます。そこにおいて日中における居場所の提供等もいたしているところでございます。

三浦議員 あの様子がだんだん分かってきました。まああの先程課長から、上伊那地域は一生懸命取り組んでいるというふうにあのお聞きをしました。で、あのまあ今後の考え方としての対策と、あと課題としてどんなことが挙げられるのか、まああの他の市町村との取り組みの参考として、今後こうしたらいいかなというようなものがありましたらお聞きをしたいと思いますが。

教育長 ああの県教委もですね、あの不登校については学力それから発達障害にかかって、3本の教育課題として重要に受け止めておりまして、その都度まあ不登校対策の対応について協議する場が大変あるわけでありまして、あのなかなか減らない、と言いますのはですね、万能な対処法はないという、まあこれはまあしばしば指摘されているとおりであります。まあ今抱えている事例に対してもですねあの決定的な、これで改善するという克服したというまあなかなか見出しにくい、それほどですね各ケースの状態が違っておりまして、まあ不登校の要因も単一的なものではなくて、非常に複合したものであると、それから加えて発達課題といいますかまあ生育課題などずっと追ってきたというような課題に起因しているなど、様々な背景を持っていますので、あの参考になるというものはまあなかなか他市町村でもそうだというふうに思っております。あの今私の立場とすればですね、あの現在の体制が最善であるというふうには思っておりませんが、少なくとも一定の改善、克服の事例が、あの一番最初にも申し上げたように見られますので、まああの一番できることは学校と教育委員会とそれから当該の家庭と緊密な連携を図りながら支援していくことが、現在考えている一番の取り組みではないかなというふうに思っております。恐らく他の市町村も同様ではないかというふうに認識しております。

健康福祉課長 引きこもりににつきましては先程来お話がありますように、全国的な課題であるということで、厚生労働省でも地域支援センターの設置を進めておりまして、先程議員からお話がありましたように、長野県でも平成22年4月、長野県引きこもり支援センター、これを開設いたしまして相談関係機関との連携、情報発信を行っているところでございます。このような中で本人の困り感がなかったり、家族が相談することに抵抗が強かったりすることがございます。また引きこもりの長期化が起こることや、家族が高齢化になってから相談があるというようなことで、支援策が後手に回るといったようなことが課題としてあります。またこの支援にあたるマンパワーの確保もひとつの課題だということが言えるかと思っております。今後の対応といたしまして、先程来お話がありますように、窓口の周知、それか

ら住民の皆様への引きこもりに対する普及啓発を行うこと、また個別相場への丁寧な対応を継続して行って、町内外の社会資源の活用を行う中で改善に対して取り組んでいきたいというように考えているところでもあります。またあの先進的な取り組みについてでございますけれども、県の支援センターからの情報提供がありますので、これらを参考にしながら町の取り組みをしてまいりたいというように思っています。

三浦議員

あの国の制度の中に引きこもりサポーター養成研修派遣事業というのがあります。引きこもりについて学んでまたそういうあの支援もするサポーターを作るというような事業だというふうに思いますけれども、あのそうしたあの引きこもりについての認識を深めていくというような取り組みも今後求められていくのではないかとこのように思いますが、その点ではどうでしょうか。

教育長

あの県のあのメンタルヘルスに関わるですね研修会、それから近くではあの駒ヶ根市にあるあの病院のですねカウンセラー、あるいは今いう社会団体の研修会の案内が教育委員会に届きますので、その都度ですね、先程お話をいたしました教育相談員、家庭相談員、心の相談員あの中学に配置している町費で配置している職員ですが、それとかあの先程言った学校内で組織しているそれぞれの各委員会の関係の職員にですね、できる限りそういう研修会に参加して、で新たな知見をですね得てきて、そしてあの対応に活かすようにあの教育委員会では働きかけております。事実あの先月もですね何回かのそういう研修会、あるいは医療関係の講演会に職員出てですね、新たな対応の方法とかですね対処の仕方について学んできて、そういうふうに研修を進めております。まあ現在それが有効というふうに考えておりますので、まあ引きこもりサポーターというような組織については現在のところ考えてはおりません。

三浦議員

福祉の係の方ではどうでしょうか。

健康福祉課長

今お話のように平成25年度、引きこもりサポーター養成研修派遣事業、これが国の事業としてあります。まああのこれはあの県が事業を実施して引きこもりサポーターの養成をしていくということでありまして、市町村側からするとその派遣をいただくという感じになります。この中身について今後検討しながら、場合によってはそういったことも視野に入れながら対応してまいりたいというように思っております。

三浦議員

以上で質問を終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時5分といたします。休憩。

午前10時46分 休憩

午前11時 5分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

3番 本多 昇 議員

3番

本多議員

それでは通告書に従い3件の質問をいたします。まず1番目の質問です。平成27年度予算編成についてです。1-1、27年度予算編成の基本方針と人口減少対策の施策は、12月1日に発表した27年度編成予算の基本方針は26年度とほぼ同じ内容であると思

います。まず27年度の予算編成の基本方針をお伺いします。

町 長

それでは本多議員の質問に順次お答えをしております。まず27年度予算編成についてその基本方針の方でございます。今お話にもございましたが、平成27年度の予算編成につきましても、これまでに実施計画のローリング作業等を経まして、去る12月1日、庁舎内の予算編成会議をもって基本方針等を示達をしております。27年度におきましても大変まあ厳しい財政状況に変わりはありません。大変難しい状況にあるわけでございますけれども、1つとしては子育て支援と若者定住、2つ目に健康づくりと地域医療の確保、それから3つ目には安全安心で活力あるまちづくり、4つ目に自然エネルギーへの取り組みに重点を置いて、実施計画とも連動をさせる中で進めてまいりました。特にまた人口減少対策といたしましては、子育て支援と若者定住という視点の中で取り組んでまいりたいと思っておりますが、これはまた後程質問が出るかと思っておりますので具体的に申し上げてまいります。今あの26年度の基本重点方針と同じような内容ではないかというご指摘をいただきましたけれども、あのこのことにつきましては現在の後期計画5年間の来年度が最終年度になります。ずっとこの後期計画の中では今申し上げた、若干あの表現のニュアンスは違いますが、持続可能な町の活力ある時代の要請に、住民要望に対応したものを集約した重点方針となっておりますので、むしろあの変わること自体はないわけでございます。更にそれを最終年度として位置付けていきたいと、こういう強い思いの中から職員とも合意をしながら掲げておるところでございますのでご理解をいただきたいと、決してあの前年踏襲のコピーではないというふうをお願いしたいと思います。

本多議員

はい、分かりました。基本的事項の中でですね、「実施計画で示された額を上限とし、行財政改革プランを反映した見積りとしてください」と。「ただし実施計画策定時において見直しを指示してある事務事業については、事業計画を精査して計上してください。」と書いてあります。見直しを指示してある事務事業とは何か1つ例を挙げてお答えください。

町 長

まああの1つというとなかなかこう飛び抜けてというイメージではございませんけれども、今課題になっております特にこの人口減少に対する対応、それがまあ定住促進であり子育て支援であり、自然増減の問題、社会増減の問題その辺に特にまあ力を注いで、というような指示をしております。

本多議員

今出たその人口問題ですけれども、町長は人口減少に歯止めをかけなくてはいけないと、絶えず言っていますけれども、積極的に対策を立てているとは思えません私は。今考えている人口減少対策の施策をお伺いします。

町 長

まあこれはなかなか口では言っても、実際にそれが結果として出るというような非常にあの難しいわけでございますし、施策を重ねていくことによってまあ実現するという、まあ方向付けの中で考えていかなきゃならんと、時間も掛かるわけでございますけれども、特にあの重点施策の中に1つにございます子育て支援と若者定住というところにも取り組んでいくということで掲げてあるわけでございますが、この子育て支援・若者定住という姿勢の中では、いわゆるあの人口の問題は自然増減の問題と社会増減の問題、2つあるわけでございます。でこの自然増減につきましてはこれはあの亡くなる方と産まれる子どもの増減バランス、それから社会増減というのはこれはあの転入・転出との関わりの中で数字が動いてまいりますけれども、まあどちらも大切なわけでありまして、飯島町に今当て

はめてみますと、社会増減はほぼ横ばいでおるとい形でございます。まあこれはあの定住促進効果いろいろまあやっておりますけれども、それに対して転出が少しまあ歯止めが掛かりながら、飯島へ住んでいただく方の増える傾向にあるということでありがたいと思っておりますが、これは手を緩めてはならないというふうに思っております。それから問題はこの自然増減の問題でございます、大体あの1年間に亡くなる方が150名位であります。それで産まれてくる子どもの数が50人少し位。どうしてもあの現在ここ数年間は100名位の自然減に繋がっております、ここを何とかしなきゃならんと。当然あの平均寿命も伸びていくこのことはいろんな保健・福祉・医療・その他の施策でやっていかなきゃならないことではございますが、何としまあ数多く産み育てていただきたいということの中から、妊娠からいろんなまあ子育てに至るまでの一貫した、これはまああの1年でこう全部完結型にできる施策ではございませんけれども、このところにまあ近づく力点を置いていきたいということで掲げております。そうした一貫した考え方と、特にまあ保育料の問題なんかは現在あの飯島町は他の町村にも、まああの無料というような全額無料というようなところもありますけれども、2人目、3人目にはかなりの思い切った軽減措置を講じてきておりますので、そこに更にまたいろんな考え方を加味して、継続分も含めて対応してまいりたいということ。それからまあ自然増減の関係につきましては、これはもういろいろ今新しく協力隊制度を含めて、婚活を含めてまあ施策やっておりますが、ここらをまあかなり1年経ってまいりますので、そろそろ目に見える形で成果が上がることを期待しております。それから働く場所の確保の問題も出てまいりますので、その辺も組み合わせながらやっていきたい。これがあの決して手が温くということではございませんのでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

本多議員

はい、分かりました。あの人口減少対策でございますね、あの交流にしても定住にしても地域側を選んでもらえる特色づくりが求められています。自然、景観、環境が素晴らしい地の利を生かした町づくりを進め、美しい自然に育まれた飯島町を近隣市町村のベッドタウンとなるように整備し、住宅地は飯島町と言われるような町にしたいと私は思っております。人口減少対策のため定住促進に力を注ぐとともに、整備などハードの面でも政策を行い、飯島町を選んでもらえる特色づくりが必要だと思えます。もう一度、町長にお伺いします。人口減少対策で飯島町を選んでもらえる特色づくり、沢山あると思えます。先程沢山言いましたけれども、一番は何か、まあ思いつきでも結構ですので一言お願いします。

町長

あの決してこれはあの思いつきで出来るものではございませんので、ずっとこれはあの時間をかけて情勢分析をしながら対応していくということで、これまでもやってきたつもりでございます。あの今近隣に対するまあベッドタウン化というのもひとつの構想ではあるわけでありまして、今までも土地開発公社とも連携しながら宅地の確保の問題、それから町も住宅政策の中で低賃金の住宅も建設してまいりましたけれども、なかなかこれはあの思うようにいかないというのが現実の姿であります。あの駒ヶ根なり、伊那なり、また飯田なり、近隣からベッドタウン化した、確かにあの宅地の価格の安いのはひとつの魅力、あるいは景観の魅力もあるわけではございますけれども、どうしてもこの生活の利便性でありますとかですね、それから子育て環境の問題等もいろいろあるんだろうと思えますけれども、思うようにこの近隣から隣から住所を移すというようなことが、ないことはないんですけども、やはりあのいろんな面ということで、今これはUターン、Iタ

一的な、とにかくあの一旦出て是非帰ってきてほしいと、まあこれはアンケートいろいろやっておりますけれども、半分以上の方が是非帰りたいというような希望的なアンケートも出てきております。それから都会の一極集中をまあこちらの1つの、これはまあ受け入れ態勢の風土の問題もいろいろ考えていかなきゃならんわけでありましてけれども、そうしたことも組み合わせながらやっぱり人口増に繋げていきたいとこういう考え方でございます。これ1つでというわけにはなかなかまいりません。ご理解いただきたいと思えます。

本多議員

はい、沢山の意見ありがとうございました。次の質問のふるさと納税に入る前にですね、あの飯島町応援メニューの4番にですね、飯島町がんばれコースというのがあります。知っていますよね応援メニューの中に飯島町がんばれ。このところの中にですね「町長におまかせください」という文言があるんですけども、この前にですね「住みたい町を創設します」と入れてですね、「住みたい町を創設します、町長におまかせください」というそういう文面を入れてみたらいかがでしょうか。これは提案しますのでよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。1-2のふるさと納税寄付金のお礼の見直しを提案するということです。3月の定例会一般質問でふるさと飯島応援寄付金増加のため、給付金の特典を検討する必要があると質問いたしました。30,000円以上1品ではなく、10,000円以上1品にする。30,000円だったら3品お礼をし、多くの方の寄付を受けることでした。しかし設定は4月より10,000円以上1品、30,000円以上50,000円未満まで2品、50,000円以上100,000円未満までは3品の設定となりました。残念ながら10,000円以上については3品の限定品目しか選択できませんでした。他の設定には1-2品目の選択がありました。10,000円以上の品目の設定品目は梨とリンゴとお米です。リンゴは6月3日、米は7月23日、梨は8月23日に予定数量に達したため受付終了となり、10,000円のふるさと納税の希望者の寄付が止まってしまいました。10,000円の選択品目が沢山あれば寄付金はもっと多く増加したはずで、26年度のふるさと納税、お礼の特産品については矛盾があると考え、9月4日に質問書を出しました。質問した内容は9項目です。10月の終わりに返答をいただきました。あの納得した回答でしたので返答についての質問はいたしません。その内容についても別にここでは言いません。聞きたかったらまたご報告します。ふるさと納税の11月末の状況はですね、5,000円が1名、10,000円が418名、20,000円が1名、30,000円が200名、40,000円が1名、50,000円が19名、100,000円が7名、500,000円が1名の648名、12,400,000円となっております。前年度は41名、1,920,000円でしたので10,480,000円と大幅に増加しております。これは10,000円以上のお礼にしたことと、30,000円以上2品のお礼の見直しが要因と考えます。そこで更なる増加のためお礼の見直しを提案します。寄付金の多かった10,000円と30,000円を中心に考えました。品目は寄付金額によらず選択でき、同一品目は選択できないことを前提にして10,000円以上50,000円まで10,000円について1品、50,000円を超える場合は5品、100,000円以上は5品+シンビジューム、それにより平等に選択できる品目の範囲が広がり、様々な業種に反映できると思えます。一般的に義理のお返しは半返しと言います。半返しの範囲の金額で品目を設定してふるさと飯島応援寄付金の増加、町の全ての産業の活性化のために更なる見直しをする必要があると考えます。町長の考えをお聞かせください。

町 長

まあ、ふるさと応援寄付金についていろいろご提案をいただいたわけですが、確かにあの今年2年目やってみまして、あのまあ10,000円、30,000円その他いろいろあるわけですが、あの年度途中で、まああの3品の季節的な要因もいろいろあるわけですけれども、底を突いてしまって希望をかなえられなかったという、ご迷惑をかけた面も反省材料として持っておりますが、まあ裏を返せばこれはあの約10倍位に増えた飯島ファンが、思っただいて寄付をいただいたというその篤志の表れで、大変ありがたいと思っております。でまああのこの寄付金制度、今いろいろと取沙汰されておまして、全国的にも少しあの過当競争、そのお礼の品にこだわり過ぎた1つの競争ではないかというようなこともありますけれども、まあそれはそれとしてあのやっぱり寄付をいただいたお返しとして町の個性を発信していくということでは大変いいことだというふうに思いますので、今までの反省は反省として新年度に向けて今また制度のリニューアルの構築、再構築を考えておりますので、今いただいたご意見も、再三いただいて恐縮でございますけれども、また要素を取り入れてですね、より良い設計にしていきたいと思いますというふうに思っております。

本多議員

最高に考えた提案ですので是非使ってみてください。それから次の質問に入ります。1-3、道路維持費の工事請負費を当初予算より30,000,000円にすべきだという質問です。3月定例会の一般質問で道路維持費の構築物、舗装補修工事の予算計上は毎年度5,000,000円、平成21年度から6年間も同じ、何故かと工事請負費の予算について質問いたしました。26年度の予算も5,000,000円、9月の補正で30,000,000円となりました。各年度補正を行い決算では22年度は14,000,000円、23年度は25,000,000円、24年度も25,000,000円、平成25年度は30,000,000円、26年度も30,000,000円の予定となっております。結果として毎年度30,000,000円の道路維持費の構築物、舗装補修工事を実施しています。これでもまだ住民の要望に負えていません。25年度の定期監査で監査委員の意見でも道路舗装補修に対する住民からの多くの要望に対し、実施率が非常に低調と認められるが、この理由が補修等の必要性の低いこととは認められないことから、予算措置等を含め住民の満足度を高めることを望む、との意見でした。監査委員の意見を重く受け止め、安心安全な道路となるよう30,000,000円の予算を計上し、4月から計画的に工事が入るようすべきではないか。これも町の活性化のためです。監査委員の意見、議員の意見を反映する考えはないか、町長の今の考えをお聞きします。

町 長

まあ住民要望の多い道路維持工事請負補修費、舗装その他まあいろいろありまして、なかなかあの住民要望に満杯応えられないと、また累積したものもかなりあるわけですが、まあ優先度の高いところからということの従来からの考え方でやっております。ただあの今ご質問にございましたこの予算の中で、まあ道路維持費という1つのあの項目の部分だけでなくですね、これはあの住民要望、特に土木に係る内容につきましてはあのいろんな改良費もございますし、それからこの維持費も勿論あります。現物支給といったようなものもあるわけですが、全てこれあの住民要望に繋がっておりますので、この全体的にこれをどういうふうにまあ応えていくかということが、ひとつの予算上では課題になります。財源さえ許せば本当にあのどンドンというふうに気持は山々でありますけれども、なかなかそうならないところがあるわけですが、まあ当初予算の考え方と結果的には、今お話ありましたように、最終的に

は今年も 30,000,000 のレベルでまあ維持して、プラスまた改良費は別に手立てをしておるという形、現物支給もそうでございますけれども、まあ住民側の受け止め方がやはり議員のおっしゃるような部分もあるんだろうというふうに思いますし、それからもう1つ逆にあの4月当初からすぐ工事というわけにはまいりません。なかなかあの耕地の役員も代わったり、自治会の役員が代わったり、それからあの田植えが終わらないと水路やそれから道路もやっぱり支障が出るというようなことも、どうしてもあの水落ち以降というようなこともかなりあるということもありまして、現在はトータルとしてまあ考えてきたということでございますが、まあそういう1つの住民要望の中でございますので、極力まあご期待に沿えるような予算編成をしてみたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

本多議員

まあまさか株田の 5,000,000 ではないと思いますけれども、予算書を見るのを楽しみにしております。次の質問に入ります。1-4、庁舎玄関を解放感あふれる玄関に改修することを提案する。9月17日の全員協議会において、来庁者が戸惑わないように庁舎入り口の自動販売機を移動し、間仕切りを撤去し、庁舎玄関を解放感あふれる玄関にすることを検討していただきたいとお願いしたところ、今回の補正予算に計上され可決されました。まさか補正で対応するとは思いませんでしたので、提案させていただきましたが、素早い実行で1-4の質問は取り消します。対応の早さにびっくりしました。今後もスピード感あふれた行政運営を期待しております。それでは27年度堅実な予算であることを期待して次の質問に入ります。

2番目の質問です。「自治会・耕地」の呼称名の統一をということで、「自治会・耕地」の呼称名の統一は行政主導で行い早急に対応すべきだとの質問です。七久保区では呼称名を24年4月1日より「自治会」に変更しました。23年4月から区長を中心に9ヶ月かけて検討しました。区長はあらゆる会合において呼称名の変更について住民に問いかけ、総代も各耕地の意見を取りまとめました。その結果、23年11月14日、七久保地区集落呼称変更検討会において、全国的に通用する「自治会」に呼称名を変更する方がよいとの結論に達し決定しました。呼称名の変更の発端となったのは上通りへ移住してきた住民の「耕地とは何か」との一言でした。時代にそぐわないと思いました。他の市町村の方たちには耕地といっても通じません。自治会と言えはすぐに通じます。部落差別問題で呼称を「部落」から「耕地」に変えたと思います。何故「耕地」だったか分かりませんが行政からの強制だったと思います。「耕地」という地区名があるのは飯島町だけではないでしょうか。文書の通知書等には「耕地・自治会各位」と2つの名前が明記されています。これも飯島町だけではないでしょうか。24年の6月の定例会の一般質問で堀内議員が、七久保区の「自治会」への呼称名の変更を受け、統一を積極的に進める質問をしています。議事録によりますと、町長は第4次の構想を策定する時に、区と耕地の位置付けということの中に関連して議論した結果、行政が決めつけ方的なことはもうできないという結論に達したとのことでしたが、時代も経過し「耕地」というこの呼称が従来の「耕地」という既存の地域の皆さん方の思いと、移住してきた方々には違和感があるとの思い、地域の自主性というふうに思うが、考え方をまた方向転換していく必要もあると言っています。更には「耕地」という呼び方と「自治会」という呼び方が行政の町の中に2つあるということとは、なかなかやりにくい面もあるとも言っています。七久保区が「自治会」に変更して

3年になります。このままの状態ではよいとは思えません。将来を考えれば早急に「自治会」に統一すべきです。行政主導で呼称名を「自治会」に統一すべきだと思います。町長の考えをお聞かせください。

町 長

「自治会」「耕地」の呼称名を統一すべきということで再三のご質問でございます。しかも行政主導でというまあご提案でございまして、今お話にございましたように、「自治会」というこの呼称は全国的にまあ一般的には使われておるということは承知しておりますし、それからまた確かに本多議員おっしゃるように、この町の中に2つの呼称があるのはいかなものかというふうになんか私も思っております、ただ一方でこの「耕地」という呼称については、まあそれ以前はあの「部落」というふうな形もあったわけでございますが、それぞれの地域の合意の中で「耕地」ということに絞られて、現在これが古くからまあ集落を意味するという、その拠り所の根拠、拠り所によって使われて慣れ親しんできた考え方の中で、飯島町は現在七久保地以外は、まあ他にも一部地区がございますけれども、「耕地」というふうになっております。で現在、呼称を「自治会」としておりますのは七久保地区全体の集落と、それから飯島地区の一部、新しくできました町営住宅も含めて14カ所「自治会」ということになります。であの今もお話にございましたが、この3年前に七久保地区がまあ先陣と申しますか切って、特にあの上通りからこの発信がなされたというふう聞いておまして、その上通りの時の総代さんは本多さんだというふうにもお聞きしておるわけでありまして、そういう経過の中で本多議員のこうした統一化への思いは人一倍強いものなんだというふうにも受け止めさせていただいておりますけれども、でその折にですねこの町も他の3地区に投げかけて、「自治会」ということに統一呼称したらどうかということに投げ掛けをいたしました。当時の区長さん、現在の区長さん全員同じ方でございますけれども、いろいろまあ検討をさせていただきましたけれども、あの今までの歴史的な経過の問題やら、それから定着した問題、まあ新しくあの居を構えていただいた方の考え方いろいろあるわけでございますけれども、やはりあの全体としてはそうした経過の中で、このまま引き続いて「耕地」という呼称でいきたいという結論、方向付けを町にいただきまして、現在でもその考え方は変わらないという確認でございます。従ってまあこのことはあの町が主導といいますか、まあどういう主動は別にいたしましても、一方的に切り替えるというようなことを行政主導というわけにはなかなかまいりません。非常に混乱をするだろうという考え方でございますので、当面は引き続いた形の中でやっついていかざるを得ないなということでございます。あの確かに呼称2つあるのは、いろんな呼び方もそうでございますし、文書化の問題もそうでございますけれども、難しいとかあの少しまあ二重手間的な部分があるわけでございますけれども、何とか定着しておりますので対応してまいりたいというふうには思っておりますが、であの現在、これはあの次期後期計画を策定するに当たりまして、無作為抽出でございまして18歳以上2,000名の住民の皆さん方に後期計画の策定のための住民意識調査、これを実施しております。そろそろまあ回収整ってくると思っておりますけれども、その中にそうしたいろいろな課題もございましたので、改めてその中に自治組織における呼称についての設問を設けさせていただいております。どういう結果が出ますかですが、そういったことも勘案しながらまたその結果によって注視をしながら、必要があればまたもう1回それぞれの地区と話し合いをしてみたいというふうには思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

本多議員

町がですねとかく中心になってやらないとこの問題はですねおそらく片付かないと思いますし、まあいつまでも「自治会・耕地」ですね、そういう形にあの書かなくてはならないと、それ非常に問題あると思いますし、今度のその意識調査、これにおいてね、もし仮にあの2,000人の方々の意見をうんと反映してもらって、もしそれが多ければですね町を主導にしてですね、区長・耕地総代会とか自治会等に相談をしてですね、是非統一に向けて努力してもらいたいと。逆にもしどうしても「耕地」じゃなかったら「自治会」じゃなくて「耕地」に逆に変えてもね、それは別に構わないと思う。町がそういうつもりならば、つもりとかそういうことじゃなくて、町はそういう考え方であればですねどうしてもどっかに統一してもらって、それが新しい名前を付けるか。そこはいろいろ考え方があると思いますので、できれば「自治会」、全国的に通用する「自治会」に統一する方向で検討を是非していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次の質問に入ります。3番目の質問です。自治会・耕地未加入者について。3-1、広報の配布をすべきだ。25年9月定例会で自治会・耕地未加入者に広報の配布をすべきと質問しました。町長は郵送あるいは職員が直接届けるということはちょっと至難の業である。耕地の方にも加入促進の分も含めいろいろ意見懇談をしていくと言ってかなり消極的な考え方でした。この間の議会との住民懇談会においても広報は届けられていないとのことでした。全く進展していません。移住を促進して人口減少に歯止めをかけたい町長の考え方に逆行する施策だと考えます。飯島町へ移り住んでいただいた方々に申し訳ないと私は思います。飯島町の住民です。住民税等も税金も負担しています。広報は町のことがわかる重要な文書です。広報を届けることは住民サービスであり行政の義務です。現在の方法から変えることはないのか町長にお伺いします。

町長

次は自治会・耕地未加入者、この未加入者にも広報を配布すべきだという、これもまた再三の質問になるわけですが、お話にございましたように、現在、広報誌の各家庭への配布につきましては、お答えをしましてまいりましたように、多くのまあ住民の皆さんが自治会や耕地の加入や協力をされておるといこの現実の姿から、耕地それから自治会の総代さんはじめ会長さんはじめ、まあ最終的にはあの組長さんがお手数を煩わしておるわけだと思いますけれども、お願いして配布をしておるといこととございまして、まあそこにあのなかなかこう距離感があるわけでありまして、耕地に未加入の方については、まあこれはアパート暮らしの方、それから分離世帯というようなちょっとあの形の違う部分もいろいろあるわけですが、基本的には加入者については各公共施設それからコンビニストア、その他の公共機関にまあ置かしていただいて、自由にまあ受け取っていただくということと、それからホームページへ広報誌を掲載することで、未加入の方にひとつ接していただくということとPRをさせていただいておるわけですが、ただまあこのことにつきましてはまあなかなか難しいわけでありまして、この後のご質問いただいておりますあの未加入問題ともまあいろいろ関連、微妙な関連もあるだけに、まあ最終的にはあの各自治会長さんにご協力できないか、総代さんにご協力できないかということになります。未加入の方についてもこのお手数をまあ組長さんも含めてですね、お手数を煩わすことはできないのかというようなことについて、まあ仮にこれはあの未加入者であってもやはりこれはあの耕地の一体として防災対応の問題でありますとか、それから独り暮らしのいろんなこの福祉に関わる対応の問題とか、耕地に入っておる、おらん

にかかわらずいろいろやっつけていかなきゃならない課題もあるわけですので、少しまあ手を差し伸べていただくというようなことの中で、このことがあの地域の連帯感と言いますか一体感と言うか、それでコンセンサスに繋がるような要素になって、逆にこのことがあの耕地に加入をしていくというような機運に繋がっていただければありがたいなということも考えますのでですね、またこれはあの区長・総代会等もありますし、また個々にちょっとあのその辺をどういう短所からということをやいろいろまた研究してみたいと思いますけれども、協力要請をお願いできないかということのひとつのプラス思考で考えてみたいというふうに思っております。ただまあこうしたことについてもあの各自治会や耕地によってその未加入者の数が全然また、中心部、在部辺りや、アパートやそれぞれの形態がいろいろ違いますので、そういう難しい問題もありますし、それからいろんなあの配布物もお願いしておる関係、それからアンケートの回収の問題だとか、まあ自治組織にお手数を煩わしてお願いしておる面もありますので、この辺をまあどう整理するかということはやちょっと難しい問題もあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても何らかの方法を考えてまいりたい。全てを郵送でもって、あるいはまた職員が自ら直接届けるというようなことは、ちょっとこれは至難の業でございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

本多議員

地区担当者にはですね役場の職員もおるわけですね。それから郵送した場合の積算を、あの要するに郵送は無理だと今言いましたけれども、積算したことあります？ お伺いします。

総務課長

未加入者への郵送ということになりますと、現在、未加入者が約全戸のうち15%程が未加入者だと思いますので、まあ700世帯になるのかな、200から300世帯ですね。それに82円ですか、掛けると $8 \times 3 = 24$ ということで24,000円程になる、それが月々ということになりますので、まあその12ヶ月分ということになりますので、まああのまあ逆にあのその分予算の許す範囲ならいいかなと思いますけれど、一番はやっぱり先程町長が申しあげましたように、あの未加入者の方がなるべく地域とあの接する機会等々設けるという意味でも、地域の方が配布していただく方法ができれば一番いいかなということも期待しておりますし、まあそこも含めてまた次年度以降検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

本多議員

確かにあの郵送料についてはそういう形になりますけれども、何ももし仮に町で出来ないとすれば郵送しかないという形になると思いますので、是非ですね全世帯に広報を届く方法を検討していただきたいと思います。次の質問とも絡みますのでちょっともう1回後から質問しますが、3-2ですね、未加入者を減少させる施策を考えるべきだとの質問です。飯島町の全世帯数は3,430世帯、耕地加入率は35.5%、準未加入世帯は228世帯と聞いています。耕地・自治会の組織の内容は昔から全く変えずにやっっているところ、時代に合わせて改革をしているところと様々だと思います。人口減少のため耕地・自治会の組合も世帯数が減少し、組合の合併等、組合数の見直しを行っていると思われる。移住者は加入しなくてもいいと思わず、移住者が地域に溶け込めるよう組織、役割分担、負担金等の見直しも考える必要があると思います。受け入れる側が改革努力しても移住者が自治会に加入しない場合、移住者の問題として納得できませんが、しかし災害、

不慮の事故等何かがあった場合、自治会に入っていないので何も分からないでは済まない問題が出るかもしれません。未加入者を減少させる施策は、先程の広報と一緒にですけども、何か町長に考えがありませんか。お伺いします。

町 長

まあこの問題につきましてはあの飯島町にとりましてもう20年来の課題であり、なかなかこういう方策が、決め手になるものがなくて、そしてあの条例でまあそのことを規定しても、逆にこれが反発的な部分もあって効果が上がらないというような逆要素もまあ出てきておるといのが現実の姿だというふうに思います。決してあの拘束できない問題だというふうに思います。これはどこの市町村も同じで、まだまだ飯島町の15%位は、他のあの人口急増したりまあ都市部に比べれば少ない方かというふうにも思っておりますが、ただあの1つのコミュニティーとしてこう連帯感の中で、生活にしろ行政のいろんなこの情報の共有にしろ、やっていく必要があるわけでございまして、今おっしゃったとおりであります。防災面もそうです。でやはりこれはあの移住、新しく住んでいただいた方だけにいろいろ言ってみてもちょっと難しい問題という感覚的な部分もありますし、それからそのいろんな区費、耕地費、その他諸経費が耕地によってまちまちであります。相当のまあ負担を求められる姿です。それからもう一方ではこの受ける側もやはりあの寛容的なですね温かい目で少し長い目でというような感じの受け止め方もしていただきたいということで、これはまああの常々区長総代会辺りでもお願いしてきておるわけでございまして、かなりあのそうしたことに前向きに取り組んでいただいております自治会や耕地もあるわけでございまして、その辺のところだと思うんですけども、まあなかなかあのアパート単独世帯というわけにはちょっとまた意味合いが違ってまいりますけれども、戸建のそういう地域に住んでいただいております方については、そこら辺の1つのマッチした考え方の中で包容力を持ってやっていただきたいというのが現実の姿であります。特別なこの解決施策があればということではありますが、なかなか難しいんですが、その辺のところを視野に入れながら、今後ともまた、あの移住促進、定住補助制度はあるわけでありましてけれども町として、これはあの地元に参加していただくことがひとつの前提条件になっておりますので、その辺も含めて、これはあの補助を受けられる方は必ずそういうふうに地域の加入に繋がっておりますけれども、まあそうでない方もおりますのでいろんな考え方の中でまた更に検討して、また地域の皆さん方とも話合ったいというふうに思っております。

本多議員

自治会・耕地呼称名の統一、自治会・耕地未加入者についての課題は、移住者を受け入れる町の態勢の問題で人口減少対策の一部であると思っております。早急に対応していただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

議 長

ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番 堀内克美 議員

11番
堀内議員

それでは通告に基づきまして一般質問を行います。今回は将来を見据えたまちづくり、まあ特に人口対策についてを、お伺いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。まあ私より前にそれぞれ質問された同僚議員の中から人口問題、耕地・自治会、問題等質問がありました、八重の部分があるかと思いますがよろしくお願ひをしたいと思います。9月に誕生しました安倍改造内閣は地方創生を重点項目に掲げまして、安倍首相はこの内閣の最大の課題の1つが「元気で豊かな地方の創生」だと言っております。地方再生に取り組む決意を表明しておるところでございます。今地方財政の人口対策は国を挙げての喫緊の緊急課題である、そんなふうに思います。さて今年の5月、民間研究機関の日本創生会議、座長は元総務大臣の増田寛也氏でございますが、その日本創成会議が2010年、平成22年の国勢調査のデータを基にした将来人口予測を使って発表した、消滅可能都市896、これにつきましては全国の約半数の市町村が将来消えてしまうという、衝撃的なニュースとして地方自治体を襲いました。また飯島町はその中でも極めて消滅の可能性の高いといわれる人口10,000人以下の市町村523の1つというように指摘をされております。非常に厳しい内容でございますが、このことについて町長はどのようにお考えかお伺いをいたします。

町 長

それでは堀内議員からは、将来を見据えたまちづくりの人口対策について、まずこの5月に民間研究機関であります日本創生会議、これは増田さん、かつての総務大臣、主催しておる組織機関でありますけれども、発表されまして将来の人口推計の中で消滅可能都市、これが全国で896、約半数というこの受け止め方でございまして、当町といたしましてもこの中に1つ入っておるというわけでございまして、大変あのショッキングな出来事として受け止めました。この発表はあの将来の日本の人口減少、特にあの一極集中の弊害と地方の人口減少、若者世代の人口減少に大きくまあ警鐘を鳴らしておるということと同時に、受け止めた当町といたしましても私自身も大変まあショッキングでありますけれども、逆にそうならないというひとつのまた、まあ開き直りではございませぬけれども、何とかしていかなきゃならん、何としても消滅なんていうことがあってはならないということの思いを強くした次第でございます。まあただ現実問題としては飯島町でも社会的な増減、先程も申し上げましたけれども、転入転出等の要因によります社会的増減につきましては、いろんなまあ策を講じながらも概ねまあ今のところは現状維持という形になります、自然の増減、これがあの大変大きく影響をしておりまして、出生対死亡この比率で見ますと年間で約100名前後の、ここ1-2年は減少傾向が続くという形になっておりました、大変あの深刻に捉えていかなければならないというふうに思っております。このことは行政サービスを現状維持できるかどうかということのみならずですね、地域や地域コミュニティを維持することにも大変大きな影響を及ぼすということになります。支える、支えられるそれぞれの関係につきましても大変大きな影響。早急に対応することも含めて現在、これはあの実施計画、短期的には来年度新年度予算編成に関わってまいりますし、それから中長期的にはまたこの地方創生の法律の中での、まあこれは任意規定になりますけれども、人口ビジョンと総合戦略計画ですか、これらのこと、それから次期後期の計画の中で対応していかなきゃならないということで、こうした発表を受けて感じておるところでございます。

堀内議員

はい、あの非常に厳しい状況であるというふうに思いますが、日本創生会議のその増田座長は地方消滅という著書を出しておるんですが、その中でこの衝撃な発表というのはどういうために発表したかということをおっしゃっています。それは一早く地方自治体が対応して人口対策を促すための警告だということをおっしゃっています。まあ町長も厳しく受け止めておられるということでもあります。現在、飯島町ではこの将来、町が消えると言われることに対して、まあいろいろとあの人口対策、着手しておることは承知しておりますが、この発表があつてから改めてその、こういうことを追加して取り組んだとかそんなようなことがあつたらお伺いをいたしたいと思っております。またあの町で行つておるその直接的な人口対策でなくて、例えば子育ての部分、保育料の軽減、医療費無料化、などのその関連なことについては今回ちょっと私も触れていきませんので、直接的な人口対策、それについてお伺いをしたいと思っております。

町長

まあこれはあの、この日本創生会議の発表を受けて、すぐそれじゃ今年そのことに対してということにはなかなかまいりません。これは長期的にこれは対応していかなくやならんということでございますが、まあそれとは別にあの従来からこのいろいろ婚活でありますとか定住促進やってまいりまして、なんとかこの社会増減については横ばいで行ける、まあ更に増やしていかなくやならんわけですが、この自然減に対することをもう、現在のと申しますか今までもそうでございますが、実施計画と予算編成の中で取り組んで短期的にはやらなければいけないということでやっております。であのやはりいろんな子育て支援だとかまあいうようなことで、今お話があつたことも含めてやっておりますが、特にあの今年それから来年の予算編成にも関係してですけれども、このお腹の中にある妊娠期から出産をして安心して子育て支援していくというところの中で、具体的にまあ数値を入れ込んでですね、予算等入れ込んでやっぱり対応していかなくやいけないというふうに思っておりますし、それからあのまあ高齢で、まあ少子高齢化ということなんです、高齢でまあお亡くなりになっていく方についても、これはあのいろいろ健康面や福祉面で対応して長生きをしていただくということでない、やっぱりあの全体の人口としてはアレですが、まあそれはそれとして施策が全然また原点が違うかもしれないけれども、そういう両方の組み合わせで現在もこれからもやっていきたいというふうに思っております。

堀内議員

はい、お答えいただきましたが、まあその複合的に取り組まない人口問題というのは非常に難しいということだと思います。それではあの現在町が取り組んでいる人口対策について何点かお伺いをしてみたいと思っております。まず町が現在進めている当面の人口対策、この取り組みの中の重点的な対策をどこに置かれておるのか、今も自然の増減を調整するというお話がありますが、このことはまた後の方でちょっとお伺いしますが、自然の増減ではなかなかそれを達成するには非常に厳しいものがあるというふうに聞いておりますので、また後程お伺いしますが、まあ今町では定住促進、これが多分重点的に行われているのかなと、まあそんなふうに思っています。また婚活対策も先頃の補正予算の中にもありましたが、そんなことが中心にやられておるのかなと思っておりますが、まあ特に重点的にはどちらを重点にやられておるのかお伺いします。

町長

まああの昨年と申しますか、あの今年度もそうでございますし、また新年度の予算編成の重点目標もそうでございますが、人口増対策と定住促進ということは、1つのこの施策のまあスローガンと申しますか重点的の第1番目に掲げた並列したこの表現でもって重点

施策に入れてあるわけでございまして、どちらも大切だということでありますけれども、これはあの少しあの取り組む次元が違いますので、どちらを優先というふうには思っておりませんが、それぞれのこの自然増に対する、言ってみればまあ子どもを出産して安心して育てて、それから一旦はまあ外へ出るかもしれませんけれども、また定住促進的に帰ってきてもらうというようなこと、それには職場の受け皿も必要だろうし、いろいろなあの子育て支援もしていかなきゃならんということと、それから一方ではあの定住促進はやはりあの若者、それからまあ第一線を退いた都会的な方もかなりおると思いますが、それらをまあどこのターゲットというとなかなかあの難しいわけでありますけれども、そうしたあのIターン、Uターンのことと両方兼ね合わせてまあ人口増を図るというようなスタンスでいかなければいけないかなというふうに考えております。

堀内議員

まああの長期的な対策は婚活対策なんかまあ非常に重要かと思えます。まあ当面の人口対策としては定住促進というのが手っ取り早い対応かと思えます。それでまずあの定住促進についてを伺ってまいりたいと思えます。定住促進の方法はまあいくつかのパターンがあつて、それによって進めていかないと将来的にちょっと失敗することもあるよつていうのが、ある雑誌に載っておりました。ここからはその雑誌、地方議会人というのの10月号、その記事を参考として質問をさせていただきます。定住促進対策というのはいきなり定住促進を進めてもいずれ行き詰まる時がくると。定住促進を進めるためには段階的に定住に誘導するための梯子があるというふうに言われております。それは認知、だんだん進んでいくわけですが、まず町を知ってもらうということで認知、それから情報交流、交流、それから2地域居住、で最後に移住・定住と、まあこういう段階で梯子を登っていくといろいろと失敗しなでいくんだという1つの説があるわけです。まずそれぞれを紹介してみますが、認知とは町を認知してもらって知ってもらい、移住先に選んでもらうということ、この入り口ともいえる対策が非常に重要なところを持っているということですが、多くの自治体ではこの移住促進の取り組みに一生懸命になってしまつて、町を知ってもらうそういう取り組みが疎かになっているのではないかとそんな指摘をされております。続いて町を知ってもらう定住促進の定住の1つの自治体として選ばれたということになってきて、情報交流というのに進んでいくということです。これは個人登録を行つて不特定多数ではなくて個人登録を行つて町からの情報提供、あるいは広報の送付などということ、町の情報をその個人に伝えるということでもあります。またあの、ちょっと話がそれますが、三鷹の「いいじまマルシェ」、この10月から試行をされておりますが、アンテナショップということになりますとその農産物だけじゃなくて、移住・定住の情報発信、これを行うにも有効活用がいいのではないかなとまあそんなふうにも考えます。続いて3番目に交流、都市の移住予備軍はまず農村を認知してその情報をもつて、その情報をもつたところで少しその町に行つていろいろもう少し情報を入れたい、そんなような時に交流といふところに進むということでもあります。まあ行政なんかで計画するとしてしまつたら、「お試し移住ツアー」とか「お試し住宅」、少し町に来て泊まつていただく、住んでいただく、まあそんなふうに進んでいくと。その次が2地域居住、または交流居住と呼ばれておりますが、都会に住む皆さんが都会と田舎の両方に住んで、仕事、余暇、趣味など、それらを多様に使い分けて、田舎では地域の人たちと交流する生活スタイルへと進んでいくというふうなことで、地域をより知つていただくということになります。その結果最終的に移

住・定住にたどりつくと、まあそんなふうな形で進めていくと、来ていただいてあとからいろいろ問題が起こりにくいということでもあります。でまあお伺いしたいのは、町ではこういうようなパターンを意識して対応されているのかどうか、その点についてお伺いします。

町 長

まあ特にあのこの定住促進の部分で、いきなりまあその情報も十分開示もしなくて、ただ住んでいただきたいということのみをしても、これはあのなかなかそうなりません。今お話にございましたように、やはりこれはいろんな段階を経て、こうひとつの定住促進に繋がるような当事者ご本人の意思というか、そういうものをやっぱり醸成していかないと実現が難しいというようなことでございまして、それにはまずいろんな情報提供の中から認知から始めるべきだというあのご提案でございまして、今飯島町はあの定住促進についてまあ専門の担当を設けてやっておりますけれども、ほぼあのそういう今意見のありました内容に沿って、まず飯島町を知っていただくその情報発信から始めてですね、そして理解を得て交流をしながら、そしてまた実際にこっちでの体験居住というようなことも含めて、あるいはまた空き家情報も提供したりというような、そういう1つの一連の流れの中でまあほぼ沿ってやっておるというふうに思っておりますし、あの実際そうだと思います。であの初めて成功してそれであのこちらに住んでいただいても、そういう経過を経た方についてはなかなかあの地元とのこの関係も、先程のあれではございませんけれども、比較的うまくいっておるのかなということございまして、その入口としてはやっぱりこの認知を知っていただくことがまず大事だということございまして、具体的にはこの特にあの3大首都圏、東京、名古屋、大阪近畿圏になりますけれども、移住参加へのまあセミナーや移住相談、いろんな案内やインターネットを活用しての情報発信をしておりますし、また田舎暮らし等のPRブースの開設なんかも経ながら、またあのテレビのいろんな報道にも積極的に参加をさせていただいてですね、そうした情報を提供しておるということで認知度を図っていくというようなことございまして、そこからまあひとつの意思の疎通が生まれ、交流が生まれ、そして是非、飯島にまあ住んでみたいというような気持ちが醸成されるんじゃないかということございまして、今後ともそういう1つのプロセスの中でやっぱり進めていきたいというふうに考えております。

堀内議員

あの飯島町で定住促進、それぞれ他の町村からも多くの視察も見えておりますので、まあある意味では先進的にやられているという部分では私も見ております。ただ今あの話がありました、そういうような形であのある程度手順を踏んでいくと定着率が高いんだと、そういうことですので是非続けていただきたいと思っております。

次にもう1つお伺いしますが、移住者のターゲット、どういう皆さんに移住していただくかということ念頭に置かれて対応しているのか。あるいは来た人全員を対象にしておるのか、について伺ってまいりたいと思っております。まあその雑誌による著者の分類では4つのパターンがあると言われておまして、まあ1つは現役世代の単身者、独身者、2つ目が現役世代の既婚者、3つ目が退職世代の独身者、4つ目が退職世代の既婚者、ということでありまして、今言いました1つ目と2つ目というのは長期的な人口対策に非常に有効な対象者でありまして、将来人口に増加に大きく繋がるというパターンであります。まあ1の場合は現役世代の独身者ということで地域起こし協力隊、飯島町でも今年3名お願いしておりますが、まあそれが典型的な例ということと言われておまして、都会から田舎

へ来たい人たちをという形で来ていただくと。この皆さんは任期満了時にその自治体への定着率、これが去年まで48%、約半分の皆さんが地域おこし協力隊で来たその自治体に住んでおるといふような結果が出ておるといふでございます。まあ町でも今3年きておりますので、是非そんな形になるようお願いをしたいと思います。それから2の現役世代の既婚者、これも将来の人口対策としては一番期待ができる分類だそうです。まあこれは非常に競争率が高くて、またいろいろの支援のお金も掛かるということで、例えば住宅支援、子育て支援などの財政負担などが大きく掛かってくるということを言われております。それから3の退職世代の独身者、独身型というのですが、これは取り組んでいる自治体が非常に少ないということでありまして。ちなみに2010年の国勢調査では生涯未婚率が男性が20.1%、女性が10.6%となっております。これが2030年の推測は男性が30%、女性が23%に達するとまあそんな予測がされております。またまあ将来的にはまだまだ率が増えていって退職独身者というのが非常に多くなる、まあそんなように言われておまして、今の移住促進には狙い目の分類、まあそんなようにも言われております。それから最後の退職世代の既婚者の世帯は、退職後ゆっくりと田舎で暮らしを楽しむ人、あるいは農業と趣味を生かした生活を楽しむタイプと言われております。ただ年金生活者ということになりますと、町の財政への影響は少し期待ができないかなとそんなふうになっております。このように移住者にもいくつかのパターンがありまして、ターゲットをやはり絞り込んで対応していかないと、これも将来のまちづくりに大きな影響が出るというふうに言われておりますが、町としましてはこのパターンを意識した対応を行っておられるのか。全国のほとんどの市町村が移住・定住に取り組んでいる現在でございます。将来のことを考えた対応というのも大変重要になってくると思いますので、その点についてお伺いします。

町 長

このまあ移住・定住促進をまあ進める考え方の上で、どのまあ階層と申しますかターゲットを絞って、そのことを進めていくかと、取り組んでいくかということ、非常にあのいろんな面であの受ける側としては要素を持つわけでありまして。まああのできれば生産人口につながって、この若者定住が促進して未来の町を、一家を担っていただくような組織のひとつの一員として活躍してもらうことを願うわけで、あの全部が全部ということではございませんけれども。そしてあの一方ではこれはあのこれからのまあ福祉等、人の町のいろんなあの生き方を考えた場合には、やはりあの支える人と支えられる人とのこの1つの構成によってまあ今後のまちづくり、自治会づくりというものは、好むと好まざるに関わらずひとつ進んでいくというまあ二分化した方向に進んでいくという形になるわけでございます。できればこれはあの支える側にまあひとつ当面は重点を置いてというような気持ちでおりますが、現実問題として飯島町は現在どこへターゲットを絞ってというような、特別あの区分けした考え方は持っておりませんが、今あの協力隊等の協力を得ながら進めておりますのは、まああえて申し上げるならば、この現役世代の既婚者、是非あの、まあ結婚して子どもがなくてもいいんですけれども、これからそのことが期待できる人口の数に則、即戦力になるというような期待も含めてあのそのことに少し重きを置いていくのかなというふうに思っております。それからやはりあの現役世代の独身者、これはあのいろんな協力隊の今おる町の3人の意見の中にもそんな意見を持っていただきますし、自らがその当事者であるというようなこともあるわけでございます。こ

これはあのまた将来の1つの期待につながるが多いと。で今お話のようにあのまあ第一線を退かれた方、まあ既婚者であり独身者でありいろいろあると思いますが、これはまたあのひとつの老後を、まあ言葉はちょっとなんですけれども、この風光明媚な環境の良いところで送りたいと、というような思いも非常にあるかと思いますが、ただこれはあのなかなか次の町の活力というようなことを考えていきますと、これはあの失礼な言い方かもしれませんが、やはりあの是非若者定住というようなことの中を期待したいわけにありますけれども、それでもまあいろんな交流の中であの町が喜んでこの気に入っていただいて、第二の故郷として来ていただくということについては、これはあの当然気持ちよく歓迎をしていかなきゃならないということですので、まあどこを最優先というか、あの区分けしてこれだけでというようなターゲットを絞るわけにはいきませんが、いまそんなような考え方の中でまあこの定住促進事業というものを展開しておるということを是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

堀内議員

まあある意味ではこちらが選ばれる側にもなるという立場ではありますが、まああのもし将来的なことでお考えがあったら、またその点ももう1回思い起こしていただけたらと思いますのでお願いします。それから少し話は反れますが、定住促進というのは町に不足する部分を補うということも大事であります。例えば高齢化が進む農業の担い手の移住、それから昨日もお話があった三鷹のいいじまマルシェの販売員、これらにも地域おこし協力隊を活用するというようなことをしていけば、飯島町との繋がりもできて、まあ大きな効果があるのではないかなとまあそんなように思います。最小の経費で最大の効果を得るための1つの方法かと思いますがご提案を申し上げておきます。

少し話が反れましたが、質問を続けさせていただきますが、受け入れ態勢の整備でござります。まあせっかく飯島町に移住されても、いざ定住してみると思わぬ問題にぶち当たるということも多いと思います。その時のアフターケア体制、相談窓口等についての整備がされておるかお伺いをしていきたいと思えます。私の前の質問者からもありましたが、耕地・自治会加入問題というのはまあ定住促進の中の大きな課題の1つというふうにも考えております。まあそこであのいろいろ話が進んできて、移住、定住が目途がついたという時には、定住する耕地や自治会の役員の皆さんと接触を持ってもらって、定住する地域の人たちとの交流も定住する前に進めていただくというのもどうであろうか、まあそんなように思います。その地域を知るという意味では、ただ役場の担当の皆さんから話を聞いただけではなかなか進みませんし、まあ住民票を持ってきた時に窓口で耕地・自治会に加入してくださいよ、だけではなかなか思うようにいかないと思えますので、その事前の対策というものをやったらどうかと。特に都会から来る人は田舎のしきたりとか行事、そんなようなものについては全く疎いというふうに思えますので、それらのこともその皆さんと交流をすればいろいろと分かってくる。ちょっと時間が掛かりますが、後から入ってきて後からトラブルを起こして引き揚げてしまうというようなことがあっては元も子もありませんので、耕地・自治会へ加入して地域と一体となってお付き合いができるように、そんなようなちょっと時間をとって相談窓口を置いたらどうかとまあそんなふうに思えます。まあ自治会等に入って地域の皆さんと一緒に地域の活動ができるようになって初めて移住が成功したんだとそんなように私は思えます。どちらも気兼ねや心遣いがあると思えますので、また思い込みや言葉の錯誤などで誤解を生んで思わぬ方向へいっちゃう、

そんなことにならんように行政が両者の間にとってその労をとるということを提案をいたしますがいかがですか。

町 長

あのおっしゃる通りだと思います。それであの今も定住促進で取り組んでおりますのは、先程言ったあの認知の段階から始まりまして、それからいろんなこう思いの中で交流っていいですか意思の疎通を図りながら、こちらの様子も十分分かっていただくという努力をしておるわけでございます。でその先の1つとしてやっぱり地域のコミュニケーション、馴染んでいただいたり、その地域の組織の1人として地域の1人としてまあそこに住んでいただくということの中で、先程のまあ自治会組織、耕地組織等との問題があるわけでございます、こんなはずではなかったというようなことができるだけなくしていかにかあいいけんというふうにまあ思うわけでありまして、それにはやっぱりあのこうしたあの住環境の問題だけでなくです、この地域の風土、歴史、それから例えばまあ耕地の自治会にすればいろんなあの負担も若干お願いしにやあならんというようなこともあるわけでして、そうしたこと、それから古いいろんな習慣的なこともまあ身につけていただけるような、ひとつの覚悟はもっていただくという、その橋渡しをやっぱりすべきであると、でないとなかなか食い違えてしまったというような結果になるわけでありまして。現にそういうこともあるわけですが、それじゃあそこにはあの受け入れる側の地域の皆さんと、それから定住していただく皆さん方の意思の疎通というものが大切であろうということで、これまあ行政がそのまま全てを役割を果たすというわけにはまいりませんなかなか。あの情報提供いたしますけれども、できたらこういうことの橋渡しのひとつのまあ考え方を一にする組織というものを、まあひとつ持って活動するのも必要なというふうに思いますけれども、これはまあちょっとこれからの検討課題でありますけれども、いずれにしてもやっぱりあの納得の上でこのことが進まない限り真の定住促進には繋がらないということで、おっしゃる全く同感でございます。

堀内議員

どうもその自治会に入って抜けちゃうとか、そういう人も今までに何人かおったようですので、ちょっとしたことであの大きなトラブルに発展すると思います。是非その仲介の労を町かその町の関わる人をお願いしてまあ取ってもらおう。言ってみれば結婚相談員のような人を置いてもらうか、町が直接行う。そんなことで是非取り組みをお願いしたいと思えます。いくつか定住促進についてお伺いをしてまいりましたが、増田さんの著書「地方消滅」では、このままでいくと地方から東京への人口流出が続きまして、東京一極集中が進み地方が消えると。それでその後、都会に集まった人口の減少が始まると。というのは都会に生活されている皆さんの離婚率が高いということだそうですが、そういうことで将来的には日本は滅びるというまあショッキングな記事が掲載されております。また「地方消滅」の本では地域が生き残る6つのモデルというものを示されております。まあ特には若年女性人口増加率が向上するのが一番ですが、そのために産業誘致型、ベッドタウン型、学園都市型、コンパクトシティ型、それから公共財主導型、それからもう1つ産業開発型、という6つのパターンがあるというように言われておりますが、まあ今までもいろいろお話を聞いてきますと、なかなかどれをとすることは非常に難しいとは思いますが、まああの産業開発型というのは地域の特徴ある資源を生かした産業振興を主体として雇用の拡大や住民の定着を実現するというスタイルだということで、まあ自立型とも言われておるといふことでありますので、まあ飯島町の場合には農業あるいは地場産業等を中心に雇用の

拡大を図るということしていくとこの型かと思えます。それからまたあの将来的には人口が減っていくということになると、まあコンパクトシティ型というのがあるんですが、まあこれも現在の農業を中心とした産業と合わせて、地域の生活圏をある程度絞っていく中で公共投資をまあできるだけ少なくするような方法を考えるということもひとつの方策かなとそんなように思えます。この地域は先日も田切まで国道153が開通し4年後には伊南バイパス全線が開通すると。またリニアの開通、三遠南信道の整備、それらのことがありますので、そういうようなことを考えるとなかなかあのタイプは絞れないかと思えますが、将来的なまちづくりとして農業を中心にした今の飯島町をどんな町にするのか、もしそんな形が描いておられるようでしたらお伺いをしたいと思えます。

町 長

こういうあの厳しい人口減少というような方向の中で、どう将来をまちづくりの形を描いていくかということ、大変まあ難しいことであるわけですが、いずれにしてもこれはあのやはり期するところは特殊出生率、子どもをとにかく産んでいただく、いろんなこう要素を組み合わせ、あの定住促進にも無論これはあの絡めてですね、人口を増やすということをしていかないとまあ実現できないということですが、ただまあいろいろやってみてもやっぱりあの現在のこれからの構造が、こういう逆三角形の特殊構造にならざるを得ないだろうというふうに思えます。まあ国もあのかなりダウンして50年後1億を目標というようなことになりまして、まあ人口推計どのように考えるかはまた別にいたしましても、そういうあの町の今までの歴史と、あるいは産業・経済・文化の構成した歩みの中でどう展開するかこと、描くかということですが、やはり今あのいろんな形の中で目指すものをやはりあの1つの方向に絞るということも必要ではないかと。いろいろやってみるとかえって焦点ぼけになってしまって、虻蜂取らなくなってしまっているかという危惧もまあ分かるわけですが、やっぱりあの今まで町がやってきましたこの基幹産業である農業や、それからいろんな企業立地もしてまいりましたし、近隣へのお勤めの構造もあるというようなことの中で、一方ではあの公共施設、福祉施設もいろいろあるわけですが、あのどこの型だけというわけにはいきませんなかなか。でこうしたあの経過の中で、やはりいろんなあの要素の組み合わせというものをやりながら、ひとつその良い面に力を入れる面を助長しながら、まあそのことをまとめた上で、考え方としてはこの近隣との連携も取りながらやっぱりこのコンパクトシティ的、まあよく言われるんですけども、ある程度集中したところでいろんな利便性が叶えられるというようなことと、それからあと産業活動、経済活動はまた違った外郭のような所とか、まあいろいろ考え方がありますが、そういう組み合わせの中でいくことが必要ではないかというふうに思っておりますが、まあその方向先であえて申し上げるならばコンパクトシティ的な考え方かなというふうに思っております。これはあの単に飯島だけの問題ではなくて広域的にもそういう大きな考え方の中で進めるべきではないかなというふうに思っております。

堀内議員

まああの先程も申し上げましたが、いろいろのその変換要件が今この地域は多くあるということですので、まあいろいろ参考にしながらまたその時の変化に対応した対応を是非お願いをしておきたいと思えます。次に第5次基本計画の後期計画、この人口目標につきまして当面の目標とまあ将来、まあ遠い将来ですが50年後の目標の2本立てで作成したらいかかということについてお伺いをしていきたいと思えます。まあ当面の飯島町の人口

減少、これは町の平成25年度の人口動態を見ますと、出生者に対して亡くなられる方の数が約2.2倍、町長は先程100人位と言っていましたが、まあ今のところの今までの数字でみると平均70～80人がまあ自然減ということになっておるのかなと。そういうことでいくと当面の人口減少はやむを得ないというように考えます。ただ将来に元気な飯島町を引き継ぐためには、直ちに人口対策を進めるということが大変必要になってくる、重要になってくると思います。2010年の国勢調査の結果から人口推計、2040年には5,697人という推計が出されております。これを50年後は2060年に当てはめますと2,185人という数字が、私のこれは試算ですので打ち出されます。これは何もしないで今のまま行った場合の数字ですので、ここで手立てを打てばそういうことはなくなってくると思います。まあそれである出生率に影響するのは若者の構成人口、20歳から39歳、この人たちの数だというふうにも言われておまして、この数は2040年には2010年の三分の一、308人ということに減少しますので、こうした人たちの動向が重要になってきますので、先程のお話の中にも出ていますが、若者人口を増やすというのは非常に重要なことになってくるとまあそんなように思います。まあ先程も2060年の人口が2,185人というように非常に減ってくるということで申し上げましたが、これでいくと50年間で7,700人余が減少するということとなります。まあせめて減少しても7,000人から8,000人は将来の飯島町の人口としては確保したいものまあそんなように思います。まあそこで第5次基本計画後期計画の策定作業に現在着手されておるところですが、後期計画の目標人口は前期計画の時に基本構想の中で10,500人という数字を持っておりますが、これを現実的な目標人口にするのが必要ではないかなとまあそんなふうに思います。まあ50年後というと非常に程遠いまあ子孫の時代でございますが、この二本立てで基本構想の人口目標を立てたらどうかとそんなように思いますのでその点についてお答えをいただきたいと思います。

町 長

まあこうしたあの厳しい現実を踏まえて、もう目の前にあります次の計画、それからまた、これはあの地方創生にも総合戦略の位置付けに絡んでくるわけでありましたが、どういう人口目標の中でそれぞれの施策の考え方を取り入れていくかということは大変重要な問題であります。で一方である今盛んに今言われておりますこの地方創生会議、日本創生会議が示した人口動態、まあこれを鵜呑みにするというわけにもいきませんし、それでは夢も希望もないということでございますので、これはまあひとつの町のある事情もございまして、リーマンショック以降の経済の問題があった特殊要素が絡んでおることとも頭に入れておかにやいけんだろうというふうに思っておりまして、従ってあの今お話のような形でいけば20年後には6,000人を切るかもしれない、50年後には2,000人位になるかもしれない、これでは困りますはっきり申し上げて。従ってあのどういう考え方でいくかということですが、そうしたあの専門家の上から見た考え方の人口をそのまま目標とするというわけにはまいりませんので、今ある現実の姿とこう社会増減、自然増減のことを努力目標も含めてやっぱり設定する必要があるのかなということで、現在今10,500人でございます。少しまあこれはあの時代とともに、時代といいますかあの年とともに現実離れしておると、いろいろまあやっておるんですけどもなかなかその目標は少し遠い存在になっていくのかなと思いますので、ある程度この辺については実態を踏まえた形の中で、まあそれが現在今8,800人位になりますけれども、失礼しました9,80

0人ですね。まあ少しこれを厳しく見なきゃいけないだろうというふうに思っておりますので、それと同時にあのそのことは次期の後期計画の中で議論の問題、それから50年はまあちょっと夢のような話ですけども、やはりあのこの後期計画を、あるいは創生戦略のプランを練り上げる場合には、やはりあの将来も見据えた議論もやっぱり必要だかなと、1つの材料としてですね。国が1億人を維持するというような姿勢も示しておりますので、その辺をどう捉えるかということとはちょっとまあ夢のような話で分かりませんが、議論の中には入れて考えていくこともいいんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

堀内議員

まああの9,800人も私は多いというふうに見ております。あの町長も1年に100人自然減があるということをおっしゃってありますし、そういう意味でいくともう少し絞り込んだ方がいいのかなと、ただそれで財政計画も同じ人口で立てるとしたらやはりそれをある程度絞り込んでいかんと厳しいのかな、まあそんなように思いますので、当面の基本計画だけでなく将来どうなるんだということもあの示していかないと、実際にその町民の皆さんも人口減少というのを深刻に考えていただけないんじゃないかなと思いますので、そんな取り組みを是非お願いして、最後の質問に入りたいと思います。

人口を増やすには子どもを産み育てることが一番の対策だということで、町長も何度かおっしゃってあります。特殊出生率の向上は若い女性人口の増加が必要であります。国においても地方創生の中で最重要課題ということをおっしゃってあります。都市から農村への人口移動の促進など、地方再生への支援を大いに国には期待するところでございます。またこれは自らもやらないとだめだということでもありますので、国と地方が一体となった対策を進め、現在の人口問題を先に進めていかなきゃならない、そんなように思います。国の法律に基づく対策に期待しながら、町がやることは町が積極的に進めて子孫に対して元気な飯島町を引き継ぐ、このために是非人口対策を重点的に進めるということについて再度お伺いして質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

町長

短期的にも中長期的にもこの人口増、まあ加えて定住促進というふうに謳っておりますが、重点施策の最優先課題として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長

5番 浜田 稔 議員

5番

浜田議員

それでは通告に従って質問を行います。本日の質問のテーマは最近成立しました地方創生2法案への町の所見を求めるものであります。政府が解散直前に地方自治に関わる2つの法案を成立させました。1つは地方創生の理念を定めた、まち・ひと・しごと創生法、もうひとつは改正地域再生法、まあこの2つだということでもあります。で、まち・ひと・しごと創生法というのは人口減少対策や地域社会の活性化を図る施策の実施を国の責務であるというふうに定めて、政府が総合戦略を作成し、地方自治体がそれに従い総合戦略の策定・推進を行うということをおまゝ義務付けている法律だというふうに説明されています。それからもう1つは、改正地域再生法は自治体の首長が首相に対して実施してほしい対策、支援策などを提案できる規程などを設けていると、まあこんなふうに説明されているわけでもあります。これまでも中央政府が地方自治体に強く関わる政策を推進したことが何度もありました。この10年間程でも地域再生法、都市再生法、中心市街地活性化法など、今

回の地方創生で語られているような施策と予算が山程提供されたということでもありますけれども、とりわけ地方に大きな影響を残したのは、小泉内閣が2004年から2006年、平成18年までにかけて推進した三位一体の改革、それからそれとほぼ同時並行に進められて2010年、平成22年に終了した平成の大合併、それから今もなお導入が検討されている道州制、まあこんなところかなというふうに思います。今回成立した地方創生法はですね、これらの大きな国の地方政策との中で、まあどういうふうに見えるのかということも含めてですね、この法に対する町長の所見をまず最初にお伺いしたいと思います。

町 長

それでは今議会一般質問の最後の質問者であります浜田議員にお答えしてまいります。地方創生2法案、まあ法案といいますか法案が成立いたしましたけれども、これに対する関連で、特にまあ過去の三位一体改革の問題、それから平成の大合併の問題、それから現在もまだ完全に消えてはおりませんけれども道州制の問題、これらの国のこれまでの政策と今度の創生と重ね合わせて、町はどう町長としてはというご質問でございます。今お話にございましたこの地方創生2法が、これはあの具体的には、まち・ひと・しごと創生法という法律になります。もう1つは地域再生法の一部を改正する法律ということになります。11月21日に可決成立をしたところでございます。お話にございました、まち・ひと・しごと創生法につきましては、日本の人口減少に歯止めをかけるために国・県・市町村の役割分担を定めて、法の第10条において、市町村においては市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる計画書についてそれぞれの立場から努力してこれを作成していくという位置付けでございます。で、この法律にあります総合戦略の主な内容でございますが、とにかく地方への新しい人の流れを都市から方向転換していくというような考え方、それから地方にはそのために仕事をつくり安心して働けるようにする、特に若い世代の結婚や出産や子育ての希望を叶えると、あるいは時代に合った地域を作り安心安全な暮らしを守ると、こういうまあ地域地域を連携するなどした取り組みを国も真剣に考えるんだということでございます。そこであのご質問でございますけれども、過去にまあ国の主導でいろいろやってきた政策の中で、ご指摘のありました三位一体改革、それから編成の大合併の問題、現在もまあくすぶっております、くすぶっておるかちょっと今棚上げで道州制の問題、まああの私なりに思うんですけども、いずれもこれはあの、その発想としては地方の特にあの財政的な体力をつける持続可能な自治体づくりという原点があったんだろうというふうに思っております。それを構築したいということの中で、アメとムチの両方をまあ使って、それに裏打ちしたこの戦略の中でこのことがまあ打ち出されたというふうに思うわけでございますが、そうした半面、結果的にはやはりこの国のしたたかな、地方よりも国益、国の権限強化優先というようなところが結果としては見えただろうかなというふうに思っております。この三位一体の改革、これはまあご承知のように補助金、交付税を削減して税を財源移譲して地方に財源を回して、結果として地方に力が付くようにしたいということでございます。これはもう本当にあの辛酸をなめる悲哀を感じたわけでもありますけれども、補助金、交付税を減らされましたけれども、地方の財源は所得税から10%移動しただけだという形になるわけでございます。それから平成の大合併、これもまああの最終的には住民投票でいろいろとあの自主的に判断をした市町村が多いわけでもありますけれども、主導したのはやはり国だろうというふうに思っております。飯島町はいろいろ議論の末、最終的には住民投票で現在の町の姿ということになりま

した。それから道州制につきましてもまあ同じような考え方で、これもまさにあの言ってみれば地方切り捨てというふうに、これはもう確実にそう思っております。あのまた政府の機関としての決定ではないわけですが、いろんなあの試算の中では長野県はこの茨城の方と一緒にあったらどうだというような絵が描かれておりまして、全くこれはあの本末転倒。地方の地理的な要素や歴史や風土やそういうものを度外視したものであって、これはもう現在も全国の地方自治体挙げて大反対と、そのことがまあ通じたかどうか分かりませんが、今ちょっと棚上げという形でございますが、今後どう展開するか注目していかなければならない。まあそうしたあの考え方に立って考えてみますと、今度の地方創生法案、これはあの少し趣が変わっているのかなというふうに思います。まずあの国の方自体が、地方が疲弊すると国家がもたないというところをようやくまあ強調して、まあ気が付いたとか危機感を持ったということでありまして、あの若干評価ができるというふうに私は捉えております。まあこれは生かすも殺すもまた国の出方と地方の受け方次第という形になるわけですが、ただまあ考えてみますとこれはやはりあの、この法律の成立によってむしろボールは地方へ投げられたのかなというふうに思っておるわけです。その地方の力量が求められて、そしてそこには地方の知恵と汗が求められると、コピー的に金太郎飴的にやっただけではこれは取り残されていくだろうなというふうに、そういう考え方があります。従って今度の地方創生、取り組みについてはまあいろいろなあのこれから戦略構築をしていかなきゃならないわけですが、まあ職員はじめ議会の皆さん、それから住民の皆さんの英知を結集してより良い方向が出れるようにみんなで考えていかなきゃならないと、こういう見解でございます。

浜田議員

ご見解を伺いました。あの違うお答えだったらまた再質問しようかと思ったんですけども、思いがけなく私の認識とほぼ一致していたので、だいぶ時間短縮ができるかなと思っています。まあ現実にあの三位一体の改革の影響は、例えば13年度のこの町の施政方針を見ますとですね、その痛みがそのまま伝わるような方針でしたし、それから合併については今の町村会等の見解もですね非常に否定的なものになっているということで、やはり地方がそれだけ傷んだ経過だったのかなと、まあ道州制についても明確なお考えいただきました。まあ前の一般質問でもはっきりご意見いただいたように思いますけれども、問題は今回の地方創生法がですね、それとは全く別物かどうなのかということになるかと思えます。要するに国がこれまでの地方施策に対して何かの転換を図ったのか。それから今回の議会で非常に数多く論じられた地方の疲弊、人口減少、こういった問題に対する答えになっているかと、このところがカギかなというふうに思います。でこの法律は私もよく分からないので、いろいろな論評を見ました。NHKの解説欄というのがあってですね、これには2つの政治的な狙いがあると。その1つは、アベノミクスの恩恵は十分に地方に行き届いていなくて経済が更に厳しさを増しているのに、景気回復が遅れる恐れを解決するために経済政策上重要なんだと。もう1つは来年の統一地方選挙で成長戦略が大企業、大都市に偏っているという不満が自民党の地方組織からも出ているのでこれに対する対策だと。まあこんな解説がNHKの方から出てまして、まあこの程度の選挙目当てのリップサービスがこの法律の根拠であるならばですね、これは事実上半年間の時限立法で消えるのかなというふうに思ってしまうんです。ただ別の論評もありまして、これ日経新聞なんですけれども、この地方再生法はですね野党4党があこの反対の提案をしよう

としてたわけですね。でその中で会期末ぎりぎりの成立を実現するために、まあ次世代の党を取り込んで最後に採決したというふうに伝えられています。で次世代の党は最初は批判的だったんですが、道州制を推進するという条件を基に賛成に回ったというふうに日経新聞では解説されています。でもしこれで伝えられるように道州制に繋がる政策だとするならばですね、この地方再生法というものは地方にとって非常に厳しいものになりかねないというふうに私は懸念するわけです。で、先程あの堀内議員の質問の中で町長がお答えになったことでちょっと私気になったことがあったんですけども、コンパクトシティ、まあこれを推進すべきだという答弁がありました。で私は例えば飯島町におけるコンパクトシティの考え方というのは概ね妥当だというふうに思っています。ただあのもっと広域的にというお話があったんですね、ちょっと私は心配しているんですけども、実は道州制の変形として地域の中核都市、これをコンパクトシティの1つの姿にするということに町長が賛成であると言うならばですね、これは実は隠れ道州制導入ではないかと。例えば中核都市を伊那とか飯田に集中させて、そこに行政機能を全て集中させるということになればですね、これは隠れ合併でもあり隠れ道州制にでもなるというふうに思っているんですけども、ちょっと話は脱線しましたけれども、さっきの道州制の話がありましたのでここについての町長のお考えを伺いたいと思います。

町 長

言葉としてまあ申し上げたこのコンパクトシティなるものの考え方でございますけれども、これはあの今の飯島町に置かれておるこの現状の中で、いろんな施設なりまた産業基盤なりがバラバラでこういくということはまずいと、ある程度町民の皆さん方の利便性だとか、それから施策もやはりこう集中的に講じれるような仕組みが大事だろうと、それが飯島版のまあコミュニティシティかなというふうに思います。ただあの広域的にそれじゃ伊那市なら伊那市全部その行政を集中して、飯島、在の方は皆支所的な規模でというそういうことではございません。ただあの行政の連携というような感度の中でそういうことは今後必要であろうと、病院の経営、ごみの問題、観光の取り組みの問題、等々ですね。そういう意味で申し上げたいというふうに思っております。

浜田議員

まあひとまず理解しました。あの道州制の1段階ではないという理解だということでありまして。まあただあの広域化については私は比較的批判的ですので、まああの全くその通りかというのは別のテーマだと思っております。ところであの先程のこの創生法案に関してもう1つ論評がありましてですね、これはあのヤフー系の電子版であったり、まあダイヤモンドというまあどっちかというと財界系の雑誌かなと思っておりますけれども、こんな論評を加えています。例の地方創生会議のコメントにも関係してなんですが、問題は地方消滅してしまうという危機感をあおりですね、少子化問題や地方自治体の経営問題などを全て人口問題に置き換えてしまうことが問題であると。合計特殊出生率を急激に上げて、更に大都市から地方へ人が移動すれば地方問題が解決するといった議論になっているのではないかと。人口統計だけを軸にした地方消滅論は地方が抱える様々な問題を棚上げして、本質から目を背けさせてしまうことにも繋がりがねないミスリードを引き起こす可能性がある。まあこんなことを述べている論評もあったということでありまして。私もある意味ではそうではないかなというふうに思います。でこの指摘には耳を傾ける必要があるだろうと。でどうしてかっていうとですね、やっぱり我々地方が直面している目先の問題をどうするかということにどうしても議論が傾きがちで、それがこの本質的な問題にきちんとし

た対処療法になっているかということも本来は議論しなきゃいけないと思うからです。昔サラリーマン時代に上司から「何故然らば」ということは基本だということを散々叩き込まれたことがありました。「何故然らば」というのはいたって単純な話なんですけれども、問題に直面したときに何故かということをしちんとやらないと、然らばどうするかと本当の答えは出てこない。例えば熱が出たから解熱剤を飲めばいいというのではなくてですね、やっぱりその本質を突き止めて、あの緊急のあの対処療法もいらないと言っているわけではありませんけれども、根本的な対策をしちんと取るためにはその「何故」をちゃんとやらなきゃいけないのではないかということでした。まあ例えば穴の開いたバケツのですね穴をふさがずに、水が漏れるからといっていろいろ水を入れるだけではあの根本的な対策にならないというのと同じような話だというふうに思います。そういう意味で今回の議会で非常に議論になっている地方の疲弊、人口減の、じゃあ原因は一体何なのか。まあ対策はいろいろ議論されましたけれども、大きく言ってですね、今日はこれだけ疲弊してきた人口が減ってきた原因は何だというふうに、大局的に町長お考えなのかということについてお伺いしたいと思います。

町 長

まあ仮にあの地方っていいですか飯島町にそれを置き換えてまあ考えた場合ですけれども、やはりこれはあのここで生まれ育った若者が、1つにはあの都市へ流れていってしまって、こちらの若者構成の率が非常に下がってしまったということ。それから最近におけるこの若者の結婚観というものがいろんな要素の中で、まあこれはあの所得の向上やいろんな面もあるんだろうと思いますけれども、昔ほどシビアに捉えなくなった、これは失礼な言い方かもしれませんが、そんなようなこと。と同時にこの教育、子育てというものにやはり従来に増してその非常にお金の掛かるというようなこと。それから自立意識というものが上がってきたと。こういういろんな要素があって結婚観、特殊出生自然減ということに繋がっているんじゃないかなというふうに思います。

浜田議員

まああのある部分はそうかもしれませんが、私もっと大きな流れがあるんじゃないかなというふうに考えてみました。で今回のあの地方創生の中でひとつの大きな柱はですね、一極集中をとにかく逆転させるんだということが売りになっていたというふうに思いますので、じゃあ一極集中はどんなことになっているのかということをちょっと調べてみました。お手元の資料にもあると思いますけれども、あの私の感じたことと含めて簡単に説明したいと思います。1つはその一極集中と言われている東京都の人口の推移を横棒のグラフで示しています。1970年から2010年までの40年間の推移です。これを見ると意外なことにですね、実は一極集中していないんですね。2000年まではほとんど横ばいというグラフになっています。で問題は意外なことに2000年からですね、5年おきにですね50万人位ずつ人口が増えると、まあ20年経てば長野県の全人口を吸収する位の勢いで、東京都がですね人口が増えているということがあります。これは意外でした。でまあそうは言いながらも実は首都圏全体では人口は当然増えているわけですね。どうやって増えたのかというと、例えば南関東、神奈川、埼玉、千葉ですね。ここの3県の人口増こういうグラフで見ると実は東京都と全然違って、急速に増えています。で、この初年度の、一番最初の年の1970年にはこの3県の合計が大体1,300万人位でした。それが2010年には2,300万人、つまり1,000万人、長野県の5倍の人口がですねこの間この南関東の3県に移動したと。その結果東京都も含めて3,500万

人位の日本の人口の4分の1以上を占める大都市がここに形成されたということが分かります。じゃあ何故その東京は最後の2000年以降増え始めたのかというのは、まあよく私も分からないんですけども、その前にあの東京の人口分布がどうなっているかというグラフもありましたんで、併せてお示ししています。これがそうですね。縦棒です。非常に面白いというのはまあ評論家的な言い方なんですけど、緑色がですねあの全国平均、でそれに対して赤色が東京都の人口分布を示しているものです。極めて特徴的になっていて、20代から45歳位までがですね全国平均をはるかに上回る人口になっている。でそのくせ一方では20代までの人口はですねかなり全国平均を下回っている。先程町長がおっしゃったまあ結婚観ですとか、あるいは経済、所得の問題で子どもを産めないとかいうあたりがある意味では非常に東京都の歪みというのはここに出ているのかなというふうに、これを見てつくづく思った次第です。でまあいずれにしても最後の5年間に何が起こったのかというのはまあ詳しくは調べられなかったんですけども、ひとつ影響がありそうだなと思ったのはこちらの縦棒積みのグラフです。でこれは一体何を示しているかというので、2つ示してまして、1つは東京都の21階以上の高層ビルがどれ程の勢いで伸びてきたか、これは2000年以降ですね。それからもう1つは矢印になっていますけれども、全国の行政投資、つまりあの事業ではない普通の公共投資ですね。これの東京都の比率がどうなっていたかということなんですけど、7.4%から11.3%まで増えている。つまり全国の中でも桁違いにインフラに対する投資がですね、東京においては行われたということをこれは示しているんだろうと思っています。で具体的に私も記憶の中にあるだけでもですね、外環自動車道、1メートル1億円と言われる外環自動車道の建設ですとか、それからあの勿論高層ビルを建てるに当たっての様々なあの規制緩和などが行われたとかですね、また後でお話申し上げますけれども、高速道路の普及だとか、それからあの思い起こしてみれば大深度を回っている大江戸線という地下鉄もこの時期にできているんじゃないかと思います。つまり今東京は自らをスクラップ・アンド・ビルドすることによってですね、更に人口吸収力を進めているという構図がこの中から見えてくるし、それを都も政府も後押しするような政策を次々に発動してきたというのが、東京都のこの15年間の人口増の実態ではなかろうかというふうに私は思ったわけです。もう1つが高速道路です。これはあの圏央道が中央道と繋がって八王子インターができたというニュースでですね、思わず私も興味を持って地図を開けて見て実は愕然としたので、この地図に載せてみたわけですけども、外環の更に外側にですね高速道路網ができたということです。で私はこれを見た途端に、これはもう地方はダメになるなというふうに実は直感的に思いました。どうしてかっていうとですね、あの例えばこの中央道から江の島といいますか相模湾、湘南海岸に至る地域というのは、今まだ田園地帯です。で距離からいうとちょうど伊那から飯田位の距離ですね、幅は飯田市よりもっと広いと思います。で、その西側には丹沢山系というまあ比較的低いけれども山脈が広がっていてですね、極めて気候的にも暮らしやすい地域が、これまであんまり開発されずにいたものがあの高速道路によってですね急速に市街化される可能性が増えてきた。しかもなおかつ埼玉県と神奈川県が繋がるということにもなります。ここには高速道路以外にも実はあの鉄道はありました。飯田線に劣るとも優らないという相模線というJRの線がありましてですね、2時間に1本位のディーゼルが走っていて、しゃがみ線と違って揶揄された時代もあったんですけど、実は今は非常にあ

のおしゃれなJRの線になっていて、しかもその終点の橋本がすねりニアの駅になるんじゃないかということになります。ですので私この地図を見た時に、更にその首都圏にはすねり巨大な人口吸引力が生まれたんじゃないかというふうに感じたわけです。でまあこの渦巻きとかブラックホールとか、もう全ての人口を呑み込みかねない、そういう地域が出現している時に、地域が自分たちでどうやって人口を吸収するかという、身を守る術だけではすねりこの巨大な流れを止めるわけにはいかないんじゃないかというふうに思ったわけです。で、勿論その町を発展させたいという議員も含めて私もいろんなあの微力な努力もしていますけれども、その熱い心臓と同時にすねり、こういった大きな動きを冷静に見つめて、どうやって対応するかという冷たい頭脳もないと地域の再現は図れないんじゃないかということをつくづく感じました。でそういう意味であの私はまずこの一極集中を止めるというのであれば、地方がどうこうするという前にすねり、政府自身がこの一極集中を止める姿勢を自ら宣言すべきではないかと、それなしには地方の再生は図れないというふうに思いますけれども、町長としてはどういうふうにお考えでしょうか。

町 長

まあこの今のグラフの資料、見せていただきまして、まあ一極といいますか東京周辺も含めて人口流入がずっと長い間に亘ってこう進んできた、まあそのことに対応するためにインフラをはじめとして受け皿としての整備を余儀なくされてきた、その繰り返して現在の姿ということは十分またあのその通り理解できるわけでありまして。でようやくまあここへきて、ひとつこれでは逆に、今後あの都市部におきましても今の若年層がいずれ高齢化するわけでありまして、超高齢化はむしろ都会から始まるというような見解もあるわけですし、で、今この時期に遅まきながらこれをバランス感覚の中で国土を形成していくということによりやく気が付いた、気が付いたという言い方は失礼ですけれども、政府の重点施策として取り組むということになったことはあの大変意義あることだなというふうに思うわけでありまして。で、この創生法案の中身にも触れるわけでありまして、国がまずそのひとつの考え方を示して、そのボールを地方に投げて、そしてその受け皿を地方も考えると。それぞれの戦略プランというものを立てて、そこにはあの地域がそれぞれの同じあの条件ではないわけでありまして、地域に合った形の中でその国の支援というものがないと、同じ制度なり交付金なりの餡だけでこれはできるものではないというふうに思っておるわけでありまして。で、そこにはあのきめ細かい国のひとつの覚悟を持ったひとつのきめ細かいひとつの支援というものがなされなければならない。そういうことはあの今までもこれはあの全国町村会の中でも求めて今要請をしてきておりますけれども、いずれにしてもこれは人口増の問題にしる、大きいベルトの動きでないと地方が小手先だけでいくら知恵を出してもできないということでありまして、国がもう本当に覚悟をもって地方に手を差し伸べない限り難しいということですので、この辺を強力にまあひとつ要請していきたいと考えております。

浜田議員

あの私が申し上げたかったのは、国がすねり今まで様々な緩和措置で都市への集中を後押ししてきたわけですから、それをストップするということを強く求めるべきではないかというふうに思うわけで、まあそれに対する町長の見解を伺いたいということでありまして、いかがでしょう。

町 長

まあそういうことで申し上げた内容でございますので、当然今度は資金的にも考え方の上も地方へシフトすべきだというふうに思っております。その結果としてやっぱりあの人

口移動もはじめて、企業の方の移動も含めて可能だろうというふうに思っております。

浜田議員

ちょっとあの話は横道に反れるわけですが、実はあの先程の、まち・ひと・しごと創生法によればですね、各地方自治体が閣議決定された戦略に基づいて個別戦略を打ち立てなければいけないと。それについては当然目標も設定してですね、その推進状況も報告するんでしょうかね。まあそんなような作業が付け加えられると思います。そこで多分この作業というのは後期基本計画の策定とオーバーラップしたり、それから後期基本計画の内容ともですね当然非常に強い関係を持つことになると思うんですが、まあその業務負担も心配されますけれども、あの基本計画とこの創生法との関係を町長としてどのように取り扱おうとしているのかお伺いしたいと思います。

町長

あのちょうどまあ時期的に、この法律に基づいて国のあの戦略的な構想というものは今月のうちにも出されるというまあ日程で今進んでおるようでございます。ただまあこうした選挙が入りましたのでその辺どうなるのかなというふうに思いますけれども、これを受けてあのそれぞれの都道府県、それからまたそれとの整合を図りながら市町村と、こういう形でまあ降りてきて、これはあの地方自治体は任意の規定では一応法律上あるわけでございますけれども、これは当然のことながらこれは受け皿を作っていかなきゃならないという形でありますから、あの精力のいる話なんです、逆にこれがこれからの町の生きていくひとつの指針になるわけでありまして、何としても作り上げなきゃならない。そこにあの後期計画が、これは次の28年度からでありますけれども、であの今の戦略的には27年度中にまあ作り上げなければならぬだろうというふうに思っております。それから後期計画の方はこれは28年からスタートするという形でありますので、その準備はもう春過ぎから始めていくと、現在アンケートとっておりますがその一環であるわけでありまして。ちょうど重なるわけでありまして、ある意味これはひとつの考え方を絞った統一した考え方の中で進められるのかなというふうにも思いますが、ただあの後期計画の方が期間的にもあの5年という、まあ戦略的が5年よりもっと長いかもしれませんけれども、そういうこの時差的なものをどう調整するかというようなことと、それから少し範囲が後期計画の方が広がるのかなというふうに思います。もっとあのいろんなあの教育や文化やその辺まで総合的に盛り込むのが基本計画でありますから、この集中的な地方創生のいわゆる活力的な部分の戦略とはちょっと違う部分があるかもしれませんが、その辺をどう調整するか。またこれはあのいろいろ指針も示されると思いますので、それらを考えてやっていかなきゃならないと、同時にあの策定していくのが人口ビジョンという部分でもありますので、これはあの創生戦略とセットになろうというふうに思っておりますので、重ね合わせた上で、まあ期間的には基本構想審議会いろいろありますが、その辺をちょうどまあタイミングが同じでございますので重ね合わせてやっていくのがいいかなというふうに今思っておりますけれども、いずれにしてもそういう歩調の中で進めてまいりたいというふうに思っております。来年がひとつの大きな節目だろうというふうに思います。ただあのそれ以前にもこの創生法の創立と同時に新年度予算にもある程度反映していくようなものも出てきておりますので、それは遅れることなくまあ取り組んでいかなきゃならないと、そんな考え方でございます。

浜田議員

せっかくご紹介がありましたので、その新年度予算に反映されるというのは大体どのような項目でしょうか。

町 長

まあこれはあの今度の創生法のひとつの基本的な考え方の中にもあるわけですが、やっぱりあの特殊出生率を上げていくということと、それからあの都会人口を少しでも地方へ流入していくと、それでその受け皿を仕事場の確保という形で実現していくというひとつの考え方と、今町が新年度予算の方で編成をしておる重点項目とほぼまあ重なるわけでありますので、そのできるところから予算へ反映していきたいということで、特にあの子育て支援、定住促進の方には少なからずとも予算を割いてまいりたいというふうに考えております。

浜田議員

まあ大体流れは分かりました。で、一番基本はですね、先程まあ煮え湯を呑まされたとおっしゃっていましたが、そういった三位一体の改革や、まあかなり強引なあの市町村合併の流れと同じような流れに乗ることがないように、町の自主性を持ってこの流れに的確に対応していただきたいと思うわけでありますけれども、あの実はこの法案を見た時にですね、これに似た趣旨の昔の国の施策をちょっと思い出しました。自ら考え自ら行う地域づくり事業というのが昔あったんですね。多分こういうふうに言ったらほとんどの方は覚えていないと思うんですけども、別名、ふるさと創生 1 億円事業というやつです。各市町村にですね 1 億円ずつ配ってまあ好きなように使ってくださいというやつで、ちょうどバブル期の絶頂に全国の市町村に 1 億円を交付して、多分当時は大体 1 兆円ぐらいの余剰が地方交付税にあったものですから、その内の 3,000 億円ぐらいを支出したと。でまあその結果は様々ですね、あの四国では林業会社を設立して 60 人位の雇用を作ってまあそれがかなり続いているとか、それから九州では 1 村 1 品運動をかなり大規模に展開したとか、まあそういうどっちかっていうと事業を起こしたところがうまくいったようなイメージですね。それから預金して利子で 6,000 万貯まったとかですね、それから自治体初の風力発電を作ったとか、で、もう少し笑ってしまうのは日本一シリーズを競い合っ、ちょうどニューヨークと同じ緯度だったので日本一の自由の女神の像を建てたとかですね、それから日本で一番大きな滑り台というのを作ったんですけども 3 日後に日本一ではなくなるとか、それから村営キャバレーを作ったんですけども赤字で閉鎖したとかですね、学校に巨大な電光掲示板を作ったんですけども維持が大変で 300 万で売ってしまったというのはありました。まあ宝くじにして無くなったというのもまあ真理のほどは分かりませんが、まあいづれにしても成果から失敗までいろいろあったわけですから、総務省は何の検証作業も行わなかったしですね、まあ評価も様々だということです。で評価も様々なんですけれどもこの時の事業について、ただ私が思うに確実に言えることがいくつかあってですね、1 つはあの地方が抱える問題の分析の上に根ざした政策ではなかったというふうに見えます。それからバブルを背景に国が上からあてがった政策に過ぎなかった。それゆえに非常に具体性が乏しかったんでバラマキに終わってしまった。それからこの政策がですねその後の地方の大きな流れを生み出すには至らなかったと、まあそんな程度の政策だったんじゃないかなというふうに思っています。ただ実はこの政策を推進したのは当時の竹下首相なんですけど、政策の提示の前にあの実は首相はですね、実は私が結構共鳴できる本を出しているんですね。そこで日本には 4 つの過剰があるという指摘をしています。ご紹介しますとですね、工業への過剰依存だと、要するに農業とかその他じゃなくてひたすら工業に走っているのではないかと、もっと創造的な産業への転換を図るべきだと。それから 2 番目がですね輸出への過剰依存だと。で豊かな国として内

需の拡大を進めるべきだと。それから若者文化への過剰依存ですね、そうではないだろうと。各年齢に行き渡る社会をつくるべきだろうと。それから4番目がこれが面白くてですね、東京圏への過剰依存だと。で均衡ある多極分散型国土の形成だと。こういう意味では竹下首相というのは随分先見の明があったのかと、それが25年間なんで実現しなかったのかというのが、つくづく不思議だというふうに思うわけです。でただあの当時と今回と大きく違うのは、当時はあのバブルということもあってですね国には十分な余裕があって、その中での1兆円の中のバラマキだったということですけども、今回は一体いくらなんですかねこの創生、1兆円とも3兆円とも言われていますけれども、実は非常に厳しい財政状況の中での施策になると思うんですね、それ以上のリターンを良くも悪くも求められるのではないかなと私は思うわけです。先程町長にあの地方が疲弊したあの理由をどうお考えになっているかというふうに伺いましたけれども、あの実は一昨年、上伊那の議員研修会で町のふるさと大使の岩間さんですねサッポロビールの、をお招きした時の講演が私は非常に印象に残ってました。で、岩間さんの講演の中で一番最後にまとめられたのがですね、地域を支えるのは3つの要素だと。FとCとEだということをおっしゃっているんですね、順番がどうだか忘れちゃったけれど、FというのはFOODで、要するに食料といいますかまあ1次産業と言い直してもいいかもしれませんけれども、まあ飯島で言えば農業。それからCというのはCARE、要するに医療・介護、でEというのはENERGYでまあ自然エネルギーとかそんなことかな、これがまあ地方が生きていく上でのキーワードだというのが岩間さんが最後におっしゃったことでした。私も町を活性化させる一番根本に据えられるべきはこの3つの要素かなということで、非常に共感するわけです。これがなければなかなかその小手先の施策だけでは町の活性化、人口増というのはなかなか苦しいだろうと。ただ現実にはこれは非常に大きな障害と町は向き合っているわけですね。町長も多分同じ意見だと思いますけれども、例えば農業についてはTPPが非常な脅威になっている。それから医療・介護についてはまあ一般質問の中にもありましたけれども、介護問題、様々な条件が削られたりですね、それから介護報酬が上がらないままで介護の人員不足が起こっているとか、それからこともあろうに今、国はですね病院のベッド数の削減をしているわけですね。そんなことをすれば患者が増えるということで。ということで、それからエネルギーについても最近はその九州電力の買い取り拒否をはじめとしてですね、重点は地熱だとか洋上風力とか巨大企業でないと手を出せないところに話がいってしまっていて、われわれもいろいろ取り組んでいますけれども、水利権だとか、これも町長がよくご存じだと思いますけれども、その電力買い取りの様々なネックだとかですね、地域が本当に必要としていることに対する障害が取り除かれていない。それからもう1つは議長会の研修が今年もあったわけですけども、そこでも若者が、あのヨーロッパでは回帰しているけれども日本で回帰しないのは何故かという講演が東大教授からありました。その理由はですねヨーロッパでは地場産業があるからだ。小さい企業でもプライドを持って地域に地場産業を起こしているんだけど、日本はそれがいないために地域から出ていった若者達が戻ってこないんだという大きな指摘をしておりますけれども、まあこれについてもですねあの本店法が廃止されて地域の商店街が失われたり、あるいは海外移転が強力に進められて地域の工場がなくなったりですね、様々な障害があるというふうに思っています。それから先程ちょっと東京都の人口問題で申し上げましたけれども、

不安定雇用がですねやはり地域、中央問わずまあ大きな問題になっていると。実は飯島にもかなり働きに来ている人はいるんですよ。ただ私が直接関わった人の中にはかなり深刻なケースが多かったです。町内で一時あの派遣切りをした会社に戻ってきたというか、愛知県からあの来た方がいらしたんですけれども、それは結局派遣なのでいつまでここにいるか分からないと。それから東京から来た方もいらっしゃいましたけれども、派遣の期限が過ぎてしまえばそれで戻らざるを得ないと。しかも会社が変わるわけですから月末になるまで給料が出ないんで、それまでの間何とかしてほしいということで、これまでも町長や議長にいろいろ支援をいただいていますけれども、あのそういう不安定雇用のサービスのところにやって来てですねそんな実情を話してくれましたけれども、そういうその雇用の不安性という問題も横たわっているというふうに思っています。そういう意味で先程も申し上げましたけれども、あの岩間さんの講演なり、何なりというのは町の政策に私はかなり近いというふうに思っていますけれども、それを推進するに当たってはですね、あの国の施策、この障害になっている施策を強く取り除かないと、本当の意味で我々の飯島町が推進しようとする施策に向かっていけないのではないかと。ですので中央政府の誘導策にどう上手に乗るかというそういう話ではなくてですね、地方の主張をもっと明確にすべきじゃないかと、で市町村長会も今回の政策に対して一定の表明をしていますけれども、まだまだ非常に遠慮がちですね、逆にこの創生法に対しては町はその地方の要求を中央政府に呑ませると、その位の覚悟で主張すべきではないかというふうに思いますけれども、この点について町長の見解をお尋ねしたいと思います。

町 長

まあこれまでの地方に対する国の政策も含めてですね、それで今度の新しいまた感度、取り組みでの地方創生のそれぞれの国の考え方、つい11月の中頃に全国町村長大会が今年もございました。またあのインターネットで見いただきますと、例年にも増してこの地方創生に対する特別決議というものが採択をして強力に要請しております。かつてのこの合併、道州制、三位一体、言葉としてはそういうふうにはなっておりますけれども、経験を踏まえてこのアメとムチの裏打ちされた形で地方をこの創生しようと思ってもそういけないという、この考え方が顕著になって流れておるのでご覧いただきたいと思っておりますけれども、それでそこにはあの地方も頑張るけれども国がやはり基本的なところは財源も含めてきちんと押さえてですね、手を差し伸べないことにはこれはできないという1つの宣言をしてございますし、それから地方にとってもいろいろあの地理的にも地勢的にも、それから人口的にも数百人の村から何百万人の市まであるわけでありますので、同じその金太郎飴的な施策で手を差し伸べてもこれはダメだというようなことも強調しておりますので、きめ細かいこの地域地域に合ったひとつの交付金の、まあ額の問題もありますけれども、財政支援、それからその制度の設計の部分についてもですね、同じようなあの通り一遍的なコピー的なものでなくて、きめ細かいこれはまたあの地方の事務局を通じて県を通じたりして、その特殊性というものをよくまあ把握した上で対応してほしいということの、そんなような考え方が随所に流れて決議してございますのでまたご覧いただきたい、まさにそういうことであります。従って今度の地方創生、少し今までの国の政策とは、まあこれは期待先行ということもあるわけでありますけれども、今度こそまあ真正面からそのことがして、それで地方はそれを受けてやはり地方の力量も問われる場面だということに思いますので、どうかひとつその辺のところをご理解いただいて、議会の皆さん方も町

民もひとつ一丸となった生き残りと言いますか、活性化を掛けたひとつの地方創生づくりにご協力をいただきたいというふうに思っております。

浜田議員

まああの確かに地方創生の推進に関する特別決議ですね、国においては人口減少、少子高齢化に対する国全体のグランドデザインを描いて、構造的な問題に抜本的な対策を講じるようにと、それから施策を財政的にも制度的にも支援するように、それから地方交付税を充実するように、まあそんなことが書いてあることは私も承知しています。で、それと同時に、しかしながら私はそれだけでは不足ですね、これまで進めてきた本当の障害を取り除くということ、1つは地方自治体がもっと強く主張すべきだということが1つ、それからもう1つはですね、今回もしかしたら相変わらず上からなんですね。国がああビジョンを描いてそれを地方が消化すると、これは全く地方自治体に対してですね順序が逆ではないかというふうに思います。ですので本来、まず地方の声を聞くところから始めるべきだと。それからこれまで障害になっていくつかの施策、これを取り除くということ。それから一極集中に対しても具体的なその政策をですね国が実施するという事を明確に求めること。これが必要ではないかと思えますけれどもこれに対する町長の見解をお伺いして質問を終わりたいというふうに思います。

町長

まああのそういうことかと思えますけれども、ある意味今度の地方創生のこの考え方が出てきたというのは、今までのあの長い積み重ねの中で、まあ地方がいかに自立をしていくか。その考え方は国が真剣に示せと、こういう流れの中でようやく国が腰を挙げたというふうも私も捉えておるわけでありますので、期待したいと思っておりますし、また今お話のあったような真に自立できるような、まあ規制緩和の問題もいろいろあるでしょうけれども、国の権限強化のみならず、だけでなくですね、地方へそうしたことも移譲するような形の中で、そうかといってあの道州制がいいとかそういうことではございませんけれども、そういうことを一層また声を高くしてお願いしてまいりたいというふうに思っております。

議長

以上で本日の日程は終了しました。本日の会議を閉じ、これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時11分 散会

平成26年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成26年12月15日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 2号議案 飯島町特定地域型保育事業の設備及び運営の認可基準に関する条例

日程第 3 第 3号議案 飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例

日程第 4 第 4号議案 飯島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

日程第 5 第 5号議案 飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 請願・陳情等の処理について

日程第 7 議会閉会中の委員会継続審査について

平成26年12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成26年12月15日

追加日程第1 発議第12号 「農林水産業・地域の活力創造プランの見直しによる農業改革を求め
る意見書」の提出について

追加日程第2 発議第13号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見
書」の提出について

追加日程第3 発議第14号 「介護従事者の処遇改善を求める意見書」の提出について

追加日程第4 発議第15号 「政府による緊急の過剰米処理を求める意見書」の提出について

追加日程第5 発議第16号 「特殊詐欺被害を防止し、町民の安全と安心を確保する決議」につい
て

追加日程第6 発議第17号 「国による森林整備の推進を求める決議」について

追加日程第7 発議第18号 「国による森林整備の推進を求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番 北沢正文	2番 坂本紀子
3番 本多昇	4番 中村明美
5番 浜田稔	6番 久保島巖
7番 橋場みどり	8番 竹沢秀幸
9番 三浦寿美子	10番 折山誠
11番 堀内克美	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者														
飯島町長 高坂宗昭	<table border="0"> <tr> <td>副町長</td> <td>箕浦税夫</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>鎌倉清治</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>大久保富平</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>吉川秀幸</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>唐沢隆</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>紫芝守</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>湯沢範子</td> </tr> </table>	副町長	箕浦税夫	総務課長	鎌倉清治	住民税務課長	大久保富平	健康福祉課長	吉川秀幸	産業振興課長	唐沢隆	建設水道課長	紫芝守	会計管理者	湯沢範子
副町長	箕浦税夫														
総務課長	鎌倉清治														
住民税務課長	大久保富平														
健康福祉課長	吉川秀幸														
産業振興課長	唐沢隆														
建設水道課長	紫芝守														
会計管理者	湯沢範子														
飯島町教育委員会	<table border="0"> <tr> <td>教育長</td> <td>山田敏郎</td> </tr> <tr> <td>教育次長</td> <td>北原英利</td> </tr> </table>	教育長	山田敏郎	教育次長	北原英利										
教育長	山田敏郎														
教育次長	北原英利														

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮沢卓美
議会事務局書記	市村晶子

本会議再会

開 議
議 長

平成26年12月15日 午前9時10分

おはようございます。

町当局並びに議員各位には、大変ご苦勞さまです。

本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会において、提出案件また付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。

去る5日の本会議において各委員会へ付託いたしました条例案件4件、請願・陳情案件4件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書、並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いを申し上げます。

それではこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 諸般の報告を行います。

議会閉会中に各委員会の視察研修が実施されておりますので、各委員長から報告をいただきます。はじめに総務産業委員会からお願いします。

北沢総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会から視察の報告をいたします。総務産業委員会では26年10月8日、9日にかけて栃木県茂木町を中心としたところへ視察研修を行ってまいりました。茂木町でございますけれども、ここはバイオマス構想を発表しておりまして、竹林からの里山整備や堆肥施設、それからその他のバイオマスの実現を図るという構想を進めているという町でございます。それから道の駅茂木がありまして、そちらの方も視察をしてまいりました。また、時たまこちらの方にお住まいになっている内山芳朗氏との懇談を行ってまいりました。それから世界文化遺産である富岡製糸場、こちらの方も視察をしてまいりました。最後に、帰る時にアンテナショップいいじまマルシェ、三鷹のマルシェのちょうど改造中ございましたので現状を視察してまいりました。

まず茂木町でございますけれども、地の利としては非常に良い場所にある町でございます。東京から100キロ圏内、栃木県南部に位置して、那珂川、中川村の中川ではなくて那須の那の那珂川でございますけれども、こちらの方の川には天然のアユや鮭が遡上するという川でございますけれども、この茂木まで上がってくるというお話ございました。標高は83メートル、役場の位置でございます。最高がまあ山の一番高いところでも533メートルというような地勢でございます。人口は14,448人でございますので飯島より若干大きいというところでございますが、産業構造は第1次産業が12.4、第2次が31、第3次が56.6%というような構造を有しておりまして、町の面積が172.71平方キロで全体の70%を山林と、こういったところは私どもと似ているところで

ざいます。まあちなみに中山間地の交付金が1億円あるという話を聞きまして、いや、こんなところであるのかなと思いましたが、まああの棚田の有名なところでありまして、まあそこら辺まではちょっと視察できなかつたわけでございますけれども、そんな感じでございます。まああの第3次産業が大きいのはモータースポーツ施設、世界有数の大型施設をツインリング茂木、これはあのホンダのモーターサーキット場のようにありますが、まあこういったのがありまして年間70,000人程のそういったファンが訪れるというような話がありました。まあそういったところでございますので、まあ道の駅の売り上げが年間7億円ということでございまして、町長が一般質問にお答えしたところによりますと、まあ将来、農産加工施設を造って10億円を目指したいと、また雇用としてはまあその関連で100人を雇用したいというような構想を打ち出しているようでございます。

一番主眼でありますバイオスタウン構想の関係でございますけれども、平成13年に農林課土づくり推進室を設置をいたしまして、美土里館、これは堆肥の施設でございますけれども、この運営、それからバイオスタウン構想の実現を目指して町農林課、保健福祉課、JA、地域住民と協力して各種事業を進めているとこういった内容でございます。美土里館の運営の中では環境保全型農業の推進、ゴミのリサイクルの推進、農産物の地産地消体制の確立、森林保全の推進とこういったような事業を行っているということでございまして、職員が常駐しこの施設を運営しておりました。美土里館では、まあこの町にはあの畜産農家が数件あるもんですから、まあその牛糞なりの汚物を処理するとこういったことが一番元の施設でございますけれども、牛糞それから一部の町の中の生ごみ、それから山の落ち葉、籾殻、おが粉、まあこれを90日間で製品化して販売をしているという内容でございました。収集方法や何かについては細かい聞き取りをしておりますけれども、今日は省略をさせていただきたいと思えます。それからもう1つこの美土里館では竹林の活用ということで、この中川、飯島でも行っておりますけれども、竹をまああの微細な粉にしてそれを乳酸発酵させて使うと、竹林の整備とそれからこの堆肥の中へ混ぜることによってその効果を表すとこんなような事業も行っておりました。これについてはあの非常に効果があるということでございますけれども、効率を良くするために肉厚の孟宗竹を使っているというような内容でございました。それからまあ費用対効果と環境貢献の段階でございますけれども、まあこの施設の運営についてはまあ町の職員も派遣してそこで運営していることからして、全体の経営については金銭的には赤字であるということでございますけれども、まあ環境保全、それから健康増進、これはあの美土里館、堆肥の活用による生産販売や山の落ち葉集め、これをあの地域の皆さんにお願いして買い取りをしているわけでございますけれども、まあそういったことによる健康増進、それから環境負荷の軽減、これは生ごみを焼却しないでこの施設で処理をするということによりまして、広域の負担金が縮減されているというようなこと、それから農家支援としては学校給食への年間15品目の食材の提供、それから、美土里堆肥栽培農家農産物の認定事業ということで、美土里シールを張りまして、まあこういったこの堆肥でできた産物であるという循環型のサイクルを作っていると、そういったことでまあこの効果が5,000万円程見込まれるので、まああの具体的な直接的な経費ではなくて全体を見回すと効果が上がっていると、こういう評価をしているようでございます。また一部には食用の油、廃油ですね、これを処理してバイオディーゼル燃料もこの施設では作っておりました。まあ当面はあのそ

の施設の車の使用だけに限られているようでございます。まああのいろいろ課題はあるわけでございますけれども、この美土里館の運営を通じて循環型農業を実現をしているという内容でございました。

それから2番目でございますけれども、内山芳朗氏との懇談の関係でございます。内山芳朗氏でございますけれども、飯島町のふるさと大使の斎藤さんの長年の親友でございます。この紹介によりまして内山さんと飯島町が交流をしているという内容でございます。時たま栃木県の大田原市に在住でございましたので、お行き会いをし、お話をしてきたわけでございます。内山氏については東急ホテルチェーン在籍中に日本人初の総支配人として海外へ赴任され、以降、東南アジア海外ホテルに30年間在籍した実績がございます。まして、ホテルマンのパイオニアというふうに言われておりまして、日本人の旅行者やビジネスマンに親切なゼネラルマネジャーとして有名であるということでございます。特にあのシンガポールについては非常に造詣の深い方でございます。いろんなお話をお聞きしてお互いにまあお話し合いをしてきたわけでございますけれども、特にインバウンドについて長い海外のホテル総支配人のご経験から飯島町にアドバイスをいただけるのではないかとこんな期待を持ったわけでございます。で、その話の中で特に私まあ個人的か、行った皆さんもお感じになったかと思えますけれども、まあこういったあのインバウンドの事業を進めるにあたって、その大きな投資から入るのではなく、心を込めた内容を相手に伝えるところからこういった事業を進めるのがよかろうというようなアドバイスをいただいたわけございまして、先の一般質問にもまあ外国人に対するパンフレットの質問等が出されておりますけれども、そういった内容のアドバイスをいただいたところでございます。

それから世界文化遺産、富岡製糸場でございます。これについてはあのご承知のように今回世界遺産に登録されたわけでございますけれども、まあ飯島町の伊那県ができたのは明治4年前後のことございまして、この富岡製糸場ができたのは明治5年でございまして、ちょうど飯島町が、まあ伊那県が廃止をされた頃、国の政策によってこの富岡製糸場ができたということございまして、その地域にまあ富岡製糸場ができたということについては、まあ外国人の指導者こういったものを地域が受け入れたこと、それから亜炭これはあの燃料になるものでございますけれども、これが近くで産出されたこと、それから養蚕が盛んな土地であったこと、用地の確保、水の確保が容易であったこと、まあこういった条件がそろいまして国策によってこういった製糸場ができ、その後引き継がれて現在までその建物施設が残っていると、こういった条件が整って現在世界遺産になったとこういった内容でございます。まあ長野県とも深い因縁がございますのでまた機会がありましたら皆さんもご覧になって研修されるといいかと思えます。

それから最後に、いいじまマルシェに寄ってまいりまして、まあ三鷹の駅の近くでありその前の通りが今後都市計画道路ということで、この都市計画が実施されれば店舗前には2メートルの歩道がついた立派な12メートルの道路が整備をされると、こんなような将来性についてお聞きをしてまいりました。以上でございます。

議 長

次に議会広報委員会からお願いします。
中村議会広報委員長。

議会広報
委員長

それでは議会広報委員会の視察研修報告をいたします。11月18日、19日と全国町村議会報コンクール受賞歴のある2つの議会を視察しました。1日目の大口町は愛知県の北西部に位置し、国道41号によって岐阜県や名古屋方面に直結しています。企業の進出もあったことと同時に名古屋市へのベッドタウンとして県営住宅の建設も進められ、人口も平成10年に20,000人を超えてから年々増え、本年4月現在では22,882人と増えています。そのこともあるのか不交付自治体でもあり、一見羨ましい思いにかられる感を抱きました。議員定数は15人、議会構成は総務建設常任委員会、文教福祉常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会となっていました。広報常任委員会は平成16年の優秀賞受賞からほぼ毎年受賞しており、編集内容へ興味を抱いて研修に臨みました。議会広報の位置付けとしては発行の根拠となるものは制定していない。議会広報の存在意義は単なる結果のお知らせでなくプロセスのお知らせにあると考えている、とのことでした。注目したのは議会アンケートの方法です。アンケートは町イベントのふれあい祭りでを行い、並行して議場体験や議会報の表紙に集めた写真を公開し、欲しい人に提供しているとのことでした。町民に議会をより身近に感じてもらうための知恵を学んだ次第です。改めて議会アンケートをしても回収には困難ですが、イベントを活用した取り組みは大変参考になりました。

2日目の京都府の久御山町は京都盆地の東西中心線にあります。北半分は稲作地、工業団地が数多くあり、有名な企業も数多く1,700以上全体では工業があるとのこと。国道1号線が町内を通っていることから農業、商工業の流通にも大変機能的な環境となっています。またこの久御山町も不交付自治体でした。議員定数は14人です。議会だよりでは平成25年に第130号の表紙グランプリ賞を受賞されています。表紙の久御山の文字を子どもたちに書いてもらう発想は大変素晴らしいと思いました。まさしく子どもまでもが広報に参加して町民にはほほ笑みかけているように見えます。心和む表紙のいきさつには表紙から手にとってもらおうようにとの心からその発想が生まれたとのことでした。その他、一般質問の工夫など編集での取り組みを学ばせていただきました。議員一同、今後の編集にこの視察内容を検討しながら、当町の議会だよりの編集作業、またより多くの町民の皆様手に取っていただき、愛されるよう取り組んでまいりたいと思います。報告は以上です。

議長

各委員会におかれましては視察研修大変ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。

ここで議事進行についてお諮りします。条例案件、請願・陳情案件につきましてはいずれも各所管の常任委員会へ審査を付託しております。そこで条例案件につきましては委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、議案ごとに討論・採決を行いたいと思います。また請願・陳情案件につきましても委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

それでは日程第2 第2号議案飯島町特定地域型保育事業の設備及び運営の認可基準に

社会文教
委員長

関する条例。

日程第3 第3号議案飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例。

日程第4 第4号議案飯島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例。

日程第5 第5号議案飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例。
を議題といたします。

本4議案につきましては社会文教委員会に審査を付託してありますので委員長報告を求めます。

竹沢社会文教委員長。

去る12月5日本会議におきまして当委員会に付託されました4つの条例案を審査するため、12月11日委員会を開催をいたしました。まず、第2号議案飯島町特定地域型保育事業の設備及び運営の認可基準に関する条例について、関係職員の説明を求め慎重に審査いたしました。結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定しましたのでここに報告いたします。主に出された意見は次の通りであります。子ども子育て支援法が成立し、飯島町が良い保育をしていくことが大切。それから法律では市町村は最低基準を向上させる努力が必要としており、毎年度事業総括し未満児保育などの要望に応じてほしい。民間事業者が保育ができるのはよいが、子どもが儲けの対象にならないようにしてほしい。保育の多様性があってよい、条例でいう外部評価などを行うべきだ。などでございます。

次に、第3号議案飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について、関係職員の説明を求め慎重に審査いたしました結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定しましたのでここに報告します。主に出された意見は次の通りであります。現在、未満児保育の待機者があるので運営基準に沿った対応をすることを求める。細かいところまで行き届いた保育の実現を求める。子どもの虐待防止など条例で明確化されている。保育のあり方で密室型についてはチェック機能を果たしてほしい。であります。

次に、第4号議案飯島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例について、関係職員の説明を求め慎重に審査しました結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定しましたのでここに報告いたします。主に出された意見は次のとおりであります。児童の安全で災害時への対応を明確化してほしい。また現在長期休暇以外は1箇所での実施であるけれども、七久保での実施も検討してほしい。職員が一生懸命対応しているので働く条件の改善を求める。以上であります。

次に、第5号議案飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、関係職員の説明を求め慎重に審査した結果、お手元の報告書とおり可決すべきものと決定しましたのでここに報告申し上げます。条例案につきまして特にご意見はございませんでした。

以上、社会文教委員会の審査結果報告といたしますので原案通りご議決いただきますようお願い申し上げます。

議 長

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

- (なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。
以上で本4議案にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これより案件ごとに討論・採決を行います。
はじめに第2号議案飯島町特定地域型保育事業の設備及び運営の認可基準に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。
- (なしの声)
- 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第2号議案飯島町特定地域型保育事業の設備及び運営の認可基準に関する条例について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 異議なしと認めます。従って第2号議案は原案のとおり可決されました。
- 議長 次に、第3号議案飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。
- (なしの声)
- 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第3号議案飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 異議なしと認めます。従って第3号議案は原案のとおり可決されました。
- 議長 次に、第4号議案飯島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。
- (なしの声)
- 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第4号議案飯島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 異議なしと認めます。従って第4号議案は原案のとおり可決されました。
- 議長 次に、第5号議案飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。
- (なしの声)
- 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第5号議案飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり

	り決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第5号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第6 請願・陳情等の処理についてを議題とします。 これから委員長報告を求めます。はじめに総務作業委員長から報告を求めます。 北沢総務産業委員長。
総務産業 委員長	<p>それでは総務産業委員会の請願・陳情に対する委員会審査報告を申し上げます。去る12月5日の本会議において当委員会に付託されました案件を審査するため、12月11日本委員会を開催をいたしました。最初に26陳情第13号「農業委員会、企業の農地所有、農協改革など農業改革に関する陳情書」の審査結果についてご報告を申し上げます。本陳情の提出者は上伊那農民組合代表、竹上一彦氏であります。参考人として陳情者であります竹上一彦氏の出席を願い、説明を求め審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり趣旨採択すべきものと決定をいたしました。審査の過程で出された主な意見としては、陳情の趣旨は理解できるが陳情書が提出された時期とその後の農業をめぐる情勢からみて関係する諸団体の動き、更には飯島町では地域複合営農への道が長い間取り組みが行われているが、このことが一部反映されていない部分があるので、この陳情は趣旨採択することがよい。この陳情に対しては時間的な経過を精査すると趣旨採択とし、意見書は陳情の趣旨を一部取り入れ、諸団体の動き、飯島町の状況を勘案し別途意見書を提出することがよい。</p> <p>次に、26陳情第18号「政府による緊急の過剰米処理を求める陳情書」について審査の結果をご報告申し上げます。本陳情の提出者は上伊那農民組合代表、竹上一彦氏であります。参考人として同人の出席を願い、説明を求め審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定をいたしました。なお審査の過程で出された主な意見でございますけれども、米作農家は米価の低迷、生産資材の高騰の中で米作りをしている、米は基幹食糧であり欧米各国も農業の保護をしている、政府は米価について責任ある政策を講ずべき、地域創生のためにも農家の生産意欲を失わせるべきではないので陳情に賛成。飯島町は米の生産調整を国の基準通りに実施してきた、全国の中には実施をしないところもある、これが過剰米を生む一因ともなっている、正直に実施してきたところが不利益を被ることのないような体制づくりが必要だ、当面する対策は陳情書でも言っている備蓄米などとし適正在庫調整をすることが必要と考えるので陳情者に賛成する。以上でございます。</p>
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。 次に社会文教委員長からの報告を求めます。 竹沢社会文教委員長。
社会文教 委員長	それでは社会文教委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る12月5日の本会議に

において本委員会に付託されました陳情2件について審査するため、12月11日本委員会を開催いたしました。まず26陳情第16号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」について、長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子氏から提出があり、同組合連合会副執行委員長、遠山計氏を参考人として出席を求め、説明願いました。結果、お手元の報告書とおりに採択すべきものと決定いたしましたのでここに報告いたします。主に出された意見は次のとおりであります。医療・介護現場は人手不足で若い人が就職しても離職者も多い厳しい現場である、陳情項目は必要であり本陳情を採択すべきだ。産業として命にかかわるものであり環境整備が必要、看護師は勤務が過酷である、今後は在宅医療、在宅介護の方向であり訪問介護など必要である、看護師および医師の確保は必要であり本陳情は採択すべきだ。

次に、26陳情第17号「介護従事者の処遇改善を求める陳情書」について、先程の陳情第16号同様に同組合連合会執行委員長、小林吟子氏から提出があり、同副執行委員長、遠山計氏を参考人として出席を求め説明願いました。お手元の報告書のとおり本陳情につきましては採択すべきものと決定いたしました。主に出された意見は次のとおりであります。介護従事者の平均賃金が90,000円も低いので国へ改善を求める。無償で介護をしていくことから始まった制度だが、医療技術等が必要で介護現場について国も国民も再認識し、大切な職場であり介護従事者の処遇改善は必要であり陳情採択に賛成。介護の職場はこれから男性職も多くなると予想される、安定して生涯働き続けられるための介護従事者の処遇改善が必要。以上、社会文教委員会の審査報告といたしますので、原案通り採択いただきますようお願い申し上げます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい
以上で生還・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
これから案件ごとに討論採決を行います。

はじめに26陳情第13号「農業委員会、企業の農地所有、農協改革など農業改革に関する陳情書」について討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから26陳情第13号「農業委員会、企業の農地所有、農協改革など農業改革に関する陳情書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳情は委員長報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。従って26陳情第13号は趣旨採択とすることに決定しました。

議長 次に26陳情第16号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」について討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから26陳情第16号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求

める陳情書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採決です。本陳情は委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って26陳情第16号は採決することに決定しました。

議長 次に26陳情第17号「介護従事者の処遇改善を求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから26陳情第17号「介護従事者の処遇改善を求める陳情書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採決です。本陳情は委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って26陳情第17号は採決することに決定しました。

議長 次に26陳情第18号「政府による緊急の過剰米処理を求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

6番

久保島議員

私はこの陳情は不採決とすべきの意見を述べさせていただきます。過剰米の処理だけでこの問題は済む問題ではないというふうに思っております。そもそも自由経済の中で米の生産調整、それから米価調整をするべきものではない。にもかかわらずですね、これは農家の安定化ということで図ってきた政策の中の一環でございますが、これはもう前時代的な政策であるというふうにとっております、ここは根本的な改革をしていく必要があるというふうに思います。従いましてこの過剰米処理だけを陳情するような陳情はふさわしくないというふうに考えておまして、これは不採決とすべきと討論させていただきます。

議長 賛成討論はありませんか。

5番

浜田議員

この陳情を採決すべきとの立場から討論いたします。そもそも、とりわけ飯島町にあっては農業は基幹産業であります。また農業というのは他の工業生産物と違って、生き物、生物を育てる産業であります。当然それは地域、国の気候条件、その他の条件によって様々な差があります。これを工業製品と同じような競争の世界にさらすことは決して正しい道ではないというふうに考えます。とりわけ地方が衰退しているという今、その地方を支える重要な農業の根幹をなす米価について、これは国が責任を持って保証することが地方創生というならば真っ先にやることではないかというふうに思います。その意味でこの陳情を採決すべきだというふうに考えます。

議長 他に反対討論ありませんか。

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

26陳情第18号「政府による緊急の過剰米処理を求める陳情書」について採決します。

この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立多数です。従って26陳情第18号は採択とすることに決定しました。

議長 日程第7 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、議会閉会中の継続審査について各委員長から申出があります。お諮りします。申出の案件について、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申出のとおり継続審査といたします。

議長 ここで休憩といたします。再開時刻を10時25分とします。休憩。

午前 9時54分 休憩

午前10時25分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

ただ今お手元へお配りしたとおり、堀内克美議員、折山誠議員、坂本紀子議員、浜田稔議員、橋場みどり議員から計7件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第7として議題にしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って議案7件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第12号「農林水産業・地域の活力創造プランの見直しによる農業改革を求める意見書の提出について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

議長 11番 堀内克美 議員。

11番

堀内議員

農林水産業・地域の活力創造プランの見直しによる農業改革を求める意見書見につきまして提案理由の説明を申し上げます。農林水産業・地域活力創造プランとは平成26年6月24日に閣議決定をされました経済・財政運営と改革の基本方針2014、まあいわゆる骨太方針といえるものですが、この中で規制改革委員会答申を受けて制定されたものがあります。今回、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など農業改革による陳情書が上伊那農民組合から8月26日付で提出をされていましたが、提出から4ヶ月を経過し、陳情の中には既に動き出している内容もありました。そこで内容を見直し、陳情の趣旨に乗って意見書提出をいたすものでございます。規制改革委員会の答申を受けて出された骨

太の方針、その中の農林水産業・地域の活力創造創生プランは農業委員会制度の見直しによる農地所有への企業参入を許し、農協の解体を進めるなど家族経営、集落営農による地域農業の崩壊を招く恐れがございます。町は農業を基幹産業として地域複合営農への道を主体にしました集落営農を4地区の営農組合を中心にして進めております。その4地区にはそれぞれの地区に「人・農地プラン」というものがございます。その「人・農地プラン」による農業の担い手、認定農業者を軸として農業委員会、農協の役割、これらを強化し日本の食糧自給率の向上を目指した農業振興を進めるべきものと思います。そんなようなことで今回の意見書の提出に至ったわけでございます。議員各位には趣旨にご賛同いただきますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

3番 本多 昇 議員。

3番

本多議員

農林水産業・地域の活力創造プランの見直しによる農業改革を求める意見書に賛成する立場から討論いたします。政府が行おうとしている農業改革は、日本の農業と国民の食を支えてきた集落営農や家族農業を否定しております。また農協改革は地域経済に貢献している農協の解体につながり、農村社会の構成に重大な影響を与えます。よって農林水産業・地域の活力創造プランの見直しによる農業改革を求める意見書に賛成いたします。全議員の賛同をお願いいたします。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第12号「農林水産業・地域の活力創造プランの見直しによる農業改革を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って発議第12号は原案のとおり可決されました。

議 長

追加日程第2 発議第13号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

10番 折山 誠 議員。

10番

折山議員

それでは発議13号の意見書に関わる提案趣旨の説明をさせていただきます。内容的にはただ今事務局長朗読のとおりでございます。て、私の経験をもって趣旨説明に代えさせていただきますたいんですが、私もあの大病で3週間ほど入院をした経験がございます。その

経験を通して、私の主治医はその3週間の間に顔を見ない日は一日だけでした。で、あとは昼も夜も私に添って見ていただいた、あのかなり崇高な志を持った技術の高いドクターだったわけでありまして。で、彼の勤務状況を見てみますと私が顔を見なかった一日は学会の研究会へ出席していた、つまり今の医学は日進月歩でそういう学会へも顔を出さなければならない、患者を抱えれば自宅へも帰れない、昼も夜も病院で勤務をしなければならない。特にあのここに掲げられているとおり夜勤を伴う病院の看護師、介護士、それからドクター、こういった皆さんの勤務の過酷さを身をもって体験をしてみたいという思いがあります。それが今日も国の努力にもかかわらず、その処遇の改善の形跡というのは見られない現状にあります。そういったことの中で、やはりあの良質な医療というのはやっぱり崇高な技術を持った一人の人間が、余裕のあることをもって人の手によって、人の心によって成り立つのが良質な医療だというふうに思いますので、これから在宅医療、高齢化、こういったことで更にあの医療にすぎる国民が増えていく中で、是非、関わる人たちの労働環境の改善によってその職場の人員の確保をするために、この意見書を上げてまいりたいというそういった趣旨でございますので、全議員の皆様のご賛同をいただきましてご決定賜りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

9番 三浦寿美子 議員。

9番

三浦議員

それでは賛成の立場で安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について賛成の意見を述べたいと思います。先程折山議員の提案のとおり、医療・介護に関わる労働者の勤務の実態は深刻な人員不足と夜間の長時間勤務など厳しい状況にあります。長野県医療労働者連合会の陳情の資料にありました、看護職員の労働実態調査報告書というのがありますが、看護の現場からの訴えは非常に厳しいものです。将来を担う若い看護師が、夜勤の疲れがとれない、残業代が出ない、休暇が取れないなど長時間労働の深刻な訴えと、仕事を辞めたい理由で一番多いのが人手不足で仕事がきついということが分かります。「辞めたいといつも思う」が25歳から29歳で23%を超えていること、「やりがいを感じない」がやはり25歳から29歳に多いことは深刻な問題です。このままでは将来を担う世代の看護師が減る可能性が高く、育っていかないことを実態調査からも感じ危惧するものです。国の政策として医師や看護職員、介護職員などの勤務環境の改善を進め、働きやすい環境を整えることで、看護師不足、医師不足などを解消すべきであり、意見書を関係機関に提出することに賛成するものです。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第13号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。従って発議第13号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第3 発議第14号「介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について」
 を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)
 議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
 2番 坂本紀子 議員。

2番
 坂本議員

介護従事者の処遇改善を求める意見書の趣旨説明をいたします。厚生労働省は高齢化の
 ピークは2025年で、それまでには介護職員が237万人から249万人必要と推計し
 ております。そのためには1年で68,000人から77,000人の職員が必要であると
 試算しています。当町でも現在、平成27年度から平成29年度における介護保険事業、
 高齢者福祉計画、障害者計画を作成中ではありますが、その中で介護認定者数の推計は2
 020年まで緩やかな増加傾向で、保険給付費もそれに伴い伸びていくと見込んでおりま
 す。昨年、県医療労働組合連合会が4年ぶりに介護職員約6,000人に労働実態調査を
 しました。回答は3,062人で、「健康不安を抱えている」61.1%、「月60時間
 以上の時間外労働をしている」2.3%、69人とされています。また1ヶ月の時間外労
 働で賃金不払いが6割もあり、その時間数は5時間から30時間が多く、サービス残業の
 実態が常態化していることがわかります。辞めたい理由の3つは、「人的不足で仕事がき
 つい」42.6%、「賃金が安い」35.7%、「思うように休暇が取れない」33.
 2%です。また同年齢の一般職員が250,000円であるのに対し看護師220,000円、介護福
 祉士は208,000円となっており、景気が回復すると介護職関係の者たちは賃金が安いので
 他の産業へ転職する人たちが多い現状であります。先の186通常国会では、介護・障
 がい福祉従事者の人材確保のための介護・障がい福祉従事者の処遇改善に関する法律が全会
 一致で可決されました。法律には具体的な処遇改善の額など明記されておりません。調査
 でもわかるように低賃金、重労働という介護現場の実態は、介護を担う職員の確保と経験
 のある人材の確保を困難にし、高い離職率の原因となる深刻な人的不足を引き起こしてい
 ます。以上の理由で国に要望するものです。皆様方のご賛同をお願いいたします。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。
 6番 久保島 巖 議員。

6番
 久保島議員

私は賛成の立場で意見を申し上げます。私の知人にも介護職を務めている者がございま
 して普段からその話を聞いております。非常に賃金は安い、労働はきつい、ということ
 でいつ辞めようか、いつ辞めようかということで相談も来ております。その中で本人たちの
 高い理想と崇高な福祉精神、それが曲げられていってしまう、そんな事態になっていると
 いうふうに思います。この意見書にありますように、専門職としてそれ相当の給与が支払
 われるように待遇、処遇改善をされていくことが望ましいと思います。意見書の提出をし、
 国に働きかけていくことが必要だというふうに思いますので賛成させていただきます。以
 上です。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第14号「介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について」を採決
します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第14号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第4 発議第15号「政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出につ
いて」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
(議案朗読)

事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
5番 浜田 稔 議員。

5番 浜田議員 それでは意見書の趣旨説明を申し上げます。趣旨そのものはあのただ今の意見書の文言で
基本的なところは尽くされていると思いますけれども、先程採択されました農林水産業創
造プランの見直しを求める意見書の趣旨との関係で一言申し上げたいと思います。飯島町
はご存じのように農業を基幹産業として、これまで町の大きな役割を果たしてきました。
その中核になっているのが地域複合営農への道の政策であります。これは法人、それから
それぞれの個別農家の大変有機的な結びつきの中で、町の環境を守り、農業を守り、産業
を守るという役割をこれまで果たしてきたと考えております。言うまでもなくその中心に
なっているのは米であります。そんな中で元々生産費が15,000円とも16,000円とも言わ
れているお米がこれだけの下落をしますと、この町の基幹産業を維持している構造そのも
のが危くなる、このことを私は強く懸念するものであります。一方でこの地域複合営農
への道に基づいて進められてきた飯島町の農業の政策というのは、この間全国的にも非常
に高く評価され、農林水産大臣賞も何回も受賞しております。その根底が揺るがされるこ
とがないよう、米価のきっちりとした維持を求めるべきであるというふうに考えます。以
上の趣旨に議員各位のご賛同を求めて説明といたします。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。
3番 本多 昇 議員。

3番 本多議員 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書に賛成する立場から討論します。主食の米
の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役目です。過剰基調が明確になっている今、
政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に過剰米処理を実施すべきです。よ
って政府による緊急の過剰米処理を求める意見書に賛成します。全議員の賛同をお願いい
たします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。

6番
久保島議員 私はこの意見書の提出には反対の立場で討論させていただきます。そもそも米価の決め方そのものにも疑問もあるところがございます。それから消費者米価については決して下落をしているという状況にはないというようなことでございます。また米の政策につきましても、単にこの過剰米を処理するだけでは済まない。もっと根本的なものを解決していく必要があるということで、この過剰米だけの処理を求める意見書については賛成しかねると。提出には反対するものでございます。

議長 賛成討論はありませんか。

11番
堀内議員 それでは意見書に賛成の立場で討論を申し上げたいと思います。平成29年度までは国の責任において米の生産調整を行うということになっております。30年からは生産者の自主調整ということでございますが、そういう形になっておりますが、現在政府が生産調整をして長野県が受けて上伊那が受けて飯島町とそういう形でやっております、飯島町はその基準に基づいた生産措置を行っておるわけでございますけれども、長野県内あるいは全国に置かれて、この国の基準を無視した栽培をしているところがありますので、意見書の中にある以外にも、そういう皆さんがおるために過剰米が多くできる、まあそんなように思っておりますので、やはりあの国で生産調整を行っているうちは、国がきちんとした生産調整をして農民のみなさんのそれぞれの平等に価格が設定されるようにしていくべきではないかなとこのように思います。現在、米の価格は入札制度で実施しておりますので価格の保障までは政府はしておりませんが、生産調整をきちっとすることによって価格も安定すると思っておりますので、この意見書に賛成いたします。

議長 反対討論はありませんか。
他に討論ありませんか。

8番
竹沢議員 同意見書を提出することに賛成の立場で申し上げます。一般質問でも申し上げましたけれども、現在ですね、今年の6月で我が国で220万トンの過剰米があるわけでございます。そこであのまあ農業団体等を中心に政府に対してもいろいろ要望を出しているところですけども、先の11月20日付をもちまして西川農林水産大臣が発表しましたように、そのうちの約20万トンをですね、要するに市場に出さないように倉庫で来年の11月まで抱き込むというの政策をとるということが発表されております。まあこれは1つの方法でございまして、これで全て解決するわけではございません。米価におきましてもここにいろいろ数字書いてありますけれども、実際の生産農家にとってみますと概算払いで今年10,200円であります。直接支払い制度も15,000円から7,500円に下がりました、土地利用型の農業者の皆さんも、中小の農業者の皆さんもこの米価下落によって大変厳しい状況を迎えておるわけでございます、今後、減反政策がなくなっていくとですね、更に米を生産する方の意欲がなくなってくるわけでありまして、これは米価の問題と同時にこの国における過剰米処理というものを一体のものとして捉えて、農政運動と含めて行

議 長 1番 北沢議員

つていくべき課題であります。そういう意味で賛成申し上げます。

他に討論はありませんか。

私もあのこの意見書を提出することに賛成の立場で意見を申し上げます。まああの当町の農業の一環は土地利用型でございまして、この農地がですねもし米価が下がることによって農家の生産意欲が失われて、放棄地、まあ遊休農地になった場合に、その計り知れない環境への影響が考えられるわけでございます。まあそういった意味において当町は特に農業、米作を中心とした土地利用型で産業が大きく成り立っているわけでありまして、そのことは単に米を作って主食米を確保するというだけではなくて、環境の問題にも大きく影響をしているわけでございます。こういった多面的な農業の果たす役割を考えたときに、生産費が 16,000 円かかるとも言われている中で、この米価の急落というのは非常に影響が大きいというふうに考えますので、緊急な対策ということにおいては今回の意見書を是非採択をいただきたいというふうに考えるところであります。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 15 号「政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について」を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。起立多数です。従って発議第 15 号は原案のとおり可決されました。

議 長

追加日程第 5 発議第 16 号「特殊詐欺被害を防止し、町民の安全と安心を確保する決議について」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

7番 橋場みどり 議員

7番 橋場議員

それでは「特殊詐欺被害を防止し、町民の安全と安心を確保する決議書」に対する提案に対する趣旨説明を行います。国民の生活を脅かす大きな社会問題になっている特殊詐欺の被害は平成 25 年に入り激増し、長野県内の被害件数も平成 24 年には 88 件、25 年には 195 件と増えており、昨年 1 年間で被害額が 10 億円を超えております。上伊那地域でも今年 10 月末までの「オレオレ詐欺事件」が被害数が 47 件が報告されております。飯島町でも 11 月に 80 歳代の女性が架空請求による被害に遭いそうになりましたが、アルプス中央信用金庫職員の機転により災害が未然に防がれました。この事例の経緯でございますが、被害に遭いそうになった方は娘さんと 2 人暮らしの 80 歳代の女性です。娘さんは日中は勤めておられます。11 月 12 日に女性宅に東京の会社の人間から電話がありました。「他の会社の金の販売の件で誤ってあなたの名前で申し込みをしてしまった、あなたからこの旨を相手方の会社に電話しキャンセルしてほしい」という内容。言われた会

社へ販売申し込みのキャンセルの電話をしたところキャンセル料を請求された。困って電話があった会社へまた電話をしたところ、「相手の会社に名義貸しであったことを正直に話しキャンセル料を免除してもらおうようにしたら」と言われた。再度相手の会社に電話したところ「名義貸しは犯罪である。民事罰、刑事罰の対象となる犯罪だ、裁判を起こす名義貸しであることは初めから分かっていた」などとまくし立てられ混乱してしまった。金の代わりに 13,500,000 円を払えば裁判を勘弁してやると言われた。最初に電話があった会社に電話したところ 5,000,000 円出してもらえばこちらで解決してやる。裁判もなくなると言われた。この間、何度かやりとりがあり、11月14日にアルプス中央信用金庫の支店に出向き 5,000,000 円を下ろそうとしたところ、不審に思った窓口の職員に事情を聴かれ相談し被害を防ぐことができました。本人もおかしいおかしいと思いつつも、娘さんにもあるいは親戚の者にも相談することなく行動してしまいました。こういう誰に相談することもできないというようなことも大きな原因の1つになっております。今年も昨年を上回るペースで推移しており、巧みな話術に依然として歯止めがかからず、今後も更に被害の拡大が懸念されます。特殊詐欺は家族への愛情を悪用し人々の不安や弱みにつけ込み、抵抗力、判断力の弱い高齢者を標的にする決して許すことのできない卑劣な犯罪です。特殊詐欺の被害から町民の財産を守るためには、関係機関、自治体による広報活動、相談体制の充実及び自主防犯活動に対する支援、金融機関窓口における積極的な声掛けによる水際対策の推進、事業者による犯罪情報の提供協力、被害に遭いやすい高齢者を見守るネットワークの構築とともに、地域社会、特に家庭における絆を醸成し、町民一人ひとりの危機意識を高めるなど、あらゆる施策を講じて取り組む必要があります。よって本町議会は町民生活の安全安心を確保する立場から、関係機関団体と連携を強化するとともに、町民と一体となり特殊詐欺の被害から町民の財産を守るため全力で取り組んでいくことをここに決意いたします。皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

4番 中村明美 議員。

4番

中村議員

それでは「特殊詐欺被害を防止し、町民の安全と安心を確保する決議」に賛成討論をいたします。当町においても残念ながら1件の2,000,000円という架空請求の特殊詐欺の被害を被っております。疑う余地を与えない巧みな手口でだまし取る特殊詐欺は根絶していかなければなりません。当町では地域資源ネットワークという機関で取り組みの動きが出ておりますけれども、まだまだ町民への浸透は浅いのが現状です。毎年新しい手口でこの特殊詐欺が多く発生しております。今後さらに地域全体で危機感を高め、啓発に努めて、町民の財産を守ることが必要だと思えます。よってこの決議に賛成といたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第16号「特殊詐欺被害を防止し、町民の安全と安心を確保する決議につ

いて」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って発議第16号は原案のとおり可決されました。

議 長

追加日程第6 発議第17号「国による森林整備の推進を求める決議について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

5番 浜田 稔 議員。

5番

浜田議員

それでは国による森林整備の推進を求める決議についての趣旨説明を行います。決議文案に示しているとおり、既に輸入木材に押されて日本の林業は経営が非常に厳しい状態に置かれています。その一方で戦後次々に進められた人工林は、現在日本の国土の約4分の1、10万平方キロを占めるという広大な面積を占めています。その人工林の管理は地元で求められている、この現状がずっと続いてきているというふうに私は認識しております。その負担は地域の負担はここに書いてあるとおり大変重いものになっています。その一方で森林が果たす役割、とりわけ日本の国土の7割以上が森林を占めているという、この日本の国土で森林の果たす役割は非常に大きいものがあるというふうに考えております。ブナ林に示しているとおり二酸化炭素を吸収し地域にきれいな水を供給し、更には漁業にも影響を与えているのではないかと思います。かつて南米のコロンビアだったと思いますけれども、乱開発が行われて、その結果実は漁業までもが壊滅的な打撃を受けたという事例がございました。まあここに示されているように森林というのはその所有している、あるいはそこに存在している地域の問題だけではなくて、国全体に関わる重大な課題であるというふうに考えます。そういった意味でこの森林整備を国の責任において、この国土を守るという大きな立場から推進していただくべきだという意味でこの決議を提出するものであります。議員の皆様のご賛同を求めて趣旨説明にいたしたいと思っております。

議 長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

10番 折山 誠 議員。

10番

折山議員

それではあの賛成意見を申し上げます。あのちょっと状況を町内の状況を申し上げますと、国有林、標高の高いところは国有林でございますが、ご承知のとおり営林機能というのは国の組織の中でもかなり弱体をして、なかなか手の入らない状況。またあの町はどうかって言いますと、町当局の皆さんはご承知のとおり予算の確保がなかなかできずに、本来行うべきに山林の手入れは確保できた予算の範囲内で多分行っているのが現状だと思っております。個人有林はどうかって言いますと、分収林が多くて、先程地元が責任を負わされているという提案者の趣旨説明がありましたが、実はどこへ行ったかわからない所有者の不明な山も数多く存在しております。また高齢化による歳の方でもう山へは行けない方もその管理の責を負わされております。山道づくりは出られなければ出不足金を払っている。その方はもう山をどのように活用していいかわからないのにそういう状態です。区有林は

私も50年来関わってまいりましたが、最初は希望を持って、この山が売れる頃には区費はいらないんじゃないかと、こういうことの中で皆で燃えてやってきましたが、未だに区費はとられておりますし、その労役は区民に皆重くのしかかっております。こういった現状の中で山が荒れているのはみなさんご承知のとおりでございます。もはや公的な機能を維持していくためには、これは所有者であるとか、農山村部がということではなくて、国が本来行うべきものという認識の方へ方向転換をしていただく政策をとっていただきたいというこの思いの決議案に賛成を申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第17号「国による森林整備の推進を求める決議について」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第17号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第7 発議第18号「国による森林整備の推進を求める意見書の提出について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
(議案朗読)

事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
10番 折山 誠 議員。

10番
折山議員

国による森林整備の推進を求める意見書の提案趣旨の説明を申し上げます。先程ご決議をいただいたのは、この目的をもって町に働きかけを行うご決議をいただきました。このものは議会自らも国に働きかけていく、県へ働きかけていくという意志を表したものでございます。ちょっとあのご理解を深めるためにこれまでの経緯を申し上げますと、この意見書に至るまでには議会と町の財産を管理される林務委員さんとの懇談会の席上、林務委員さんから、この町の森をどうこれから管理しようとしているのか、どう考えているのかという素朴な疑問が投げかけられまして、議会全員協議会の場で検討した結果、5人ここに名前を掲げておる5人が、県の森林・林業・林産業活性化議員連盟に所属するそのもので対応をとるという議会全員協議会の意向を受けて検討した結果、このような形に持ち上げていこうとこうといったような経過がございます。1人の町民の皆さんの声がこう経過を踏んでこの意見書にたどり着いてきているということで、やはりあの町民の多くの皆さんが町の山林の将来に憂いと危惧を抱いているということであり、これは長野県民の思いであり国民全体の思いであることを申し上げまして、皆様の全員のご賛同をお願い申して提案趣旨の説明とさせていただきます。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。
5番 浜田 稔 議員。

5番

浜田議員

ただ今の趣旨説明にもありましたように、私たちは多かれ少なかれこの町に関わる森林に強く関わっております。その現状は再三説明されたとおりであります。これが町民にとっての御荷物ではなくて、本来の地方の財産になることをやはり国に大きく推進していただきたいと、このことを強く希望するものであります。そういう趣旨でこの意見書に賛成いたします。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第18号「国による森林整備の推進を求める意見書の提出について」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って発議第18号は原案のとおり可決されました。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町 長

それでは12月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る5日から本日まで11日間の会期をもって開催をされました12月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただきまして、上程をいたしました各案件の全てを原案のとおり議決をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。併せて議案審議や一般質問を通じていただきました貴重なご意見ご提案等を胸に留め置き、今後の町政運営に全力で努めてまいりたいと考えております。

さて、昨日は衆議院議員総選挙が実施をされ、引き続き安倍政権が国政を担当する見込みとなりました。今後、町政運営とも直結をしておりますが、これからの国政がどのように変わっていくのか特に注視をしております。いずれにいたしましても政府はしっかりと聞く耳を持って、景気回復をはじめ国民本位で地方重視の明るい展望の開ける政治を切に期待してやみません。町といたしましては平成27年度に向けた予算編成の時期ともなっておりますので、これら今後の国の動向を見ながら、この後開催をされます議会全員協議会におきまして報告を予定しております実施計画をベースにして、これから編成作業を進めてまいります。国におきましては今後補正予算及び新年度予算編成とともに地方創生2法に基づく取り組みや、継続して東日本大震災などの災害復興、消費税の増税延期に伴うなど年金、医療、介護等増え続ける社会保障費などの財源確保の問題、デフレ脱却、田安対策、景気回復、集団的自衛権の今後の個別の法案審議、TPP問題、少子高齢化対策等々、まあ極めて広範に亘る課題が山積をし議論をされることと思います。現段階、国政におきましては不透明な点が多々多いわけではあります。町におきましては行財政改革を進めながら、予算編成にあたりましては限られた財源を大切にしまして、基本構想に基づくまちづくりを進め、町民の皆さんの負託に応えるべく努力をしまして

いりたいと考えております。何とぞご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ところで今年一年の世相を一字で表す今年の漢字に、「税」という文字が選ばれました。税金の税の字でございます。消費税が8%となり家計への負担が増したことや、税金の使い方を決める一部の国会議員や県会議員の政治とカネの問題が頻繁に取沙汰をされまして、このことがその理由に挙げたとされております。飯島町は町内3校に税に関する作文・書道を募集し、300点以上の多くの応募があり、つい先週、表彰式を行いました。いずれも力作揃いで子どもの頃から税に対する正しい知識と理解を身に付け、租税教育を推進することは極めて大切であるというふうに思います。なおまた本年度、飯島町は税の徴収率等、税に取り組んだ結果が高く評価をいただき長野県知事表彰を受賞をいたしました。納税にご理解ご協力をいただきました町民の皆様に感謝を申し上げながら、取り組んだ職員の努力を多としたいと思っております。この税の漢字を揮毫されました清水寺の森清範貫主は、国民の税に対する目が非常に厳しいことが改めて示されたというふうに話されました。そういう意味でも町といたしましても、皆さんからいただいた貴重な税金を適正より効率的に使わなければならないというふうに考えております。

さて、今年も余すところ2週間余りとなりました。本年は異常気象ともいわれる中、長野県内におきましても大きな災害に見舞われた年でもありました。幸いにも当町においては大雪の他には大きな災害が発生をしませんでしたが、未だに多くの方が仮設住宅等で冬を迎え、雪や厳しい寒さとの戦いが始まっているわけであり。国による十分な支援対策がなされて一刻も早い復興復旧を心から願ってやみません。私たちはそうした被災地の皆様に思いを寄せつつ、被災地の皆さんが元気で新しい年を迎えられますように、また新年こそ幾多の試練を乗り越えて日本中が明るい年となりますように切に願っているところでございます。

最後になりましたが、議員各位には今年1年間のご苦勞ご協力に対しまして衷心よりお礼を申し上げますとともに、いよいよご健勝で良い年を迎えられ、飯島町の発展のため一層のご活躍を心からお祈りを申し上げます。12月議会定例会のごあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長

以上をもって、平成26年12月飯島町議会定例会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

午前11時41分 閉会

上記の議事録は、事務局長 宮沢卓美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員